

千葉県 県民活動推進計画 令和5～7年度



チーバくん

令和5年3月
千葉県

誰もがあたりまえのように県民活動に参加し、
地域のみんなの力で未来を切り開く千葉県を目指します。

あいさつ

少子高齢化の急速な進行や価値観の多様化などにより、地域コミュニティの機能低下が進む中、共生・共助の精神の下、県民一人ひとりが地域課題を自分のこととして捉え、主体的・自発的に取り組むとともに、市民活動団体、企業、行政など多様な主体が連携・協働して取り組むことがますます重要となっています。

こうした中、千葉県では、ボランティア活動や市民活動団体の活動など、県民が自発的に地域に存在する様々な課題の解決を図り、地域社会をより豊かにしていこうとする社会貢献活動である「県民活動」を促進するため、「千葉県県民活動推進計画」を策定し、各種施策を展開してまいりました。

ここ数年の新型コロナウイルス感染症の拡大により、県民活動を巡る環境は厳しいものとなっておりましたが、一方で東日本大震災や令和元年房総半島台風等の経験を踏まえ、「共助」の重要性が強く再認識されており、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に展開してきたボランティア活動への参加機運の醸成などの各種取組の成果をレガシーとして、地域に波及させていく必要があります。

そこで、県民活動の更なる促進を図り、多様な主体が連携・協働して様々な地域の課題解決に取り組む千葉県を創るため、令和5年度を初年度とする新たな計画を策定しました。本計画では、「誰もがあたりまえのように県民活動に参加し、地域のみんなの力で未来を切り開く千葉県」を目指し、その実現のために取り組むべき方向性を示しています。

一人でも多くの方が、自分らしい関わり方、自分に合ったスタイルで県民活動に参加し、共に支え合い、豊かな未来を切り開いていくことができる千葉県の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたって熱心に御議論いただいた「千葉県県民活動推進懇談会」の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せくださいました県民の皆様や関係団体及び市町村関係者の皆様に心から厚く御礼申し上げます。

令和5年3月

千葉県知事 熊谷 俊人

目次

第1章	計画策定の基本的な考え方.....	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の性格	
3	計画の期間	
第2章	県民活動の必要性とその意義.....	4
1	県民活動の定義	
2	県民活動の必要性	
3	県民活動の意義	
4	主な主体とその役割	
第3章	前計画における県の取組と評価.....	8
1	前計画における取組状況	
2	成果指標の状況	
第4章	県民活動を取り巻く情勢と課題.....	15
1	社会環境の変化とそれに伴う課題	
2	県民活動をめぐる現状と課題	
第5章	施策の方向性.....	32
1	目指す千葉県の姿	
2	施策の体系	
第6章	推進体制及び進行管理.....	40
1	推進体制	
2	進行管理	

資料編

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

人口減少や少子高齢化の急速な進行、社会経済のグローバル化や高度情報化の進展など、我が国を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。

また、個人志向の高まりや価値観の多様化などにより、地域における人と人とのつながりが希薄化するなど、地域コミュニティの機能低下が進んでいます。

これらを背景に、各地域では医療・福祉や子育て、防災・防犯、まちづくり、環境保全など、複雑かつ多岐にわたる課題が山積し、加えて度重なる自然災害や今般の新型コロナウイルス感染症の拡大が、県民生活や地域経済に甚大な被害と影響を及ぼし、こうした課題の解決をさらに困難にしています。

このような中、地域課題を解決し、地域の活力を維持・向上させていくためには、行政による従来型の施策や支援だけでなく、共生・共助の精神の下、県民一人ひとりが様々な地域課題を自分のこととして捉え、主体的・自発的に取り組むとともに、各種制度や分野の縦割りを超えて、市民活動団体、企業、行政など多様な主体が連携・協働して取り組むことがますます重要となっています。

千葉県では、これまで県民が自発的に地域に存在する様々な課題の解決を図り、地域社会をより豊かにしていこうとする社会貢献活動を「県民活動」と位置付け、「千葉県県民活動推進計画」を策定して、県民活動への理解や参加の促進、市民活動団体等の基盤強化等の支援、地域の様々な主体と市民活動団体等の連携・協働の促進などに取り組んできました。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、市民活動団体やボランティアの活動は休止や縮小を余儀なくされており、地域における各主体との連携・協働の取組も停滞するなど、県民活動を巡る環境は厳しいものとなっています。

一方で、東日本大震災や令和元年房総半島台風等の経験を踏まえ、地域に住む人々が助け合いながら地域の課題を主体的に解決しようとする「共助」の重要性が多くの人々に強く再認識されており、地域の課題を主体的・自発的に解決しようとする意識は高まっています。

また、前「千葉県県民活動推進計画（平成30年度～32年度）」（以下「前計画」という。）の下、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）を契機に展開してきたボランティア活動への参加機運の醸成や共生・共助の社会を担える人材の育成など、各種取組の成果をレガシーとして各地域に波及させていく必要があります。

そこで、前計画における取組の成果と課題、県民活動を取り巻く環境の変化等を踏まえ、県民活動の更なる促進を図り、地域住民、市民活動団体、企業、行政など多様な主体が連携・協働して様々な地域の課題解決に取り組む千葉県を創るため、新たな「県民活動推進計画」を策定することとします。

2 計画の性格

本計画は、「千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～」を踏まえる^{*1}とともに、前計画の基本的な考え方を継承し、県民活動の推進のために県として取り組むべき方向性等を定めるものです。

3 計画の期間

様々な社会環境の変化に迅速に対応できるよう、令和5年度から令和7年度までの3年間を計画期間とします。

¹ 千葉県総合計画では、「基本目標・目指す姿」の一つに、「多様な主体が連携・協働し様々な課題解決に取り組んでいる千葉」を掲げ、その実現に向けた取組の一つとして「県民活動の推進」を位置付けています。(第3章)

また、基本目標を達成するための重点的な施策・取組として、「政策分野V-2 連携・協働による社会づくり」に、県民活動の推進のための取組を位置付け、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組むこととしています。(第5章)

なお、全庁の様々な分野の取組に広く関係する「施策横断的な視点」として、「千葉の総力を結集した県づくり」「SDGsの推進」「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーの活用」等を掲げ、各施策の着実かつ効果的な推進を図ることとしています。(第4章)

用語について

ボランティア

自らの意志で社会貢献活動を行う個人をいい、公共性、自発性、先駆性、無償性などがその活動の特徴とされています。なお、交通費や食費などの活動に伴う経費の実費支給のほか、低額の謝礼を受け取る活動形態もあり、一般的に有償ボランティアと言われます。

また、町会・自治会の活動やPTA活動、交通安全活動などの地域における活動も、ボランティア活動のひとつです。さらに、民生委員や児童委員、保護司など、法制度に基づいて行政への協力活動や地域社会での活動を委嘱されるボランティアについては、行政委嘱ボランティアと言われます。

市民活動団体

市民の自発性に基づき、地域や社会の課題解決のために自立的・継続的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体をいい、「Non-Profit Organization」の略語であるNPOという名称でも広く知られています。

福祉やまちづくり、環境など、様々な分野で活動しており、NPO法人のほか、ボランティア団体など法人格を持たない任意団体を含み、法人格の有無は問いません。

中間支援組織

地域社会や市民活動の変化、ニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者と市民活動団体の仲立ちなどの役割を担う組織、団体です。

主体としては、市町村の設置する市民活動支援センターや、社会福祉協議会の設置するボランティアセンター、さらには市民活動団体などがあります。中間支援組織は専門性や経験も活かしながら、以下のような様々な役割や機能を果たしています。

- ・市民活動の相談、問題解決への対応
- ・個人や市民活動団体、企業、行政などの連携・協働のコーディネート
- ・市民活動団体への情報提供、調査研究、提言活動
- ・市民活動団体への活動場所の提供、備品の貸出 など

地縁団体

町会や自治会など、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体を指します。

協働

対等な二者以上の主体が共通の目的を持ち、それぞれの特性や強みを生かして協力して取り組むことをいいます。市民活動団体、地縁団体、企業、行政等の多様な主体の協働により、相乗効果や新たな取組の創出などが期待できます。

第2章 県民活動の必要性とその意義

1 県民活動の定義

県民活動とは、県民が自発的に地域に存在する様々な課題の解決を図り、地域社会をより豊かにしていこうとする社会貢献活動を意味します*¹。

その主な担い手は、ボランティアや市民活動団体ですが、活動の内容により町会・自治会等の地縁団体、社会福祉法人、一般社団法人・一般財団法人、協同組合や企業などの活動も含まれます。

2 県民活動の必要性

近年、急速に進行する人口減少や少子高齢化により、人口構造の変化や地域経済の縮小が進むとともに、個人志向の高まりや価値観の多様化が更に進み、人々のニーズやライフスタイルも多種多様に変化しています。

これらを背景として、地域社会を支える担い手不足や人と人とのつながりの希薄化などが深刻化し、地域の連帯感や日常の支え合いの活動が衰退するなど、一人ひとりの豊かで安心・安全な生活を支える地域コミュニティの機能が低下しています。

こうした中、県内の各地域では、都市部から農村部まで、その地域特性に応じて、医療・福祉や子育て、防災・防犯、まちづくり、環境保全など、複雑かつ多岐にわたる課題が山積し、自然災害や感染症の拡大が、これらの課題の解決をさらに困難にしています。

誰一人取り残さない、持続可能な地域社会を構築するためには、行政による従来型の施策や支援だけではなく、県民の自発的な課題解決に向けた社会貢献活動である県民活動が大変重要となっています。

地域に山積する課題の例

- ・単身高齢者や高齢夫婦のみの世帯の増加
- ・孤独死
- ・子育て家庭の孤立化、虐待、子どもの貧困、ヤングケアラー問題*²
- ・買い物難民の増加
- ・後継者不足に伴う技能や事業継承の困難化、休廃業の増加
- ・耕作放棄地や空き家の増加
- ・手入れ不足の森林の増加、放置竹林の拡大 など

¹ より一般的な用語として「市民活動」があります。この「市民」は特定の市に居住する住民という意味ではなく、社会的存在としての個人を意味します。市民活動に関して都道府県域を意識した用語が「県民活動」です。

² 本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

3 県民活動の意義

(1) 社会参加と自己実現

県民活動は社会参加の絶好の機会であり、自己の個性や能力を発揮し、地域における居場所や役割を見出したり、自己研鑽の場ともなります。

また、近年、社会的・公共的な目的のために、職業上のスキルや専門知識を活かして行うボランティア活動であるプロボノ^{※1}が広がりつつあります。プロボノを通じて、新たな人間関係ができたり、社会的・公共的な役割を果たすことによる充足感が得られるなど、「自己実現」を図る上でも大きな意義を持っています。

(2) 県民主体の地域づくり

県民活動は、県民が地域や社会の課題に対し、参加、協力して自ら解決していく活動です。

県民の一人ひとりが地域の課題を自分のこととして捉え、その解決に主体的・自発的に取り組むことにより、地域に存在する多様な資源を掘り起こし、知恵を結集させてその地域に適した選択を重ねていくことで、地域の実情に応じた県民主体の地域づくりを実現し、地域の自主性や自立性に基づく個性ある地域の発展と新たな価値の創造を促します。

(3) 共生・共助の精神により培われた地域社会の実現

複雑化・高度化する課題を解決するためには、個人の多様な価値観や意思を尊重しながら、新たな「つながり」を構築し、共に作り上げていく、「共生」と「共助」の精神が大変重要です。

県民活動はそれぞれの価値観や意思に基づいて多様に展開されており、県民活動に参加することで、自己の個性や能力を発揮し、地域に新たな関係性を生み出すとともに、支援する・されるという一方的な関係を超えて、互いに支え合い、共に課題を解決していく共生・共助の精神により培われた地域社会の実現につながります。

¹ 語源はラテン語の「Pro Bono Publico（公共善のために）」

4 主な主体とその役割

県民活動の推進にあたっては、各主体の自主的な取組とともに、各主体が互いにその特性や果たすべき役割を理解し、共通認識をもって連携して取り組んでいく必要があります。

○県民（地域住民）・ボランティア

- ・県民一人ひとりが、地域社会の担い手であることを認識し、地域の現状に関心を持つことが求められます。
- ・ボランティアとして地域での活動に参加したり、市民活動団体へ寄附をするなど、自分に合ったスタイルで、県民活動に参画していくことが期待されています。

○市民活動団体

- ・団体が持つ専門性、先駆性、柔軟性、地域性、多元性などの特性を活かし、地域課題の解決に向けて主体的に取り組んでいます。
- ・県民にボランティアとして県民活動への参加機会を提供することが期待されています。
- ・地域全体として課題解決力を高めるため、連携・協働の中心となって各主体をつなぎ、コーディネートする役割が期待されています。

○地縁団体

- ・地域の住民で構成される最も身近なコミュニティであり、地域住民相互のつながりを深めるとともに、防犯活動や防災活動、ゴミ処理や地区清掃などの生活環境維持活動など、コミュニティを維持していくための基礎的な機能を果たしています。
- ・地域課題が複雑化・高度化していることから、専門性や地域性を有する市民活動団体などと連携・協働して地域課題の解決に取り組むことが期待されています。

○社会福祉協議会

- ・地域福祉や防災などに関し、地域の実情に応じた各種取組を実施するとともに、ボランティアセンターを設置するなど、地域住民の県民活動への参加促進を図っています。
- ・地域福祉の充実のため、専門性や地域性を有する市民活動団体などと連携・協働して、地域の特性に応じた取組を実施することが期待されています。

○学校・大学

- ・これからの地域社会を担う子どもたちに対して、県民活動の役割や重要性などについての学習機会を設け、県民活動への理解促進を図ることが期待されています。
- ・地域の活性化や子どもたちが安心して暮らせる環境づくりのため、地域における様々な主体と連携・協働しながら教育活動に取り組むことが求められています。
- ・大学は、地域社会をフィールドとして高度な研究活動を展開し、その結果得られた知見をもって実践的に地域社会に助言をすることが期待されています。

○企業

- ・企業として経済活動を行うだけでなく、地域社会を構成する一員として、地域での活動に参加したり、市民活動団体へ寄附をするなど、自ら社会貢献活動を行うことが求められてい

ます。

- ・ボランティア休暇を設けたり、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進することなどにより、従業員の県民活動への参加を促進することが期待されています。
- ・企業が持つ各種資源やノウハウを使い、市民活動団体などと連携・協働して地域課題の解決に取り組むことが期待されています。

○行政

県は広域自治体として、市町村は基礎自治体として、「補完性の原理」に基づき、県民活動の推進のため、連携・協力して取り組みます。

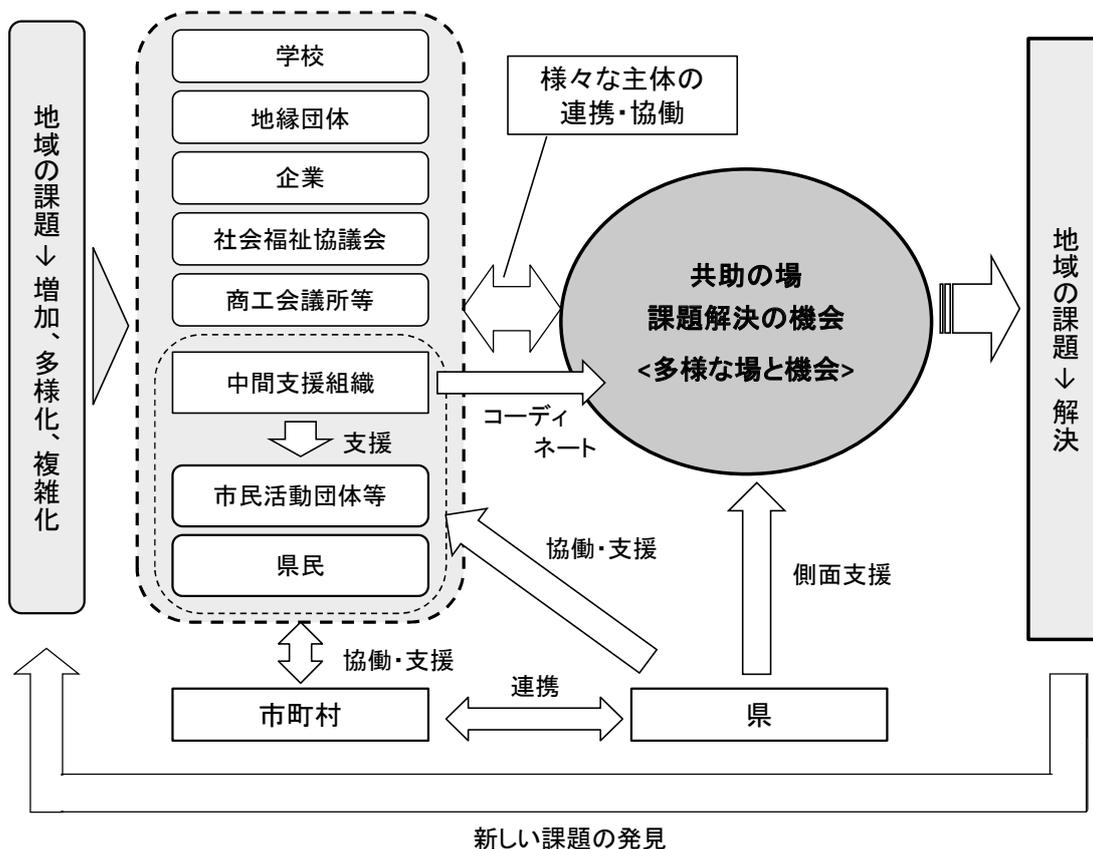
<県>

- ・県民活動を県全体で推進していくため、県民活動の動向調査や分析を行い、広域的な視点で県民活動を発展させていくための基盤づくりを行います。
- ・各地域における県民活動の特性や課題に応じ、市町村と連携して施策を実施するとともに、必要に応じて市町村を支援します。

<市町村>

- ・地域の住民に最も身近な基礎自治体として、地域の課題解決に向け、市民活動団体の支援を行うとともに、様々な主体と連携・協働し、住民主体の地域づくりを進めていくことが求められています。

【様々な主体による地域課題解決のイメージ】



第3章 前計画における県の取組と評価

1 前計画における取組状況

県では、前計画に基づいて県民活動を推進する様々な施策を実施してきたところです。

目指す千葉県の姿を「誰もがあたりまえのように県民活動に参加し、地域みんなで創る支え合いと活力のある千葉県」とし、以下の4つの柱をもとに事業を展開してきました。

- (1) 県民活動への理解や参加の促進
- (2) 地域コミュニティを支える人材づくり
- (3) 市民活動団体等の基盤強化等の支援
- (4) 地域の様々な主体と市民活動団体等の連携・協働の促進

それぞれの柱における具体的な取組は次のとおりです。

(1) 県民活動への理解や参加の促進

県ホームページやメールマガジンに加え、YouTube、Facebook など SNS を活用し、広く県民活動に関する情報提供を行ったほか、市町村等が行う県民活動の推進に資する取組への協力・支援を通じて、県民活動の普及啓発に努めました。

また、東京2020大会を契機に、ボランティア活動への参加意識を高めていただくため、身近で気軽にできる“ちょっとした”ボランティア「#ちょいボラ」の普及キャンペーンを展開したほか、市民活動団体等からの企画提案により、「ボランティア参加促進事業」を実施するなど、ボランティア活動への体験機会を提供することにより、県民活動への参加促進を図りました。



「#ちょいボラ」

東京2020大会の期間中に、千葉県を訪れる観客や旅行者に向けて、歓迎の気持ちを込めた手作りのお土産（おもてなしグッズ）を募集。気軽に楽しく取り組めるボランティア活動として、多くの県民がこの取組に参加し、折り鶴やお守りなど、約3万点のおもてなしグッズが集まりました。



ボランティア参加促進事業

「着物体験でもてなそう！サーフィンのまち一宮、千葉と世界をつなぐおもてなしボランティア」

着付けや和裁、語学などの特技を活かして、国内外からの旅行者をおもてなしするボランティアの育成に向け、ボランティア講習会や体験プログラムを実施しました。

(2) 地域コミュニティを支える人材づくり

東京2020大会を契機とした人材づくりの取組として、大会期間中、千葉県を訪れる観客や旅行者等に対し、会場周辺駅や主要駅、空港などで交通案内・観光案内等の「おもてなし」を行う都市ボランティアの育成・運営を行いました。

新型コロナウイルス感染症の影響で、大会が無観客開催となったため、駅や空港などで活動を行うことはできませんでしたが、オンラインを活用し、海外に向けて本県の魅力を分かりやすく紹介するバーチャルツアーを開催したほか、成田空港にモニターを設置し、帰国する選手や大会関係者等をお見送りするなど、工夫を凝らして、「おもてなし」の活動を行いました。

また、次世代を担う若者のボランティアマインドの醸成と参加機会の確保を図るため、中・高校生の年齢を対象として、都市ボランティアとともに活動を行う「都市ボランティア体験プログラム」を実施しました。体験プログラムについても、無観客開催となったことを受けて、駅や空港などでの活動は中止となりましたが、オンラインを活用し、成田空港におけるユニバーサルデザインや多文化共生に関する施設について学習し、英語を交えながら、空港案内の練習を行いました。



都市ボランティアの活動①

海外に向けて、都市ボランティアが千葉県の食や名所を紹介するバーチャルツアーを開催しました。



都市ボランティアの活動②

成田空港にモニターを設置し、オンラインで帰国する選手や大会関係者等にメッセージを送りました。



都市ボランティア体験プログラム

千葉県の顔である成田空港に、楽しく心地よく滞在していただくための案内について、グループワークを行いました。

(3) 市民活動団体等の基盤強化等の支援

市民活動団体等が安定的・継続的に活動できるよう、組織運営力、事業開発力、資金調達力等の向上を図るため、「市民活動団体マネジメント講座」を実施しました。

また、中間支援組織や市町村で構成する「市民活動支援組織ネットワーク会議」を開催し、構成団体の支援機能の向上のため、先進事例の情報共有や研修等を実施し、市民活動団体への支援体制を強化しました。



市民活動団体マネジメント講座

市民活動団体等を対象に、会計処理・労務、事業戦略や資金調達などに関する講座を実施しました。



市民活動支援組織ネットワーク会議

中間支援組織の支援機能の向上を図るため、それぞれの取組やノウハウ等に関する情報共有やワークショップなどを行いました。

(4) 地域の様々な主体と市民活動団体等の連携・協働の促進

県内各地で、今後の地域づくりで必要となる協働の手法を学ぶとともに、市民活動団体、企業、大学などによる協働の取組を共有し、意見交換などを行う研修会を実施しました。

また、優良事例の表彰等により、地域の課題解決に向けた連携の取組や仕組みづくりへの支援を行いました。



協働によるコミュニティづくりの普及・促進事業
協働の手法を学び、その地域の課題や特性に応じた協働の取組を共有し、意見交換などを行う研修会を実施しました。



ちばコラボ大賞表彰式 兼 事例発表会

県内各地で行われている、様々な主体の連携による課題解決の取組の中から、優れた事例に取り組んでいる団体を表彰しました。事例発表を併せて行い、取組を学ぶ場としました。

2 成果指標の状況

前計画で定めた施策の方向性の成果を表す指標は、次のとおりの結果となっています。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、県民活動が休止や縮小されたことなどにより、ほとんどの指標で、令和2年度の数値が前年度比マイナスとなり、7つの指標のうち5つが目標を達成することができませんでした。

(1) 県民活動への理解や参加の促進

目標項目	目標 R2年度	H30年度	R元年度	R2年度
市民活動団体、ボランティア活動に関心がある人の割合 ^{*1}	55.0%	45.1% (+3.2p)	48.9% (+3.8p)	46.1% (-2.8p)
ボランティア活動に参加したことがある人の割合 ^{*1}	40.0%	28.2% (-5.7p)	43.6% (+15.4p)	45.3% (+1.7p)

「市民活動団体、ボランティア活動に関心がある人の割合」については、増加傾向にありましたが、令和2年度において前年度比で2.8ポイント減少し、目標を達成することはできませんでした。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会経済活動全体が停滞したことによるものと考えられます。

一方、「ボランティア活動に参加したことがある人の割合」については、令和元年度調査から、設問におけるボランティア活動の説明として、交通安全運動、道路や公園等の清掃など具体的な事例の説明を加えたところ、令和元年度に大幅に増加しました。

なお、「市民活動団体、ボランティア活動に関心がある人の割合」と「ボランティア活動に参加したことがある人の割合」を比べると、令和元年度は5.3ポイントの差がありましたが、令和2年度では、0.8ポイント差まで縮まっており、関心を持つだけにとどまらず、具体的な活動に一步踏み出していることがうかがえます。

¹ いずれも、県政に関する世論調査結果より

(2) 地域コミュニティを支える人材づくり

目標項目	目標 R 2 年度	H 3 0 年度	R 元年度	R 2 年度
ボランティア活動に継続して参加している人の割合※ ¹	20.0%	8.9% (-1.2p)	17.2% (+8.3p)	14.9% (-2.3p)

「ボランティア活動に継続して参加している人の割合」については、前述したとおり、令和元年度調査から、設問におけるボランティア活動の説明として、交通安全運動、道路や公園等の清掃など具体的な事例の説明を加えたところ、令和元年度には前年度比で8.3ポイント増加しました。

しかしながら、令和2年度に2.3ポイント減少し、目標を達成することはできませんでした。これは新型コロナウイルス感染症の拡大による県民活動の停滞が影響していると考えられます。

¹ 県政に関する世論調査において「ボランティアとして活動したことがありますか」との設問に対し「定期的に活動している」と「ときどき活動している」と回答した割合の合計値

(3) 市民活動団体等の基盤強化等の支援

目標項目	目標 R 2 年度	H 3 0 年度	R 元年度	R 2 年度
市民活動団体の活動へ参加 (活動・寄附・支援) している人の割合 ^{*1}	37.0%	28.3% (-4.5p)	31.6% (+3.3p)	28.3% (-3.3p)
寄附を受けたことがある NPO法人の割合 ^{*2}	60.0%	56.5% (-2.9p)	54.2% (-2.3p)	63.0% (+8.8p)

「市民活動団体の活動へ参加（活動・寄附・支援）している人の割合」は、30%前後で推移し、目標値を達成することはできませんでした。なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大による市民活動団体の活動休止や活動頻度の低下が大きく影響し、減少したものと考えられます。

一方、「寄附を受けたことがあるNPO法人の割合」は、令和2年度に前年度比で8.8ポイント増加し、目標を達成しました。これは、クレジットカードや電子マネーなど寄附手段の多様化やクラウドファンディングなど新たな寄附手法の普及などが一因と考えられます。

¹ 県政に関する世論調査結果より

² 千葉県NPO法人実態調査結果より

(4) 地域の様々な主体と市民活動団体等の連携・協働の促進

目標項目	目標 R 2 年度	H 3 0 年度	R 元年度	R 2 年度
地域の様々な主体と連携している市民活動団体の割合※ ¹	72.0%	66.0% (-3.8p)	66.7% (+0.7p)	64.7% (-2.0p)
市町村行政・県行政と市民活動団体との協働事業の件数※ ²	650件	635件 (+20件)	632件 (-3件)	479件 (-153件)

「地域の様々な主体と連携している市民活動団体の割合」は、65%前後で推移しており、目標値には達していないものの、全体の約3分の2の団体が「連携している」状況となっています。

また、「市町村行政・県行政と市民活動団体との協働事業の件数」については、令和2年度に大きく減少し、目標値を達成することはできませんでした。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、市町村や県の各事業が中止となったことが影響しています。

¹ 千葉県NPO法人実態調査結果より

² 千葉県NPO・ボランティア関連事業一覧及び県内市町村NPO・ボランティア関連事業一覧より
(千葉市は独自集計のため、件数に含まれていません。)

第4章 県民活動を取り巻く情勢と課題

1 社会環境の変化とそれに伴う課題

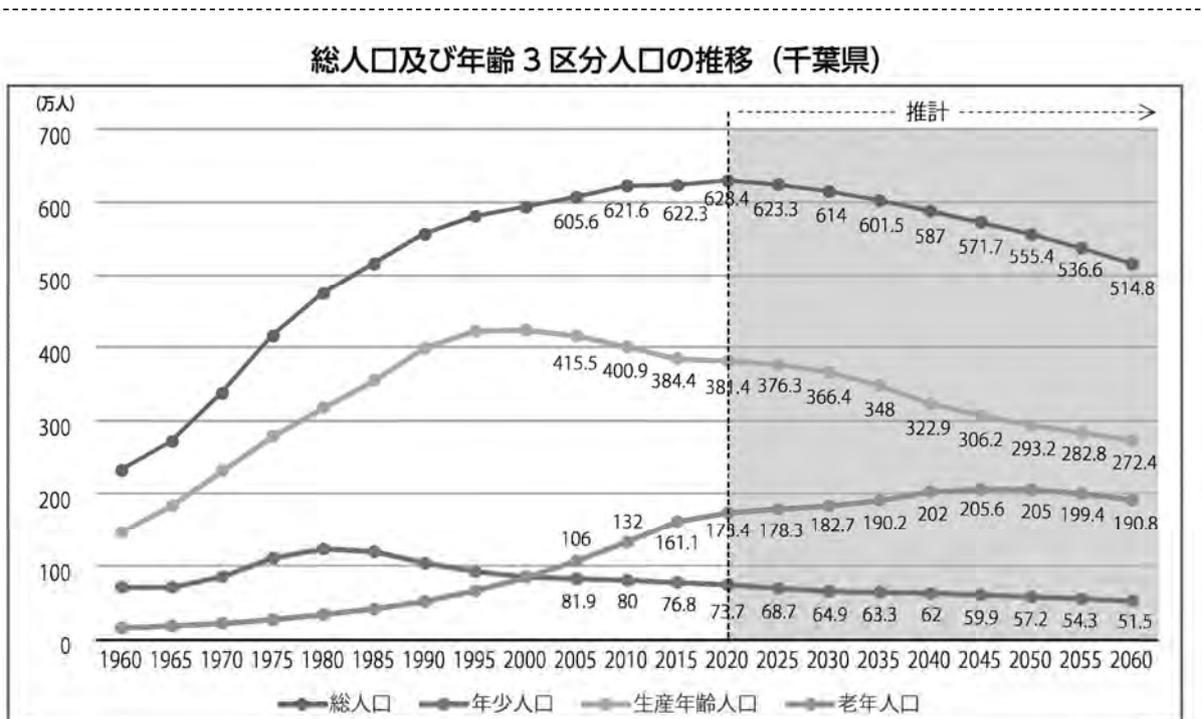
(1) 人口減少・少子高齢化の進行

本県の人口は、少子化の進行に伴い、平成23年（2011年）に死亡数が出生数を上回る自然減となり、令和3年（2021年）には社会増による人口増加を自然減による人口減少が上回る、総人口減少時代に入りました。

令和3年度（2021年度）に県が行った将来人口推計（5年ごとの推計）では、令和2年（2020年）に628万4千人であった本県の人口は、年々減少していき、令和42年（2060年）には514万8千人まで減少することが予想されています。

また、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年度（2025年度）には、約3.5人に1人が高齢者となる見込みであり、総人口が減少する中であっても、高齢者人口は令和27年（2045年）頃まで増え続け、高齢化率はその後も上昇する見込みです。

このように急速に進む人口減少・少子高齢化の中、地域が活力を維持し、誰もが安心して生活していくためには、地域における支え合いの活動が不可欠です。このため、県民活動の推進に向け、ボランティア活動や市民活動団体の活動など県民活動への理解を深めるとともに、意欲ある多くの県民が地域で活躍できる環境の整備を図ることが重要です。



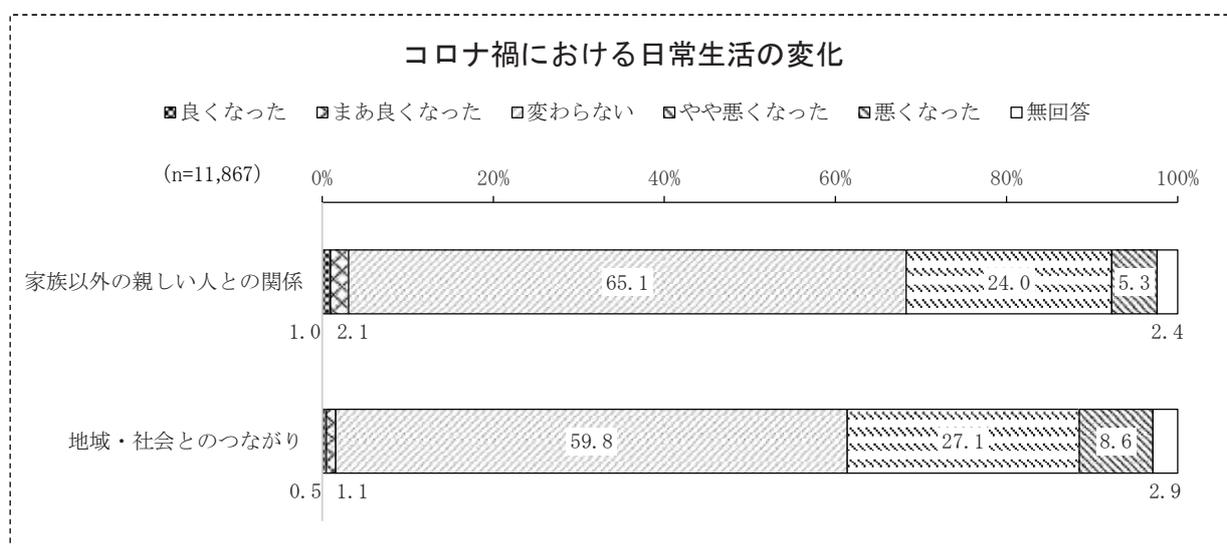
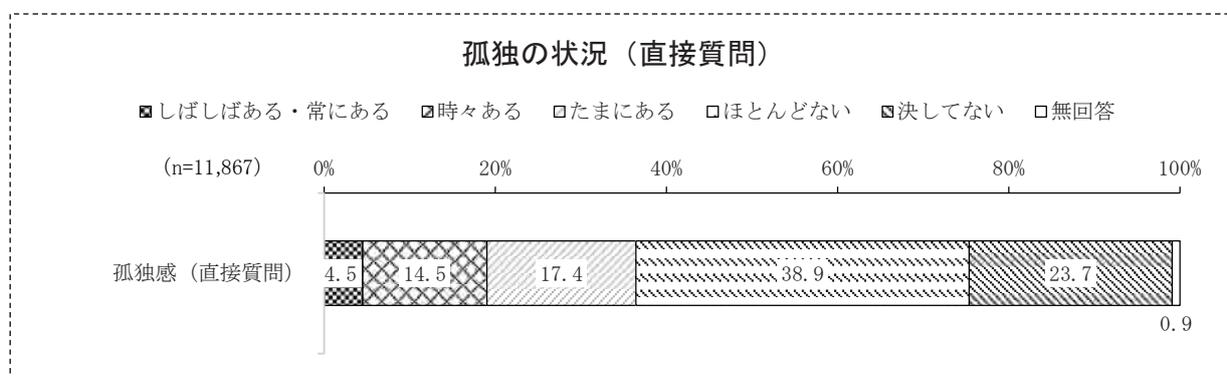
資料：1960～2020年は総務省「国勢調査」。2021年以降は千葉県推計

「千葉県総合計画 ～新しい千葉の時代を切り開く～」より

(2) 孤独・孤立^{※1}の問題の深刻化

核家族化、未婚化・晩婚化を背景とした単身世帯や単身高齢者の増加、また雇用形態の多様化や所得格差の拡大、さらに多様な価値観やプライバシーを尊重する価値観の浸透など、社会環境が大きく変化する中、家庭や地域、職場などにおいて人と人とが関わり合い、つながり合う機会が減少しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、あらゆる場面において人との交流が制限されたことで、これまで内在化していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しています。

令和3年に国が行った調査^{※2}によれば、孤独感があると回答した人の割合^{※3}は、36.4%に上っており、心身の健康や社会生活への悪影響が懸念されています。孤独・孤立は誰にでも起こりうる問題として、一人ひとりが認め合い、支え合う、共生・共助の精神により培われた誰一人取り残さない社会づくりが強く求められています。



¹ 一般に、「孤独」は主観的概念で、ひとりぼっちと感じる精神的な状態を指し、「孤立」は客観的概念で、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す。なお、孤独・孤立対策においては、当事者や家族等が「望まない孤独」及び「孤立」を対象とする。（孤独・孤立対策推進会議「孤独・孤立対策の重点計画」より）

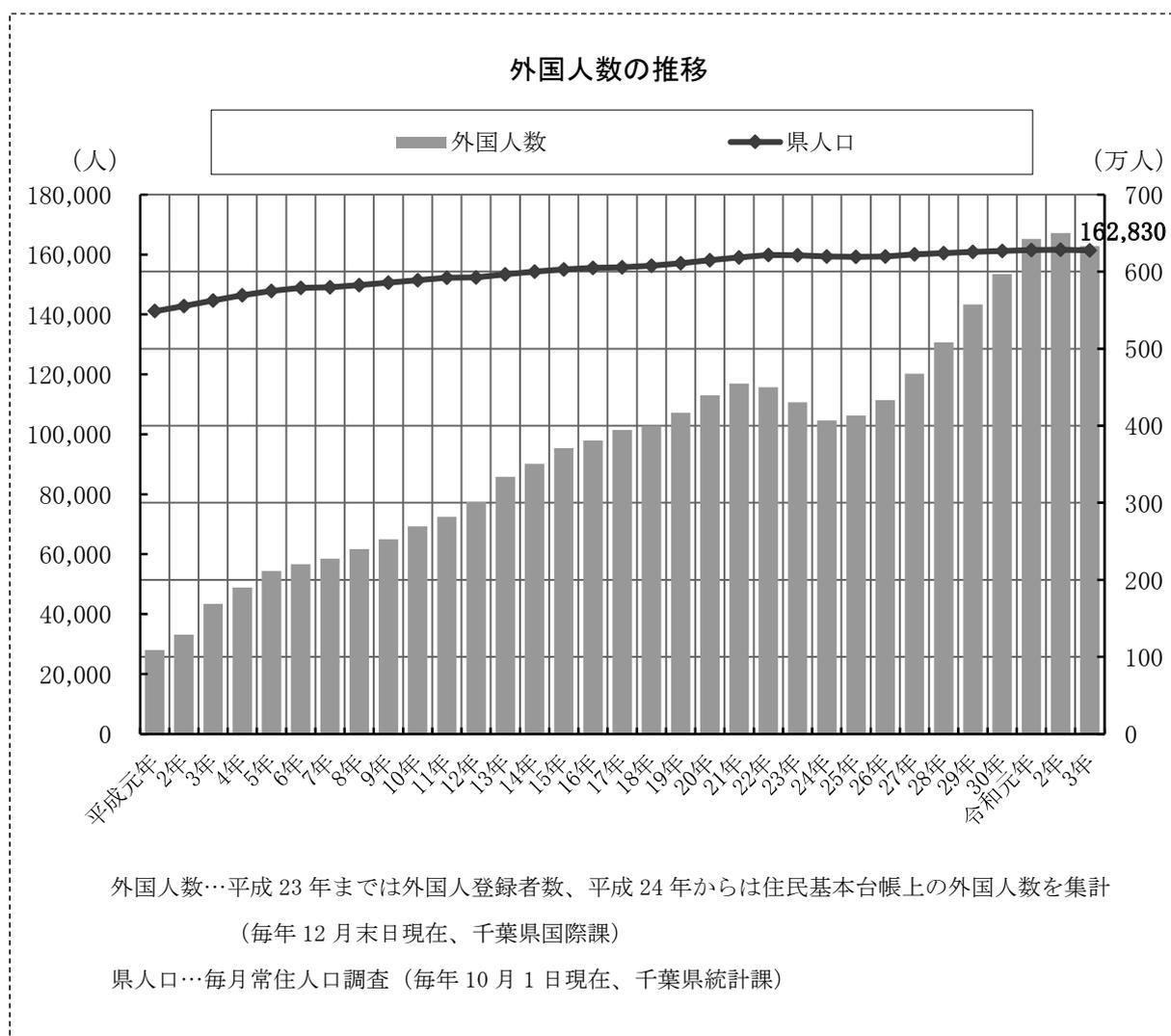
² 内閣官房「人々のつながりに関する基礎調査（令和3年）」

³ 「しばしばある・常にある」「時々ある」「たまにある」の回答の合計値

(3) 外国人の増加

本県の外国人数は令和3年(2021年)12月末時点で、162,830^{*1}人となっています。平成23年(2011年)からの10年間で県人口と外国人数の増加率を比較すると、県人口が約1%の増に留まるのに対し、外国人数は約4.7%増と大幅に増加しています。

社会や経済のグローバル化が進む中、言語・文化・生活様式の違いを認め合い、お互いを尊重しながら、外国人県民^{*2}を含めた全ての県民が地域社会の担い手として、共に助け合って活躍していくという視点がより一層重要となっています。



¹ 千葉県国際課調査より

² 国籍にかかわらず、日本以外の多様な言語や文化的背景を有する県民のこと(「千葉県多文化共生推進プラン」より)

(4) デジタル社会の進展

I C T（情報通信技術）の発達により、高度化・多様化した I C T サービスが私たちの生活に浸透し、生活を支える重要な社会インフラとなっています。さらに、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、テレワークやオンライン診療、オンライン授業、キャッシュレス決済などが急速に普及し、生活のあらゆる場面で I C T の利活用が進んでいます。

こうしたデジタル社会の進展に伴って拡大・浸透しつつあるのが、シェアリングエコノミーです。シェアリングエコノミーとは、インターネットを介して、個人と個人・企業等との間で、活用可能な資産（空間、モノ、スキル等）をシェア（売買・貸し借り等）する新たな経済モデルを言います。

インターネット上で行われるボランティアマッチング（人材やスキルのシェア）やクラウドファンディング（お金のシェア）などもシェアリングエコノミーの一形態であり、県民活動の分野においても、デジタルの持つ大きなチカラを活かして、新たな活動やサービスを生み出し、地域課題の解決につなげていくことが期待されています。

(5) 災害・感染症等のリスクの増大

近年、地球温暖化等の影響で、災害の激甚化や新たな感染症流行のリスクが高まっています。

本県でも、東日本大震災や令和元年房総半島台風等の一連の災害により、県民生活や各産業に大きな被害が生じました。また、新型コロナウイルス感染症は、令和2年（2020年）1月に国内で初めて感染者が確認されてから、波状的に感染者の増加と減少が繰り返され、完全に収束するには至っていません。

こうした災害や感染症などは、多くの尊い命を奪い、精神的・経済的に安定した生活を一変させ、特に社会的に立場の弱い人々をより困難な状況に追い込みます。未曾有の災害や感染症に直面し、危機を乗り越えるためには、「自助」「共助」「公助」が一体となって取り組むことが重要です。

特に、ボランティアや市民活動団体による支援活動は、地域の特性や実情に応じて、迅速できめ細やかな対応が可能であり、その重要性はますます増しています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、ボランティアや市民活動団体の活動の多くが、休止や縮小に追い込まれるなど、十分に活動できない状況が続いています。こうした中、I C T を有効に活用しつつ、対面と非対面の活動を組み合わせながら、効果的・継続的に活動することが重要です。

(6) ワーク・ライフ・バランスの推進

長時間労働による心身の健康への悪影響や生産性の低下、また育児・介護と仕事の両立など働く人のニーズの多様化を背景に、長時間労働の是正や自身のライフスタイルに合わせて働くことのできる職場環境の整備が進められています。

こうしたワーク・ライフ・バランスの推進の取組のほか、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、テレワークの導入が一気に進み、家庭や地域で過ごす時間が長くなったことで、ワーク・ライフ・バランスへの意識は更に高まっています。

このような中、働く人たちが、地域の現状に関心を持ち、仕事で培った知識や経験を活かして、県民活動の担い手として活躍できる環境の整備が重要となっています。

(7) SDGsの進展

SDGsとは、持続可能な世界を実現するための国際社会全体の普遍的な目標です。SDGsの浸透に伴い、社会課題の解決に向けた事業を展開したり、経営戦略の一つとして地域貢献や社会貢献の活動に取り組む企業が増えてきているほか、国内外の人権や環境などの社会問題に関心を持つ人が増え、エシカル消費^{※1}やフェアトレード^{※2}が注目を集めるなど、世界の企業活動や人々の消費行動が変わりつつあります。

SDGsの17番目の目標である「パートナーシップで目標を達成しよう」は、協働の考え方そのものであり、誰一人取り残すことのない、持続可能な地域社会の構築に向けて、市民活動団体や地縁団体、企業や行政など、様々な主体による連携・協働の取組の更なる推進が期待されています。



¹ 人や社会、環境に配慮して商品やサービスを選んで消費すること。エシカルとは倫理的・道徳的の意味する

² 公正な貿易を意味し、発展途上国の農作物や製品を適正な価格で継続的に取引すること

2 県民活動をめぐる現状と課題

県が実施する各種調査の結果^{*1}から、本県の県民活動をめぐる現状をまとめるとともに、それらを踏まえて、県民活動の促進のための課題を整理します。

I 県民活動の現状

(1) 県民活動の理解・参加

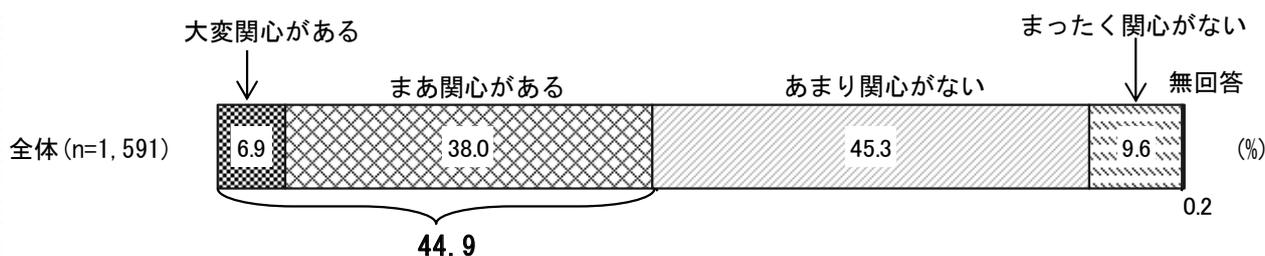
○県民活動に関心がある人、実際に活動している人の割合は共に4割台半ば。一方で、継続的に活動に参加している人は1割程度にとどまっている

第63回県政に関する世論調査（令和4年度）によると、「市民活動団体の活動や、ボランティア活動に関心がある」と回答した人の割合^{*2}は44.9%、また、「ボランティアとして活動したことがある」と回答した人の割合^{*3}は44.2%となっており、4割を超える方が県民活動に関心を示すとともに、実際に活動に参加しています。

一方で、継続的にボランティア活動に参加している人の割合^{*4}は12.7%で、第56回県政に関する世論調査（平成30年度）の8.9%から上昇したものの、継続的な活動には結びついていないことがうかがえます。

問 市民活動団体*の活動や、ボランティア活動に関心がありますか。（単数回答）

* 「市民活動団体」とは、市民の自発性に基づき、福祉や子育て支援、まちづくり、環境等様々な分野の地域課題の解決のために、自立的・継続的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体（行政が認証したNPO法人やボランティア団体等任意団体）です。



¹ 県政に関する世論調査の結果の表記に関しては、比率はすべて百分比で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出したため、合計が100%にならないことがある。また、複数の選択肢を合わせた表記の回答割合は、選択肢の回答者人数を合わせた値を、全回答者で割った値を採用しているため、選択肢の回答割合を単純に足した値と異なることがある

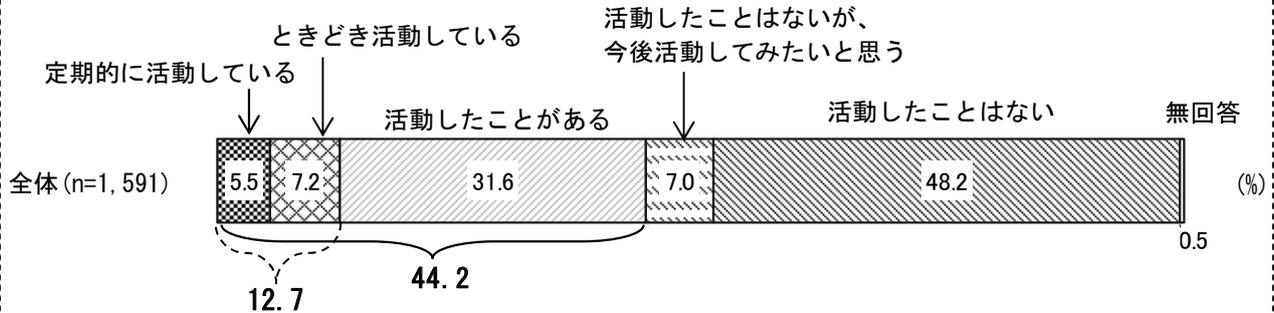
² 「大変関心がある」「まあ関心がある」の回答の合計値

³ 「定期的に活動している」「ときどき活動している」「活動したことがある」の回答の合計値

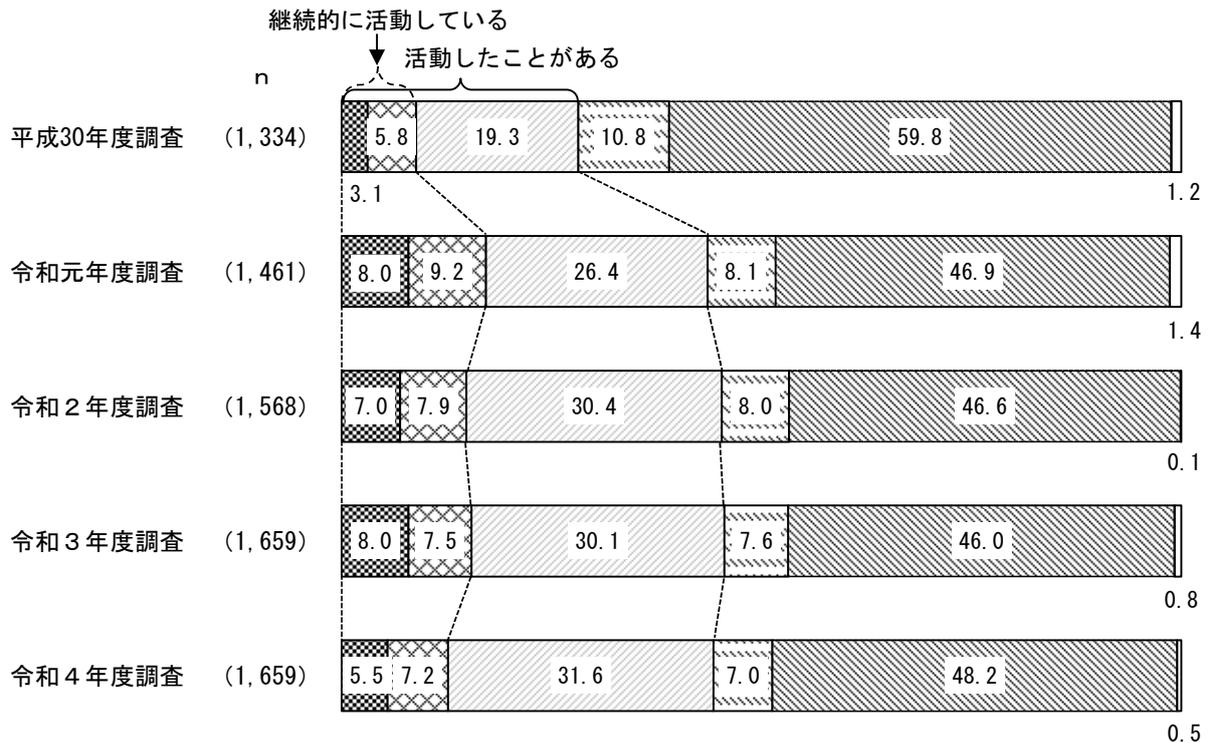
⁴ 「定期的に活動している」「ときどき活動している」の回答の合計値

問 ボランティアとして活動*したことがありますか。(単数回答)

* ここでいう「ボランティア活動」とは、市民の自発性に基づき地域や社会に貢献する活動（町会・自治会の活動、PTAの活動や学校行事の手伝い、子ども会の活動、交通安全運動、道路や公園等の清掃なども含む）のことであり、市民活動団体が行うボランティア活動への参加のみならず、個人として行うものを含むボランティア活動全般を指します。



[参考] ボランティア活動経験の推移

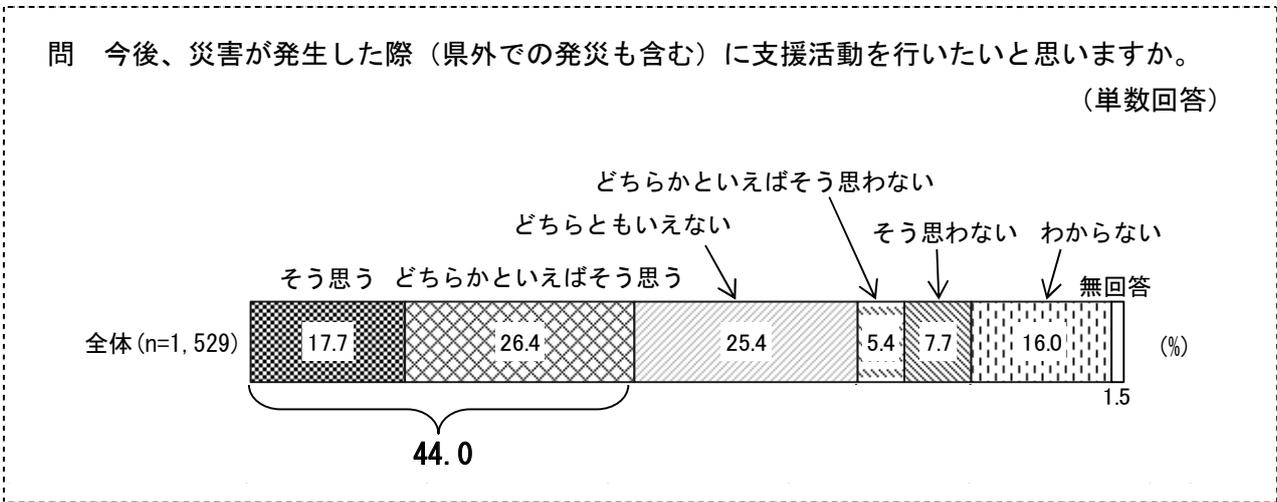
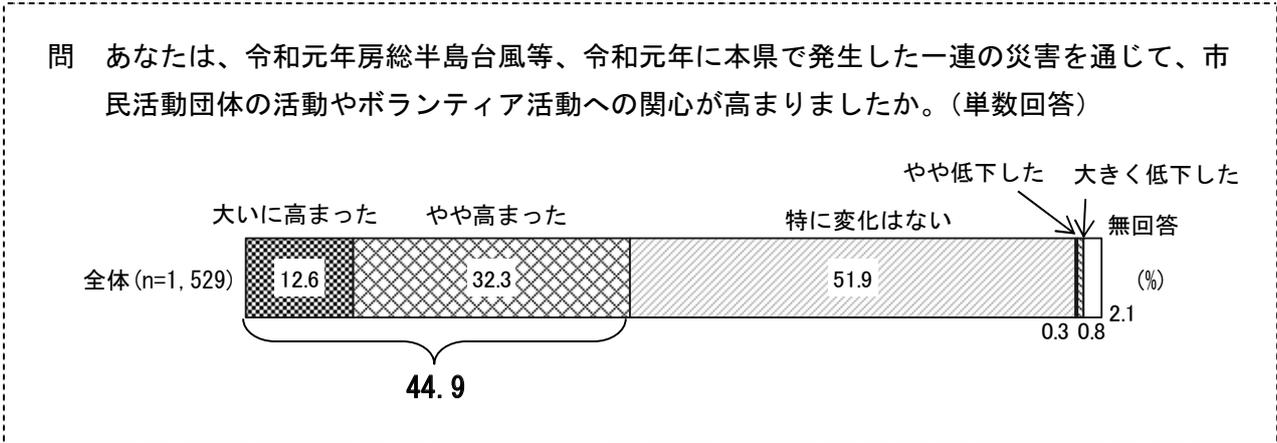


- 定期的に活動している
- 活動したことがある
- 活動したことはない
- ときどき活動している
- 活動したことはないが、今後活動してみたいと思う
- 無回答

○令和元年房総半島台風等の災害により、県民活動への関心や参加意欲は高まっている

第61回県政に関する世論調査（令和2年度）によると、令和元年房総半島台風等、令和元年に本県で発生した一連の災害を通じた、市民活動団体の活動やボランティア活動への関心度について、「特に変化はない」と回答した人の割合が51.9%と最も多かったものの、「高まった」と回答した人の割合^{*1}も44.9%と4割を超えています。

また、「今後、災害が発生した際（県外での発災も含む）に支援活動を行いたいと思う」と回答した人の割合^{*2}は44.0%となっており、災害を契機として、県民活動に対する関心や支援活動への参加意欲が高まっています。



¹ 「大いに高まった」「やや高まった」の回答の合計値

² 「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の回答の合計値

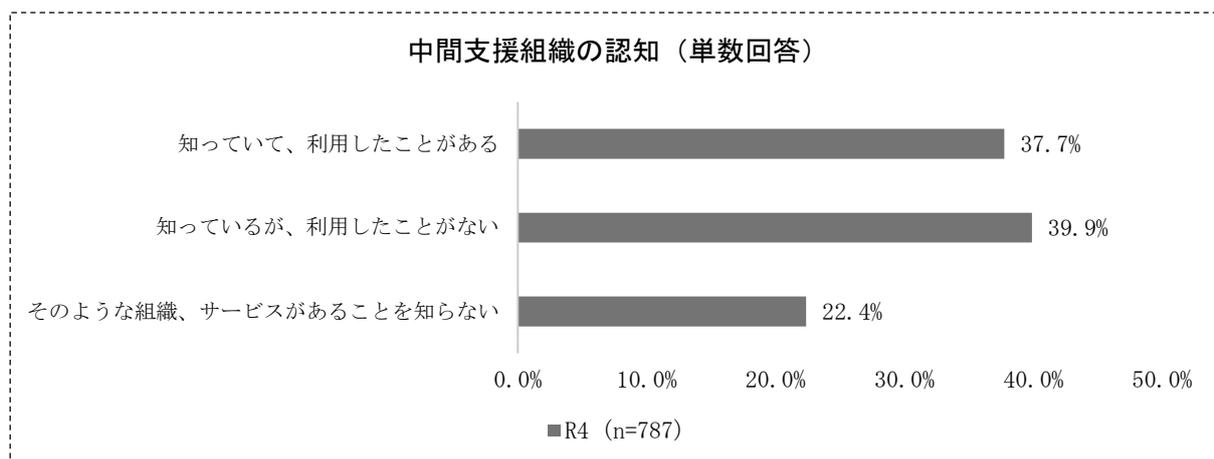
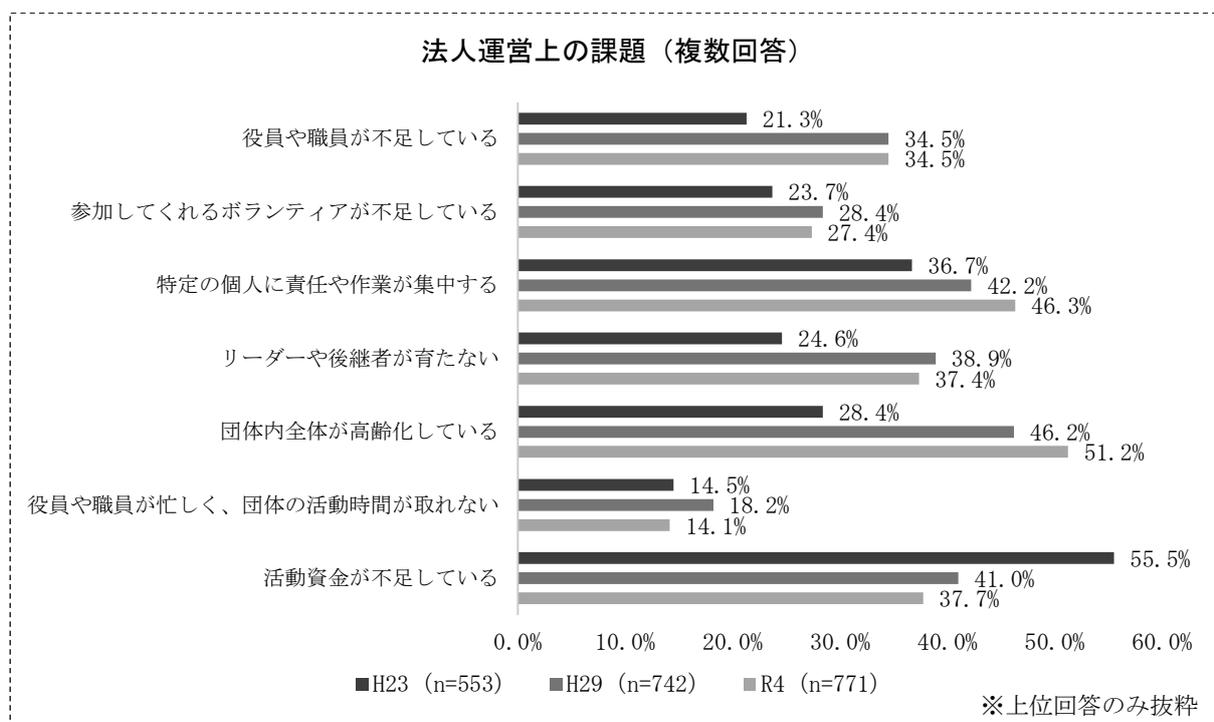
(2) 市民活動団体の状況

ONPO法人における運営上の課題は、団体の高齢化がトップで5割を超える

令和4年度千葉県NPO法人実態調査（以下「令和4年度法人実態調査」という。）によると、法人の運営上の課題は、「団体内全体が高齢化している」が51.2%と半数を超え、「特定の個人に責任や作業が集中する」が46.3%、「活動資金が不足している」が37.7%、「リーダーや後継者が育たない」が37.4%で続いています。

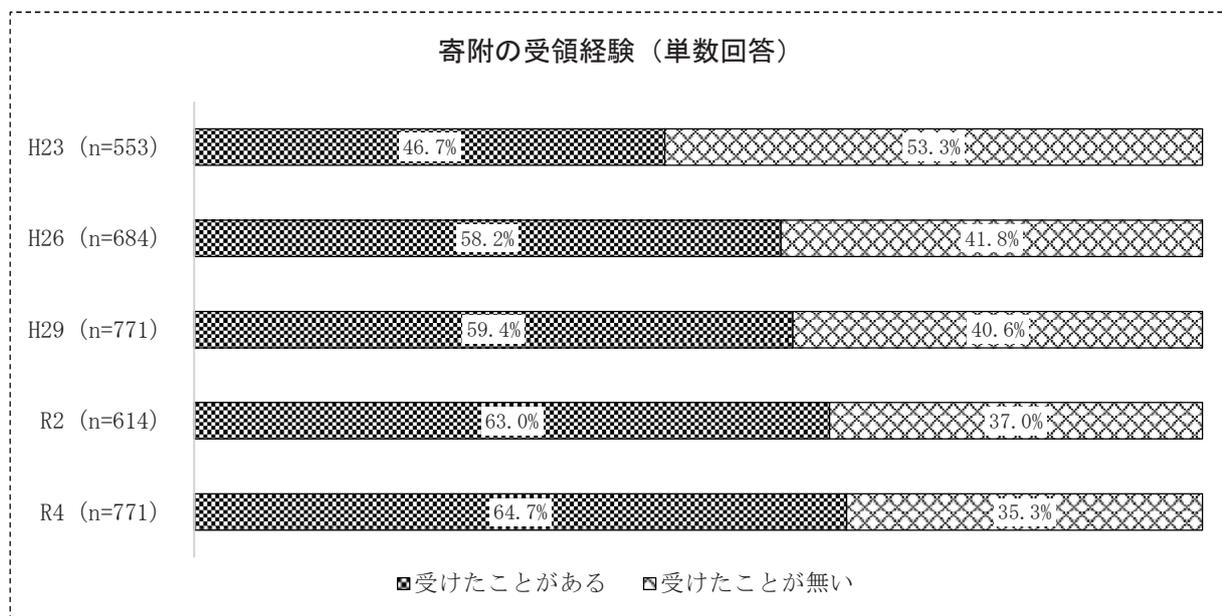
平成23年度調査と比較すると、平成23年度は「活動資金が不足している」が55.5%で最も多く、「特定の個人に責任や作業が集中する」が36.7%、「団体内全体が高齢化している」が28.4%、「リーダーや後継者が育たない」が24.6%となっており、この約10年間で団体の高齢化や担い手不足など、人材面に関する課題の割合が大きく増加しています。

一方、こうした団体の支援に重要な役割を果たす中間支援組織について「利用したことがある」と回答した法人の割合は37.7%であり、利用したことのない法人は約6割に上ります。



○寄附の受領経験があるNPO法人は6割を超え、増加傾向にある

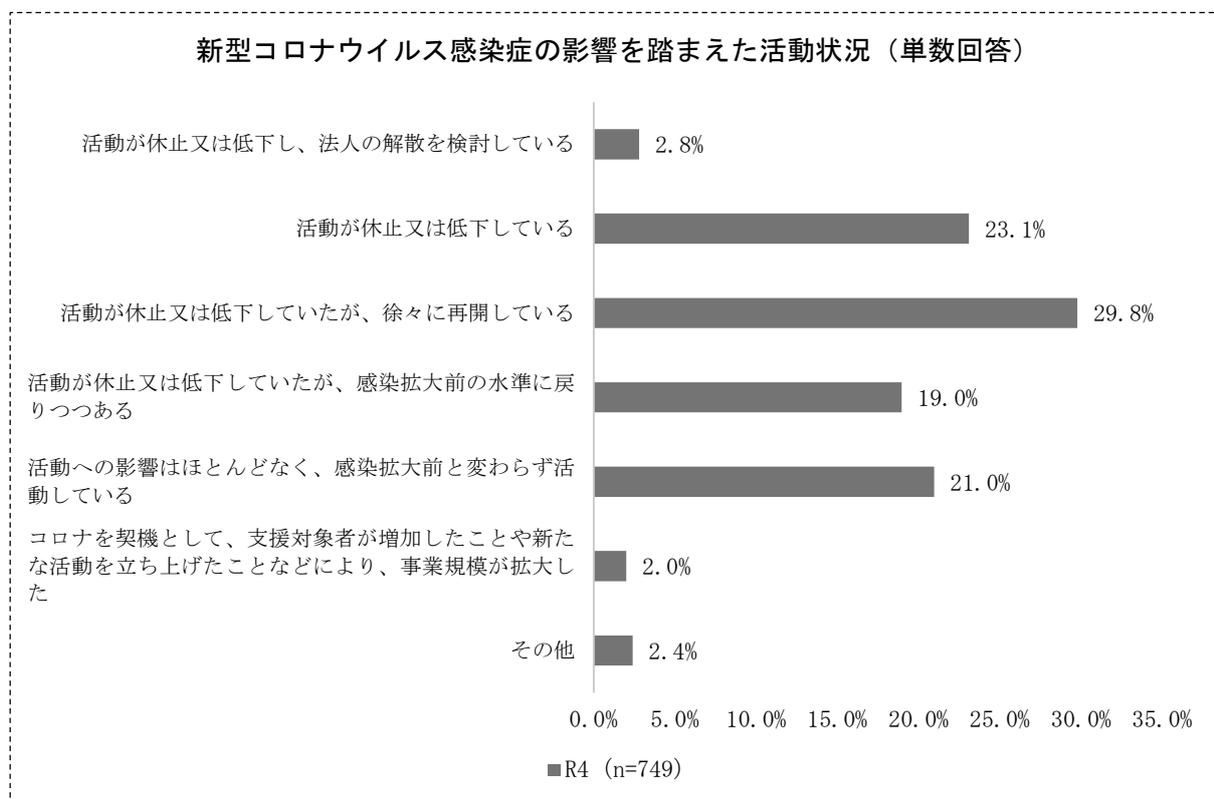
令和4年度法人実態調査によると、「寄附による資金援助を受けたことのある」と回答した法人の割合は64.7%となっています。寄附の受領経験があるNPO法人の割合については、平成23年度調査では46.7%と5割を下回っていましたが、令和2年度調査では63.0%と6割を超え、その割合は増加傾向にあります。



○新型コロナウイルス感染症の影響で活動を休止・縮小していたが、徐々に再開又は元に戻りつつあるNPO法人は約5割。一方で、約2割の法人は活動の休止・縮小が続いている

令和4年度法人実態調査によると、新型コロナウイルス感染症の影響で「活動が休止又は低下していたが、徐々に再開している」と回答した法人の割合は29.8%、「活動が休止又は低下していたが、感染拡大前の水準に戻りつつある」と回答した法人の割合は19.0%となっています。

一方で、23.1%の法人が「活動が休止又は低下している」と回答しているほか、2.8%の法人が「活動が休止又は低下し、法人の解散を検討している」と回答しており、法人によっては活動の再開や継続が困難となっている状況がうかがえます。

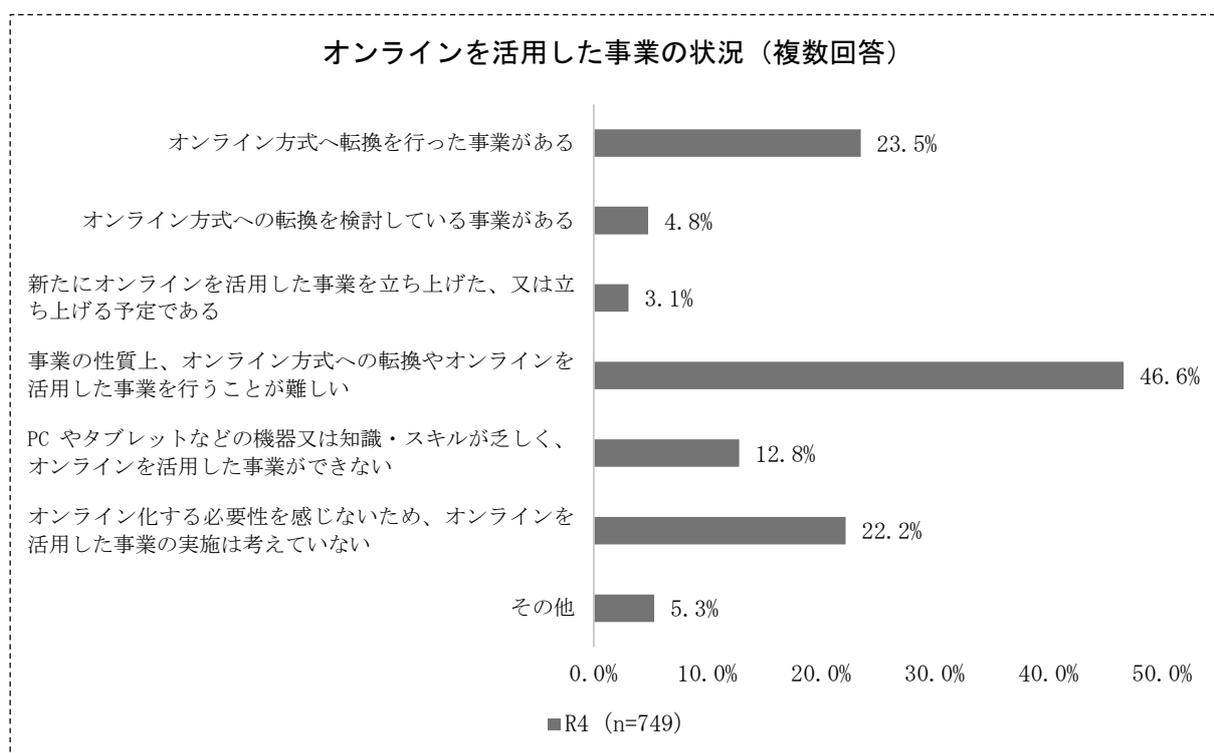


○オンラインの活用状況について、事業の性質上困難との回答が最も多く約5割に上る。

一方で、オンライン化への取組も徐々に進んでいる

令和4年度法人実態調査によると、オンラインを活用した事業の実施について、「事業の性質上、オンライン方式への転換やオンラインを活用した事業を行うことが難しい」が最も多く、46.6%となっています。

一方で、「オンライン方式へ転換を行った事業がある」は23.5%、「オンライン方式への転換を検討している事業がある」は4.8%、「新たにオンラインを活用した事業を立ち上げた、又は立ち上げる予定である」は3.1%となっています。



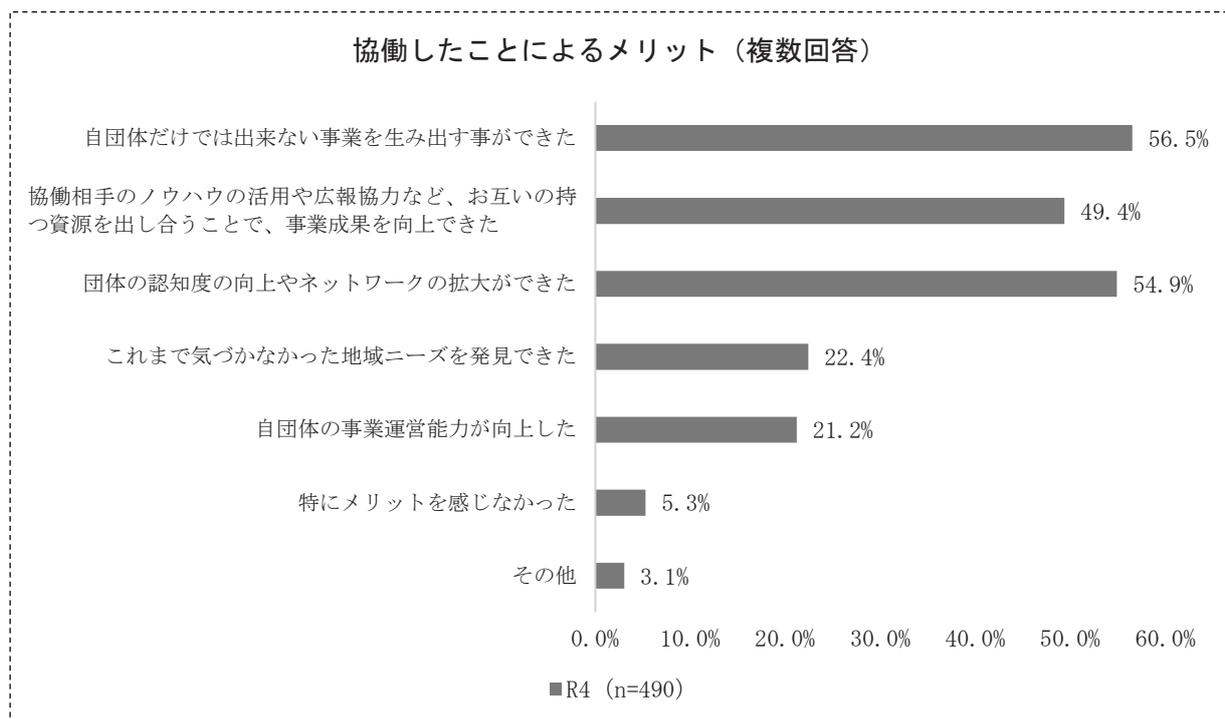
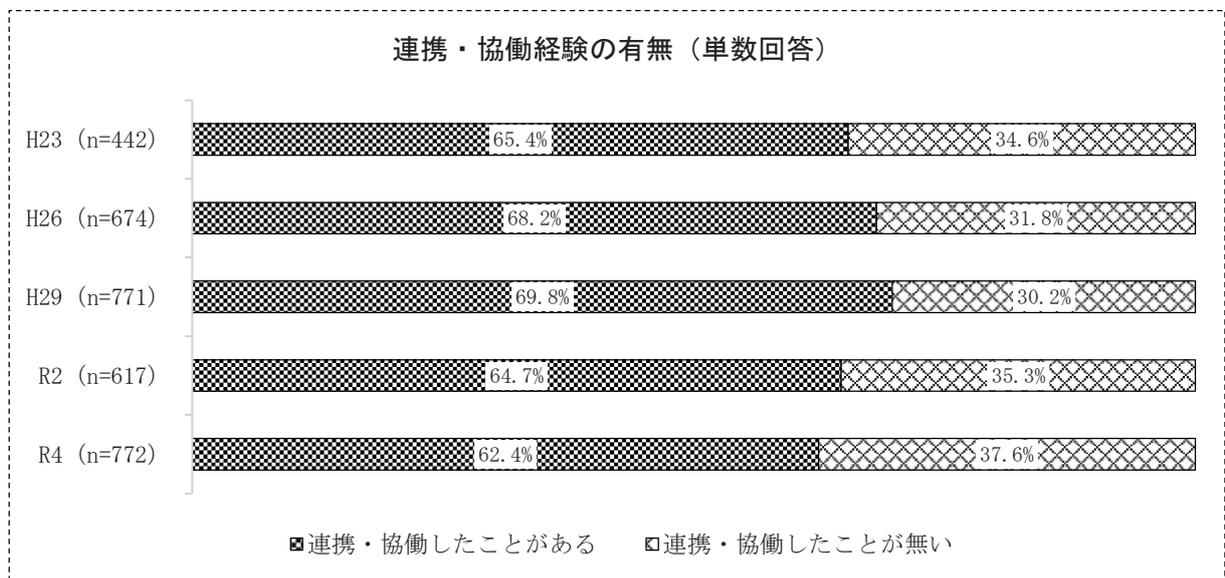
(3) 連携・協働をめぐる状況

○連携・協働の経験があるNPO法人は約6割。その割合は減少傾向にある。

一方で、連携・協働の経験がある法人の9割以上は、連携・協働のメリットを感じている

令和4年度法人実態調査によると、「これまでに企業、NPO、ボランティア団体、県・市町村などと連携・協働したことがある」と回答した法人の割合は、62.4%となっています。その割合は、平成29年度の69.8%をピークに減少傾向にあります。

一方、連携・協働したことがあると回答した法人にそのメリットを聞いたところ、「自団体だけでは出来ない事業を生み出す事ができた」(56.5%)、「団体の認知度の向上やネットワークの拡大ができた」(54.9%)などが多く挙げられ、「特にメリットを感じなかった」と回答した法人は5.3%にとどまりました。

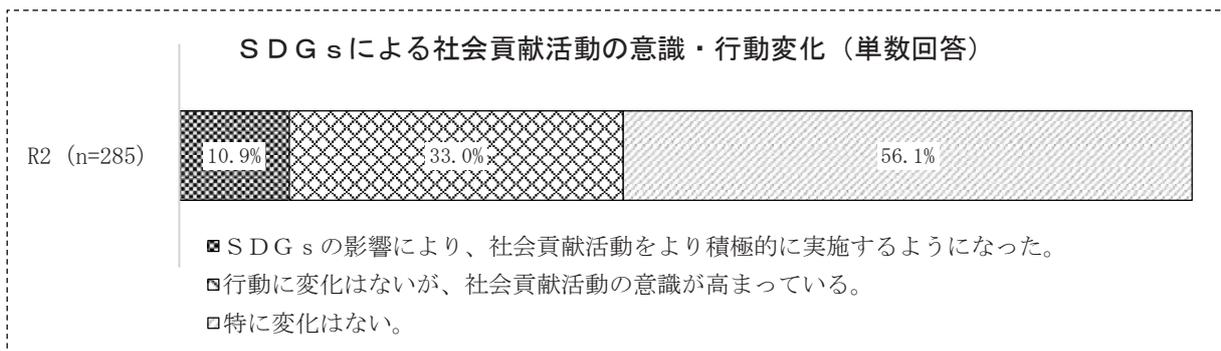
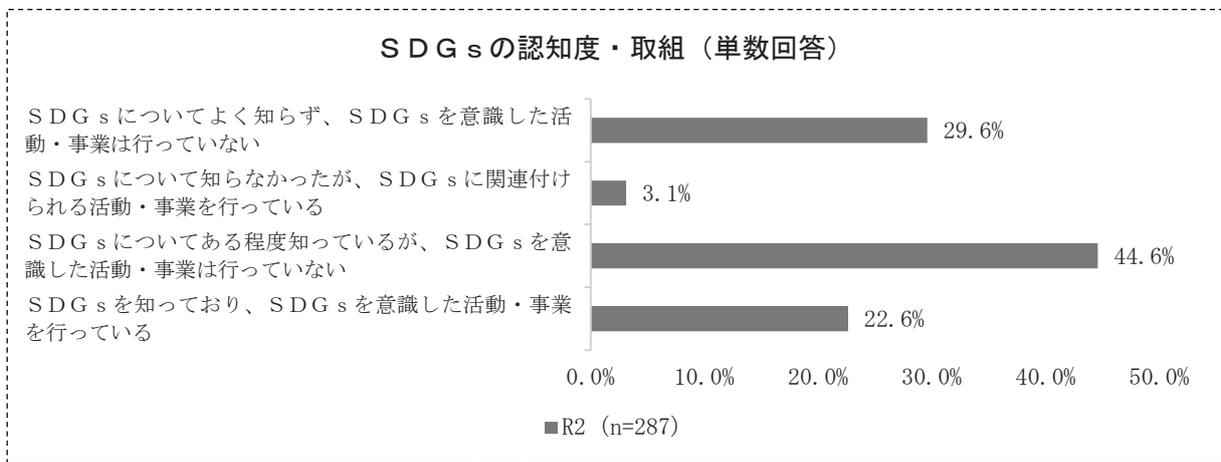


OSDGsを意識した活動・事業を行っている企業は約2割。SDGsにより社会貢献活動への意識が高まった企業は約3割。連携・協働が有意義と考える企業は7割を超える

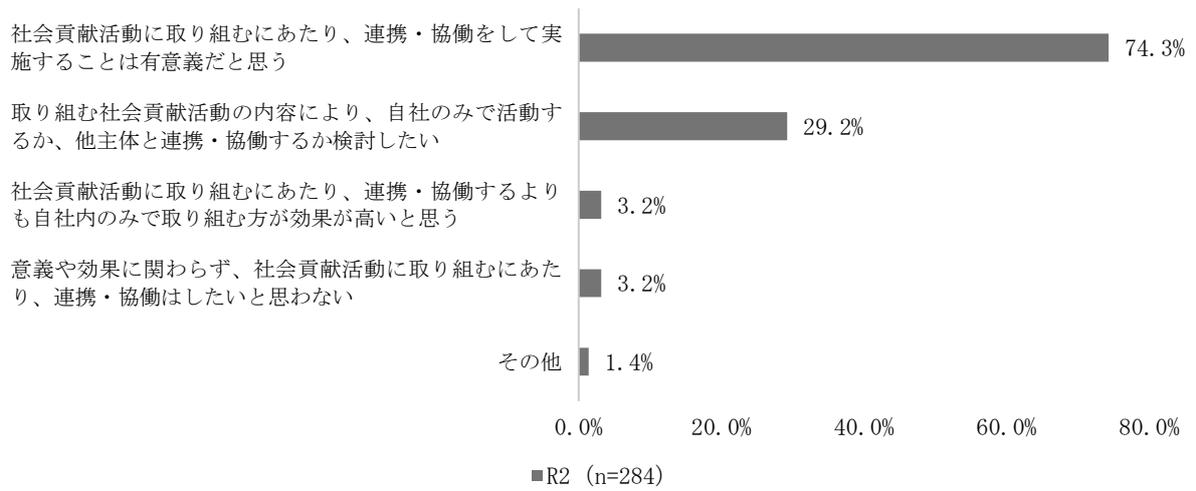
令和2年度企業の社会貢献活動等に関する調査によると、「SDGsについてある程度知っているが、SDGsを意識した活動・事業は行っていない」と回答した企業の割合は44.6%、「SDGsを知っており、SDGsを意識した活動・事業を行っている」と回答した企業の割合は22.6%となっています。

また、「SDGsの影響により、社会貢献活動をより積極的に実施するようになった」は10.9%、「行動に変化はないが、社会貢献活動の意識が高まっている」が33.0%となっています。

さらに、「社会貢献活動に取り組むにあたり、連携・協働をして実施することは有意義だと思う」と回答した企業の割合は74.3%に上ります。



連携・協働の意向（複数回答）



Ⅱ 県民活動の促進に向けた課題

(1) 県民活動の裾野の拡大

県民活動に参加したことがある人の割合は4割を超え、県内各地で様々な活動が展開されていますが、前計画で目指した、誰もがあたりまえのように県民活動に参加している千葉県の実現には至っていません。

また、市民活動団体においては団体の高齢化や後継者不足などの人材面の課題に直面し、さらには新型コロナウイルス感染症の影響で活動が休止・縮小されたことにより、人材を発掘・育成する機会は減少しています。

一方で、東京2020大会や頻発する災害などを背景に、県民活動への理解や参加意欲は高まりをみせており、これを一過性のものとどまらせることなく、若年層から働く世代、シニア層に至るまで、それぞれのライフステージやライフスタイルに応じて、多様な世代に県民活動への参加を促す環境づくりが大変重要です。

そこで、より多くの県民が県民活動への理解を深め、その関心が参加につながるよう、SNSも含めて様々な形で県民活動に関する情報発信を行うとともに、参加経験のない方でも気軽に県民活動を体験できる機会の充実を図る必要があります。

(2) 県民活動への継続的な参加の促進

県民活動に参加したことがある人の割合が4割を超える一方で、継続的に参加している人は2割に満たない状況が続いています。

県では東京2020大会を契機として、今後の地域社会を担える人材の育成に取り組んできたところであり、こうした貴重な人材を含め、意欲ある県民が地域で活躍し続けるためには、ボランティアを必要としている団体情報に手軽にアクセスできることや、楽しみながら活動できる環境の整備が大変重要です。

そこで、ICTを活用して団体とのマッチングを支援するとともに、団体に対し、魅力あるプログラムの作成やボランティアが安心して活動できるルールや運営手法の構築など、団体におけるボランティアの受入態勢の整備に係る支援を行う必要があります。

(3) 市民活動団体等の持続的な活動に向けた基盤強化

県民による主体的・自発的な課題解決の取組を促進するためには、市民活動団体等の安定的かつ継続的な運営が大変重要です。しかし、団体の多くは高齢化や後継者不足、資金不足など、深刻な問題を抱えており、新型コロナウイルス感染症の拡大による活動の休止や縮小を契機に、解散を検討する団体も出てきています。

このため、団体の人材確保の取組を支援する必要があるほか、団体の組織運営力や資金調達力などマネジメント力の向上を図る研修や団体同士で学び合う機会の提供などを通じて、団体の運営基盤の強化や活動の継続を力強く支援していく必要があります。

また、人材・資金・情報などの資源提供者と市民活動団体等をつなぎ、団体の活動を支援するとともに、コーディネーター役としてネットワークづくりや協働を促進するなど、地域において県民活動を支えている中間支援組織を広く周知し、利用の促進を図るとともに、中間支援組織同士の連携を強化し、情報交換やノウハウの共有を図るなど、更なる機能向上に取り組むことも重要です。

さらに、県民活動の継続と発展のためには、県民活動を県民自らが支えるという視点が大変重要です。特に、寄附金は団体の大切な財源であるとともに、寄附を行う側にとっても、資金面で活動を支えるという一つの重要な参加の形態であり、寄附によってその活動を後押しすることができます。

このため、県民の寄附に関する意識の醸成を図る必要があるとともに、団体自身も積極的に情報を開示し、活動に対する理解と共感を広げ、信頼を得ていくことが重要です。

(4) 感染症への対応

県民活動には対面で密な交流を図る活動が多くあり、そうした活動が地域を支え、地域の活力となってきました。しかし、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、活動の休止や縮小を余儀なくされるなど、県民活動は大きな影響を受けています。

一方で、団体においては活動のオンライン化も確実に進んでいます。今後は感染症の流行というリスクを念頭に、オンラインを活用した取組事例や優良事例の周知に努めるなど、団体の新たな事業展開を支援していく必要があります。

I C Tをうまく活用しながら、対面と非対面の良さをそれぞれ活かして、更なる活動の発展につなげることが重要です。

(5) 地域における多様な連携・協働の促進

地域の課題が多様化、複雑化する中、その課題の解決に当たっては、多様な主体が互いの強みを生かし、知恵やもの、人、資金などの資源を出し合って、連携・協働して取り組むことが大変効果的です。協働の取組は個別の課題解決に留まらず、地域におけるつながりを深化させ、災害時などの緊急時にも大きく役立ちます。

県内においても、約6割のN P O法人が連携・協働の経験を持っていますが、その割合は減少傾向にあります。

一方で、S D G sの浸透により、企業による社会貢献活動への参加意識は高まっており、S D G sを共通の目的として、市民活動団体や地縁団体、企業や行政など、多様な主体が連携・協働して地域課題に取り組む機運は高まっています。

こうした機運を活かし、地域における連携・協働に関する課題に応じて、県内外の優良事例を共有し、意見交換を行う機会を提供するなど、連携・協働の手法やメリット等について更なる普及を図り、様々な主体間の連携・協働を促進することが重要です。

第5章 施策の方向性

1 目指す千葉県の姿

前章までのとおり、前計画で掲げた目指す千葉県の姿の実現に向けては、取組の成果が表れている面もある一方で、まだ多くの課題が残されています。そのため、県民活動をめぐる現状と課題を踏まえながら、前計画のもとで推進してきた施策をさらに前進させていくことが必要です。

そこで、本計画の実施により目指す千葉県の姿は、前計画の基本的な考え方を継承しながら、「千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～」の基本理念^{*1}を踏まえ、以下のとおりとします。

誰もがあたりまえのように県民活動に参加し、地域みんなの力で未来を切り開く千葉県

県民活動への参加のあり方は、それぞれのライフステージやライフスタイル、また興味や課題意識などに応じて様々です。災害時に被災者を支援する活動もあれば、語学や庭仕事、楽器の演奏など、得意なことや好きなことを活かした活動もあります。応援する団体に寄附することも参加の一つの形です。

また、県内には自然環境や地理的条件、歴史的経緯などによって、それぞれの地域ごとに異なる特性や文化が育まれており、地域ごとに抱える課題や必要とされる活動、地域住民の地域への関わり方なども異なっています。

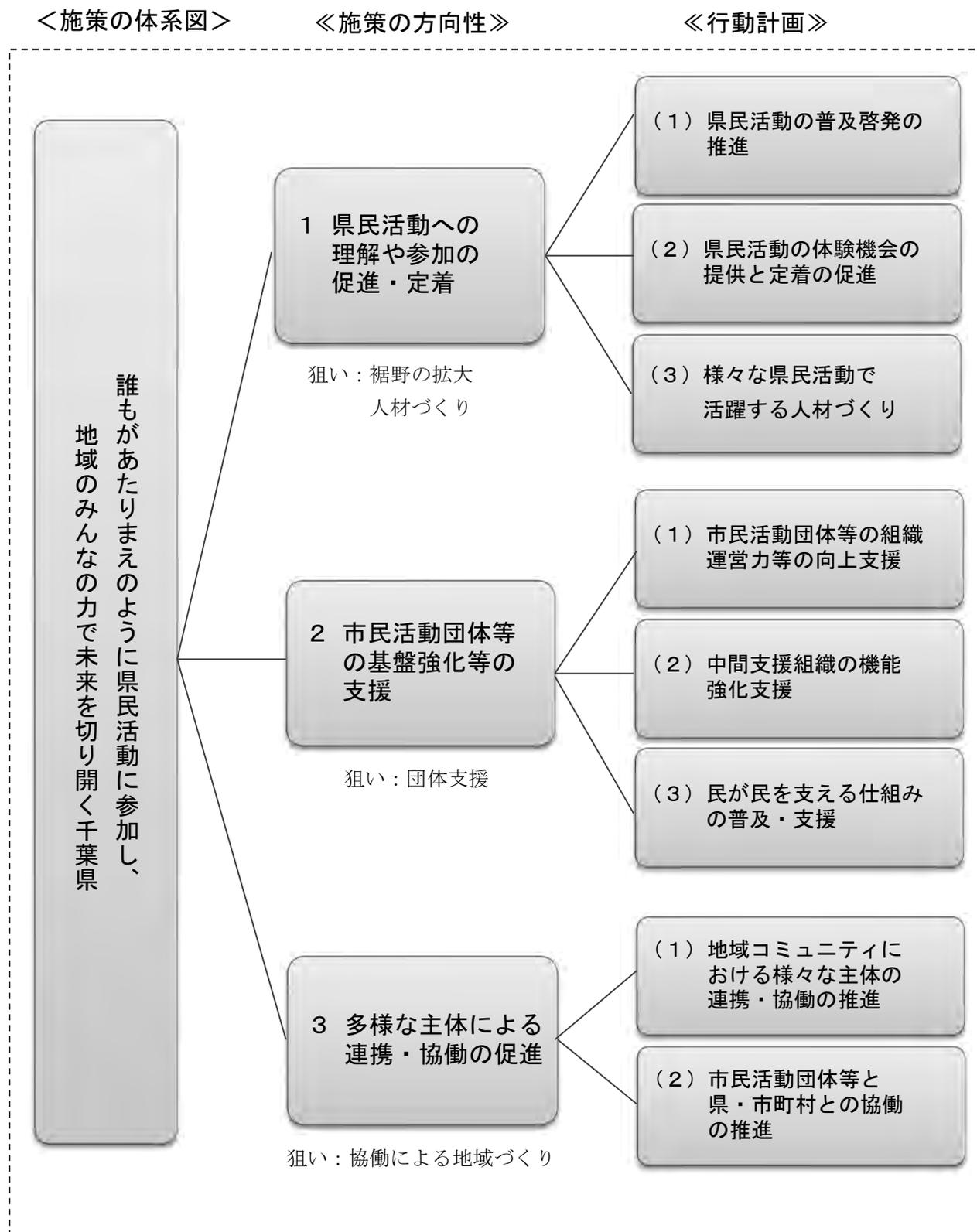
そうした中、誰もが自分らしい関わり方を見つけ、自分自身に合ったスタイルで、日常の中であたりまえのように県民活動に参加するとともに、各種制度や分野の縦割りを超えて、多様な主体が連携・協働することにより、共生・共助の精神により培われた持続可能な地域社会を構築していくことが重要です。

県民活動を推進することで、みんなの力を結集して、相互に支え合い、地域の活力を生み出すとともに、新たな価値を創造し、豊かな未来を切り開いていくことのできる千葉県を目指します。

¹ ～千葉の未来を切り開く～「まち」「海・緑」「ひと」がきらめく千葉の実現

2 施策の体系

本計画の推進にあたっては、県民活動をめぐる現状と課題を踏まえ、施策の方向性を3つに整理し、重点的な取組について次のように行動計画を定めます。



施策の方向性 1 県民活動への理解や参加の促進・定着

県民活動に参加したことがある人は増えているものの、継続的な参加はまだ少ない状況であり、誰もがあたりまえのように県民活動に参加し、誰一人取り残さない、持続可能な地域社会の実現に向けて、より多くの県民の主体的・自発的な参加を促す環境づくりが重要です。

そこで、県民活動への関心を深め、理解促進を図るため、県民活動の普及啓発に取り組みます。

また、その関心と理解の高まりが継続的な活動につながるよう、体験や活動の機会を提供するとともに、ボランティアの受け入れに関して市民活動団体等への支援を行うなど、様々な取組により県民活動の裾野の拡大と活動への定着の促進を図ります。

さらに、山積する地域課題に迅速に対応するためには、率先して活動し、地域において中心的な役割を担うとともに、多様な主体を結びつけることのできる人材が大変重要であることから、様々な県民活動で活躍する人材づくりに取り組みます。

【行動計画】

(1) 県民活動の普及啓発の推進

- ・各種広報媒体やSNSを活用し、県民活動への理解や積極的な参加の促進に資する情報を発信します。
- ・ボランティア活動の基礎知識やNPO法人制度に関する説明会を要請に応じて実施します。

(2) 県民活動の体験機会の提供と定着の促進

- ・ボランティア活動をしたい人とボランティアを必要とする団体をつなぐマッチングサイト「ちばボランティアナビ」を運営し、ボランティア活動をしたい人に活動機会を提供します。
- ・ボランティアの活動経験がない方でも活動に参加しやすいよう、市民活動団体等と協力し、ボランティア体験会を開催します。
- ・ボランティアが継続的に参加しやすい環境を整備するため、市民活動団体等を対象にボランティア受け入れのための研修を行うなど、団体の支援を行います。

(3) 様々な県民活動で活躍する人材づくり

- ・各種研修や講座の実施などを通じて、福祉や防災、子育て支援など様々な分野で活動するボランティア等の育成・支援に取り組みます。
- ・市民活動支援センターや民間中間支援組織、ボランティアセンターなどが情報交換を行うとともに、県民活動を促進するための研修会や交流会を実施します。

「県民活動への理解や参加の促進・定着」の成果を表す指標

目標項目	現状※ ¹	目標
市民活動団体、ボランティア活動に関心がある人の割合	44.9% (令和4年度)	55.0% (令和7年度)
ボランティア活動に参加したことがある人の割合	44.2% (令和4年度)	53.0% (令和7年度)
ボランティア活動に継続して参加している人の割合※ ²	12.7% (令和4年度)	20.0% (令和7年度)

¹ 第63回県政に関する世論調査（令和4年度）より

² 県政に関する世論調査において「ボランティアとして活動したことがありますか」との設問に対し、「定期的に活動している」と「ときどき活動している」と回答した割合の合計値

施策の方向性 2 市民活動団体等の基盤強化等の支援

県民による主体的・自発的な地域課題の解決を促進するためには、市民活動団体等がその専門性や先駆性、地域性などの特性を発揮し、安定的、継続的に活動していくことが重要です。そのためには、団体における新たな人材の確保や資金調達など運営基盤の強化はもとより、中間支援組織による支援体制のさらなる充実化が求められます。

そこで、市民活動団体等の抱える人材面や資金面での課題の解決に必要な研修等を実施するなど、市民活動団体等の活動を支援するとともに、市民活動団体等と地域資源をつなぎ、ネットワークづくりを行うなど、地域の課題解決力の向上を支えている中間支援組織について、各組織同士の連携を強化し、情報交換やノウハウの共有を図るなど、その機能強化の支援に取り組みます。

また、県民活動が継続、発展していくためには、県民活動を県民自らが支えるという視点が重要であることから、寄附に対する意識の啓発や民間助成金の情報発信などを通じて、団体が持続的に活動できる環境を整備します。

【行動計画】

(1) 市民活動団体等の組織運営力等の向上支援

- ・組織運営力や事業開発力、資金調達力など、市民活動団体等のマネジメント力を高めるための研修を実施します。
- ・ICTを活用した取組事例を学ぶ研修を実施するなど、団体の新たな事業展開を支援します。
- ・ボランティア活動をしたい人とボランティアを必要とする団体をつなぐマッチングサイト「ちばボランティアナビ」を運営し、団体の人材確保の取組を支援します。
- ・市民活動団体等を対象にボランティア受け入れのための研修を行うなど、団体の支援を行います。

(2) 中間支援組織の機能強化支援

- ・中間支援組織の支援機能の向上のため研修を行うほか、連携強化を図るため支援事例やノウハウを共有するためのワークショップを実施します。
- ・市民活動支援センターの機能強化や業務改善などに向け、専門的な知識や経験を有する人材をアドバイザーとして派遣します。

(3) 民が民を支える仕組みの普及・支援

- ・寄附月間等を活用するなど普及啓発を行い、県民の寄附に対する意識を高めます。
- ・民間の助成情報を取りまとめ、ホームページやメールマガジンで周知します。
- ・クラウドファンディングなど、新たな資金調達の仕組みについて研究し、市民活動団体等が活用できるよう、情報提供を行います。

「市民活動団体等の基盤強化等の支援」の成果を表す指標

目標項目	現状	目標
市民活動団体の活動へ参加（活動・寄附・支援）している人の割合	25.2% ^{*1} （令和4年度）	37.0% （令和7年度）
寄附を受けたことがあるNPO法人の割合	64.7% ^{*2} （令和4年度）	70.0% （令和7年度）

¹ 第63回県政に関する世論調査（令和4年度）より

² 令和4年度千葉県NPO法人実態調査より

施策の方向性3 多様な主体による連携・協働の促進

地域における課題は複雑化、多様化しており、それらの解決には、地域の様々な主体がそれぞれの特性や強みを活かして連携・協働することが効果的です。

また、協働に当たっては、それぞれの主体が、地域の現状や特性を十分に把握した上で、課題を共有し、共通認識を持ちながら、柔軟に課題を解決できる仕組みをつくることが重要です。

そこで、市民活動団体、中間支援組織、地縁団体、社会福祉協議会、学校、企業、行政など多様な主体が連携・協働して行う地域の課題解決に向けた取組や仕組みづくりの促進を図り、その取組を支援します。

また、行政においては、市民活動団体等との連携・協働により、地域課題の早期把握や施策への反映などが期待できることから、県職員に対し協働に対する理解の促進を図るほか、県と市町村との間で情報共有を行うなど市町村の取組を支援し、県全体として連携・協働の更なる推進を図ります。

【行動計画】

(1) 地域コミュニティにおける様々な主体の連携・協働の推進

- ・様々な主体による連携・協働の理解を深め、各地域で連携・協働を推進する契機となるよう、講演会や交流会、ワークショップ等を実施します。
- ・連携・協働による優れた取組事例を表彰し、広く県民に周知します。
- ・「ちばSDGsパートナー登録制度」を広く普及させ、登録企業・団体等の活動を発信することなどにより、様々な主体による連携・協働の取組につなげます。

(2) 市民活動団体等と県・市町村との協働の推進

- ・県職員に対し、市民活動団体等や協働に対する理解を促進することで、県と市民活動団体等との協働を推進します。
- ・県と市町村、市町村と市町村との間での情報共有や、協働に関する専門的な知識や経験を有する人材をアドバイザーとして派遣するなど、市町村に対して県民活動に関する幅広い側面支援を行うことで、市民活動団体との協働を推進します。

「多様な主体による連携・協働の促進」の成果を表す指標

目標項目	現状	目標
地域の様々な主体と連携している市民活動団体の割合	62.4% ^{*1} (令和4年度)	72.0% (令和7年度)
県・市町村と市民活動団体との協働事業の件数	561件 ^{*2} (令和3年度)	650件 (令和7年度)

¹ 令和4年度千葉県NPO法人実態調査より

² 令和3年度千葉県NPO・ボランティア関連事業一覧及び県内市町村NPO・ボランティア関連事業一覧より（千葉市は独自集計のため、件数に含まれていません。）

第6章 推進体制及び進行管理

1 推進体制

(1) 千葉県県民活動推進懇談会

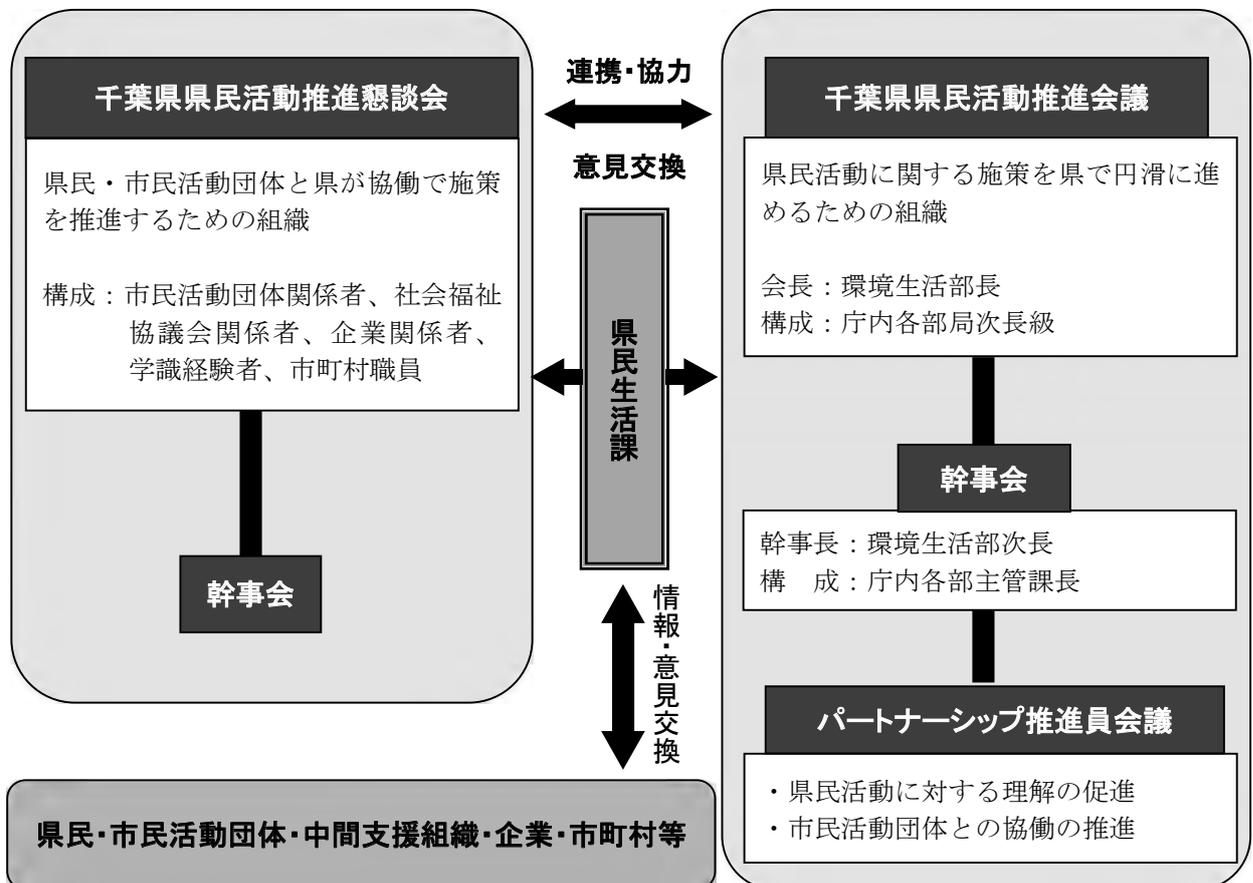
県民活動の推進に当たり、各分野の専門的な見地から幅広く意見や助言・協力等を求めるとともに、県民・市民活動団体と県が協働して事業を進めるため、千葉県県民活動推進懇談会を設置しています。

(2) 千葉県県民活動推進会議

県民活動に関する施策を県で円滑に進めることを目的として、千葉県県民活動推進会議を設置しています。千葉県県民活動推進懇談会と協力し、市民活動団体及び推進計画に対する理解の促進、全庁的な取組などを推進していきます。

また、市民活動団体・ボランティア関連事業を実施している担当課職員などを「パートナーシップ推進員」とし、パートナーシップ推進員会議を通して情報を共有し、各部署が共通の認識を持って連携協力を図りながら、庁内が一体となって県民活動をより一層推進していきます。

千葉県県民活動推進体制



2 進行管理

本計画を着実に実行するため、毎年度の施策の実施状況を各行動計画に沿って整理し、その成果について進行管理を行っていきます。

なお、本計画の進行状況等については、千葉県県民活動推進懇談会等からの意見を聞き、適正な進行管理に努めるとともに、県民に進捗状況及び評価結果を公表します。また、その結果を翌年度以降の施策に反映し、社会情勢や状況の変化に対応して本計画を推進します。

千葉県県民活動推進計画（令和5～7年度）

<資料編>

目次

1	社会貢献活動をめぐる状況.....	45
2	各種調査	
	(1) 県政に関する世論調査.....	62
	(2) 千葉県NPO法人実態調査.....	65
	(3) 企業の社会貢献活動等に関する調査.....	86
	(4) 県職員アンケート調査結果.....	99
	(5) 市町村アンケート調査結果.....	107
3	県内市町村市民活動担当課一覧.....	115
4	県民活動推進に係る市町村基本データ.....	117
5	県内市町村市民活動支援センター一覧.....	136
6	県内ボランティアセンター一覧.....	138
7	計画の策定経緯.....	141
8	千葉県県民活動推進懇談会委員名簿.....	142

1 社会貢献活動をめぐる状況

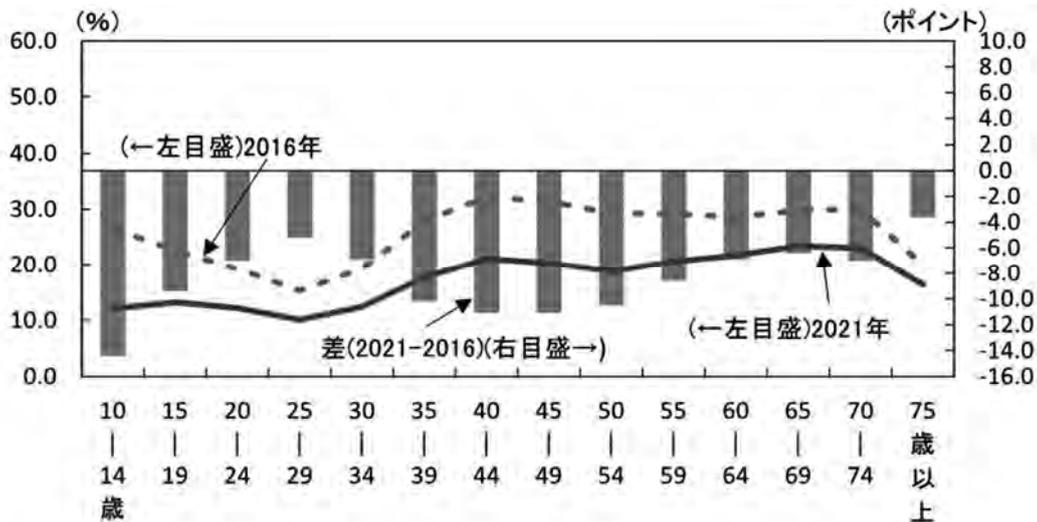
(1) ボランティアの状況

ボランティアは、社会の様々な場面で活躍しており、地域社会を支えています。活動分野は、福祉、教育、国際交流、環境保全など広範囲にわたっており、災害時に復旧・復興支援に取り組んだり、国際的なスポーツ大会の運営を支えるなど、多種多様な活動が展開されています。また、職業上のスキルや専門的知識を活かして行うボランティア活動である「プロボノ」など、ますますその活動の広がりが期待されているところです。

総務省の「令和3年社会生活基本調査」によると、令和3年（2021年）の全国におけるボランティア活動の行動者数^{*1}は2,005万6千人となっています。平成28年（2016年）の調査と比べると約938万人減少しており、全ての年齢階級で行動者率^{*2}が低下しています。

また、千葉県ボランティア・市民活動センターの「ボランティア・市民活動データブック（令和3年4月1日現在）」によると、令和3年の県内市町村社会福祉協議会の登録ボランティア数は80,850人となっており、平成28年と比べると12,843人減少しています。

「ボランティア活動」の年齢階級別行動者率（平成28年、令和3年）

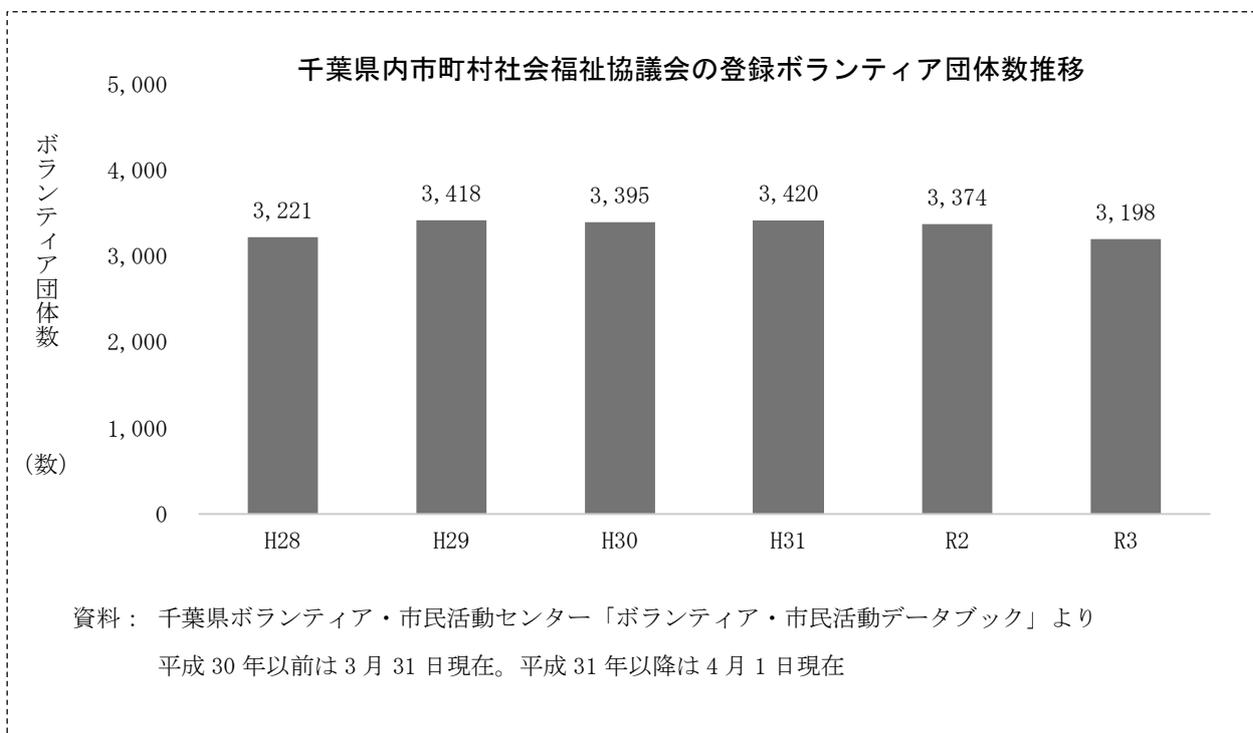
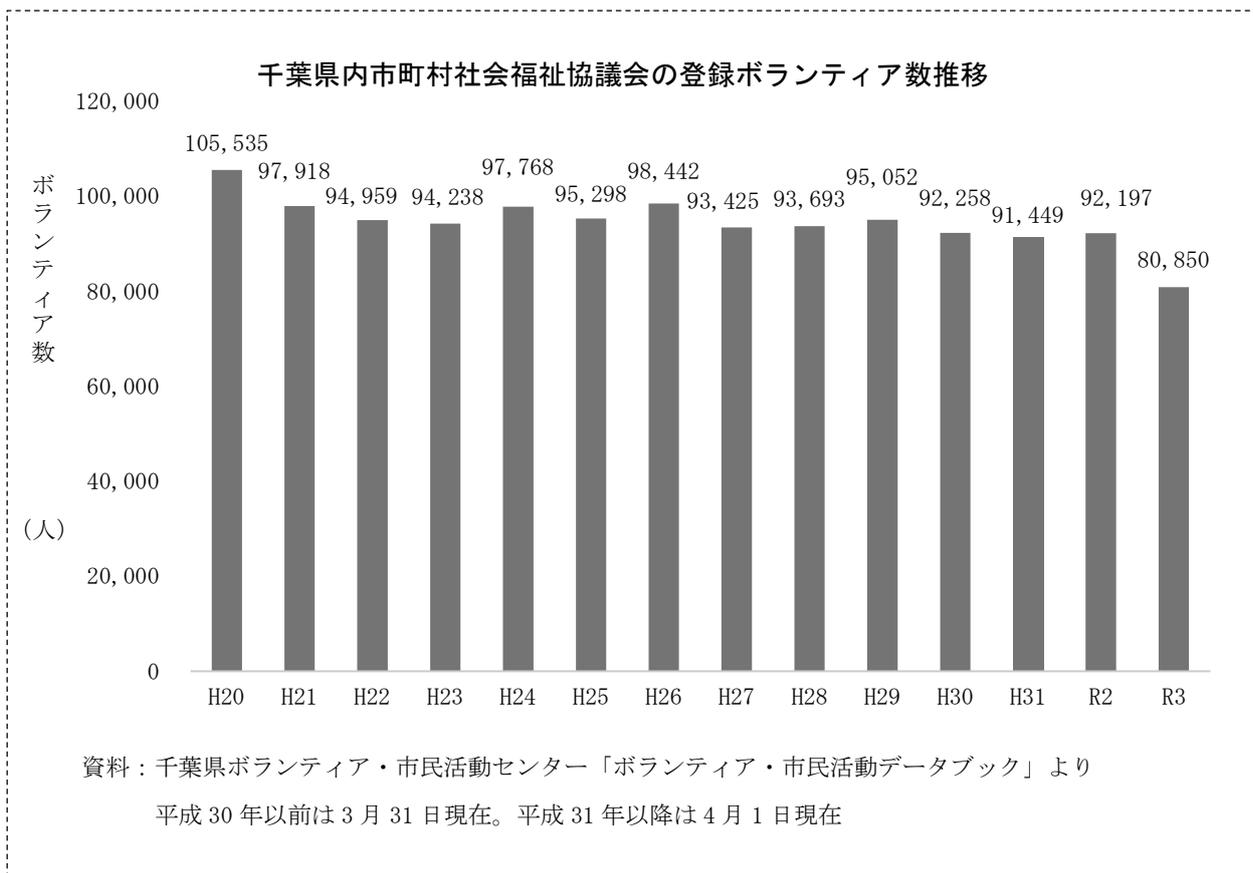


資料：総務省「令和3年社会生活基本調査 生活時間及び生活行動に関する結果 結果の概要」より

¹ 過去1年間にボランティア活動を行った人（10歳以上）の数

² 10歳以上人口に占める過去1年間にボランティア活動を行った人の割合

1 社会貢献活動をめぐる状況



参考事例 令和元年房総半島台風等におけるボランティア・市民活動団体の活動

記録的な暴風雨となった房総半島台風や東日本台風などにより、千葉県では、膨大な数の住宅損壊や、広範囲で長期にわたる停電と通信遮断や断水、更には河川の越水により生じた浸水、土砂災害など、これまでにない被害が発生しました。

こうした中、27の被災市町に設置された災害ボランティアセンター等には、延べ37,000名以上のボランティアが駆け付け、被災家屋内のごみや土砂搬出などの作業を行いました。

さらに、県内外のNPOが多様な支援活動を展開し、例えば、特定非営利活動法人ディーブデモクラシー・センターや特定非営利活動法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ（以下「NPOクラブ」という。）などが共同で立ち上げた「千葉南部災害支援センター」では、技術系の支援団体と連携し、ブルーシート展張に関する講習会や倒木処理に必要な人材確保のための人材マッチング等を実施したほか、NPOクラブではネット通販の仕組みを使って寄附により必要物品を調達する「スマートサプライ」を展開し、16の災害ボランティアセンター等に計3,243点の支援物資を提供しました。

また、発災から3年以上が経過しましたが、未だ災害の影響が残る地域住民の暮らしを支えるため、ブルーシート展張に関する講習会の開催など、「千葉南部災害支援センター」の活動は現在も継続して行われています。

自然災害が頻発化・激甚化する中、こうしたボランティアやNPOの支援活動は、被災地のいち早い復旧・復興に大きな役割を果たしています。そして、多数の被災者から寄せられるニーズに寄り添い、迅速かつ効果的に支援を行うためには、NPO・ボランティアと行政の三者が連携して支援活動に当たることが大変重要です。近年では、多様な支援団体が被災地で活動するようになり、それらの活動を支え、適切な支援活動がなされるよう、各活動の調整を図る「中間支援組織」の役割が重要視されるようになるなど、連携の形も進化しています。

いつ起こるか分からない災害に備え、NPO・社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）・行政など各関係団体が平時から顔の見える関係づくりを行い、協力関係を築き、県域・市町村域それぞれで連携体制を構築することが大切です。



千葉県災害ボランティアセンターの様子



ブルーシート展張講習会の様子

参考事例 都市ボランティア「私は輝く 楽しむ、変わる、世界を変える。」

「都市ボランティア」とは、東京2020大会の期間中、会場周辺駅や主要駅、空港などで日本を訪れる観客や旅行者等に対して、交通案内や観光案内等の「おもてなし」を行うボランティアです。

千葉県では平成30年（2018年）に県内5エリアで募集を行い、定員3,000名を大きく上回る6,546名から応募がありました。大会に向けて、研修を実施している最中に新型コロナウイルス感染症が拡大し、無観客での開催となったため、駅や空港で活動することはできませんでしたが、東京2020大会のボランティアのテーマとして掲げられた「私は輝く 楽しむ、変わる、世界を変える」というキャッチフレーズのもと、オンラインを活用した活動に取り組みました。（活動の詳細については、本計画第3章を参照）

ボランティア活動への参加動機や向き合い方は人それぞれです。人のためと思って始めた活動が実は自分の楽しみになっていたり、自分の楽しみのためと思って始めた活動が、沢山の仲間とつながり、地域課題の解決のための活動に発展することもあります。自分の興味・関心に応じて一歩踏み出してみたら、新しい自分と新しい世界が待っているかもしれません。

なお、「ちばボランティア情報局」公式YouTubeチャンネルでは、都市ボランティアの活動記録動画や都市ボランティアによる座談会の様子をアップしています。是非、ご覧ください。

都市ボランティア参加者の声

- ・人見知りする性格でしたが、都市ボランティアの活動を通して、少しずつ人と積極的に話せるようになりました。今後も地域の活動などに参加していきたいと考えています。
(10代男性)
- ・都市ボランティアには、軽い気持ちで応募しましたが、研修や活動をしていく中で、たくさんの熱意溢れる仲間と出会い、私の意識も少しずつ変わっていき、パラスポーツや共生社会などに対する興味・関心を高く持つようになりました。大会後も出会った仲間と一緒に、地域の障害者支援の活動に参加してみたいと思っています。(50代女性)
- ・定年まで仕事一辺倒でボランティアなんてしたことがなかったのですが、今は、都市ボランティアで活動した仲間とともにチームを立ち上げ、地域の隠れた魅力を発信するサイトを制作し、動画を撮影してアップロードするなど、地域の魅力発信のために活動しています。
(70代男性)

ちばボランティア情報局

検索



参考 プロボノとは？

本計画の実施により目指す千葉県の姿である「誰もがあたりまえのように県民活動に参加し、地域みんなの力で未来を切り開く千葉県」の実現に向け、一つの鍵となるのが働く世代の地域づくりへの参加です。その手法の一つとして「プロボノ」があります。

プロボノとは、ラテン語の **Pro Bono Publico**（公共善のために）を語源とする言葉で、専門的スキルや知識を持つビジネスパーソンやクリエイターが、社会的・公共的な目的のために職業上のスキルを活かして取り組むボランティア活動を指します。

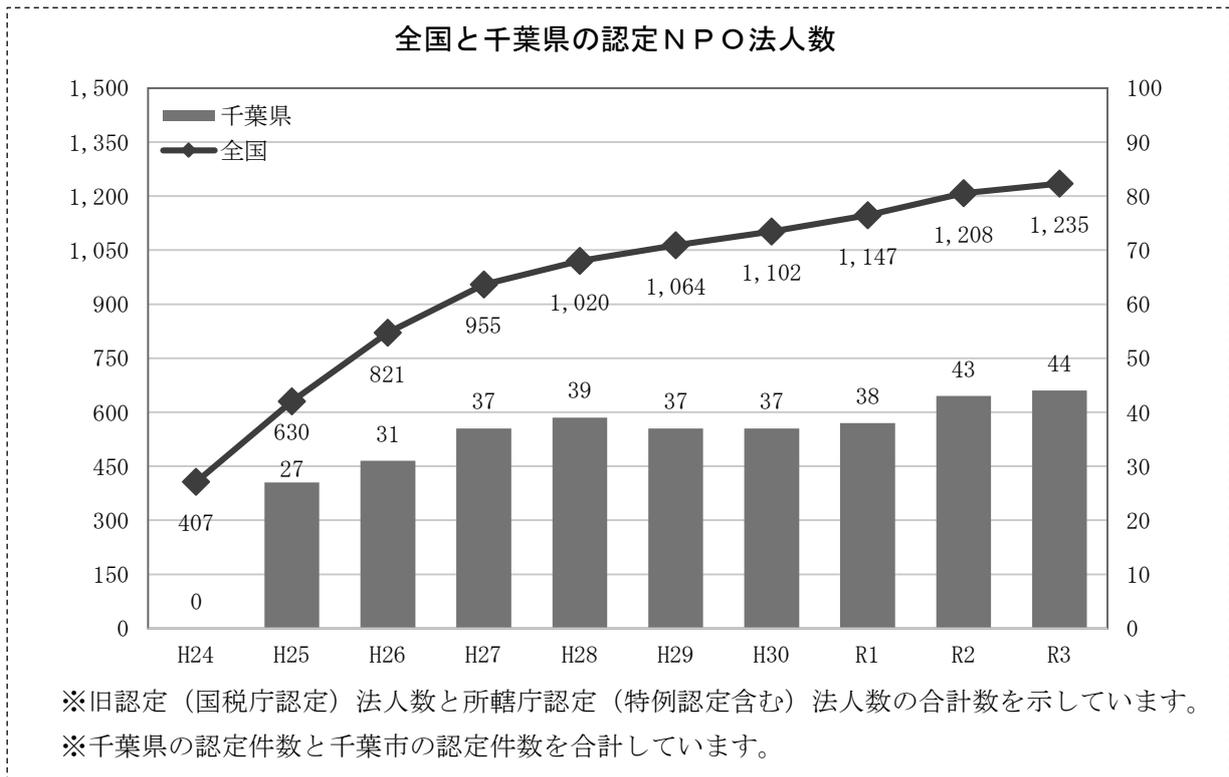
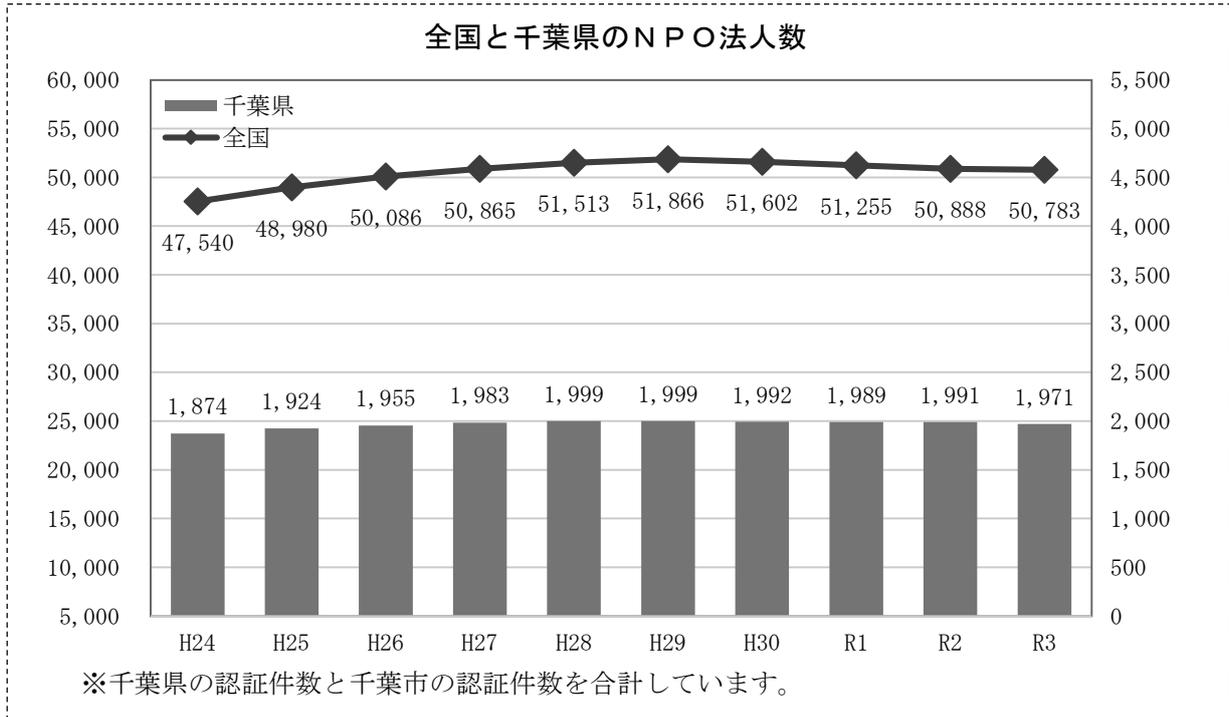
弁護士や税理士が、平日夜や休日を利用して、市民活動団体の法律相談を受けたり、会計処理の指導を行ったりするケースがあるほか、活動分野は、ウェブ制作、マーケティング、デザイン制作、商品開発など様々であり、スキルアップの一環を兼ねた社会貢献活動として、社員にプロボノを推奨する企業もあります。

「働き方改革」などを通じたワーク・ライフ・バランスの更なる推進により、プロボノの取組が広がることで、地域にとっては働く世代の専門的スキルや知識を課題解決に活用できる一方で、プロボノとして活動した方にとっても、そこで得た経験や人脈を本業に役立てることができるなど、プロボノは「地域」と「働く世代」をつなぐ新たな形として、その活動の広がりが期待されています。

(2) NPO法人・認定NPO法人の状況

特定非営利活動促進法に基づいて法人格を取得したNPO法人数は、平成10年（1998年）12月の法施行以降、増加を続けていましたが、平成29年度（2017年度）をピークにやや減少傾向にあり、令和3年度（2021年度）末時点では、全国で約51,000法人、千葉県で1,971法人となっています。

一方、NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したものとして、認定を受けた認定NPO法人の数は着実に増加しています。



地域別NPO法人数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
千葉地域	431	459	460	463	479	486	486	491	488	488
千葉市	353	372	368	369	380	391	394	395	392	394
※注	(17)	(17)	(20)	(21)	(23)	(23)	(22)	(21)	(20)	(20)
市原市	78	87	92	94	99	95	92	96	96	94
葛南地域	420	422	424	420	419	406	402	392	406	401
市川市	122	118	120	118	120	112	106	99	103	105
船橋市	174	174	168	172	167	167	167	165	170	168
習志野市	33	34	37	35	34	29	31	31	34	34
八千代市	52	59	59	54	57	59	56	51	49	44
浦安市	39	37	40	41	41	39	42	46	50	50
東葛飾地域	448	453	459	469	465	459	464	460	462	447
松戸市	142	147	148	156	151	148	151	149	149	145
野田市	39	42	43	43	46	44	45	43	43	40
柏市	133	132	137	144	144	139	140	141	135	132
流山市	55	54	54	54	54	55	57	57	59	58
我孫子市	53	52	51	51	48	51	50	50	54	50
鎌ヶ谷市	26	26	26	21	22	22	21	20	22	22
印旛地域	210	217	227	231	234	240	232	239	236	239
成田市	39	42	46	50	49	46	43	47	48	50
佐倉市	42	45	48	48	47	50	50	51	51	54
四街道市	21	22	22	24	24	27	27	25	25	25
八街市	19	19	19	19	17	20	21	22	22	20
印西市	40	40	42	43	44	46	39	44	45	43
白井市	18	19	19	19	21	21	21	20	20	20
富里市	15	14	15	12	15	16	16	16	12	11
酒々井町	6	6	7	6	6	4	5	4	4	6
栄町	10	10	9	10	11	10	10	10	9	10
香取地域	32	37	41	42	43	44	42	43	43	43
香取市	24	25	28	28	28	30	28	29	30	30
神崎町	3	6	7	8	8	8	8	8	7	7
多古町	2	3	3	3	4	4	4	4	4	4
東庄町	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2
海匝地域	41	41	43	46	45	46	43	42	39	39
銚子市	21	20	18	20	20	21	19	19	18	17
旭市	13	13	17	17	16	17	16	15	14	14
匝瑳市	7	8	8	9	9	8	8	8	7	8

※注：カッコ内は、千葉県所轄の法人の内数

(千葉市内に主たる事務所を有し、他市町村にも事務所を有する法人)

1 社会貢献活動をめぐる状況

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3
長生地域	41	44	48	47	47	48	50	50	46	46
茂原市	21	21	21	19	21	22	24	23	21	20
一宮町	8	11	13	12	12	12	11	12	10	10
睦沢町	2	3	3	3	4	4	4	4	4	4
長生村	0	0	0	3	2	3	4	4	4	5
白子町	3	2	2	2	2	2	2	2	3	2
長柄町	4	4	4	3	2	2	2	2	2	3
長南町	3	3	5	5	4	3	3	3	2	2
山武地域	62	63	65	70	70	68	71	71	70	70
東金市	13	12	12	14	13	14	15	13	14	13
山武市	20	21	21	24	22	20	23	26	25	23
大網白里市	20	21	21	19	22	22	21	21	19	22
九十九里町	2	2	3	4	5	4	4	4	4	4
芝山町	1	1	2	3	2	2	2	2	2	2
横芝光町	6	6	6	6	6	6	6	5	6	6
夷隅地域	28	30	32	34	35	34	32	33	32	30
勝浦市	13	13	14	13	13	13	11	11	10	9
いすみ市	12	14	14	17	17	16	14	14	14	14
大多喜町	2	2	3	3	3	3	4	5	5	4
御宿町	1	1	1	1	2	2	3	3	3	3
安房地域	59	61	64	66	66	66	70	68	65	63
館山市	27	28	27	27	27	25	26	26	26	26
鴨川市	14	15	16	16	17	18	18	17	16	14
南房総市	15	15	17	18	17	20	23	22	21	21
鋸南町	3	3	4	5	5	3	3	3	2	2
君津地域	102	97	92	95	96	102	100	100	104	105
木更津市	47	46	43	41	44	44	43	42	43	45
君津市	24	21	19	23	23	25	26	26	28	26
富津市	15	14	14	14	13	15	14	13	13	12
袖ヶ浦市	16	16	16	17	16	18	17	19	20	22
合 計	1,874	1,924	1,955	1,983	1,999	1,999	1,992	1,989	1,991	1,971
千葉県	1,538	1,569	1,607	1,635	1,642	1,631	1,620	1,615	1,619	1,597
千葉市	336	355	348	348	357	368	372	374	372	374

※数値は各年度末時点

➤参考 NPO法人

平成7年（1995年）1月に発生した阪神・淡路大震災に際し、ボランティアによる支援活動が被災地の復旧・復興に大きな力を発揮したことを契機に、ボランティア活動をはじめ市民が行う自由な社会貢献活動を支援する新たな制度として、平成10年（1998年）に「特定非営利活動促進法」（NPO法）が制定されました。

特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体は、特定非営利活動法人（NPO法人）として、法人の名の下に取引等を行うことができるようになり、団体名義での契約締結や土地の登記など、団体がいわゆる「権利能力の主体」となり、団体自身の名義において権利義務の関係を処理することができるようになります。

NPO法人を設立するためには、所轄庁（千葉県又は千葉市）に申請を行い、設立の「認証」を受けることが必要です。

なお、NPO法人となるための基準の一つに、「営利を目的としないものであること」がありますが、「営利を目的としない」とは、団体の構成員に対し、収益を分配したり財産を還元したりすることを目的としないことをいい、法人のサービスに対価を求めたり、法人職員に給料を支給したりすることを禁じるものではありません。

また、NPO法人制度は、自主的な法人運営を尊重し、情報開示を通じた市民の選択、監視を前提とした制度となっている点が大きな特徴です。このため、所轄庁の法人運営への関与は極めて抑制的である一方で、NPO法人には、毎事業年度ごとに事業報告書等を作成し、事務所に据え置くほか、所轄庁へ提出しなくてはならないなど、情報開示が義務付けられています。情報開示は、法人が活動への理解と共感を広げ、ボランティアや寄附者など、活動を支える協力者を獲得するためにも大切であり、市民による自由な社会貢献活動の健全な発展を促す上で、極めて重要な意味を持っています。

なお、所轄庁に提出された事業報告書等は、内閣府のホームページで公開され、誰でも閲覧することが可能です。

➤参考 認定NPO法人

認定特定非営利活動法人制度（認定NPO法人制度）は、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために設けられた制度です。

認定NPO法人とは、NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したものとして、所轄庁の認定を受けたNPO法人をいい、認定NPO法人へ寄附をした個人・企業には税制上の優遇措置が適用されるなどのメリットがあります。

また、設立後5年以内のNPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し、公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準に適合した場合は、「特例認定」を1回に限り受けることができ、所轄庁から特例認定を受けたNPO法人を特例認定NPO法人といいます。

なお、認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年、特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年です。

➤ **参考** 地域の課題解決に取り組むための新たな法人格「労働者協同組合」

令和4年(2022年)10月から、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題解決に取り組むための選択肢の一つとして、「労働者協同組合」の制度が新たにスタートしました。

労働者協同組合とは、労働者協同組合法に基づいて設立する法人で、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織です。

NPO法人(認証主義)や企業組合(認可主義)と異なり、行政庁による許認可等を必要とせず、法律に定めた要件を満たし、登記をすれば法人格が付与される(準則主義)ことに加え、発起人は3人以上とこれらの法人と比べて簡単に設立することができます。

また、組合は、労働者派遣事業を除くあらゆる事業を行うことができ、介護・福祉や子育て、地域づくりに関する事業など、地域における多様な需要に応じた様々な事業を実施することが可能です。(ただし、事業の実施に当たり、許認可等が必要な事業についてはその規制を受けます。)

一方で、出資配当は認められず、剰余金の配当は、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行う必要があるほか、都道府県知事による監督を受けます。

労働者協同組合法においては、法施行日から3年以内に限り、施行日時点で活動する企業組合又はNPO法人が、労働者協同組合に組織変更を行うことが認められており、本県においても、企業組合からの組織変更により設立されるなど、新しい動きが生まれています。

今後、地域課題の解決に取り組むに当たり、法人格の取得を目指す場合は、各法人制度の制度趣旨や特色を踏まえ、活動の目的と内容等に応じて、活動を円滑に行うために最も適した法人格を選択することが重要です。

各種法人格の概要イメージ

	労働者協同組合	企業組合	NPO法人	一般社団法人
目的・事業	持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業(労働者派遣事業以外の事業であれば可)	組合員の働く場の確保、経営の合理化	特定非営利活動(20分野)	目的や事業に制約はない(公益・共益・収益事業も可)
設立手続き	準則主義	認可主義	認証主義	準則主義
議決権	1人1票	1人1票	原則1人1票	原則1人1票
主な資金調達方法	組合員による出資	組合員による出資	会費、寄付	会費、寄付
配当	従事分量配当	・従事分量配当 ・年2割までの出資配当	できない	できない

資料：厚生労働省特設サイト「知りたい！労働者協同組合法 よくある質問」より抜粋

(3) 民が民を支える取組の潮流

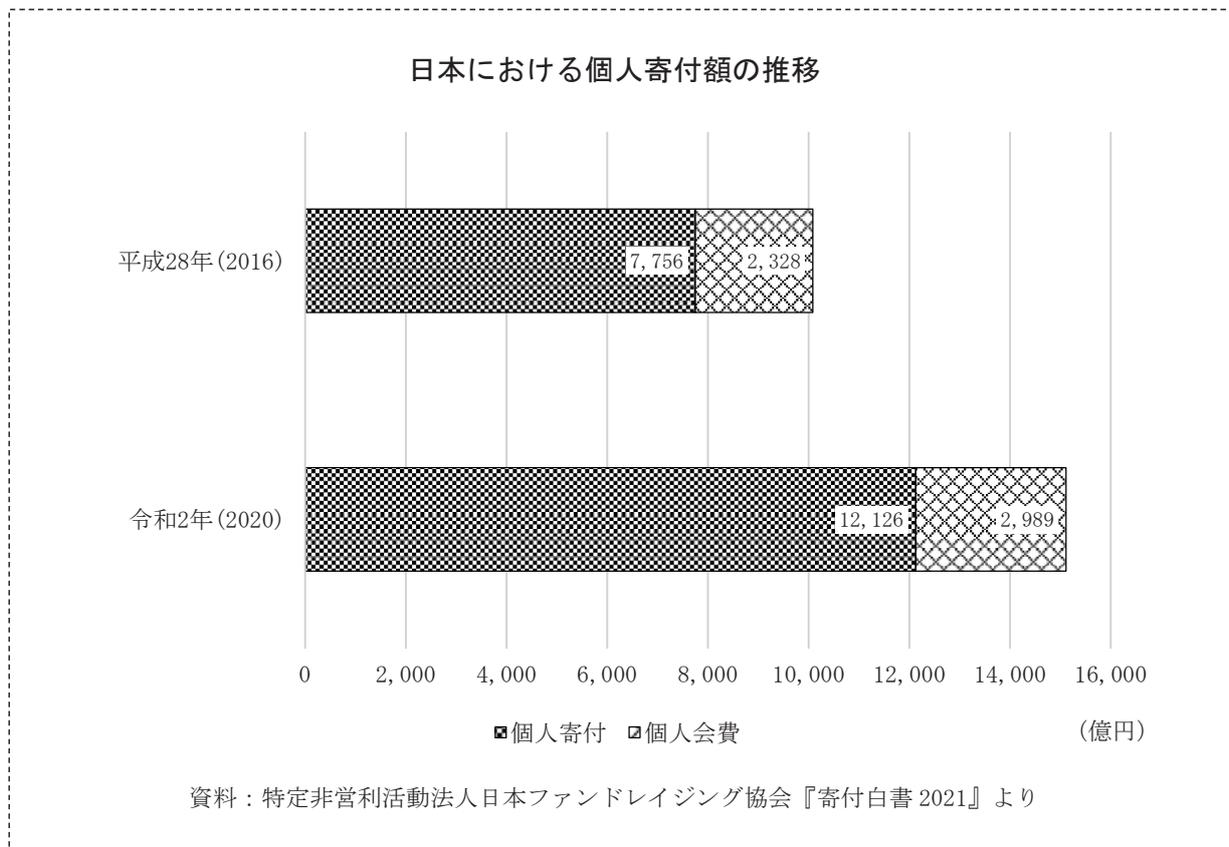
県民活動の継続と発展のためには、県民活動を県民自らが支えるという視点が大変重要です。特に、寄附は、NPO法人やボランティア団体などの非営利組織が社会課題の解決に取り組む上で重要な活動原資の一つであり、寄附を行う側にとっても、資金面で活動を支えるという参加の形態の一つとして大変重要な意味を持ちます。

特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会が発行する「寄付白書 2021」によれば、令和2年（2020年）の個人寄附総額は1兆2,126億円と推計されています。

近年、ICTの発達等を背景に、クレジットカードや電子マネーなど寄附手段の多様化やクラウドファンディングなど新たな寄附手法の普及が進んだほか、遺言書により財産を譲る「遺贈」への関心が高まるなど、寄附がより身近なものになりつつあります。

特に、クラウドファンディングは、誰でも手軽に挑戦できることや、金融機関から融資を断られるような案件でも資金調達できる可能性があることなどから、急速にその市場規模を広げており、資金調達の一つ的手段として注目を集めています。

これ以外にも、コミュニティファンドによる支援や休眠預金等活用制度など、民が民を支える取組が様々に展開されています。



➤ **参考** クラウドファンディングとは？

クラウドファンディングとは、群衆（Crowd）と資金調達（Funding）を組み合わせた造語で、インターネットを利用して自らの事業計画（プロジェクト）を公開し、必要な資金を不特定多数の人から集める資金調達の方法を言います。

一般的に、クラウドファンディングの種類には、リターンのない「寄附型」、金銭以外の物品や権利をリターンとして提供する「購入型」、金銭をリターンとする「金融型」等があり、「金融型」は、利息をリターンとする「融資型」、株式をリターンとする「株式型」、事業の収益に応じた分配金をリターンとする「投資型」などに分類されます。

参考事例 鋸山復興プロジェクト（クラウドファンディングの活用事例）

富津市と鋸南町の境界に位置する標高 329mの鋸山は、圧倒的なスケール感が楽しめる数々の石切り場跡があり、メディアやSNSを通じて注目を集め、年間約 60 万人の観光客が訪れる地域の重要な観光資源となっていました。

しかしながら、令和元年9月に発生した房総半島台風により、多数の倒木や土砂崩れが発生し、3つある登山道全てが使用できなくなったことから、観光客は10分の1以下となり、鋸山観光と共にある周辺地域全体が大きな打撃を受けました。

そこで、地域内外の有志で構成された金谷ストーンコミュニティが、倒木の伐採・搬出、崩壊した林道の整備、看板や階段の補修など、登山道復旧のために必要な資金を集めるプロジェクトとして、クラウドファンディング「度重なる台風で被害を受けた鋸山、復活に向けた挑戦！」を立ち上げました。

このプロジェクトは、当初の目標金額を大きく上回る支援を受け、鋸山の復興に大きく貢献しました。



発災直後の鋸山の様子



復旧作業の様子

➤ **参考** 寄付月間とは？

寄付月間は、全国的な寄附の啓発キャンペーンです。

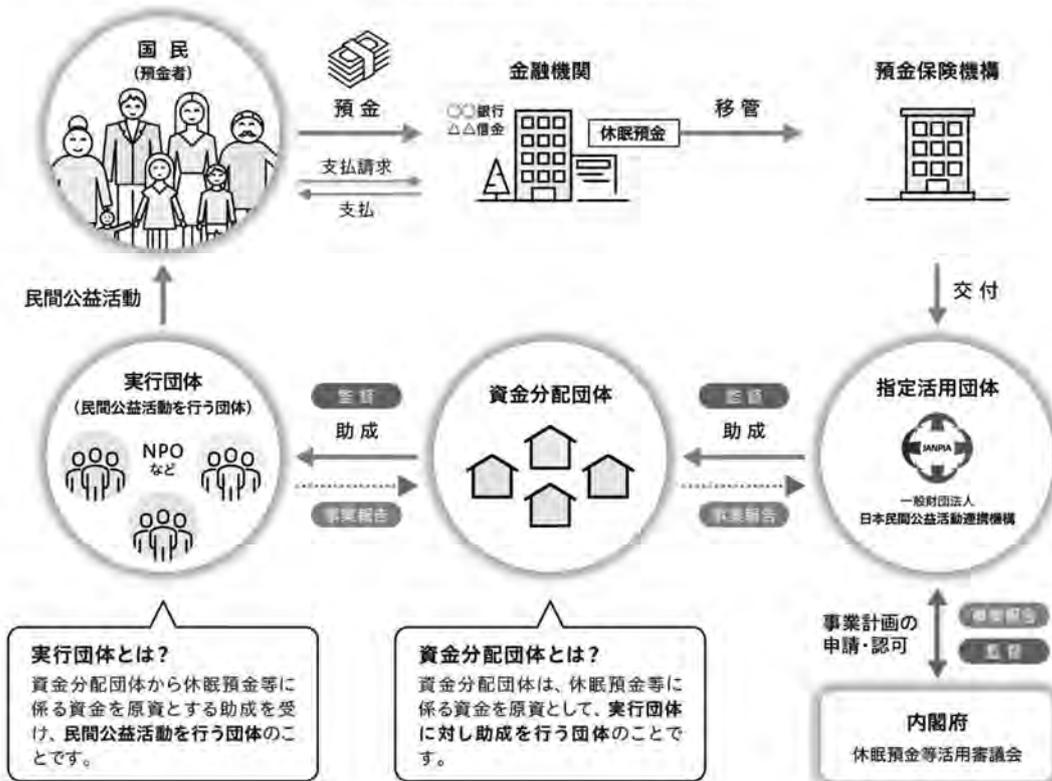
NPO、大学、企業、行政、国際機関など、寄附に係る主な関係者が幅広く集い、多くの人が寄附について改めて考え、行動するきっかけとなることを目指し、平成27年から12月の1か月間を「寄付月間～Giving December～」と定めてキャンペーンを実施するなど、更なる寄附市場の拡大に向けた取組が行われています。

➤ **参考** 休眠預金等活用制度とは？

「休眠預金等」とは、10年以上、入出金等の取引がない預金等をいいます。「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づき、平成21年1月1日から10年間取引のなかった「休眠預金等」が、国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資することを目的として、社会課題の解決や民間公益活動を促進するために活用されることとなりました。

資金分配団体や実行団体の公募は毎年行われており、本県においても、多くのNPO等が、この制度を利用して、子ども・若者の支援や福祉など様々な分野で各種取組を実施しています。

休眠預金等の活用の流れ



資料：一般財団法人日本民間公益活動連携機構HP「休眠預金等活用とは」より

参考事例 ちばのWA地域づくり基金～市民的公共性の実現と資源循環型社会の構築～

公益財団法人ちばのWA地域づくり基金は、参加・協働型の地域づくりを発展させ、市民・地域・企業（事業者）が相互に支え合うという、市民的公共性の実現と資源循環型社会の構築を目的に設立されました。

行政から自立したところで、柔軟性とスピード感を併せ持った民間の基金として、公益活動を支援したい人々と、公益活動を推進する団体等の双方の想いをつなぎ、公益活動に必要な資金等の資源の募集と分配を行うことで、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりに取り組んでいます。

【主な取組】

1 寄付金活用助成事業「子どもの今と未来を支える基金」

すべての子どもが未来に夢と希望を持てる社会を目指し設立された基金で、市民の方々からの寄附によって運営されています。

令和3年度は、新型コロナウイルスの影響や経済活動の停滞に伴い、困難な状況下にいる子ども・若者やその保護者への支援活動を支えるため、NPO等が行う4つの取組に対し、本基金から助成を行いました。

そのうちの1つである「みちくさハウス運営事業」（NPO法人ウィーズ）は、外出自粛要請等の影響で子どもたちにとって家と学校以外の居場所が激減する中、家庭が安住の地でない子どもに対し、24時間受付可能なLINE相談窓口や居場所がないと感じる子どもたちが気軽に寄れる「みちくさハウス」を開設する取組です。本事業では、安心・安全に過ごせる場所を提供しながら、現状と課題や必要な解決策を検討し、それぞれの子ども・親子に合う支援を提供したり、専門窓口につなげたりするなど、度重なる蔓延防止措置の渦中で想定以上に発生する緊急事案に対し、必要な対応を行いました。



みちくさハウス

2 休眠預金等活用助成事業「社会的養護下にある若者に対する社会包摂システム構築事業」

本事業は、児童養護施設入所者、退所者等、適切な保護者の関与がなく強制的に自立を迫られる基盤の弱い若者に対し、退所前の支援（キャリア教育、生活支援等）と退所後の支援（就労支援、住居支援、人材育成等）の質的・量的拡充を図り、施設、事業者、NPO、学校等の多様な主体の連携により地域資源を活用した居場所や地域とつながる仕事の創出を目的として、休眠預金等を活用して行われています。

令和3年度は、社会的養護下にある若者が地域で自立できるよう、メンタルケアや地域との関わりを重視したシェアハウスの開設から就労支援プログラム、資格取得のフォローまでトータルに支援する取組のほか、社会で生きていく上で必要なスキルの習得支援や安心・安全な居場所を提供する取組など、4つの取組に対し、本事業で助成を行いました。



大人のTERAKOYAの様子

(4) 連携・協働の取組

地域の課題が多様化、複雑化する中、その課題の解決に当たっては、市民活動団体、地縁団体、企業、行政等の多様な主体が互いの強みを生かし、知恵やもの、人、資金などの資源を出し合って、連携・協働して取り組むことが大変効果的です。

また、協働の取組は地域の課題解決に留まらず、様々な主体間でのプラットフォームとなり、新たな価値の創造やつながりの深化、地域への愛着や暮らしやすさにも貢献しています。

参考事例 OSUSOWAKEおすそわけを世界の言葉に！

～寄付型地域ぐるみローリングストックOSUSOWAKE！～

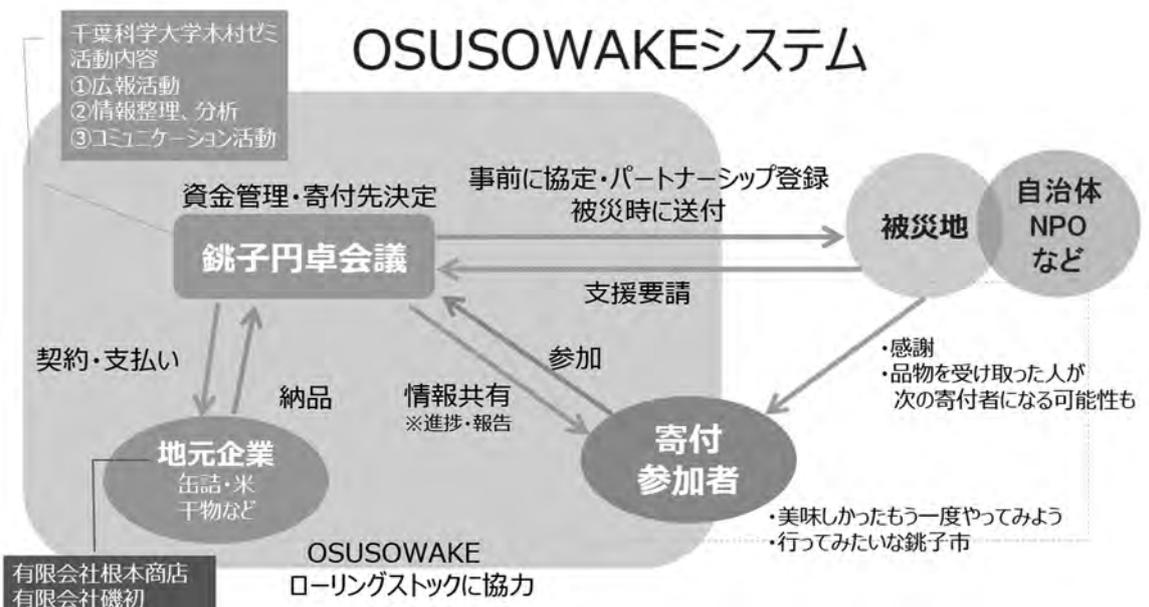
銚子市では、多様なまちづくりの主体による協議体である銚子円卓会議^{※1}と地元千葉科学大学危機管理部木村ゼミ、地元企業等とが連携・協働し、日頃から地域ぐるみで地元企業に備蓄して災害に備えようとする共助のローリングストックの取組「OSUSOWAKE（おすそわけ）」を実施しています。

この取組は、参加者から寄附を募って地元企業に地域の産品を備蓄予約しておき、事前に協定を結んだ地域や団体から支援要請を受けた際は、この備蓄している産品を送り、支援要請がなかった場合は、参加者にこの地域の産品が送られる仕組みで、この仕組みを通して、日常の防災意識の向上と寄附意識の醸成を目指しています。

産学官全体で取り組んでいる連携事例である点、住民が気軽に参加できるシステムで、地域の産物のPRにもつながる点、他の地域への広がりが見られる点などが評価され、令和3年度ちばコラボ大賞を受賞しました。

¹ 銚子円卓会議構成主体

銚子市、銚子市教育委員会、銚子市小中学校校長会、千葉科学大学、銚子商工会議所、(一社)銚子市観光協会、銚子信用金庫、銚子商工信用組合、(一社)銚子青年会議所、銚子商工会議所青年部、NPO法人BeCOM



県内の地縁団体数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
認可地縁団体	1,195	1,256	1,279	1,300
その他地縁団体	8,885	8,901	8,845	8,833
合計	10,080	10,157	10,124	10,133

※県市町村課「市町村資料集」より。

※地縁団体：自治会、町内会など、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体

※認可地縁団体：地縁団体のうち、地方自治法第260条の2に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため、市町村長の許可を受けて法人格を取得した団体

参考事例 町内自治会×市民活動団体のまちづくり交流会

町会・自治会等の地縁団体は、急速な人口減少・少子高齢化、多様な価値観やプライバシーを尊重する価値観の浸透、業務量の増加などの影響を受け、加入率の低下や役員の担い手不足といった深刻な問題に直面しています。このため、県内においても、従来どおり、団体単独で事業運営していくことに限界を感じ、防犯パトロール、防災訓練、地域福祉活動といった専門的で継続が必要な活動については、市民活動団体やNPOと協働して実施する町会・自治会等が現れ始めています。

こうした状況の中、千葉市において町内自治会等と市民活動団体、NPOとの交流を目的とした「町内自治会×市民活動団体のまちづくり交流会」が令和4年度に初めて開催されました。

初年度となる令和4年度は若葉区で開催し、区内の町内自治会等関係者や千葉市内で活動する市民活動団体関係者など約40名が参加しました。初回は地域や団体が抱えている課題についての共有や、既に町内自治会と連携して活動しているNPOの事例紹介のほか、課題解決のため互いに連携してできることなどについて意見交換を行いました。また、2回目は参加した全ての市民活動団体、NPOから、町内自治会と一緒にできること（やってみたいこと）をPRしてもらった後に、複数のグループにてメンバーを替えながら自由なテーマで意見交換を行ったり、活動分野ごと（防災、子ども、環境保全など）に分かれて意見交換を行いました。

こうした取組を通して、地縁団体と市民活動団体のそれぞれが、お互いを支え合う関係を築くことで、その活動が安定的かつ継続的に発展していくことが期待されます。



第1回交流会の様子



第2回交流会の様子

参考事例 県内市民活動支援センターの連携・協働の取組

市民活動支援センターは、市民活動を行っている団体や、これから活動を行おうとしている団体や個人を支援する組織です。その取組は、市民活動に関する相談から、イベントやスキルアップ講座の開催、市民活動団体の紹介、各種情報の発信など多岐にわたります。ここでは、市民活動支援センターの様々な取組の中でも、市民活動団体や企業等との協働・連携の取組の事例をいくつか紹介します。

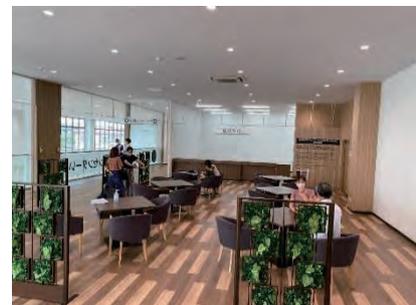
【まつど地域活躍塾：まつど市民活動サポートセンター】

地域に貢献する協働の担い手を育成するため、豊富な知識や経験を持つシニア層を中心に、幅広い世代が市民活動に参加するきっかけとなる場を創出する「まつど地域活躍塾」を開催しています。当塾では、地域活動をテーマに、講義形式で学ぶほか、参加者同士のワークショップによる交流を行ったり、市内の町会・自治会、NPO等の活動現場で実際に活動を体験することができます。また、本塾では、参加者の方が自らの力で地域の課題に対する解決方法を考え、行動していく「地域力」を培っていくことができるよう、まつど市民活動サポートセンターで様々な相談に応じているコーディネーターによる各種サポートも受けられます。



【企業との連携：ウエルシア・コミュニケーションセンターいちほら】

市原市では、新たな公民連携のまちづくりのモデルを構築し、市原市の都市像の実現及びSDGs達成に資することを目的に、ウエルシア薬局株式会社と締結した連携協定に基づき、ウエルシア市原国分寺台店2階に、誰もが気軽に立ち寄れる、学び、交流、健康増進、市民活動の場として「ウエルシア・コミュニケーションセンターいちほら」を令和3年10月1日に開設し、市民活動団体の活動や連携を促進し、多様な主体によるまちづくりと新たな価値を創り出しています。



【コラボ塾：四街道市みんなで地域づくりセンター】

四街道市では、市民団体による地域づくりや地域課題等の解決のための取組に対し、市が補助金などの支援を行う「みんなで地域づくり事業提案制度（通称：コラボ四街道）」を実施しています。

同センターでは同制度への提案に向け、地域課題の把握やアイデアの共有、申請書の書き方、プレゼンテーションの方法などを学ぶ「コラボ塾」を開催しており、参加者同士が意見交換し、他分野との連携や行政との協働を考える実践の場となっています。また、同制度に採択された団体向けに、予算の使い方、報告書の作成方法といった団体にとって慣れない作業をサポートするなどの伴走支援も行っています。

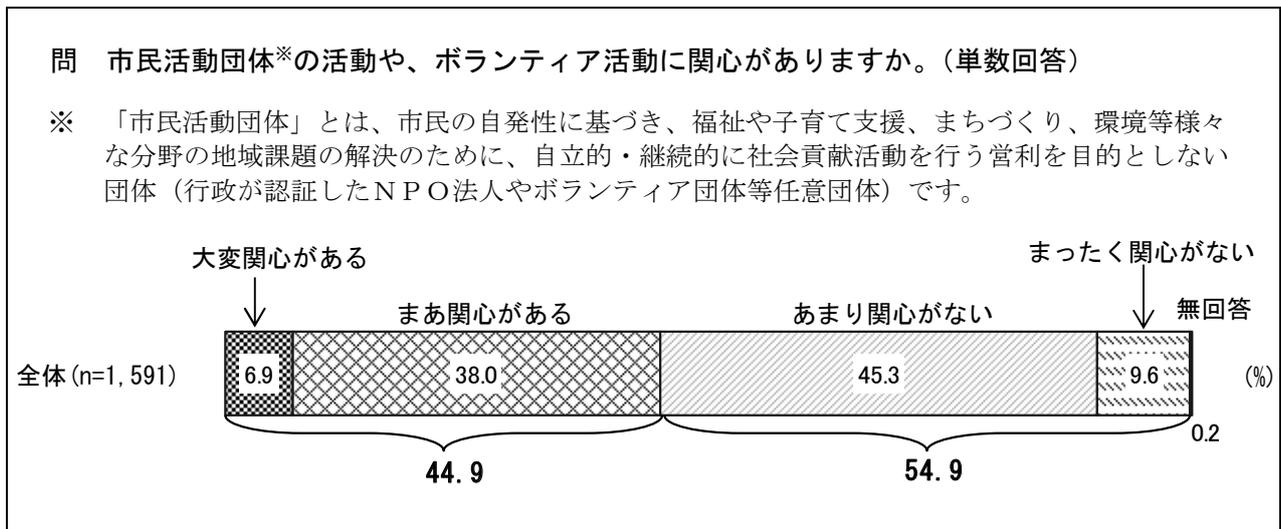


2 (1) 県政に関する世論調査

県民の県政への関心などを把握するため実施した「第63回県政に関する県政に関する世論調査（令和4年度）」からは、次のような結果が出ています。（なお、nは各設問の回答者数です。）

ア 市民活動団体やボランティア活動の関心度

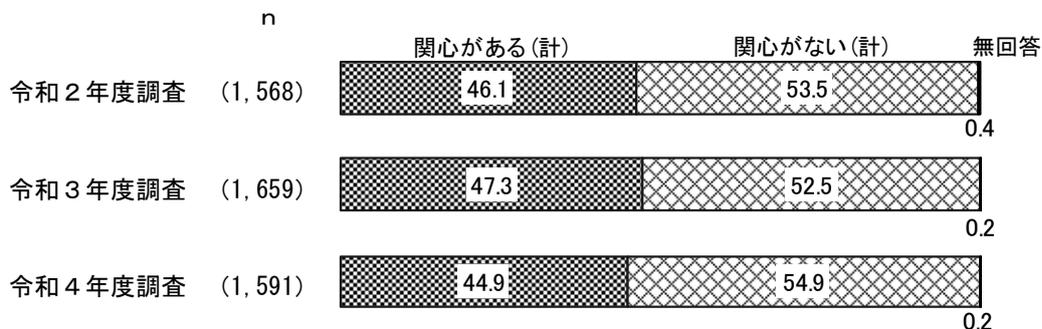
◇ 『関心がある（計）』が4割台半ば



市民活動団体の活動や、ボランティア活動への関心度を聞いたところ、「大変関心がある」（6.9%）と「まあ関心がある」（38.0%）を合わせた『関心がある（計）』（44.9%）が4割台半ばとなっている。

一方、「あまり関心がない」（45.3%）と「まったく関心がない」（9.6%）を合わせた『関心がない（計）』（54.9%）が5割台半ばとなっている。

〔参考〕 令和2年度・3年度の同様の項目による調査結果との比較（単位：%）

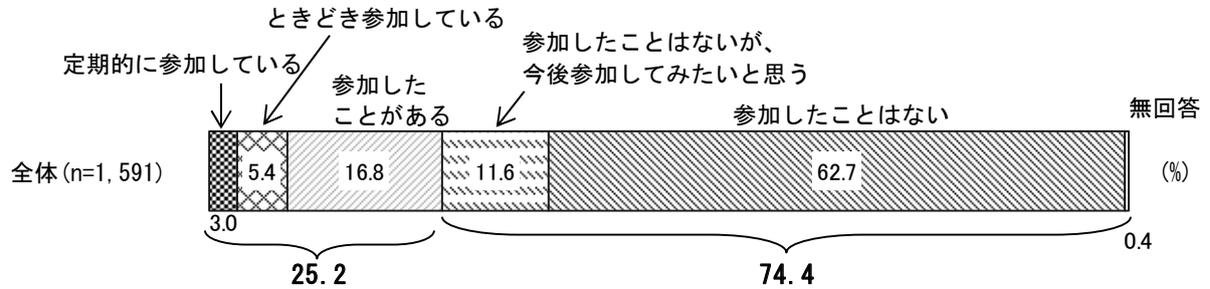


イ 市民活動団体の活動への参加経験

◇ 『参加したことがある（計）』が2割台半ば

問 市民活動団体の活動に参加※したことがありますか。（単数回答）

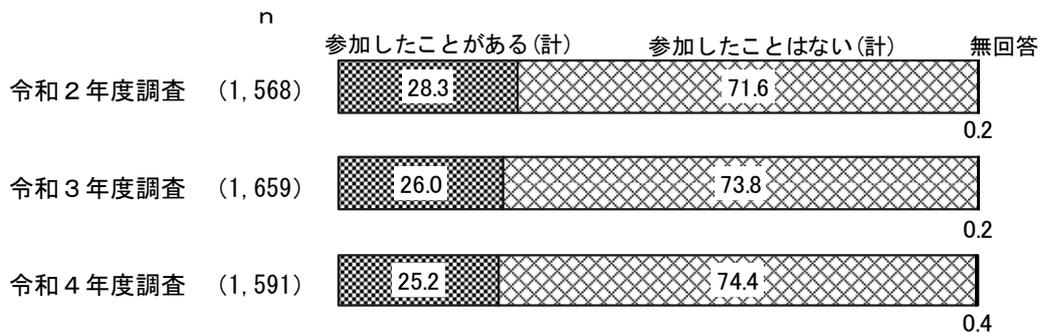
※ ここでいう「参加」とは、団体の会員やボランティアとしての参加のみならず、団体への資金・物品・技術・場所等の提供・寄付などの支援を通しての参加や、団体が提供するサービスの利用・イベントへの参加などを指します。



市民活動団体の活動への参加経験を聞いたところ、「定期的に参加している」(3.0%)、「ときどき参加している」(5.4%)、「参加したことがある」(16.8%)の3つを合わせた『参加したことがある（計）』(25.2%)が2割台半ばとなっている。

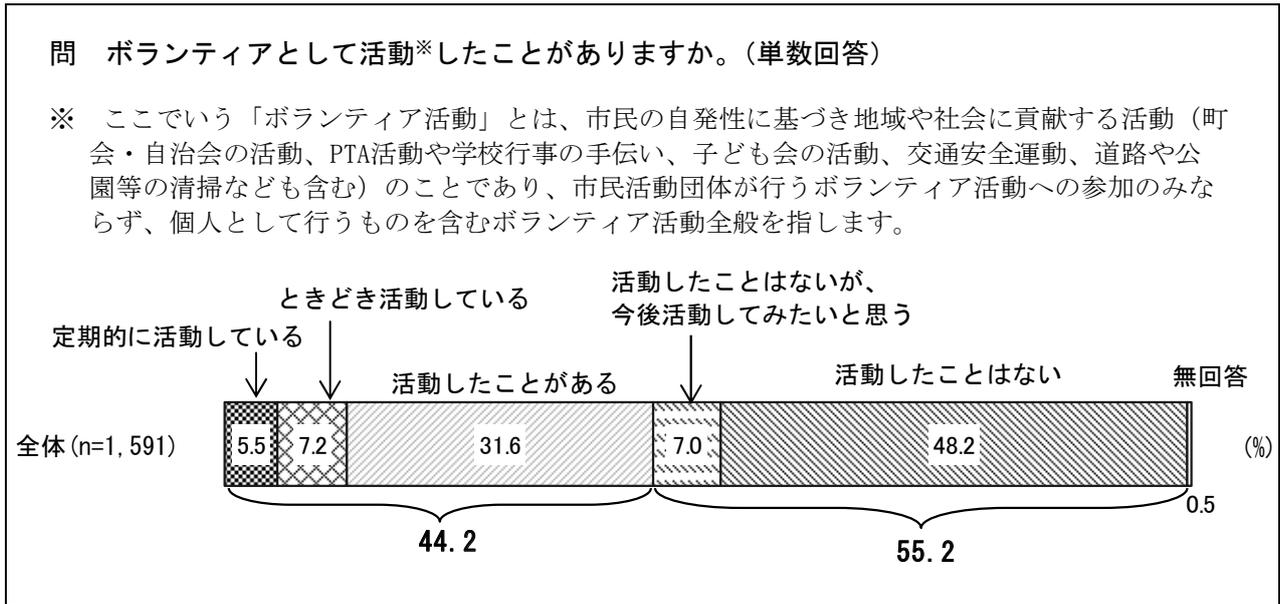
一方、「参加したことはないが、今後参加してみたいと思う」(11.6%)と「参加したことはない」(62.7%)を合わせた『参加したことはない（計）』(74.4%)が7割台半ばとなっている。

〔参考〕令和2年度・3年度の同様の項目による調査結果との比較（単位：％）



ウ ボランティア活動経験

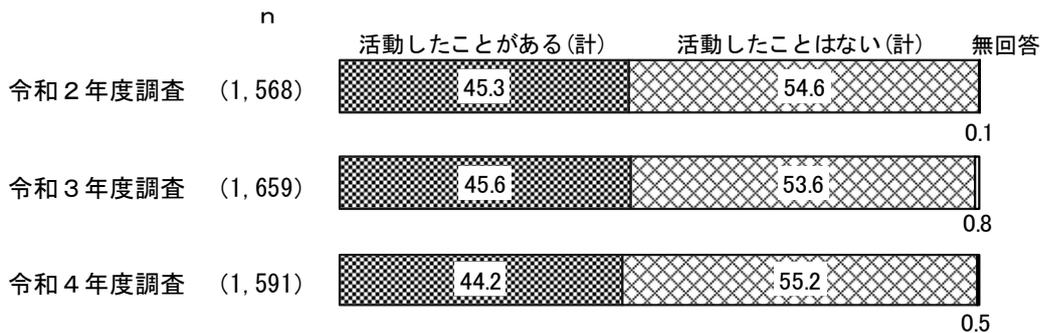
◇ 『活動したことがある（計）』が4割台半ば



ボランティアとして活動したことがあるか聞いたところ、「定期的活動中」（5.5%）、「時々活動中」（7.2%）、「活動したことがある」（31.6%）の3つを合わせた『活動したことがある（計）』（44.2%）が4割台半ばとなっている。

一方、「活動したことはないが、今後活動してみたいと思う」（7.0%）と「活動したことはない」（48.2%）を合わせた『活動したことはない（計）』（55.2%）が5割台半ばとなっている。

〔参考〕 令和2年度・3年度の同様の項目による調査結果との比較（単位：%）



2 (2) 千葉県NPO法人実態調査

○調査概要

県内全NPO法人 1,952 法人に対し、活動状況・財政状況・連携協働の状況等について、調査を実施。

実施期間：令和4年8月16日～9月16日

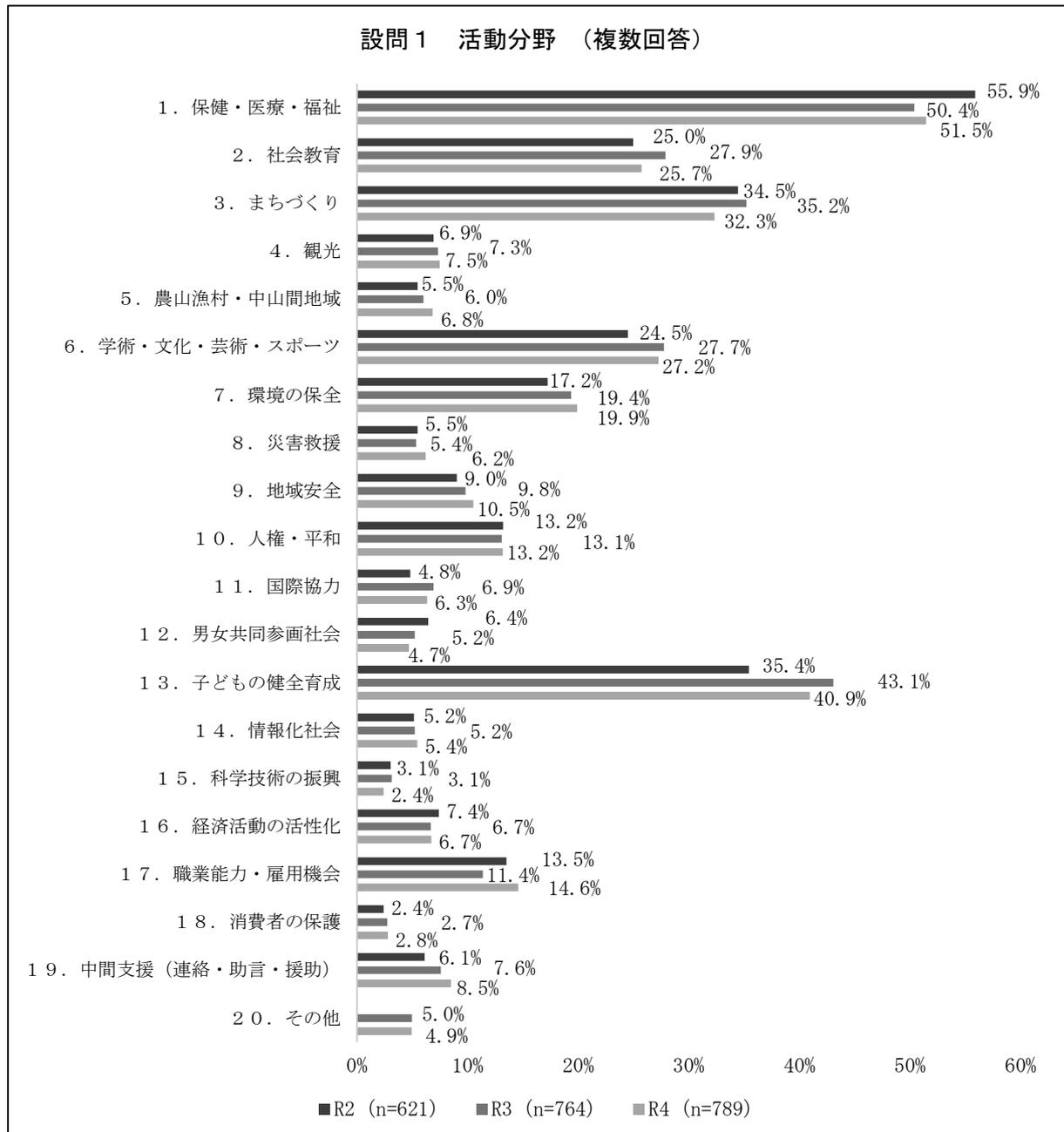
回答法人数：789 法人（回収率 40.4%）

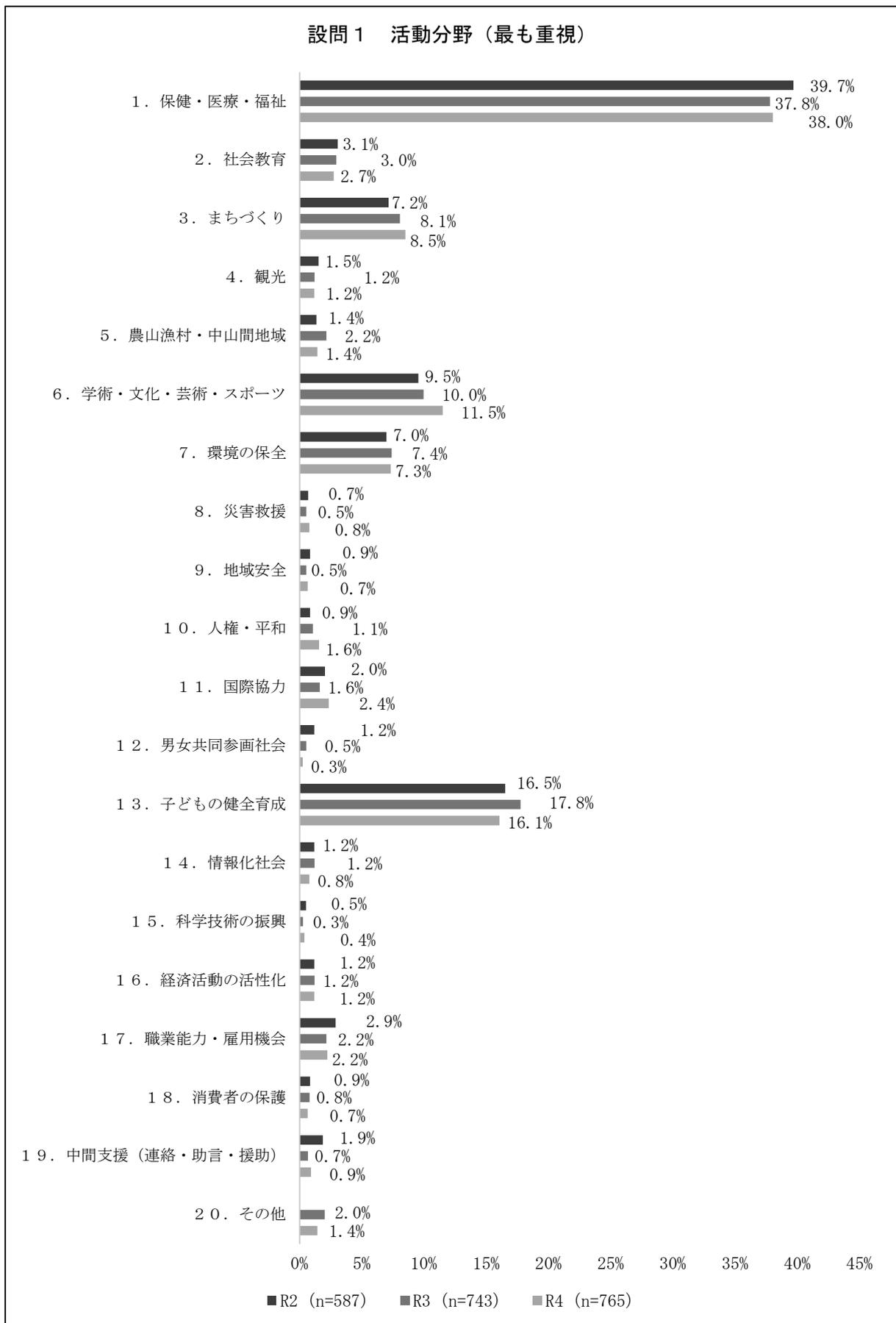
○調査結果

I. 団体（回答者）属性について

〔活動分野〕

設問1 貴法人が平素から取り組んでいる活動の分野について、「あてはまる番号すべて」と「そのうち最も重視している分野ひとつ」をあてはまる番号に✓を記入してください。





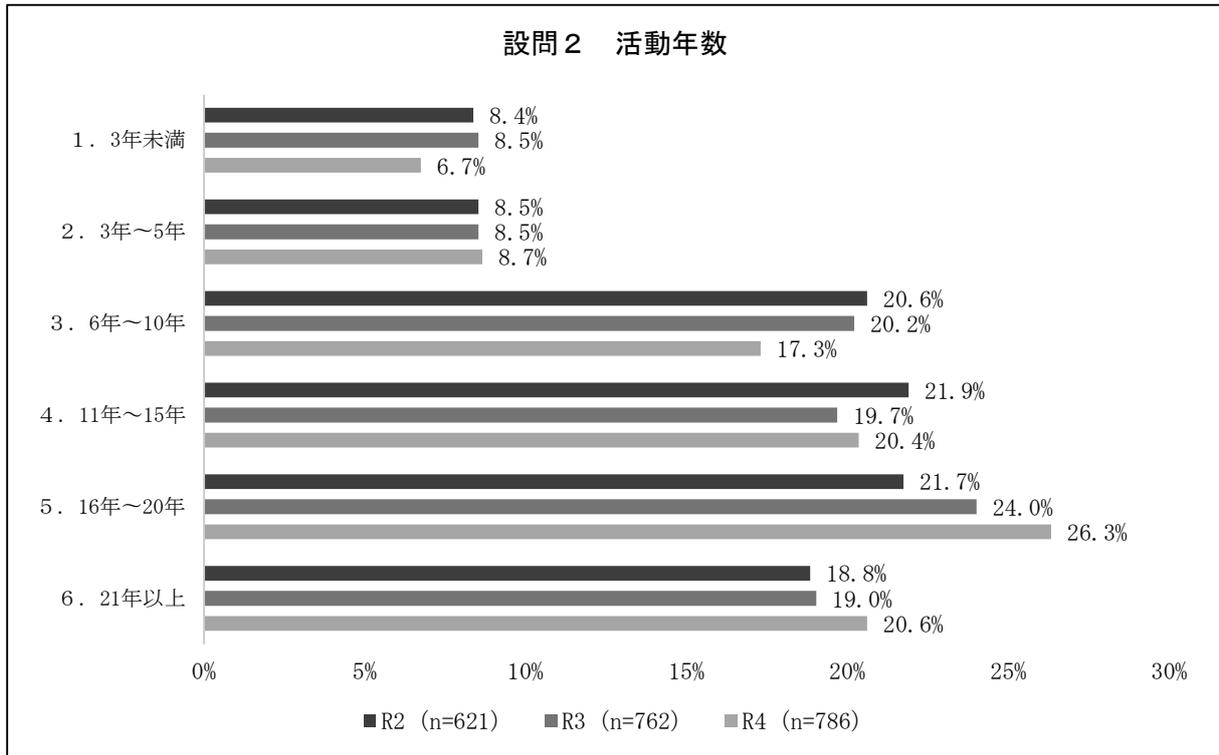
(結果概要)

法人の活動分野の「あてはまるものすべて」「最も重視しているものひとつ」については、いずれも「保健・医療・福祉」が最も多く、前回調査から大きな変化はない。

〔活動年数〕

設問2 貴法人の活動年数について、あてはまる番号1つに✓を記入してください。

なお、法人の前身にあたる任意団体での活動があれば、その活動年数を含めます。



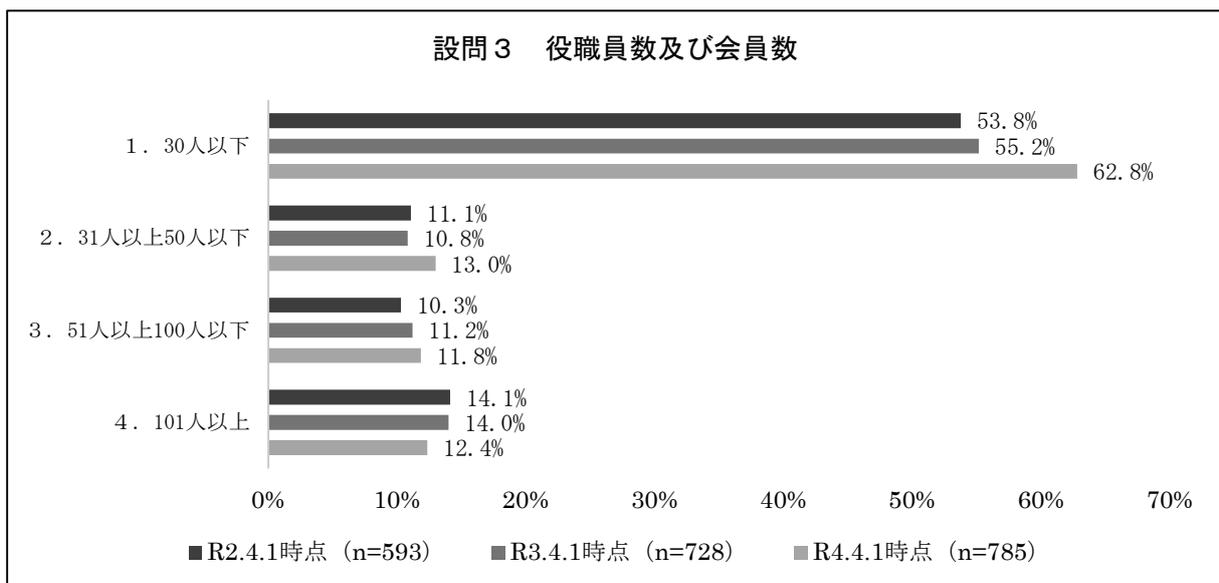
(結果概要)

法人の活動年数については、「16年～20年」が26.3%と最も多い。

〔役職員数及び会員数〕

設問3 貴法人の令和4年4月1日時点の役職員数及び会員数（賛助会員等も含める）の合計人数について、あてはまる番号1つに✓を記入してください。

※特定非営利活動法人は、総会で議決権を有する会員が10人以上いることが、設立・存続の条件となっています。



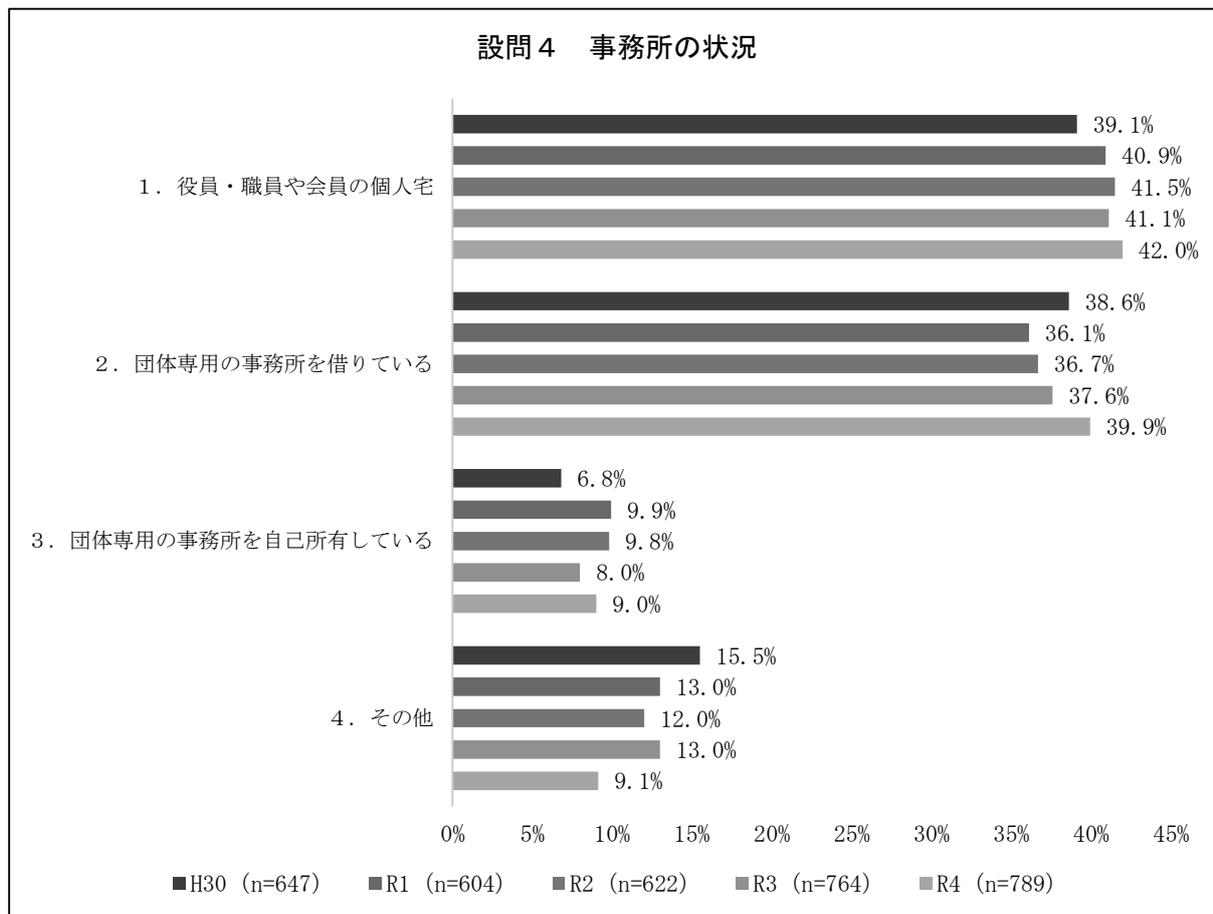
(結果概要)

法人の役職員数及び会員数について、「30人以下」の法人が最も多く、前回調査から7.6ポイント増加している。

【事務所の状況】

設問4 貴法人の事務所（※）の状況について、あてはまる番号1つに✓を記入してください。

※ここでいう「事務所」とは、登記している「主たる事務所」をいいます。



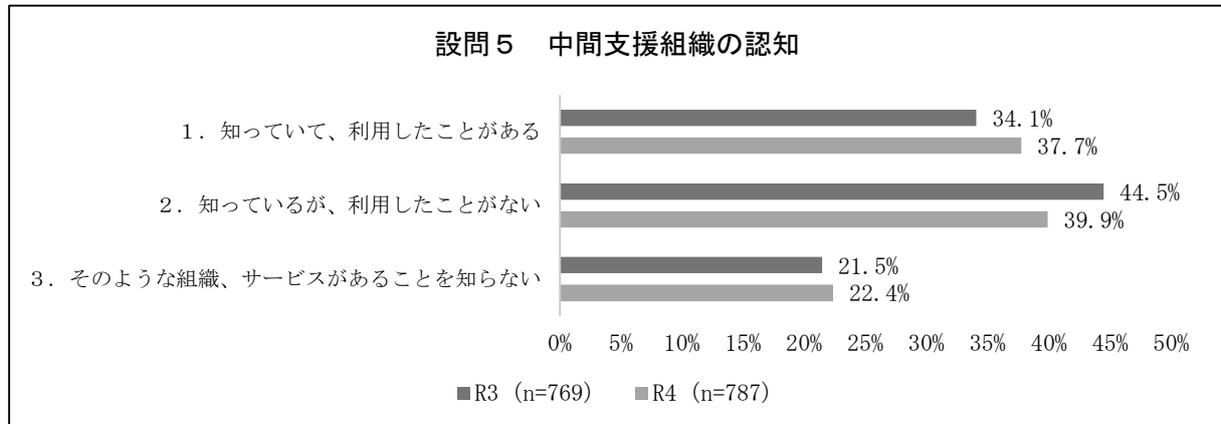
(結果概要)

法人の事務所の状況については、「役員・職員や会員の個人宅」が42.0%、「団体専用の事務所を借りている」が39.9%と多く、前回調査から大きな変化はない。

Ⅱ. 事業・活動全般の状況について

〔中間支援組織の認知〕

設問5 貴法人は、市町村などが設置する「市民活動支援センター」や市民活動を支援する団体である「中間支援組織」が提供するサービスを利用したことがありますか。あてはまる番号1つに✓を記入してください。



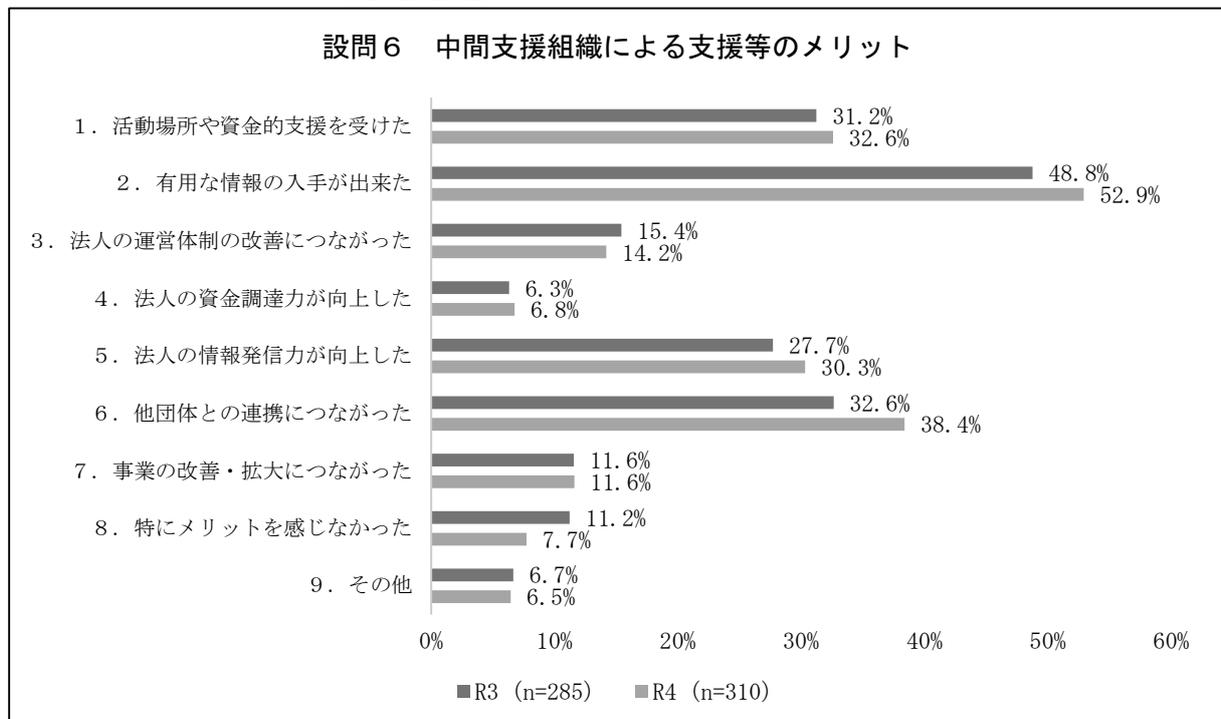
(結果概要)

中間支援組織の認知については、37.7%の法人が「知っていて、利用したことがある」、39.9%の法人が「知っているが、利用したことがない」、22.4%の法人が「そのような組織、サービスがあることを知らない」という状況である。

〔中間支援組織による支援等のメリット〕

設問6 設問5で1を選択された法人の方にお尋ねします。

「市民活動支援センター」や「中間支援組織」の支援等によりどんなメリットがありましたか。あてはまる番号すべてに✓を記入してください。

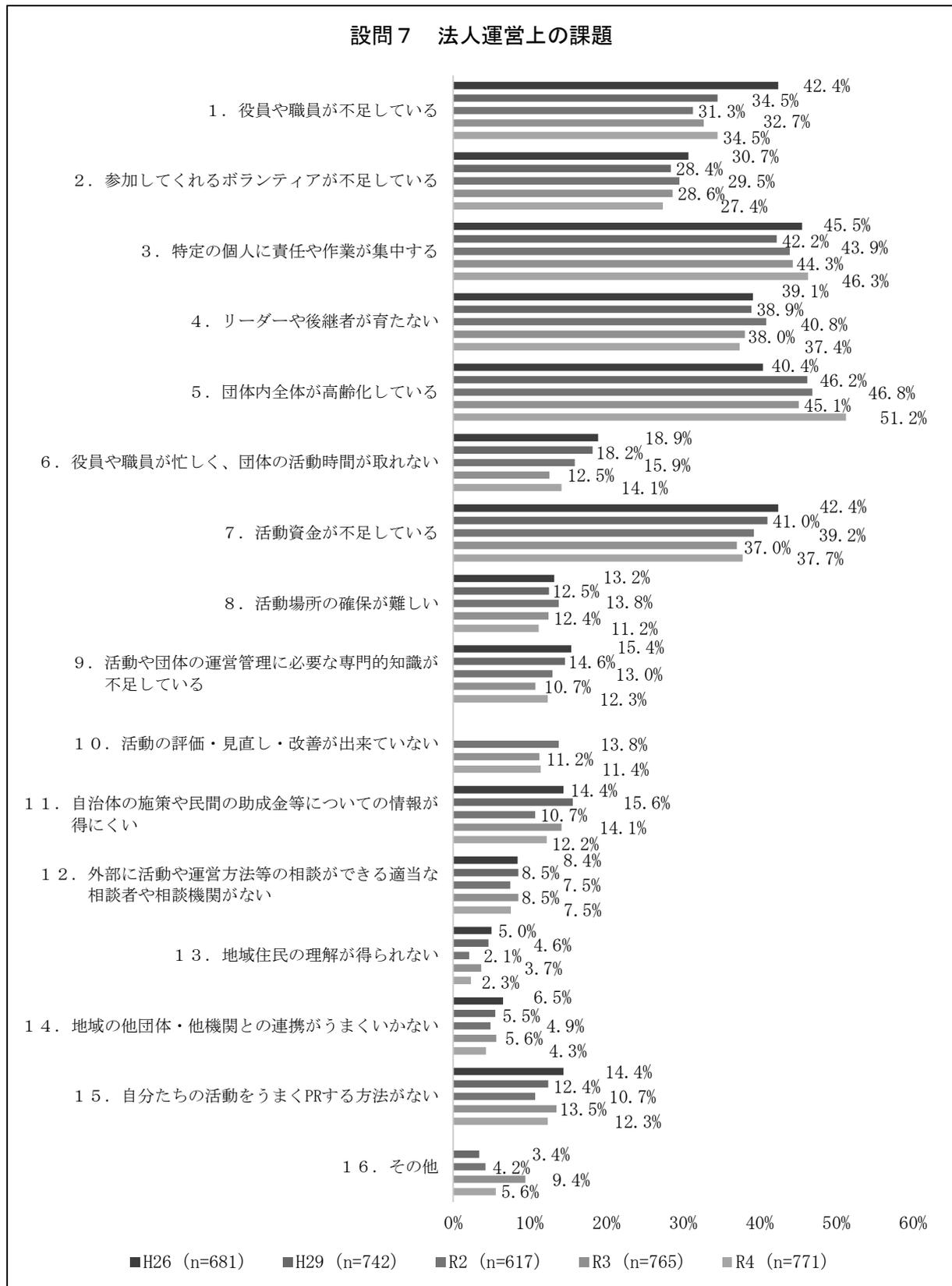


(結果概要)

中間支援組織による支援等のメリットについては、「有用な情報の入手が出来た」が52.9%と最も多い。

〔法人運営上の課題〕

設問7 貴法人の法人運営上の課題は何ですか。あてはまる番号すべてに✓を記入してください。

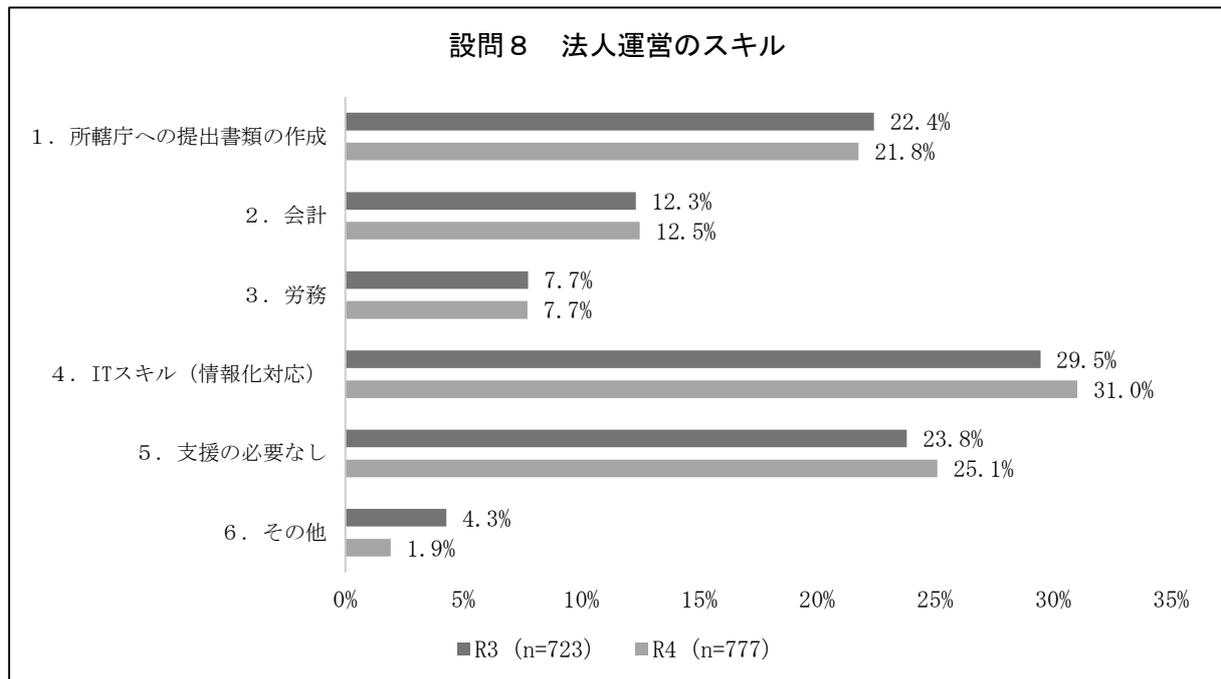


(結果概要)

法人運営上の課題については、「団体内全体が高齢化している」が51.2%と最も多い。また、「特定の個人に責任や作業が集中する」や「リーダーや後継者が育たない」など、組織の人材に関する課題が高い値となっている。

〔法人運営のスキル〕

設問8 法人運営を行うにあたり、スキルアップの必要を感じている事務はありますか。あてはまる番号1つに✓を記入してください。

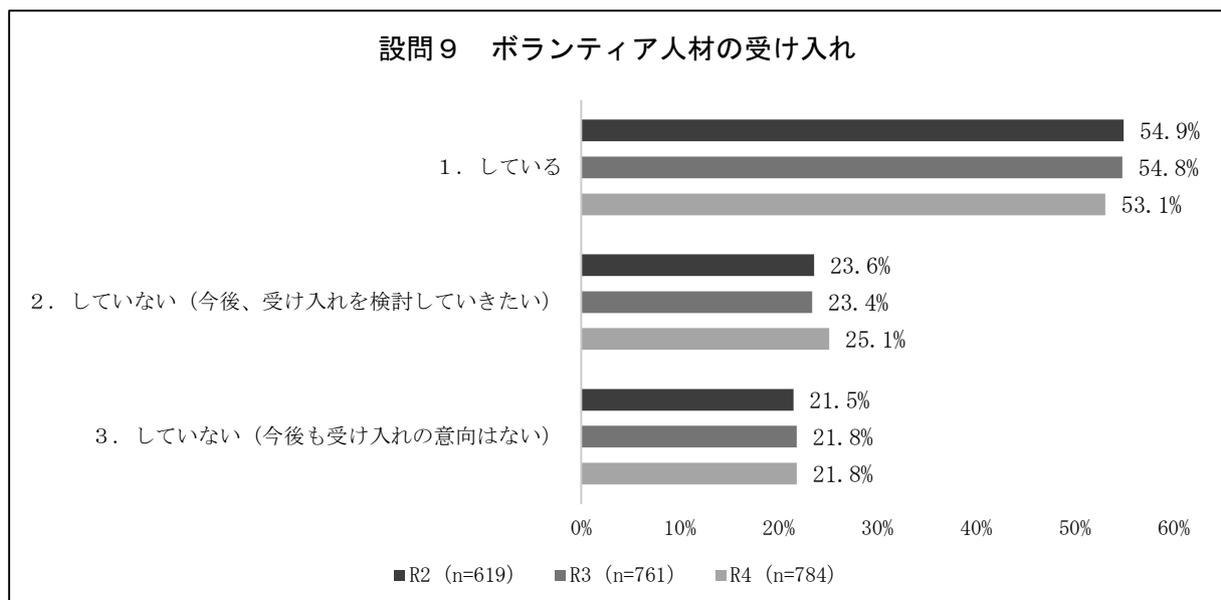


(結果概要)

法人運営を行うにあたりスキルアップの必要を感じている事務については、「ITスキル (情報化対応)」が31.0%と最も多い。一方、25.1%の法人が支援の必要はないと考えている。

〔ボランティア人材の受け入れ〕

設問9 貴法人では、ボランティア (無償で事業実施に協力する人) を受け入れて活動していますか。あてはまる番号1つに✓を記入してください。



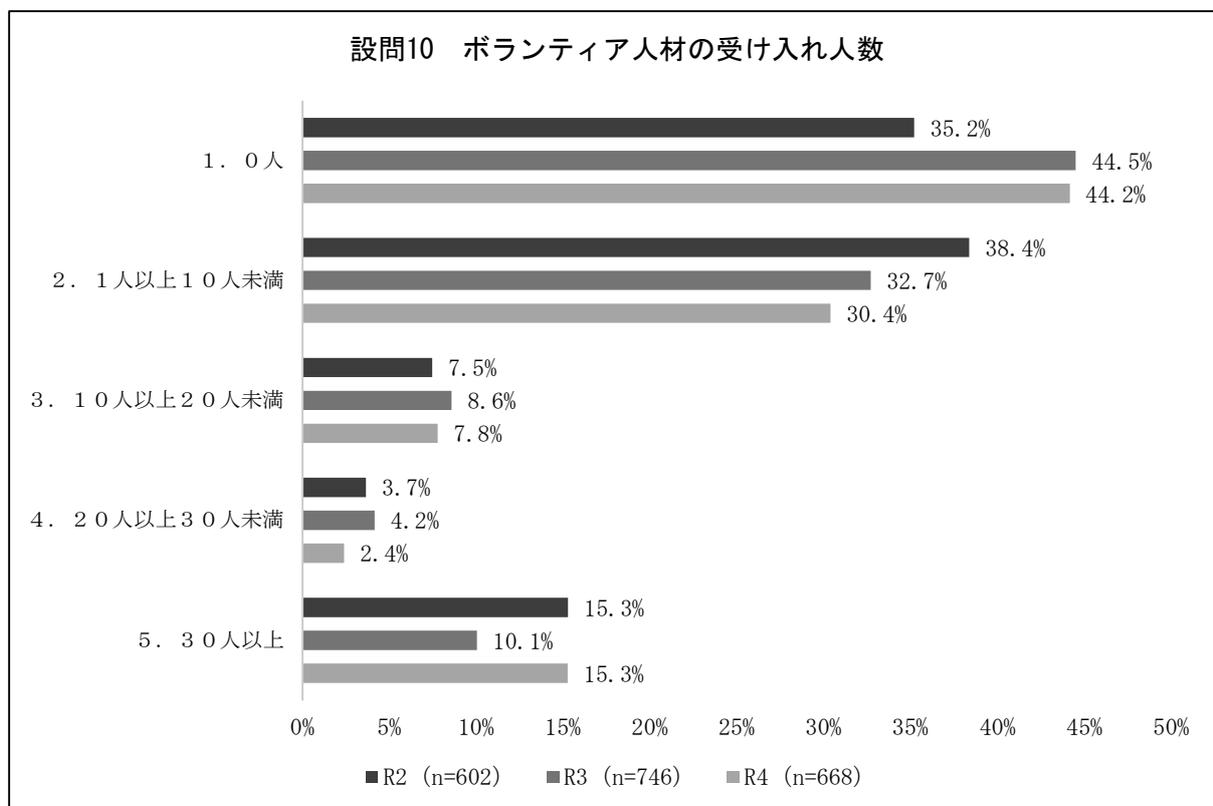
(結果概要)

ボランティア人材の受け入れについては、53.1%の法人が受け入れを行っており、25.1%は今後検討していきたい、21.8%は受け入れの意向はないという状況であり、前回の調査から大きな変化はない。

【ボランティア人材の受け入れ人数】

設問10 設問9で「1. している」を選択された法人の方にお尋ねします。

令和3年度において、貴法人の事業活動に携わったボランティアの年間延べ人数について、あてはまる番号1つに✓を記入してください。



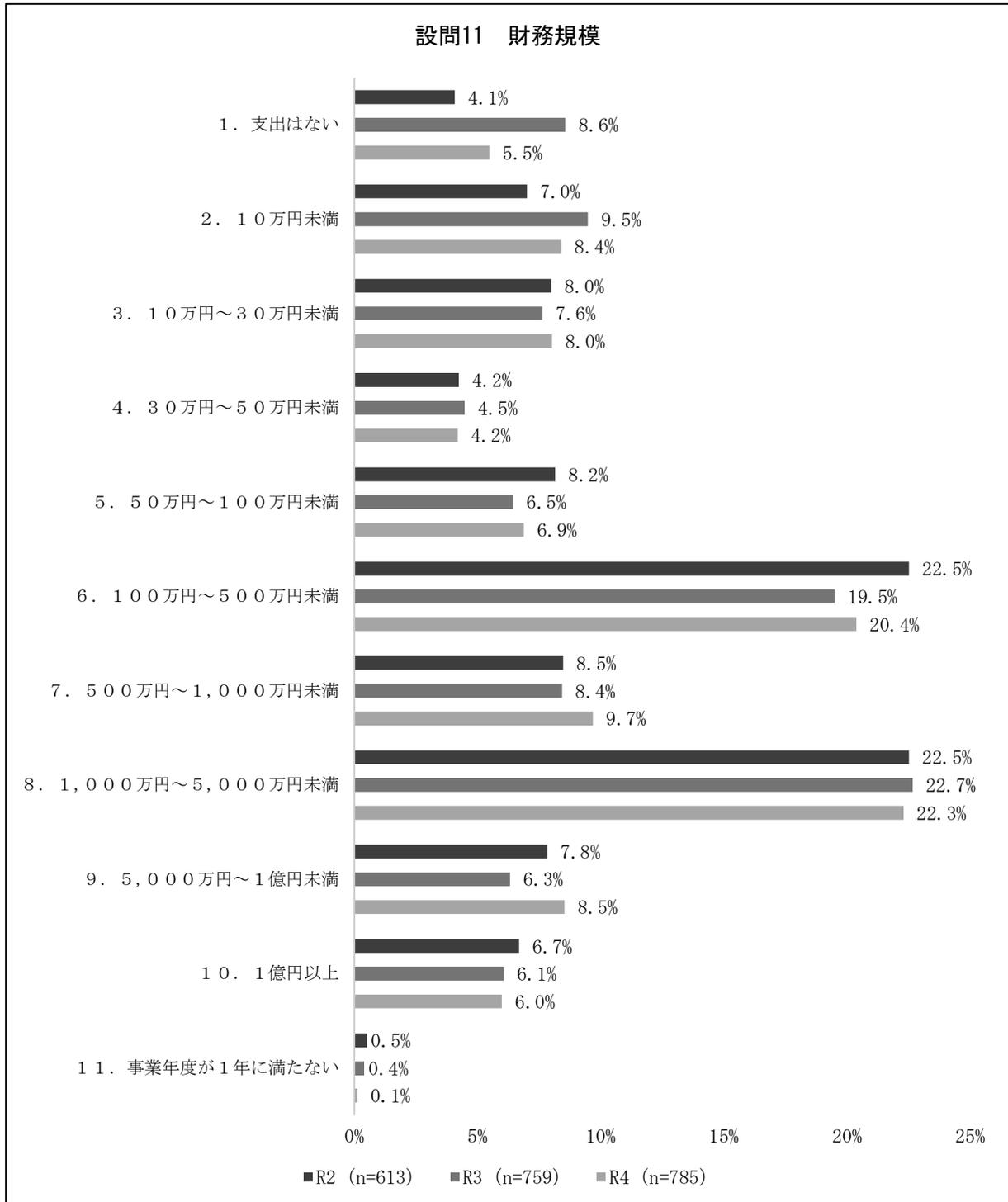
(結果概要)

ボランティア人材の受け入れ人数については、「0人」が44.2%と最も多い。

Ⅲ. 財務状況について

〔財務規模〕

設問11 貴法人の令和3年度における総支出額（財務規模）にあてはまる番号1つに✓を記入してください。

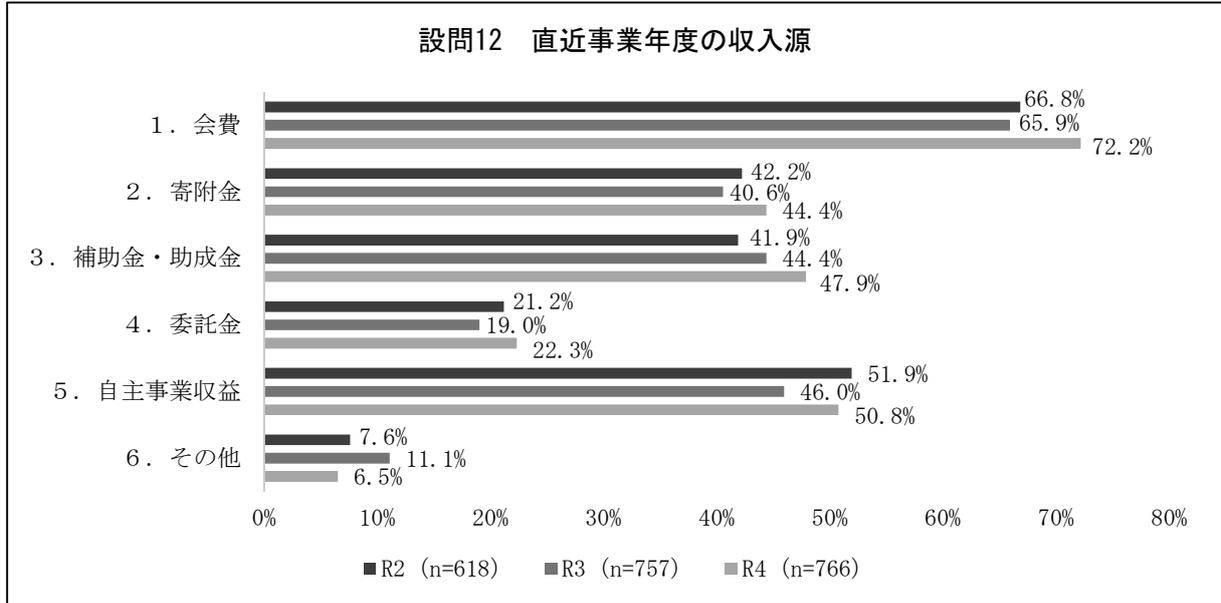


（結果概要）

総支出額（財務規模）については、「1,000万円～5,000万円未満」が22.3%、「100万円～500万円未満」が20.4%と多い。一方、「支出はない」が前回調査から3.1ポイント減少した。

〔直近事業年度の収入源〕

設問12 貴法人の令和3年度における収入源について、あてはまる番号すべてに✓を記入してください。

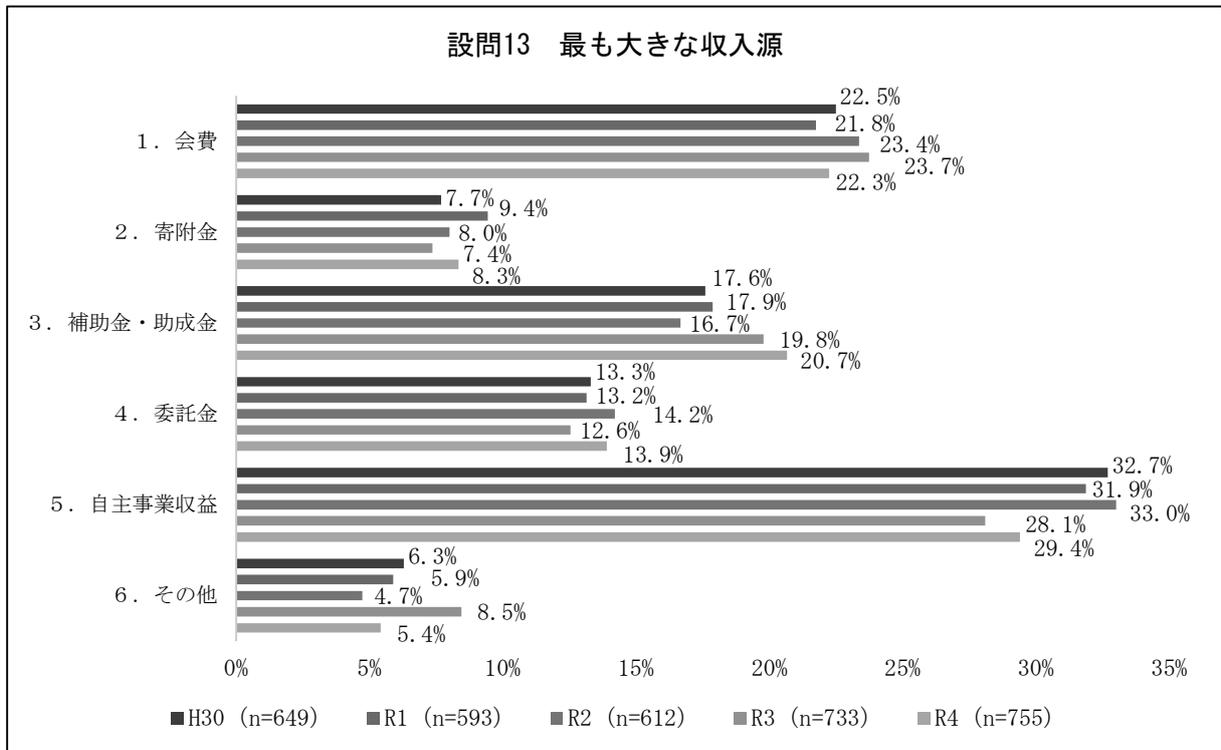


(結果概要)

収入源については、「会費」が72.2%と最も多い。また、前回の調査から「会費」の収入を得ている法人は6.3ポイント、「自主事業収益を得ている法人は4.8ポイント増加している。

〔最も大きな収入源〕

設問13 貴法人の令和3年度における最も大きな収入源について、あてはまる番号1つに✓を記入してください。



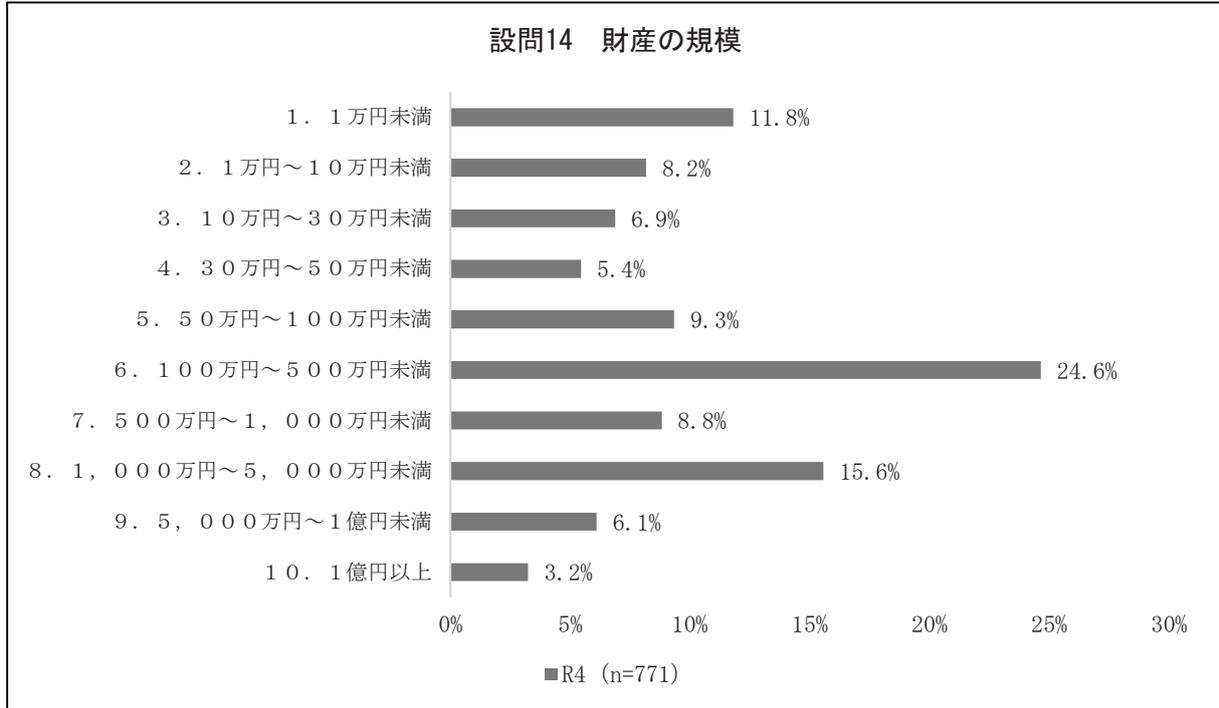
(結果概要)

最も大きな収入源については、「自主事業収益」が29.4%と最も多く、前回調査から1.3ポイント増加している。

〔財産の規模〕

設問14 貴法人の令和3年度における財産の規模（※）について、あてはまる番号1つに✓を記入してください。

※ここでいう「財産の規模」とは、「貸借対照表」に記載している「正味財産合計」をいいます。



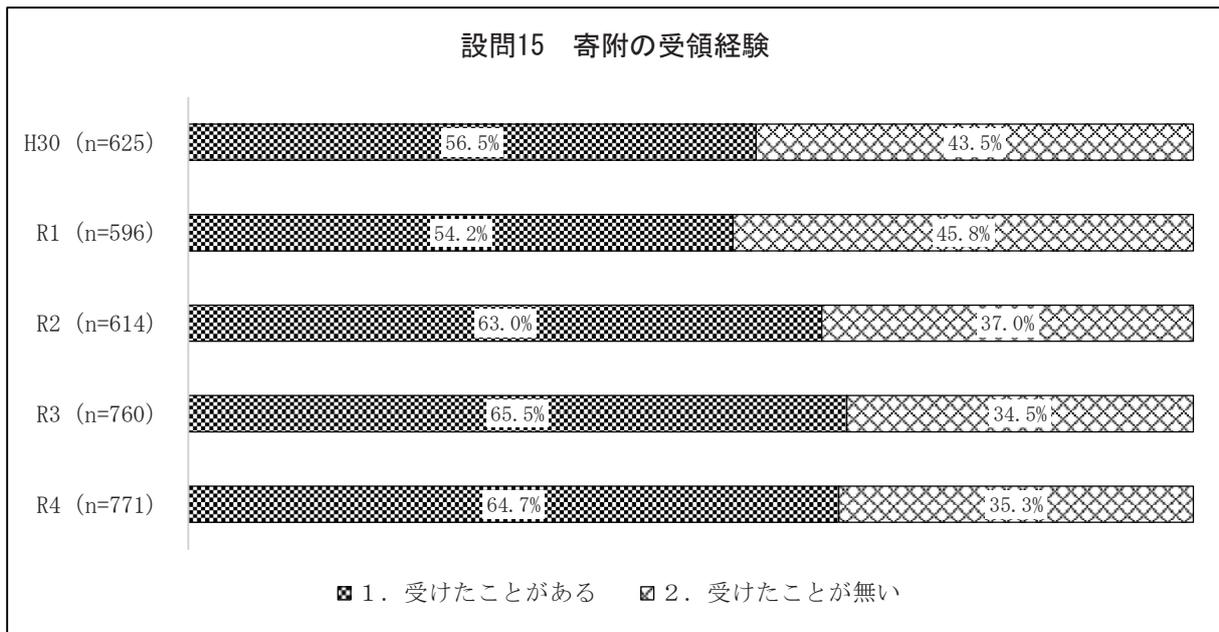
(結果概要)

財産の規模については、「100万円～500万円未満」が24.6%と最も多い。

〔寄附の受領経験〕

設問15 貴法人では、過去一度でも寄附による資金援助を受けたことはありますか。

あてはまる番号1つに✓を記入してください。



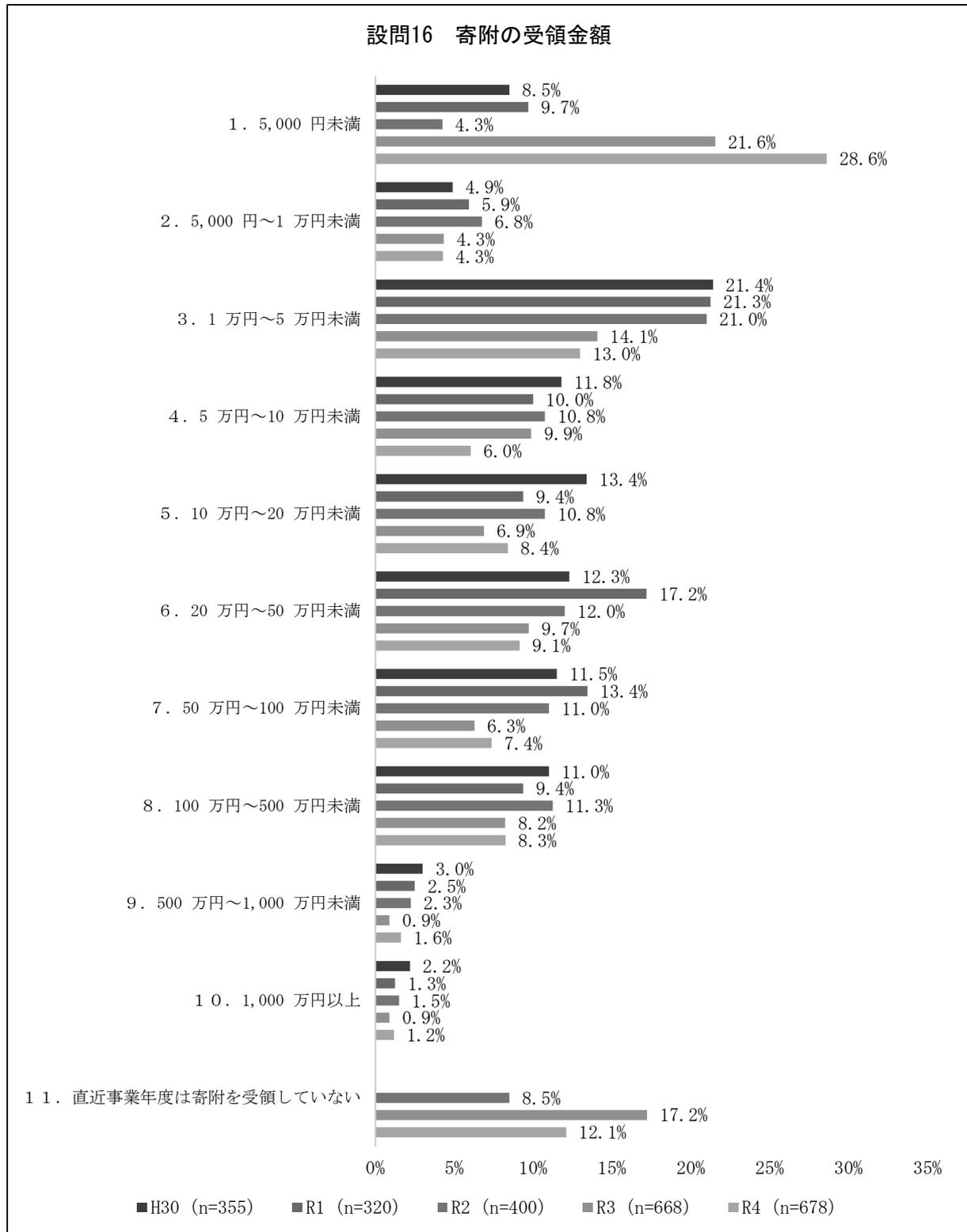
(結果概要)

寄附の受領経験については、「受けたことがある」法人が64.7%、「受けたことが無い」法人が35.3%であり、前回調査から大きく変わりはない。

〔寄附の受領金額〕

設問16 設問15で「1. 受けたことがある」を選択された法人の方にお尋ねします。

令和3年度の寄附の受領金額（総額）について、あてはまる番号1つに✓を記入してください。



(結果概要)

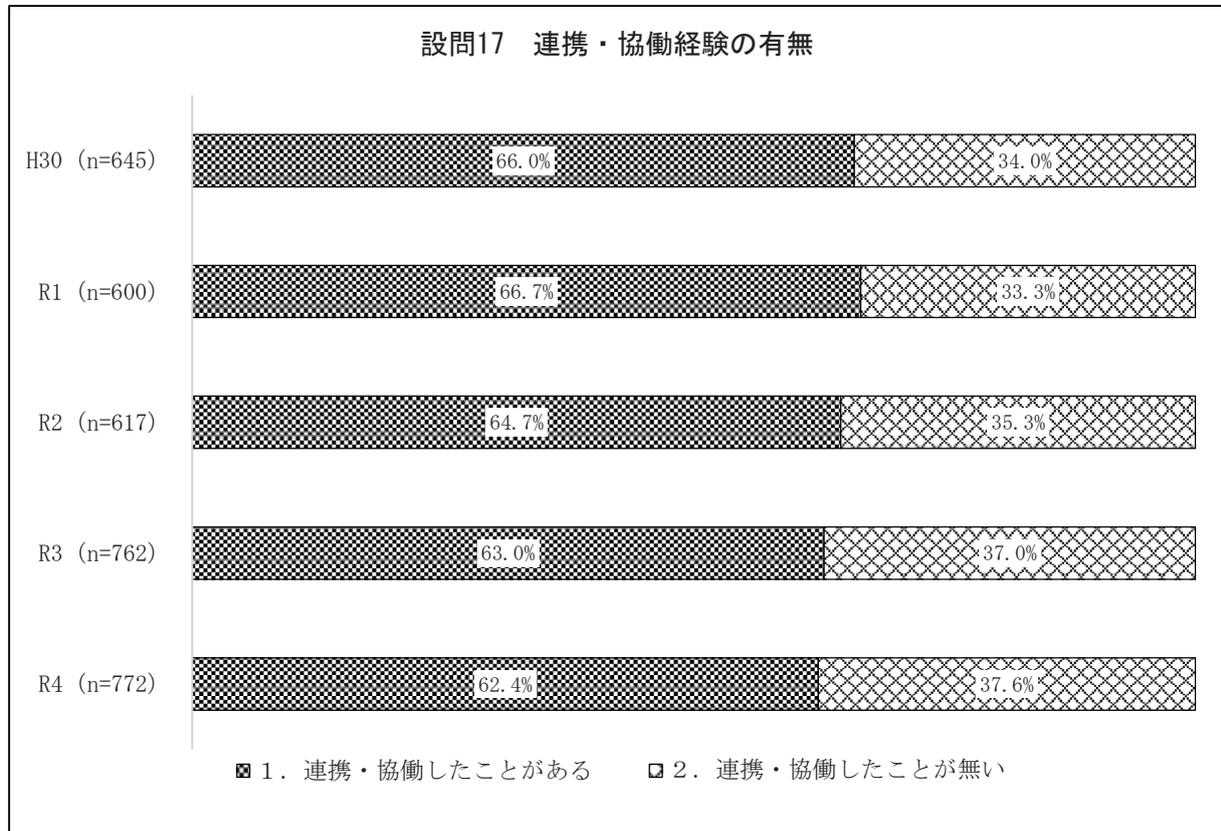
寄附の受領金額（総額）については、「5,000 円未満」が28.6%と最も多く、前回調査から7ポイント増加している。また、「直近事業年度は寄附を受領していない」が前回調査から5.1ポイント減少している。

IV. 連携・協働について

【協働の経験】

設問17 貴法人は、これまでに企業、NPO・ボランティア団体、県・市町村などと連携・協働（※）したことはありますか。あてはまる番号1つに✓を記入してください。

※ここでいう「連携・協働」とは、「対等な二者以上の主体が共通の目的を持ち、それぞれの目的を共有、お互いの特性を生かしながら協力すること」をいいます。



(結果概要)

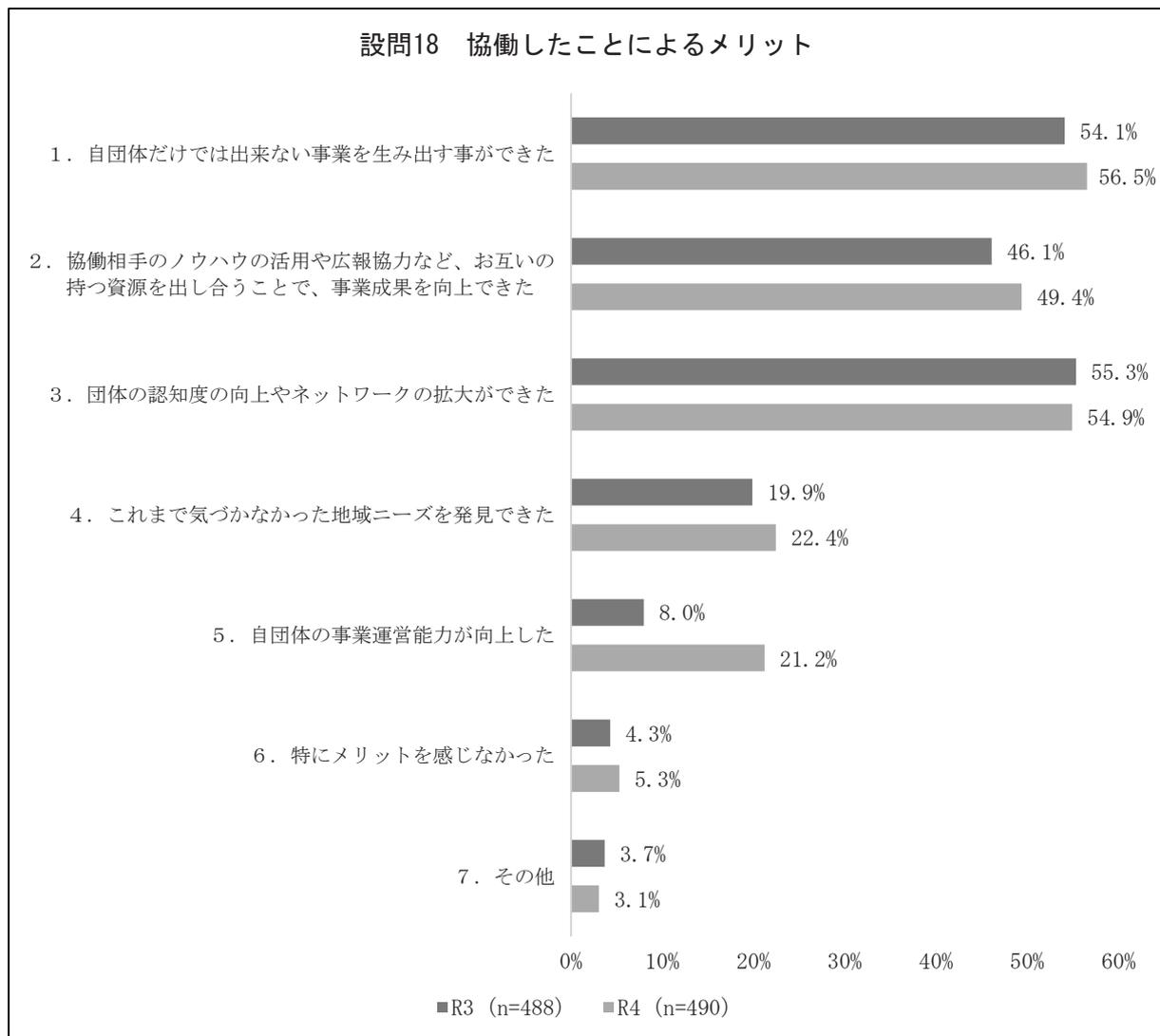
「連携・協働したことがある」法人は62.4%、「連携・協働したことが無い」法人は37.6%であり、「連携・協働したことがある」法人は減少傾向にある。

〔協働したことによるメリット〕

設問18 設問17で「1. 連携・協働したことがある」を選択された法人の方にお尋ねします。

連携・協働して事業を行ったことでどのようなメリットがありましたか。

あてはまる番号すべてに✓を記入してください。



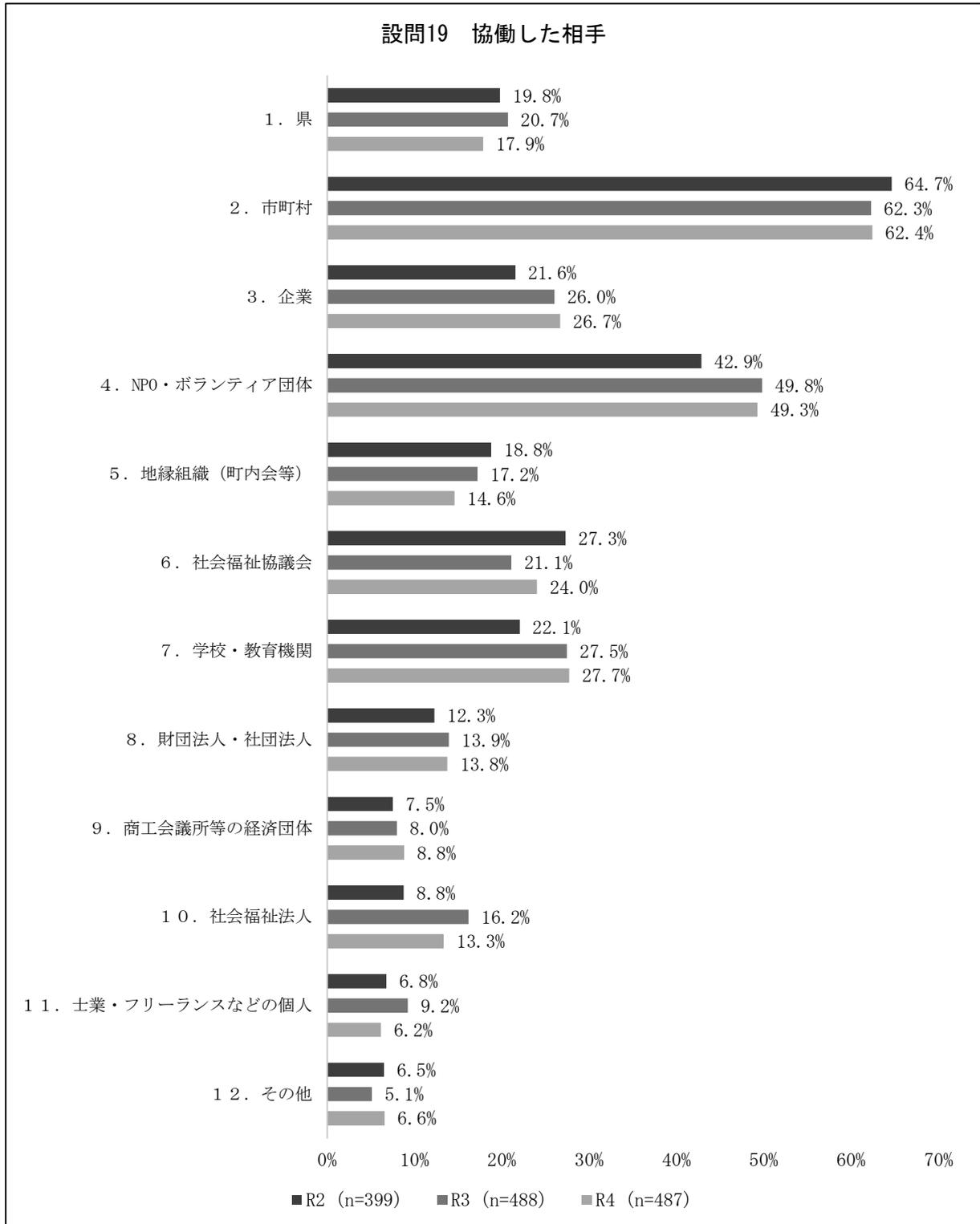
(結果概要)

連携・協働したことによるメリットについては、「自団体だけでは出来ない事業を生み出す事ができた」が56.5%、「団体の認知度の向上やネットワークの拡大ができた」が54.9%と多くなっている。

〔協働した相手〕

設問19 設問17で「1. 連携・協働したことがある」を選択された法人の方にお尋ねします。

どのような団体と連携・協働をしましたか。あてはまる番号すべてに✓を記入してください。



(結果概要)

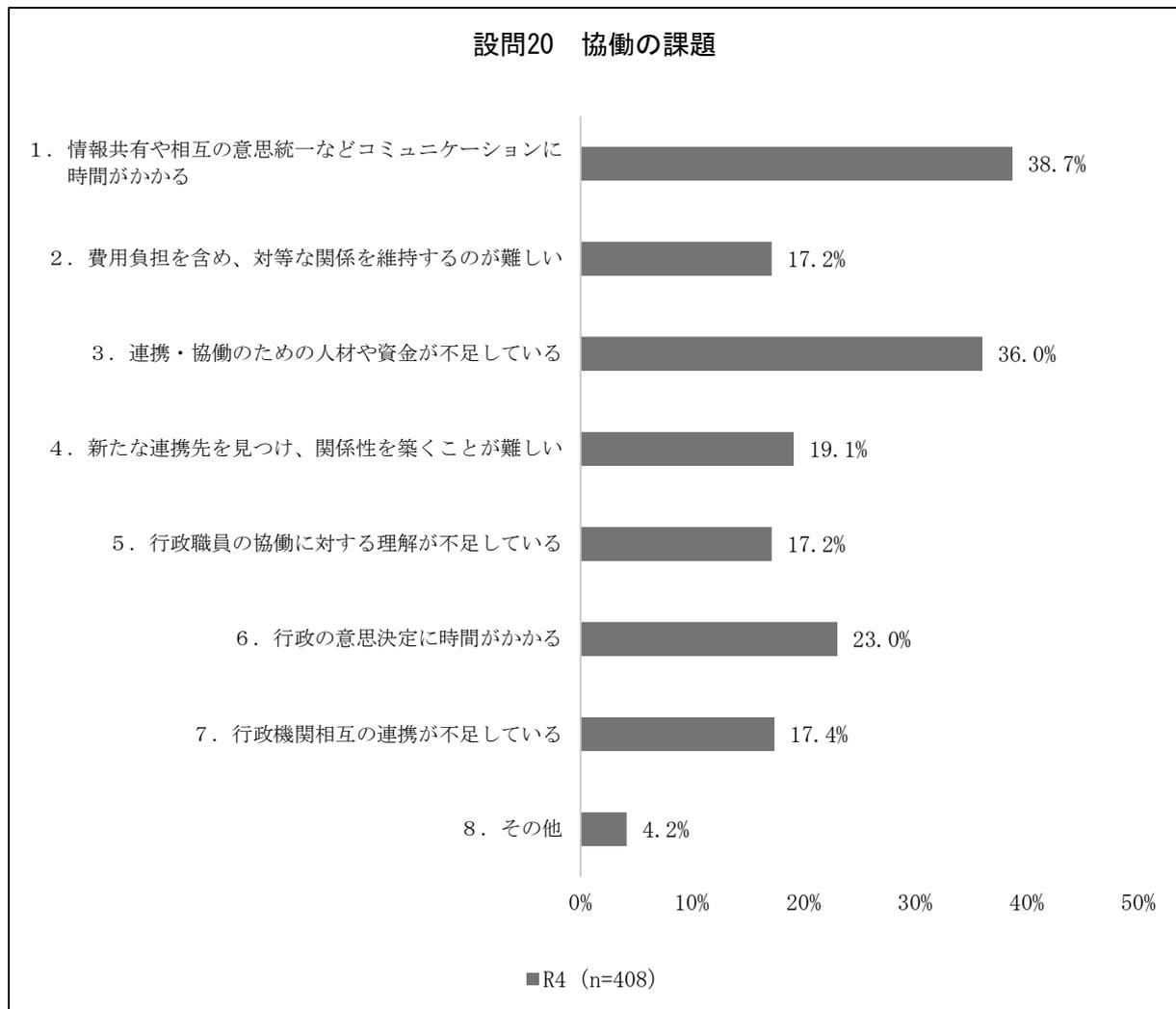
協働した相手については、「市町村」が62.4%と最も多く、前回調査から大きな変化はない。

【協働の課題】

設問20 設問17で「1. 連携・協働したことがある」を選択された法人の方にお尋ねします。

連携・協働を行うにあたり、課題や困ったことはありましたか。

あてはまる番号すべてに✓を記入してください。



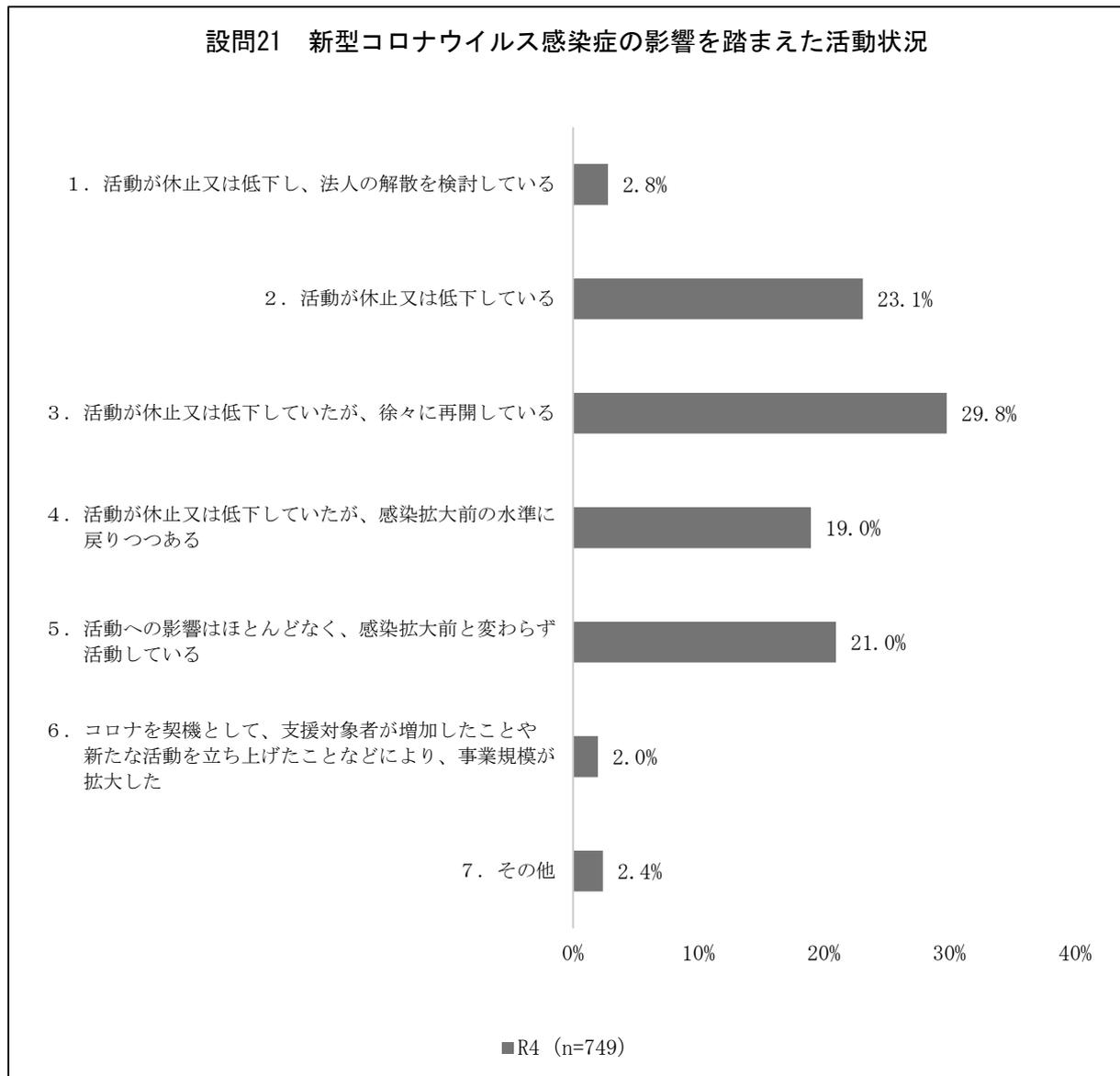
(結果概要)

協働の課題については、「情報共有や相互の意思統一などコミュニケーションに時間がかかる」が38.7%、「連携・協働のための人材や資金が不足している」が36.0%と多くなっている。

V. 新型コロナウイルス感染症について

〔新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた活動状況〕

設問 2 1 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、本調査票の記載時点において、貴法人の活動はどのような状況にありますか。あてはまる番号1つに✓を記入してください。

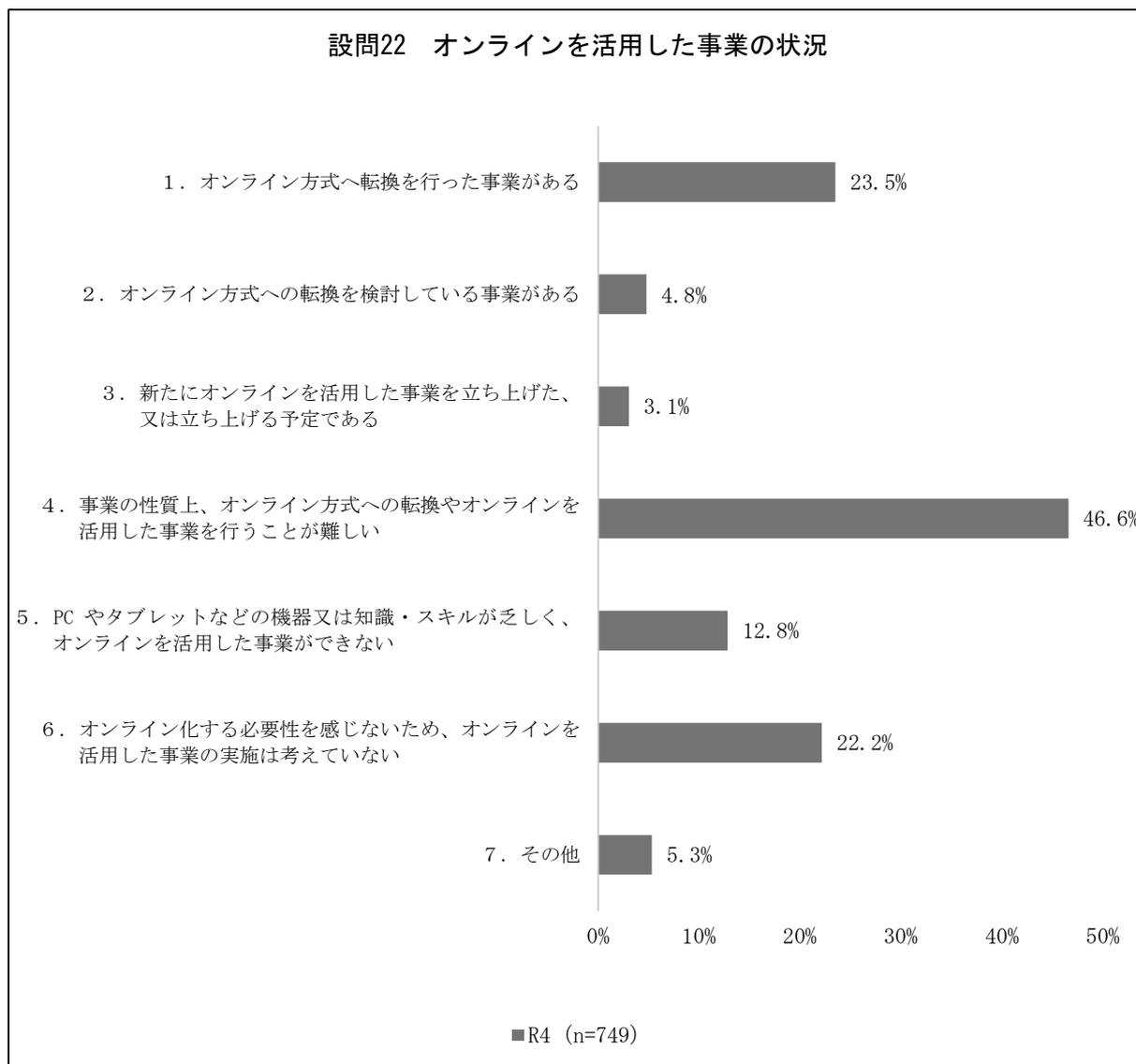


(結果概要)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた活動状況については、「活動が休止又は低下していたが、徐々に再開している」が29.8%と最も多い。

【オンラインを活用した事業の状況】

設問22 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、貴法人の活動における、オンラインを活用した事業の状況について、あてはまる番号すべてに✓を記入してください。



(結果概要)

オンラインを活用した事業の状況については、「事業の性質上、オンライン方式への転換やオンラインを活用した事業を行うことが難しい」が46.6%と最も多い。

VI. SDGsについて

〔SDGsに関連した取組の実施状況〕

設問23 国連が採択した「持続可能な開発目標」(SDGs)に取り組む団体が増えています。

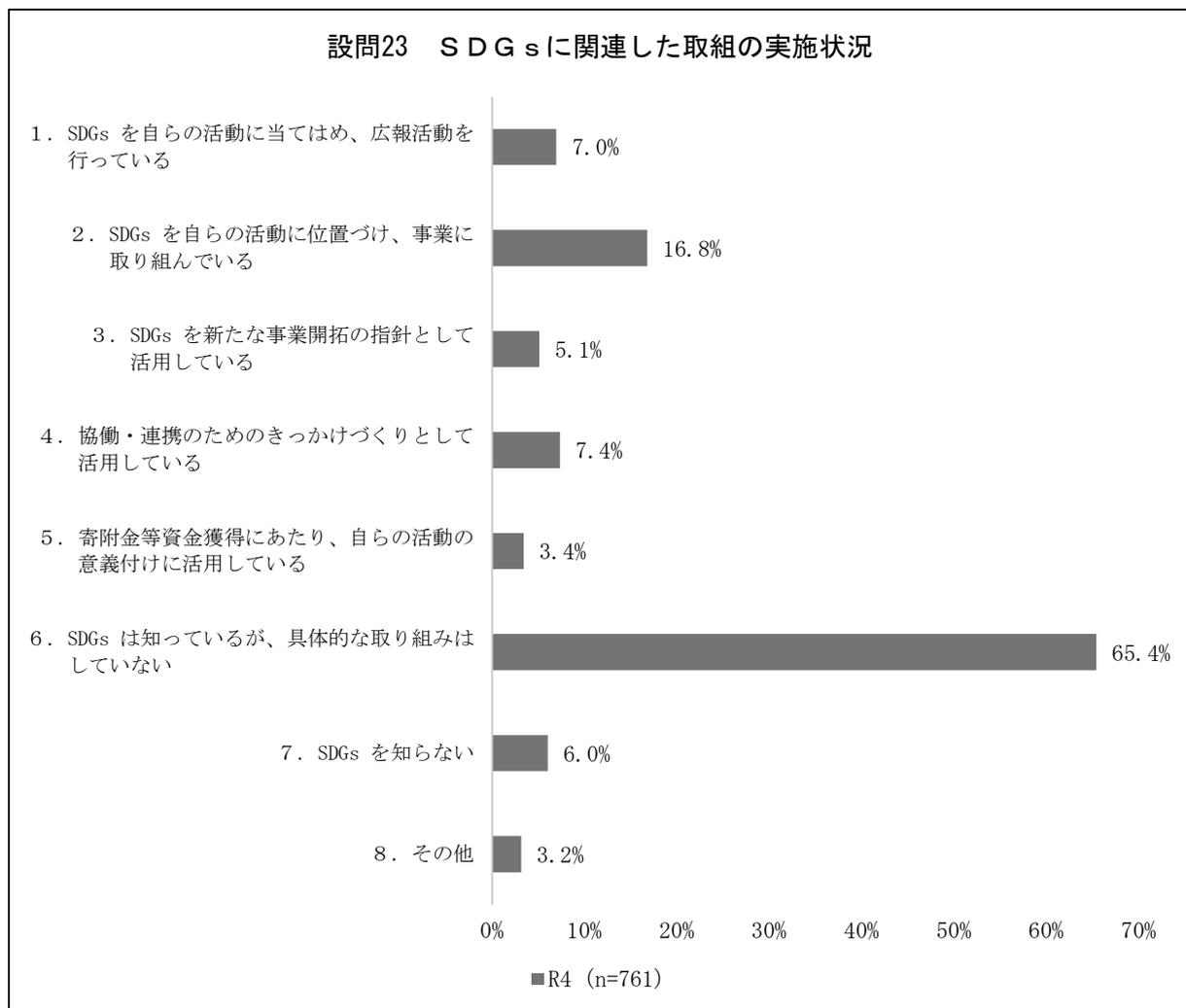
SDGsに関連した貴法人の取り組みについて、あてはまる番号すべてに✓を記入してください。

(SDGsとは)

持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものです。

参考：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>

(外務省ホームページSDGsとは)



(結果概要)

SDGsに関連した取組の実施状況については、「SDGsは知っているが、具体的な取り組みはしていない」が65.4%と最も多い。

[令和4年度千葉県NPO法人実態調査 結果概要]

調査項目の経年比較や項目の新設により活動状況、財政状況、連携・協働等の実態を把握した。結果概要は、以下のとおりである。

I. 団体（回答者）属性について

- ・活動分野、事務所の状況は前回調査から大きな変化はありません。活動年数は「16～20年」「21年以上」が増加傾向にあり、全体の約5割を占めている。（設問1-4）

II. 事業・活動全般の状況について

- ・62.3%の法人が中間支援組織を「知っているが、利用したことがない」又は「知らない」と回答しており、中間支援組織の周知や利用促進が課題となっている。
一方で、「知っていて、利用したことがある」と回答した法人に中間支援組織による支援等のメリットについて聞いたところ、「特にメリットを感じなかった」と回答した法人は7.7%にとどまり、支援等を受けた法人の約9割は何らかのメリットを感じている。（設問5-6）
- ・「団体内全体が高齢化している」、「特定の個人に責任や作業が集中する」、「リーダーや後継者が育たない」など組織の人材に関する課題が上位を占めており、特に「団体内全体が高齢化している」は5割を超えている。（設問7）
- ・法人運営にあたりスキルアップが必要と感じている事務について、「ITスキル（情報化対応）」が31.0%と最も多く、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、在宅勤務や事業のオンライン化に取り組む法人が増加していることが背景にあると考えられる。（設問8）
- ・ボランティア人材を受け入れて活動している法人の割合は53.1%で、前回調査から大きな変化はない。また、受け入れ人数について、「0人」であった法人は前回調査とほぼ変わらず、前々回の調査から約10ポイント増加したまま減少がみられない一方で、「30人以上」の法人は5.2ポイント増加しており、ボランティア人材を受け入れる活動の一部に回復の兆しが見える。（設問9-10）

III. 財務状況について

- ・法人の収入源については、「会費」「寄附金」「補助金・助成金」「自主事業収益」など、いずれも前回調査から増加しており、法人の活動に回復の兆しが見えるとともに、収入源の多様化がうかがえる。また、最も大きな収入源については、「自主事業収益」が29.4%と最も多く、前回調査から1.3ポイント増加したものの、新型コロナウイルス感染症拡大前までの水準には戻っていない。（設問12-13）
- ・寄附の受領金額について、「直近事業年度は寄附を受領していない」と回答した法人は、前回調査から5.1ポイント減少しており、法人の活動が一部回復しつつあることが背景にあると考えられる。
また、「5,000円未満」が28.6%と最も多く、前回調査から7ポイント増加した一方で、5,000円以上では、新型コロナウイルス感染症拡大前までの水準には戻っておらず、寄附の受領金額が全体的に減少していることがうかがえる。（設問16）

IV. 連携・協働について

- ・「連携・協働したことがある」法人が減少傾向にある一方で、連携・協働を行ったことによるメリットとして、「特にメリットを感じなかった」と回答した法人は 5.3%にとどまり、9割以上の法人は何らかのメリットを感じている。特に、「自団体だけでは出来ない事業を生み出す事ができた」(56.5%)「団体の認知度の向上やネットワークの拡大ができた」(54.9%)と回答した団体は半数を超えている。(設問 17-18)
- ・協働した相手は、市町村が 62.4%と最も多いものの、企業、学校・教育機関、商工会議所を挙げた法人は3年連続して増加しており、SDGsの浸透などにより企業等における社会貢献活動への参加意識が高まっていることがうかがえる。(設問 19)
- ・協働の課題として、「情報共有や相互の意思統一などコミュニケーションに時間がかかる」(38.7%)、「連携・協働のための人材や資金が不足している」(36.0%)と回答した法人が多く、連携・協働に向けたコミュニケーションや組織体制の構築が課題となっている。(設問 20)

V. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた状況

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で「活動が休止又は低下していたが、徐々に再開している」と回答した法人の割合は 29.8%、「活動が休止又は低下していたが、感染拡大前の水準に戻りつつある」と回答した法人の割合は 19.0%となっている一方で、23.1%の法人が「活動が休止又は低下している」、2.8%の法人が「活動が休止又は低下し、法人の解散を検討している」と回答しており、法人によっては活動の再開や継続が困難となっている状況がうかがえる。(設問 21)
- ・オンラインを活用した事業の状況については、46.6%の法人が「事業の性質上、オンライン方式への転換やオンラインを活用した事業を行うことが難しい」と回答している一方で、23.5%の法人が「オンライン方式へ転換を行った事業がある」と回答しているほか、「オンライン方式への転換を検討している事業がある」が 4.8%、「新たにオンラインを活用した事業を立ち上げた、又は立ち上げる予定である」が 3.1%となっており、オンライン化への取組も徐々に進んでいることがうかがえる。(設問 22)

VI. SDGsについて

- ・SDGsに関連した取組の実施について、「SDGsを知らない」が6.0%、「SDGsは知っているが、具体的な取り組みはしていない」が65.4%となっている一方で、「SDGsを自らの活動に位置づけ、事業に取り組んでいる」が16.8%、「連携・協働のためのきっかけづくりとして活用している」が7.4%となるなど、SDGsの達成に向けて取り組む法人もみられる。(設問 23)

2 (3) 企業の社会貢献活動等に関する調査

○調査の概要

県各課の法人登録制度登録企業 1,051 事業所に対し、社会貢献活動の取組状況等に関する調査を実施。

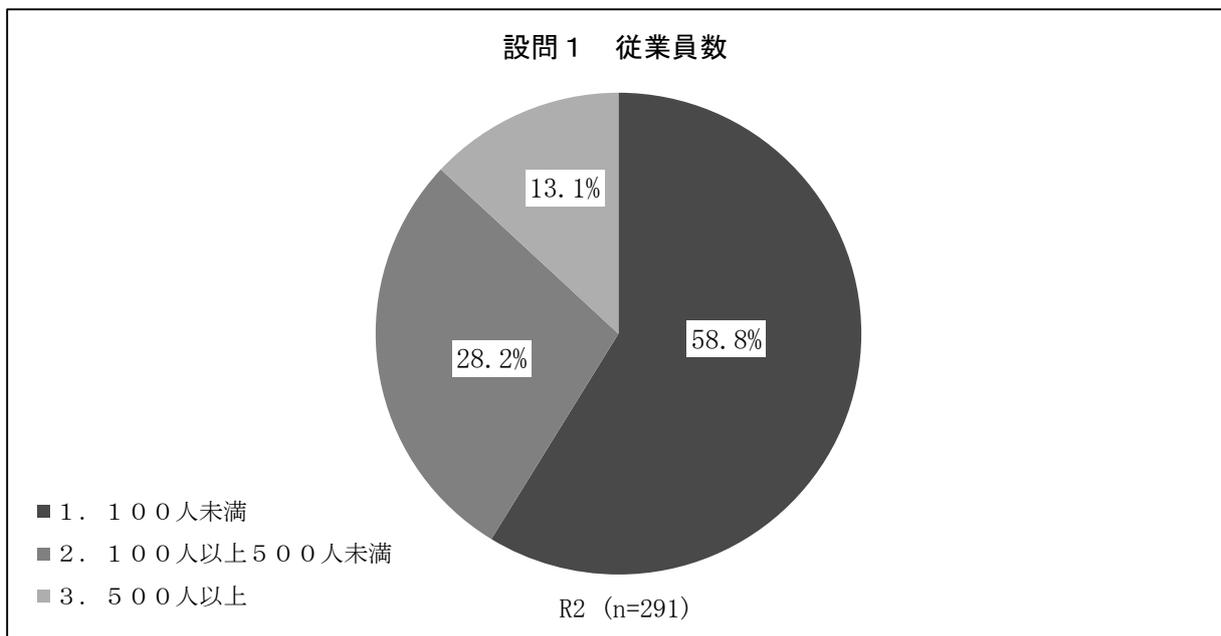
実施期間：令和 2 年 12 月 1 日～12 月 31 日

回答事業所数：291 事業所（回収率 27.7%）

○調査結果

〔従業員数〕

設問 1 該当する従業員数を選択してください。

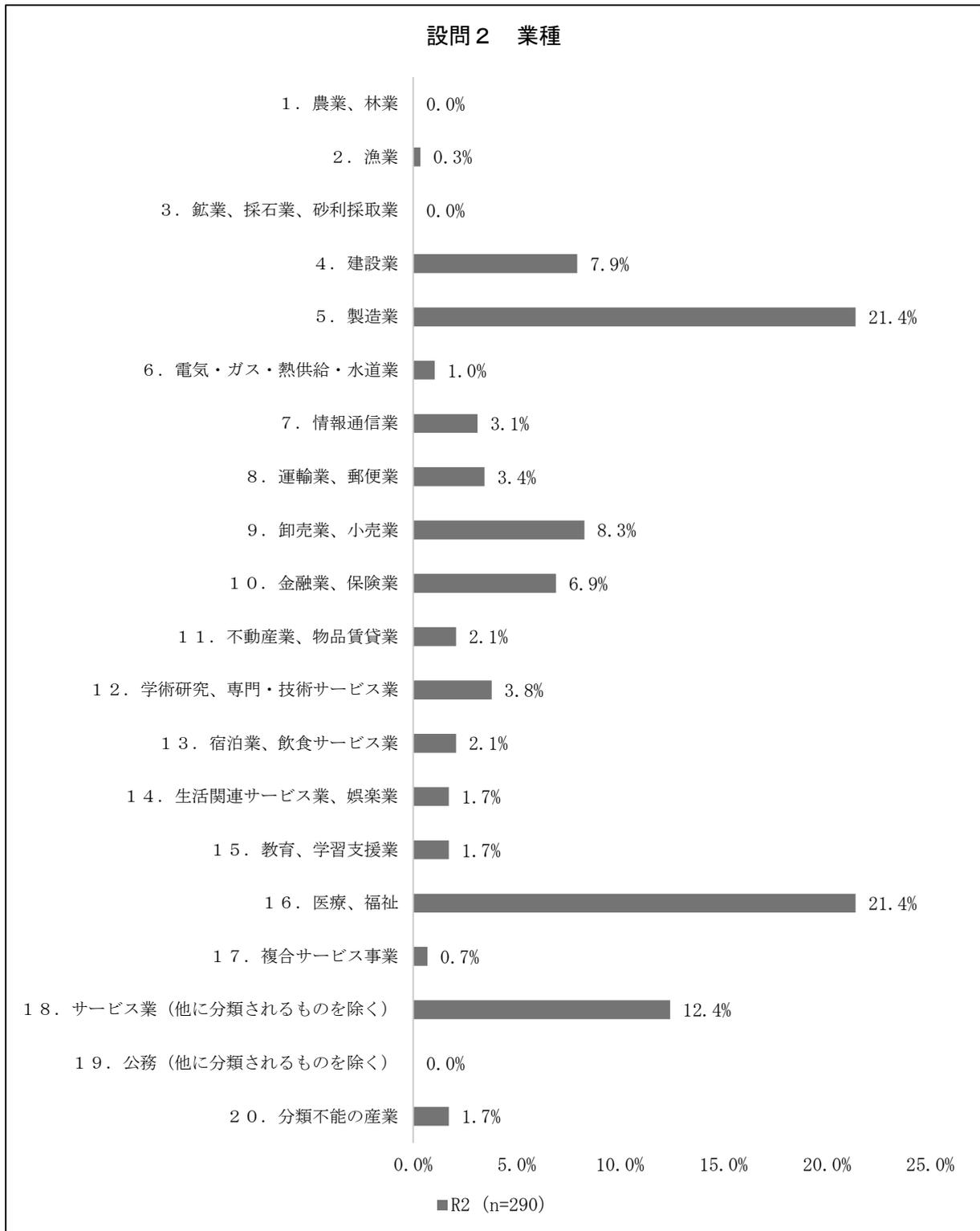


(結果概要)

今回の調査に回答していただいた企業の従業員数は、58.8%が「100人未満」28.2%が「100人以上500人未満」13.1%が「500人以上」である。

〔業種〕

設問2 該当する業種について、あてはまる番号1つを選択してください。

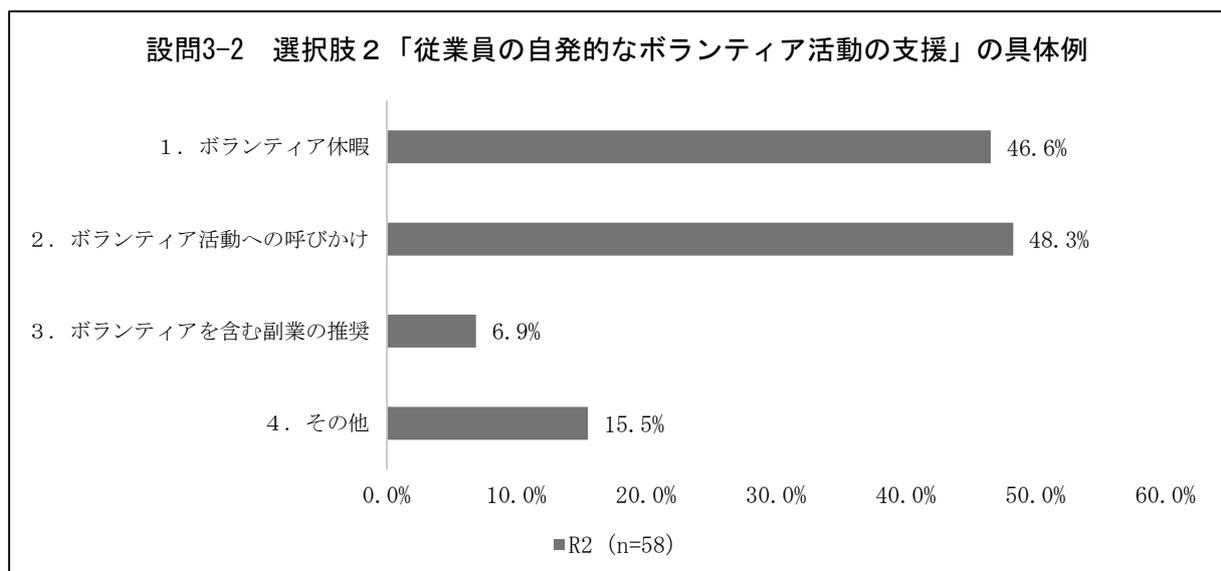
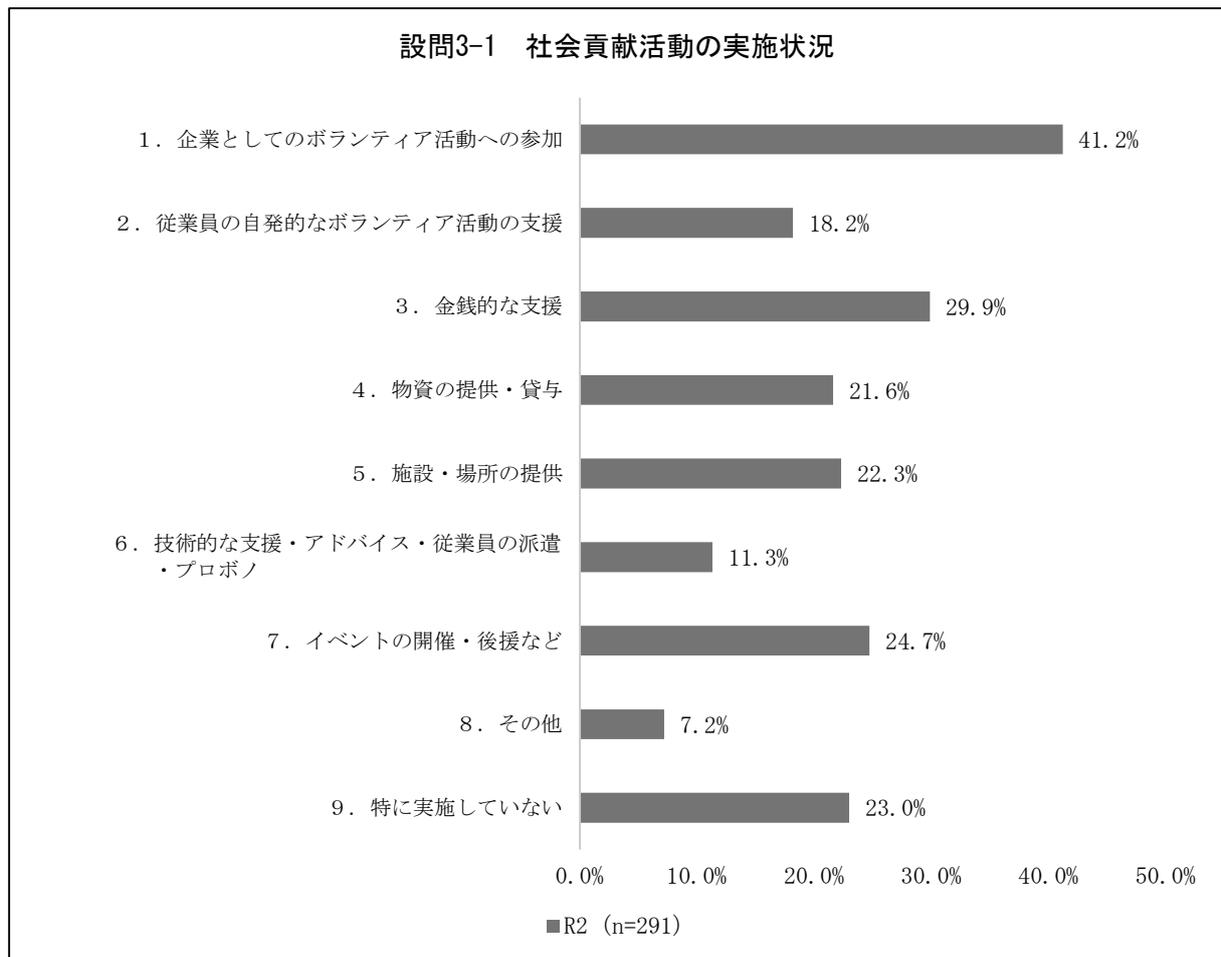


(結果概要)

今回の調査に回答していただいた企業の業種は、「製造業」及び「医療、福祉」が21.4%と最も多い。

〔社会貢献活動の実施状況〕

設問3 貴社は、以下の社会貢献活動を実施していますか。あてはまる番号すべてを選択してください。

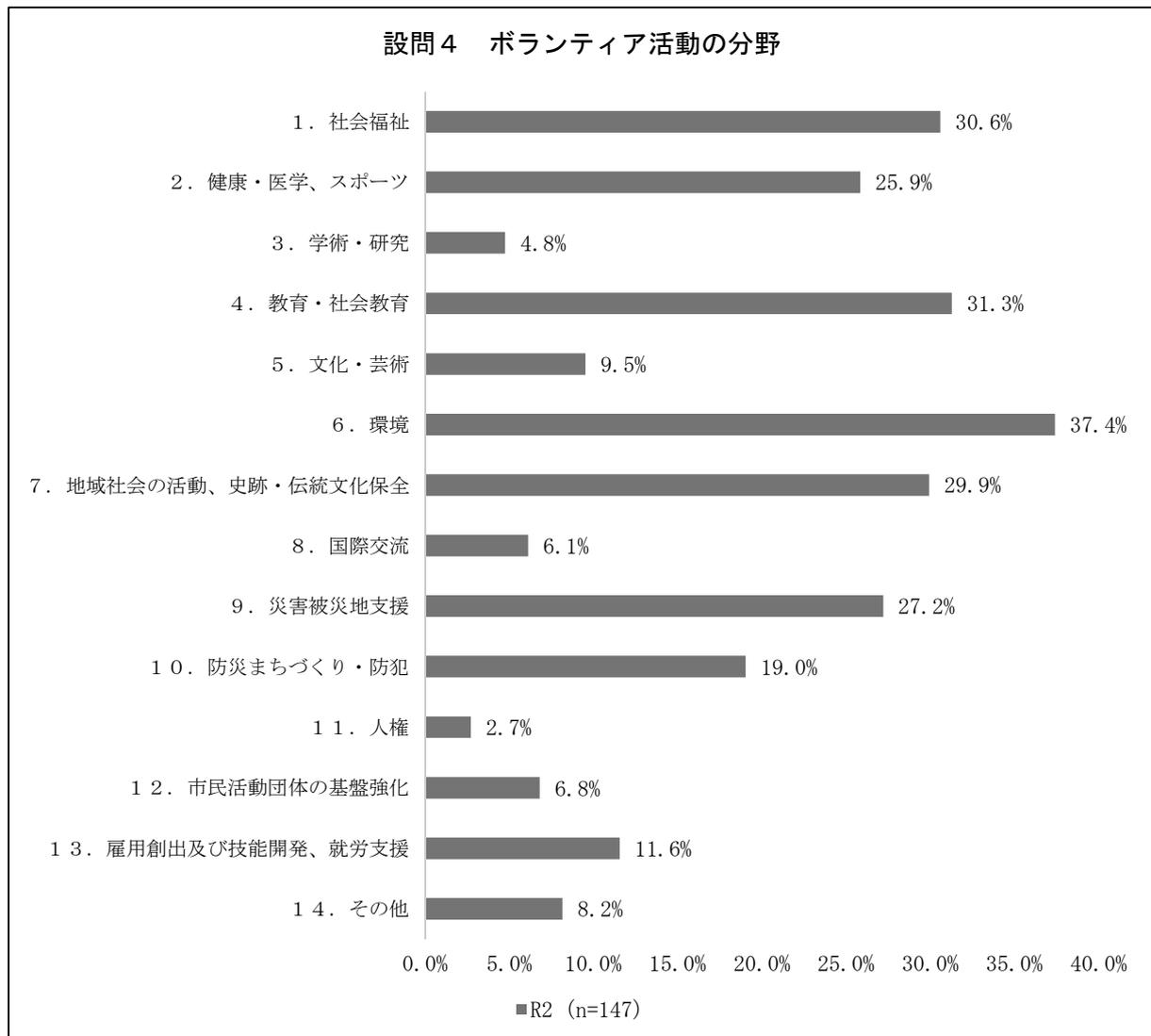


(結果概要)

社会貢献活動の実施状況については、「企業としてのボランティア活動への参加」が41.2%と最も多い。また、18.2%の企業は「従業員の自発的なボランティア活動の支援」を行っているが、その内訳として最も多いのは「ボランティア活動への呼びかけ」であり48.3%である。

〔ボランティア活動の分野〕

設問4 設問3で、「1. 企業としてのボランティア活動への参加」を選択した方に伺います。活動しているボランティア活動の分野は、どのようなものですか。あてはまる番号すべてを選択してください。

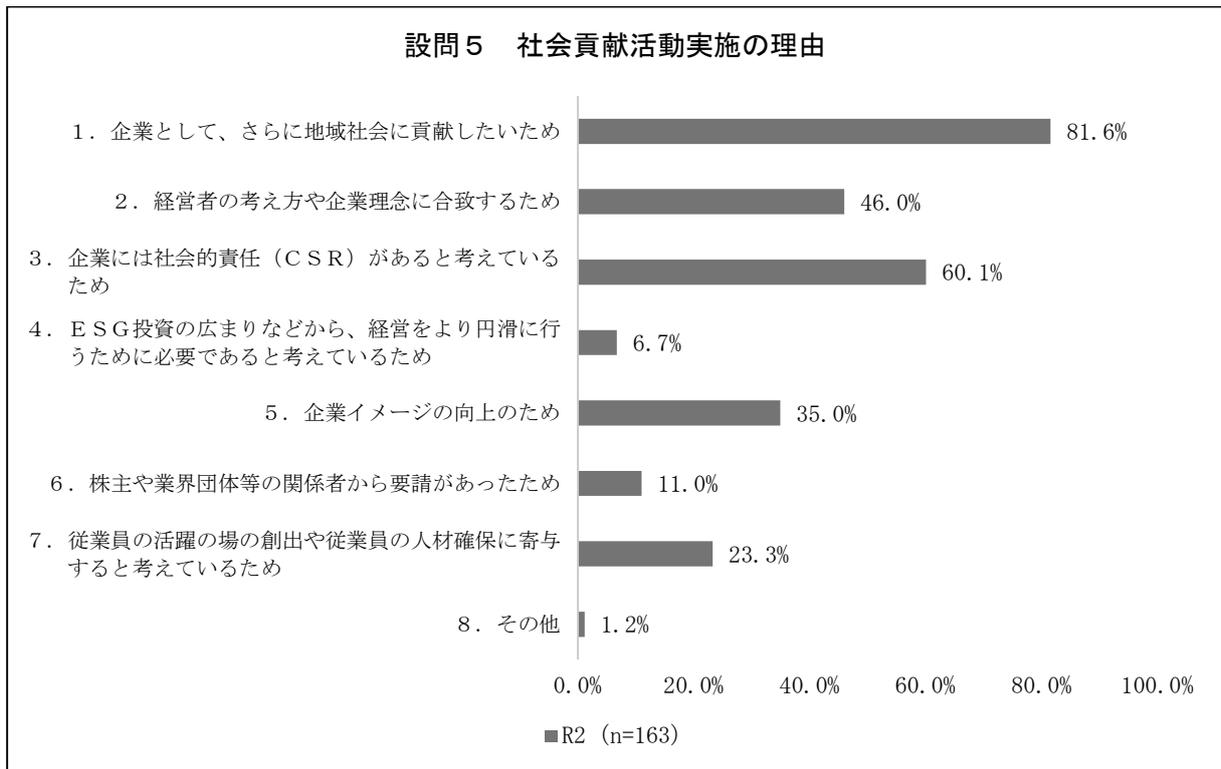


(結果概要)

「企業としてのボランティア活動への参加」を行っている企業が実施しているボランティア活動の分野については、「環境」が37.4%と最も多いが、「教育・社会教育」や「社会福祉」など様々な分野で取り組まれている。

〔社会貢献活動実施の理由〕

設問5 設問3で「9. 特に実施していない」以外を選択した方に伺います。社会貢献活動を実施している理由は、どのようなものですか。あてはまる番号すべてを選択してください。

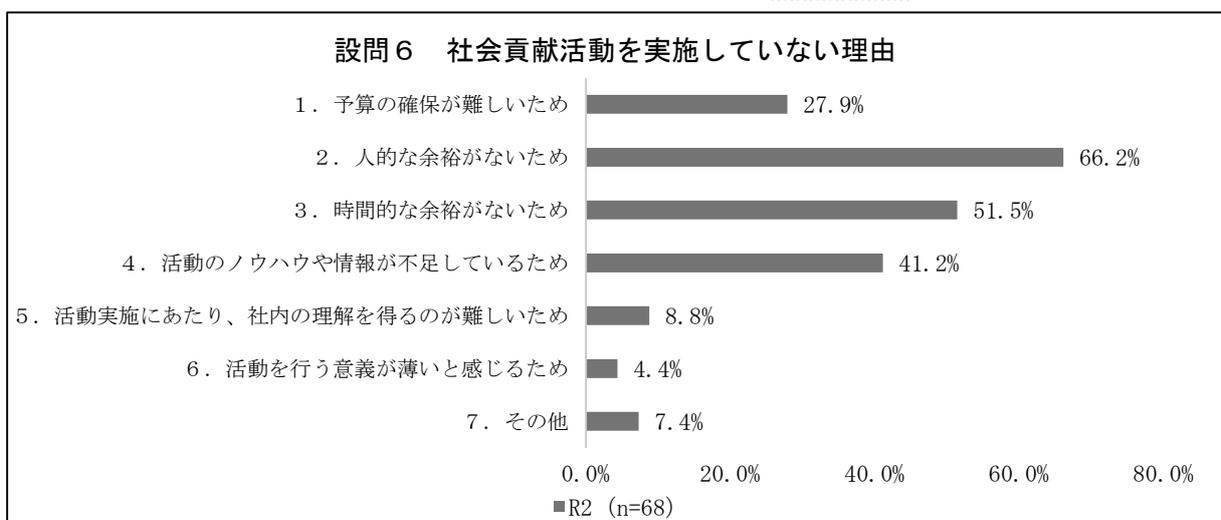


(結果概要)

社会貢献活動を実施する理由については、「企業として、さらに地域社会に貢献したいため」が81.6%と多い。

〔社会貢献活動を実施していない理由〕

設問6 設問3で、「9. 特に実施していない」を選択した方に伺います。社会貢献活動を実施していない理由は、どのようなものですか。あてはまる番号すべてを選択してください。

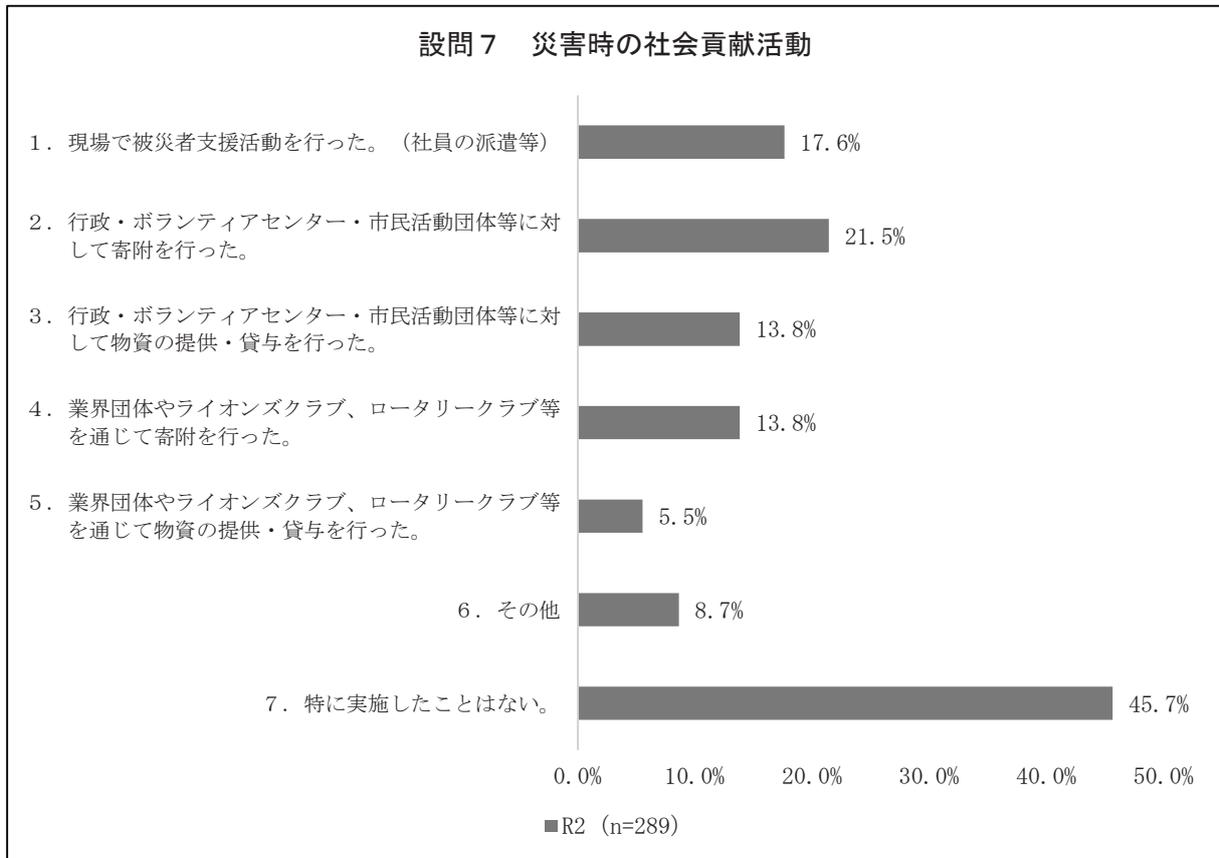


(結果概要)

社会貢献活動を実施していない理由については、「人的な余裕がないため」が66.2%と最も多い。

〔災害時の社会貢献活動〕

設問7 貴社は、災害時の社会貢献活動に取り組んだことがありますか。その内容について、あてはまる番号すべてを選択してください。

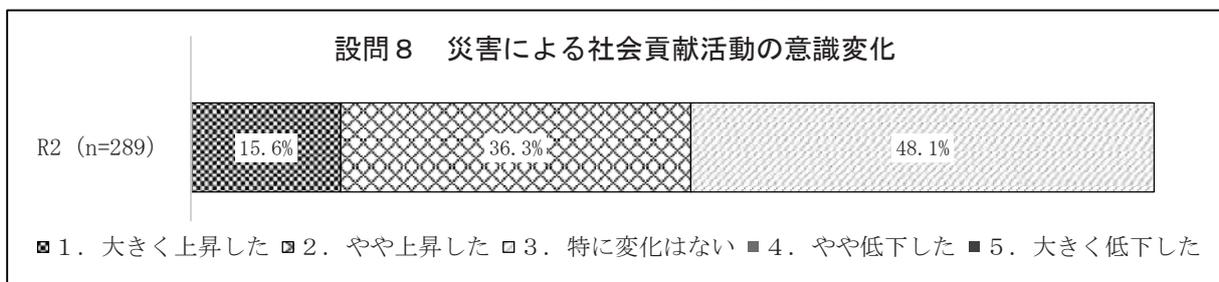


(結果概要)

災害時の社会貢献活動については、「特に実施したことはない。」が45.7%、実施したことがある企業は54.3%と半数以上である。実施したことがある企業のうち、最も多くの企業に取り組んだことがあるのは「行政・ボランティアセンター・市民活動団体等に対して寄附を行った。」で21.5%である。

〔災害による意識変化〕

設問8 昨年発生した令和元年房総半島台風など一連の災害をきっかけに、貴社の社会貢献活動に関する意識に変化がありましたか。あてはまる番号1つを選択してください。

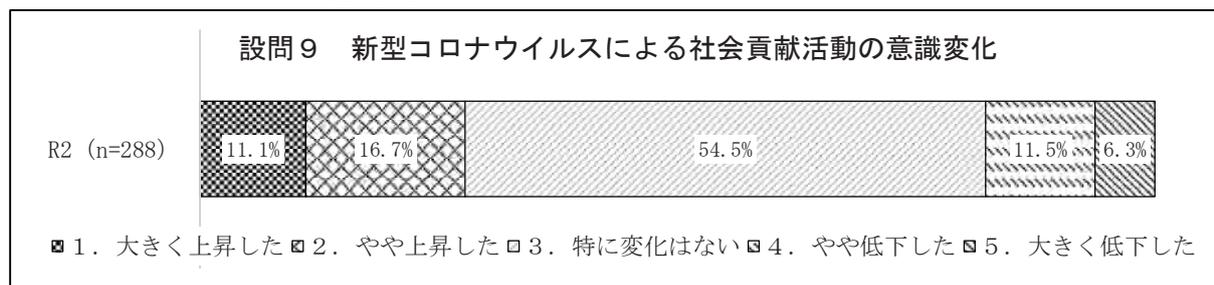


(結果概要)

令和元年房総半島台風など一連の災害による社会貢献活動の意識変化については、15.6%の企業が「大きく上昇した」、36.3%の企業が「やや上昇した」、48.1%の企業が「特に変化はない」であり、「やや低下した」「大きく低下した」企業はいない。

〔新型コロナウイルス感染症による意識変化〕

設問9 新型コロナウイルス感染症の影響により、貴社の社会貢献活動の意識に変化はありましたか。あてはまる番号1つを選択してください。

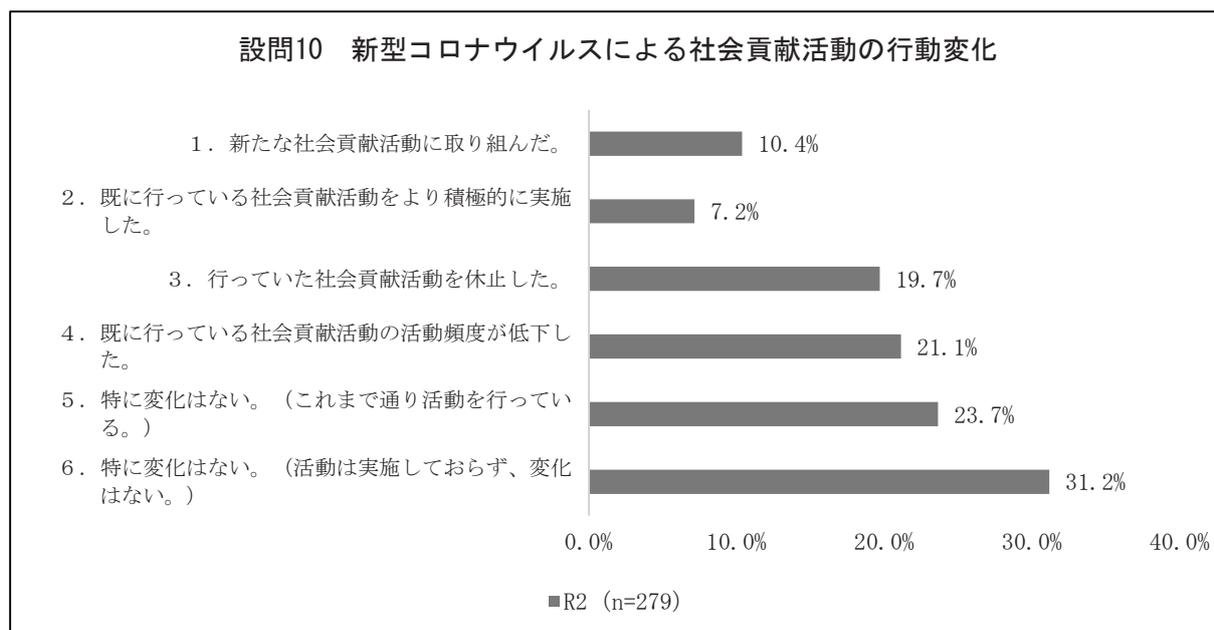


(結果概要)

新型コロナウイルス感染症の影響による社会貢献活動の意識変化について、11.1%の企業が「大きく上昇した」、16.7%の企業が「やや上昇した」、54.5%の企業が「特に変化はない」、11.5%の企業が「やや低下した」、6.3%の企業が「大きく低下した」。

〔新型コロナウイルス感染症による社会貢献活動の行動変化〕

設問10 新型コロナウイルス感染症の影響により、貴社の社会貢献活動の行動に変化はありましたか。あてはまる番号すべてを選択してください。

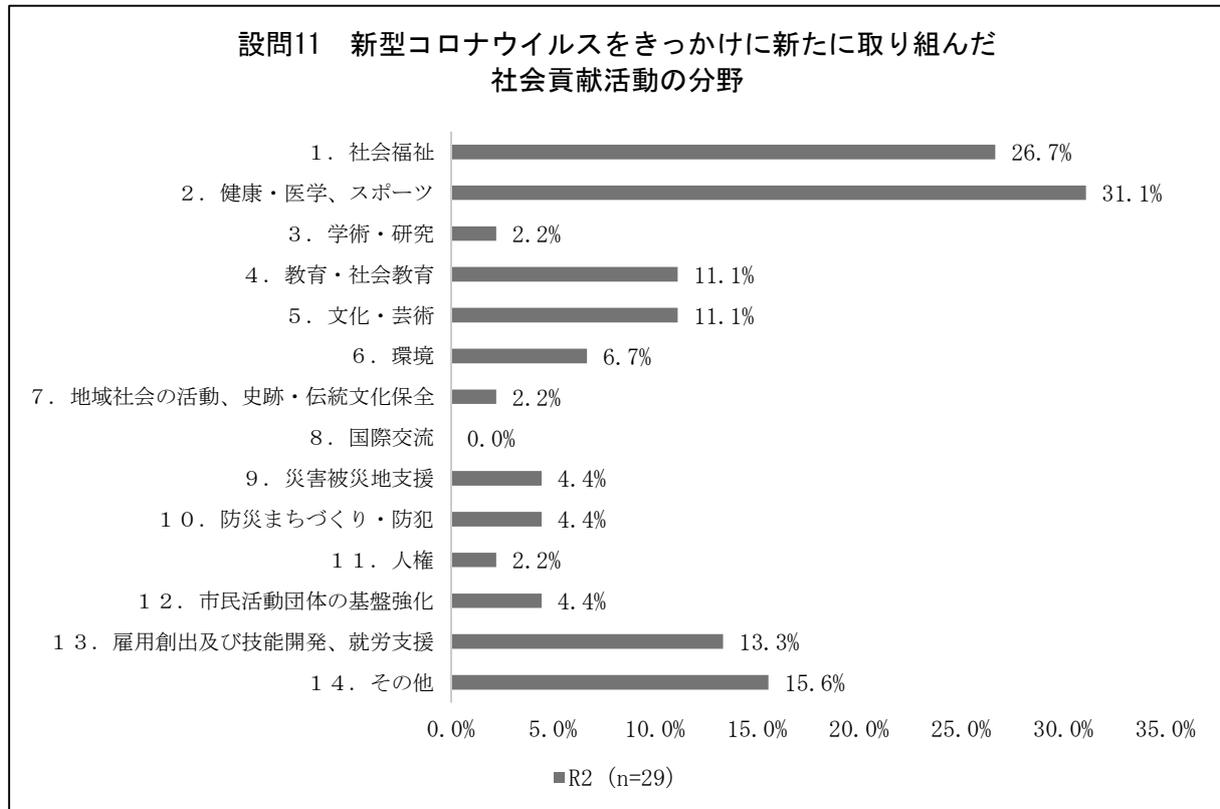


(結果概要)

新型コロナウイルス感染症の影響による社会貢献活動の行動変化については、「特に変化はない。(活動は実施しておらず、変化はない。)」が31.2%と最も多い。また、社会貢献活動を実施している企業のうち最も多い回答も「特に変化はない。(これまで通り活動を行っている。)」であり、23.7%である。

〔新型コロナウイルス感染症をきっかけに新たに取り組んだ社会貢献活動〕

設問11 設問10で、「1. 新たな社会貢献活動に取り組んだ。」を選択した方に伺います。新たに取り組んだ社会貢献活動の分野は、どのようなものですか。あてはまる番号すべてを選択してください。

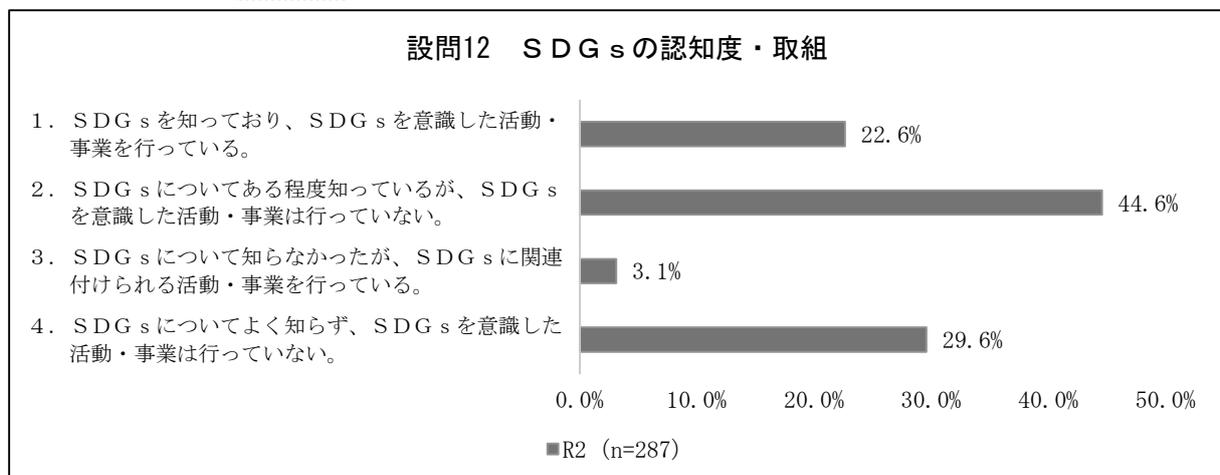


(結果概要)

新型コロナウイルス感染症をきっかけに新たに取り組んだ社会貢献活動の分野については、「健康・医学、スポーツ」が31.1%と最も多い。

〔SDGsの認知・取組〕

設問12 ここ数年、SDGsという言葉が広まってきています。SDGsについて、貴社にあてはまる番号1つを選択してください。

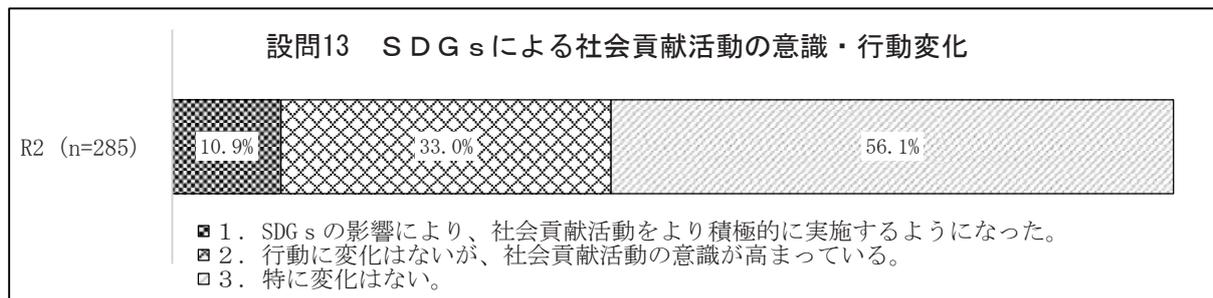


(結果概要)

SDGsの認知・取組については、「SDGsについてある程度知っているが、SDGsを意識した活動・事業は行っていない。」が44.6%と最も多い。

〔SDGsによる社会貢献活動の意識・行動変化〕

設問13 SDGsの広まりにより、貴社の社会貢献活動の意識・行動に変化はありましたか。
 あてはまる番号1つを選択してください。



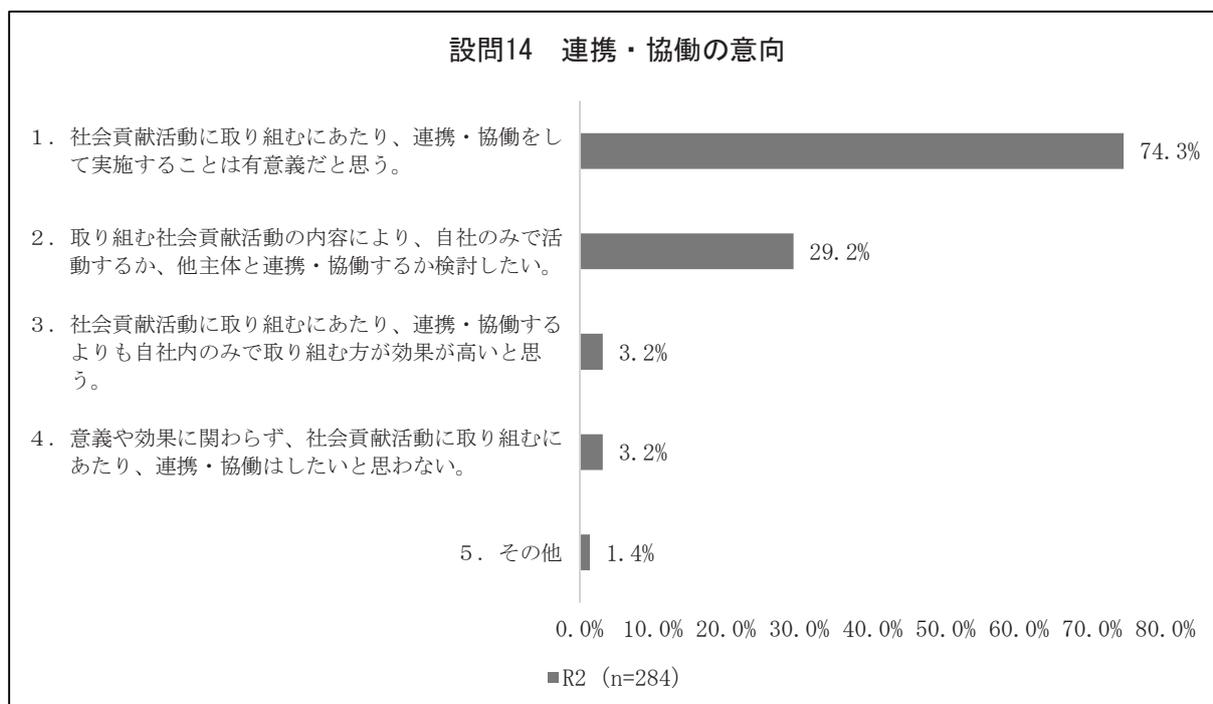
(結果概要)

SDGsによる社会貢献活動の意識変化について、10.9%の企業が「SDGsの影響により、社会貢献活動をより積極的に実施するようになった。」、33.0%の企業が「行動に変化はないが、社会貢献活動の意識が高まっている。」、56.1%の企業が「特に変化はない。」

〔連携・協働の意向〕

設問14 社会貢献を行うにあたり、自社だけで取り組むのではなく、他の企業や行政、地域の学校、市民活動団体などと協力しあい、各主体の得意分野を生かして連携して取り組む「連携・協働」(※)について、お考えをお教えてください。あてはまる番号すべてを選択してください。

※ここでいう「連携・協働」とは、「対等な二者以上の主体が共通の目的を持ち、それぞれの目的を共有、お互いの特性を生かしながら協力すること」とします。

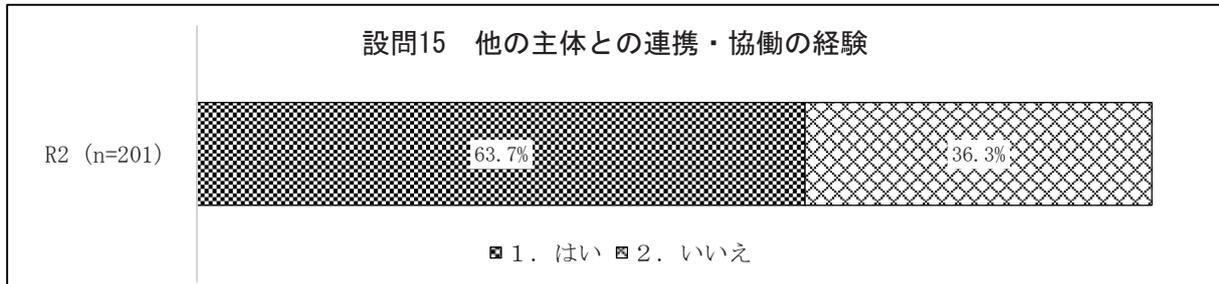


(結果概要)

連携・協働の意向については、「社会貢献活動に取り組むにあたり、連携・協働をして実施することは有意義だと思う。」が74.3%と最も多い。

〔連携・協働の経験〕

設問15 設問3で「9. 特に実施していない」以外を選択した方に伺います。貴社は、他の企業や行政、地域の学校、市民活動団体など、他の主体と連携・協働して社会貢献活動を行ったり、取組に参加・協力したことはありますか。

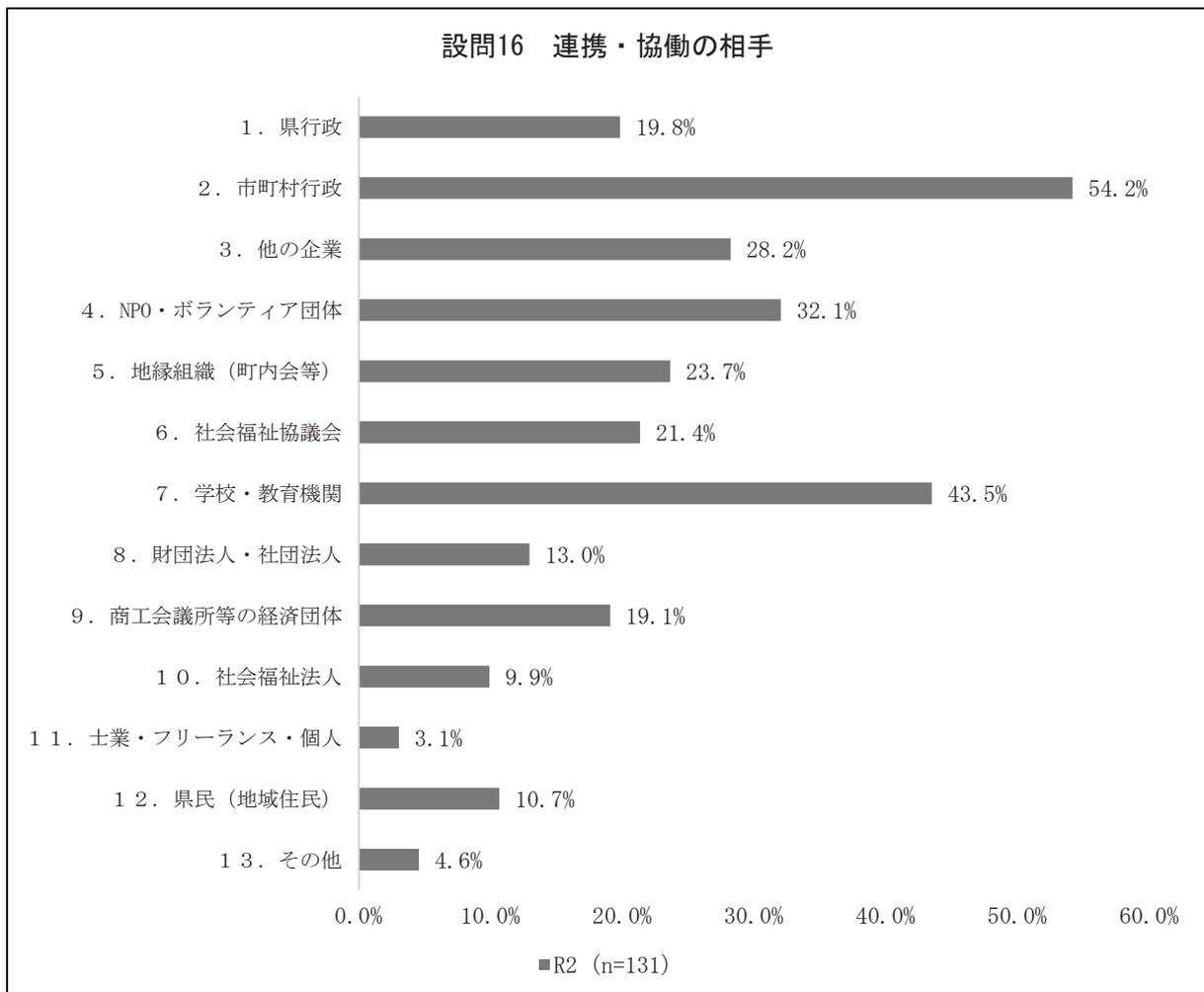


(結果概要)

他の主体との連携・協働の経験について、63.7%の企業は経験があり、36.3%の企業は経験がない。

〔連携・協働の相手〕

設問16 設問15で「1. はい」とお答えした企業に伺います。連携・協働したのは、どのような主体ですか。あてはまる番号すべてを選択してください。

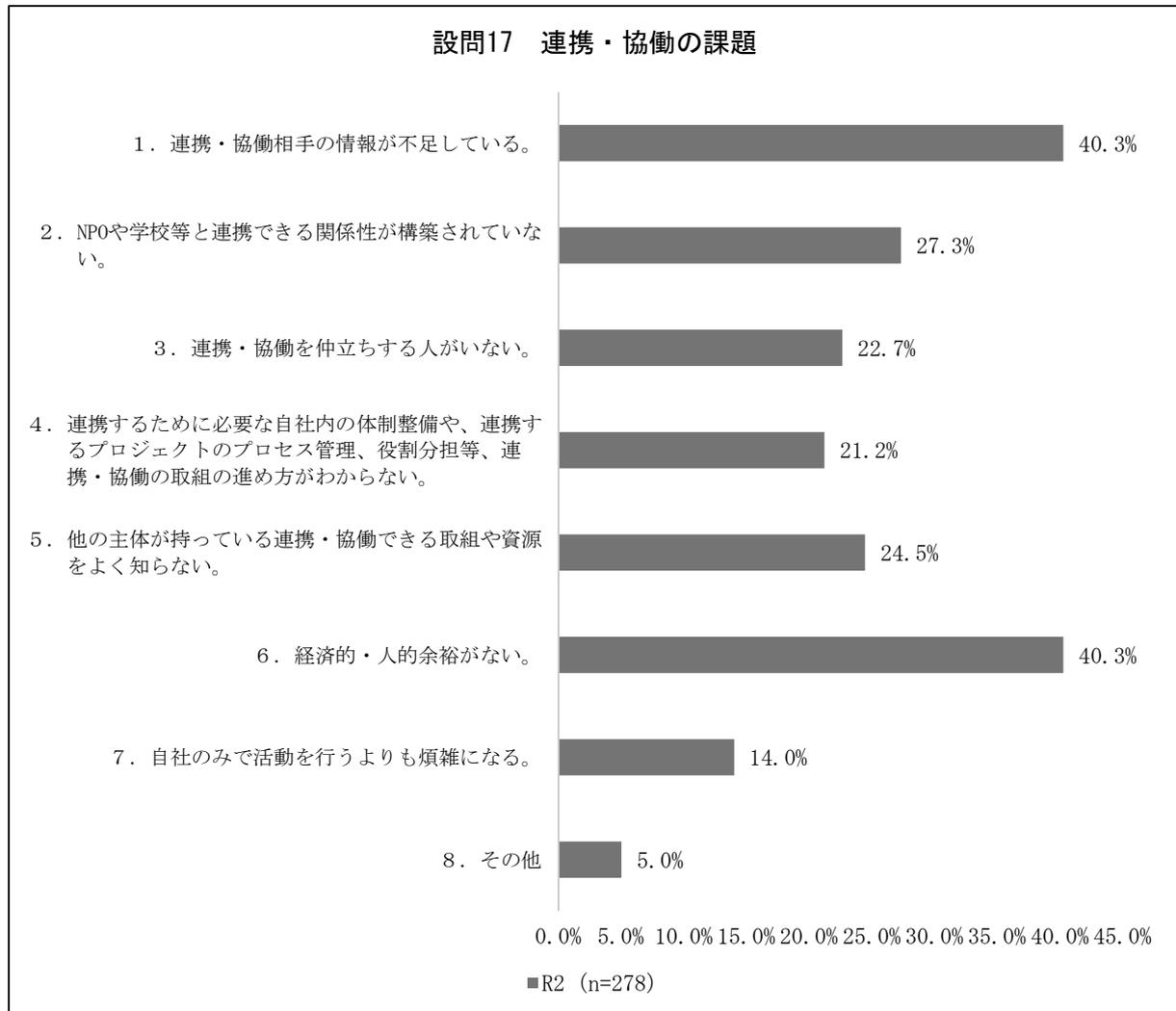


(結果概要)

連携・協働の相手については、「市町村行政」が54.2%と最も多い。

〔連携・協働の課題〕

設問17 他の主体と連携・協働した社会貢献活動を行う場合、課題に感じることはどのようなことですか。あてはまる番号すべてを選択してください。(社会貢献活動を行う予定がない場合は、もし行うとしたらという観点でご回答ください。)

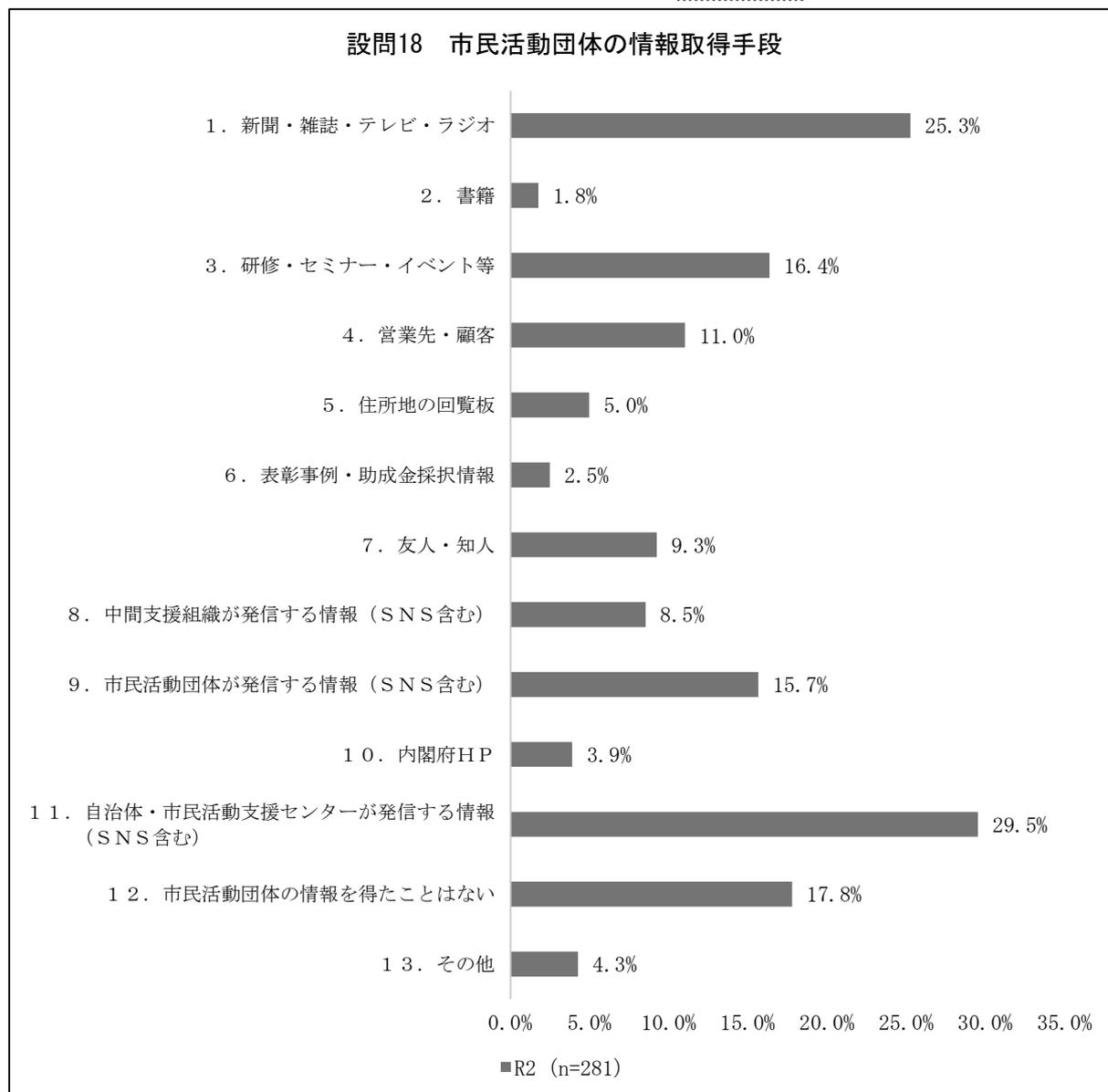


(結果概要)

連携・協働の課題については、「連携・協働相手の情報が不足している。」及び「経済的・人的余裕がない。」が40.3%と最も多い。

〔市民活動団体の情報取得手段〕

設問18 市民活動団体の情報をどのように得ていますか。(社会貢献活動の情報収集やボランティアへの参加、協働相手の情報収集) あてはまる番号すべてを選択してください。



(結果概要)

市民活動団体の情報取得手段については、「自治体・市民活動支援センターが発信する情報 (SNS含む)」が29.5%と最も多い。

[企業の社会貢献活動等に関する調査 結果概要]

○県各課の法人登録制度登録企業 1,051 企業・事業所に対し、社会貢献活動の取組状況等に関する調査を行うことで実態を把握した。

○結果概要は、以下のとおりである。

I. 社会貢献活動の実施状況等について

- ・調査対象企業のうち、77%の企業は何らかの社会貢献活動を行っている。最も多くの企業が行っているのは企業としてのボランティア活動への参加であり 41.2%である。(設問3-1)
- ・社会貢献活動を実施する理由は、「企業として、さらに地域社会に貢献したいため」(81.6%)や「企業には社会的責任(CSR)があると考えているため」(60.1%)の回答が多い。一方、社会貢献活動を実施しない理由としては「人的な余裕がないため」(66.2%)や「時間的な余裕がないため」(51.5%)の回答が多い。(設問5・6)

II. 災害時の社会貢献活動について

- ・災害時の社会貢献活動に取り組んだことのある企業は 54.3%であり、その内容として最も多いのは行政・ボランティアセンター・市民活動団体等に対する寄附である。(21.5%)
(設問7)
- ・令和元年房総半島台風等により社会貢献活動の意識は大きく上昇した企業は 15.6%、やや上昇した企業は 36.3%である。(設問8)

III. 新型コロナウイルス感染症の影響について

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による社会貢献活動の意識変化については、大きく上昇した企業 11.1%、やや上昇した企業 16.7%、やや低下した企業 11.5%、大きく低下した企業 6.3%であり、好影響と悪影響を受けた企業がどちらも存在している。(設問9)
- ・同様に、新型コロナウイルス感染症の影響による社会貢献活動の行動変化についても、新たな社会貢献活動に取り組んだ企業(10.4%)や既に行っている社会貢献活動をより積極的に実施した企業(7.2%)がある一方、行っていた社会貢献活動を休止した企業(19.7%)や既に行っている社会貢献活動の活動頻度が低下した企業(21.1%)がある。(設問10)

IV. SDGs について

- ・SDGsを意識した活動・事業を行っている企業は 22.6%である。またSDGsの影響により、社会貢献活動をより積極的に実施するようになった企業は 10.9%、社会貢献活動の意識が高まっている企業は 33.0%であり、SDGsは企業の社会貢献活動の実施にあたり、一定の好影響を与えている。(設問12・13)

V. 連携・協働について

- ・社会貢献活動に取り組むにあたり、連携・協働をして実施することは有意義だと考える企業は 74.3%にのぼり、実際に連携・協働の経験がある企業は 63.7%である。連携相手は、市町村行政(54.2%)や学校・教育機関(43.5%)が多いが、NPO・ボランティア団体(32.1%)や他の企業(28.2%)、地縁組織(23.7%)など、多様な主体と連携・協働していることがうかがえる。(設問14-16)
- ・連携・協働の課題として、連携・協働相手の情報が不足していること(40.3%)や経済的・人的余裕がないこと(40.3%)を挙げた企業が最も多い。(設問17)

2 (4) 県職員アンケート調査結果

○調査概要

知事部局、議会事務局、各行政委員会及び公営企業に係る本庁各課、各出先機関の職員約10,000名に対し、市民活動団体への理解や協働にあたっての課題意識等に関するアンケート調査を実施。

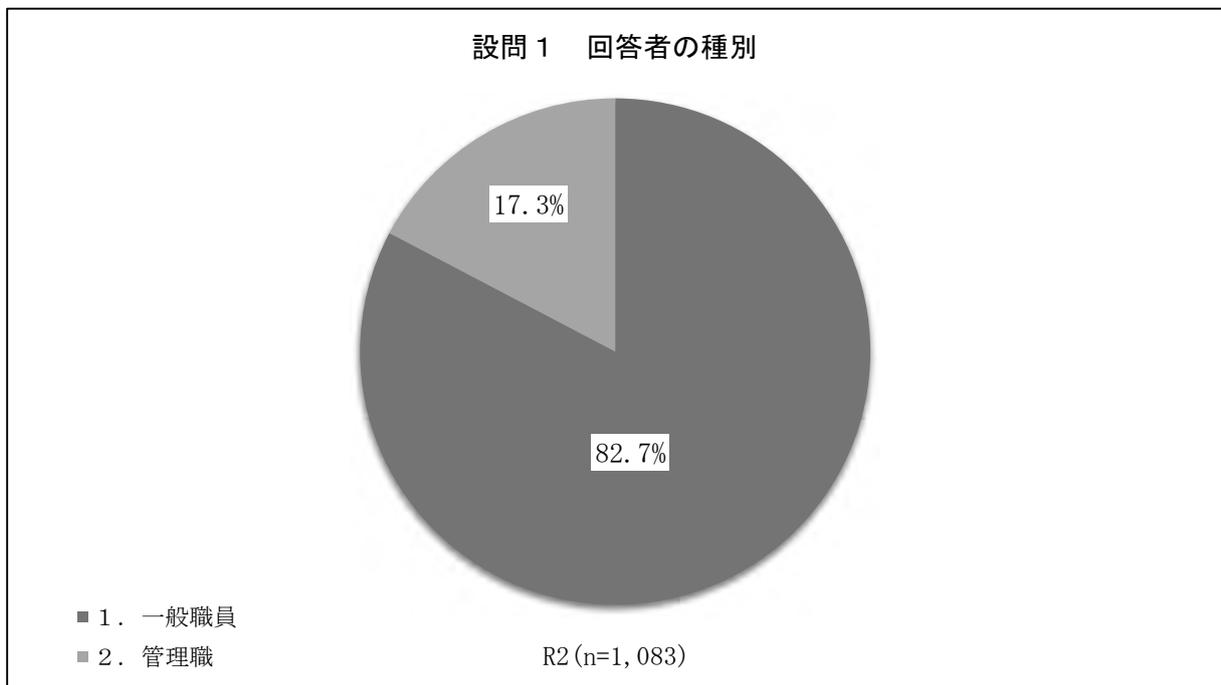
実施期間：令和2年12月1日～12月28日

回答者数：1,083名（回収率約10.8%）

○調査結果

〔回答者の種別〕

設問1 該当する番号を選択してください。



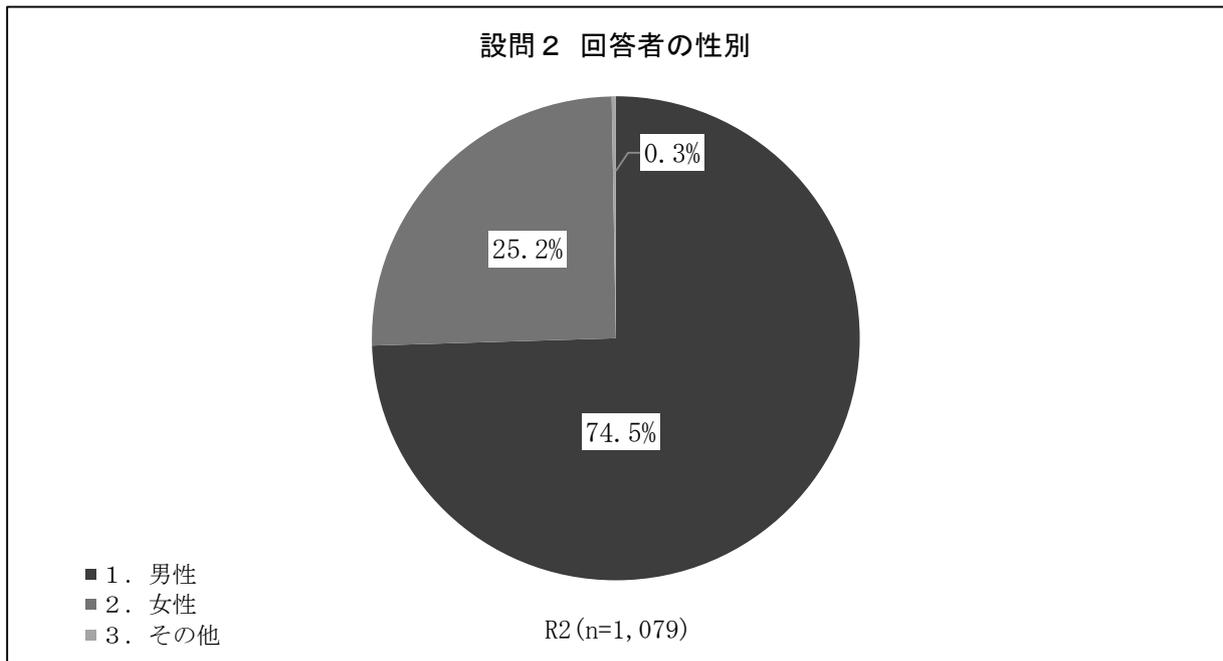
（結果概要）

今回のアンケート調査に回答した職員は、82.7%が一般職員、17.3%が管理職である。

2 (4) 県職員アンケート調査結果

〔回答者の性別〕

設問2 該当する性別を選択してください。

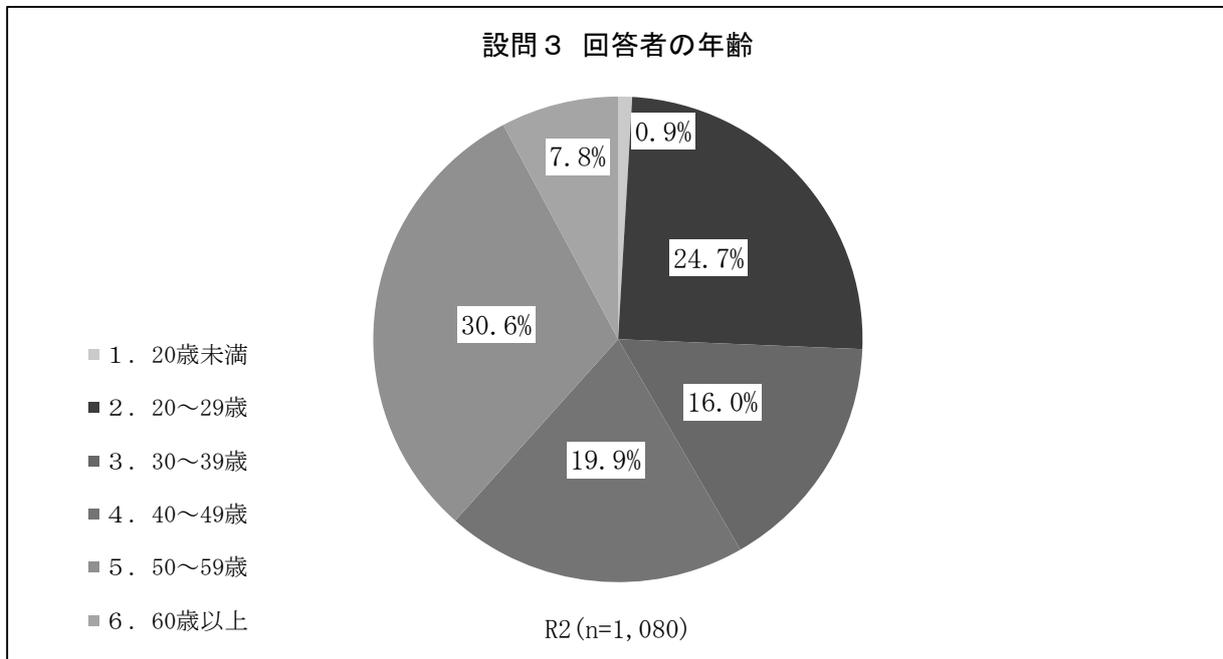


(結果概要)

今回のアンケート調査に回答した職員は、74.5%が男性、25.2%が女性、0.3%がその他である。

〔回答者の年齢〕

設問3 該当する年齢を選択してください。



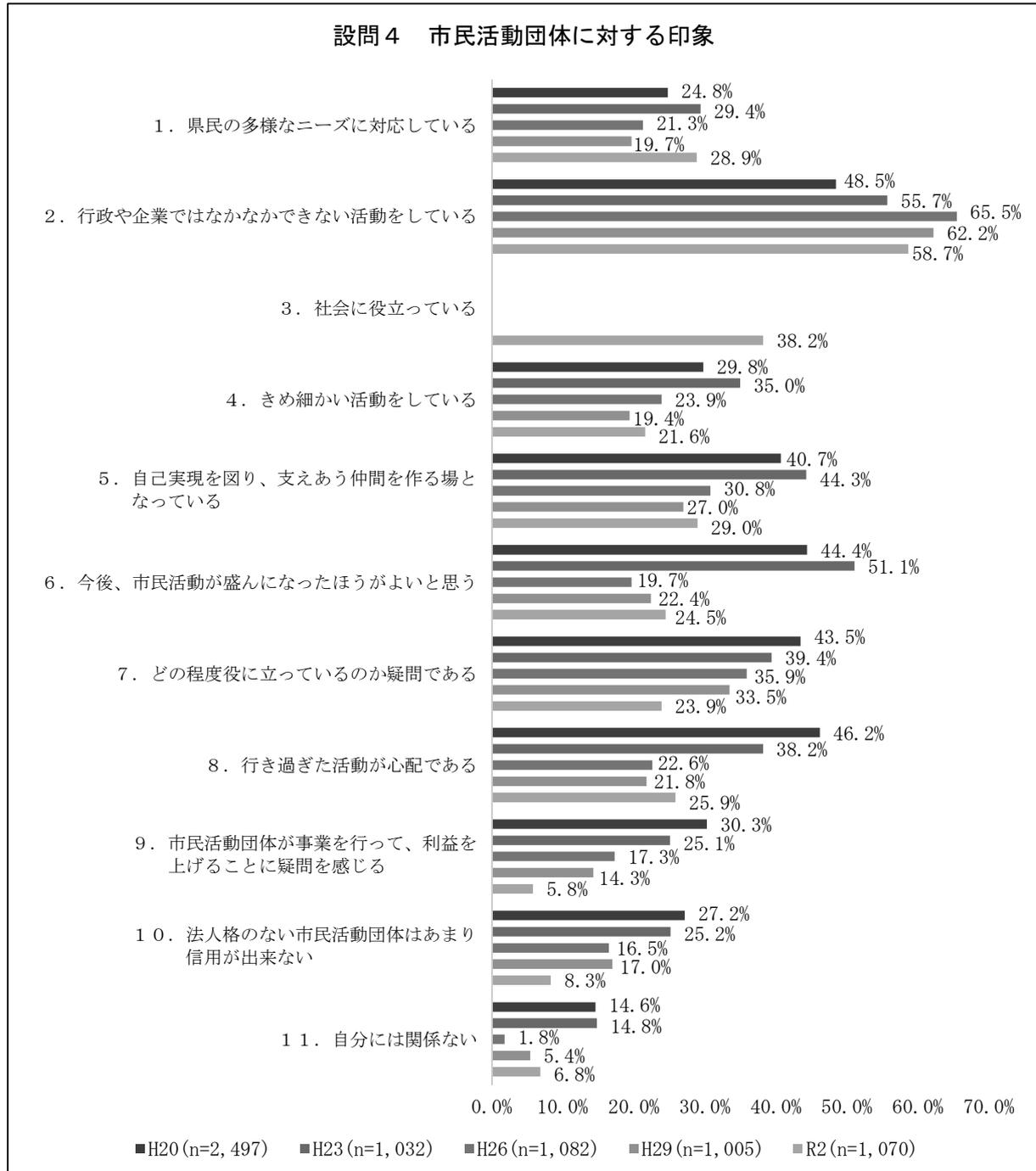
(結果概要)

今回のアンケート調査に回答した職員は、0.9%が20歳未満、24.7%が20代、16.0%が30代、19.9%が40代、30.6%が50代、7.8%が60代以上である。

〔市民活動団体に対する印象〕

設問4 市民活動団体（※）についてどのような印象を持っていますか。あてはまる番号すべてを選択してください。

※市民活動団体とは、地域に存在する様々な課題の解決を自発的に図り、地域社会をより豊かにして行こうとする社会貢献活動（「県民活動」）を行う団体のことで、法人格の有無は問いません。



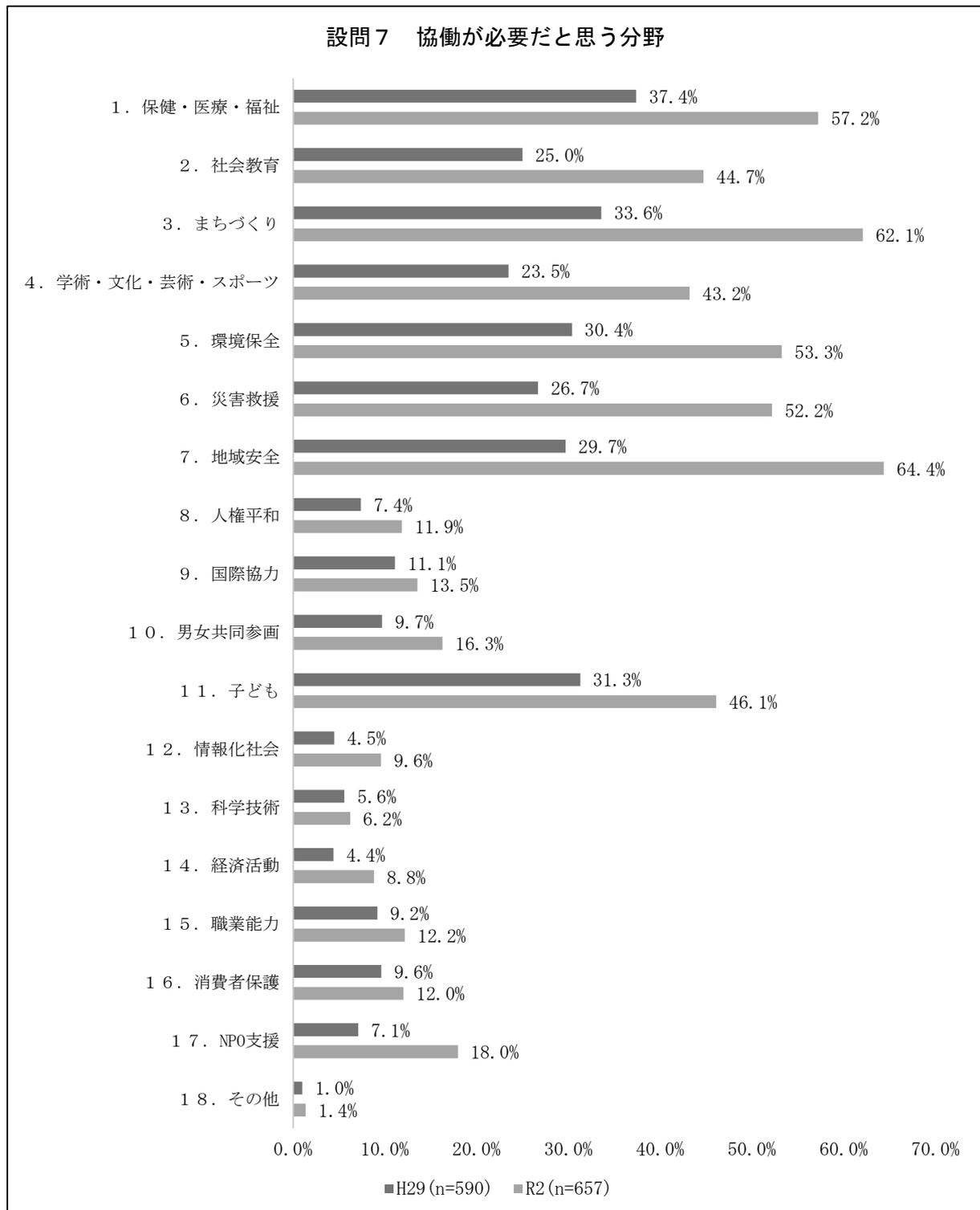
(結果概要)

市民活動団体に対する印象としては、「行政や企業ではなかなかできない活動をしている」が58.7%と最も多い。また、「どの程度役に立っているのか疑問である」や「市民活動団体が事業を行って、利益を上げることに疑問を感じる」、「法人格のない市民活動団体はあまり信用が出来ない」を選択した職員は減少傾向にある。

【協働が必要だと思う分野】

設問7 設問6で「1. そう思う」「2. どちらかといえば、そう思う」と答えた方に伺います。

どのような分野で協働していくことが必要だと思いますか。あてはまる番号すべてを選択してください。

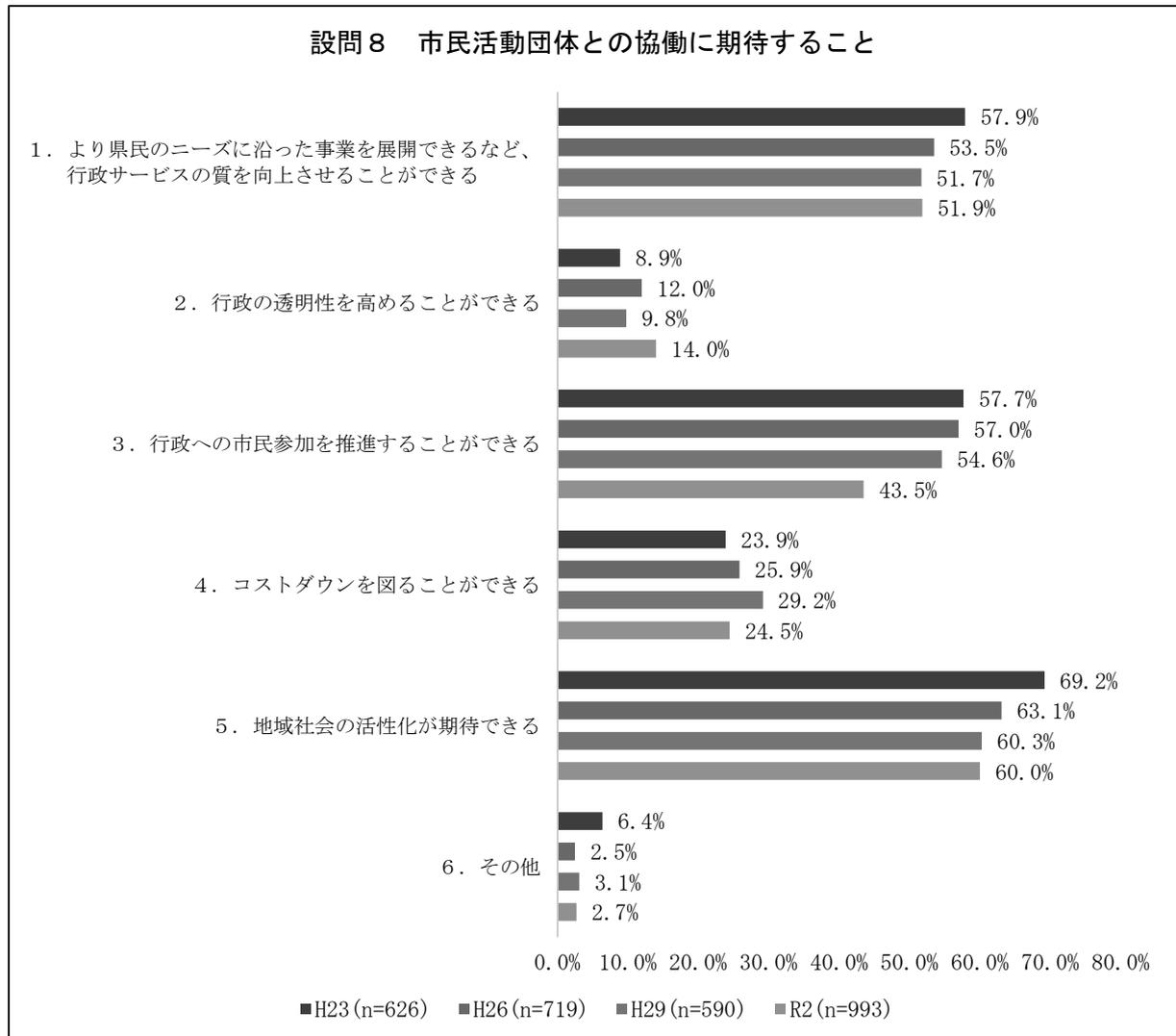


(結果概要)

協働が必要だと思う分野については、「地域安全」が64.4%と最も多い。

〔市民活動団体との協働に期待すること〕

設問8 市民活動団体と事業を行うに際して、どのようなことを期待しますか。あてはまる番号すべてを選択してください。

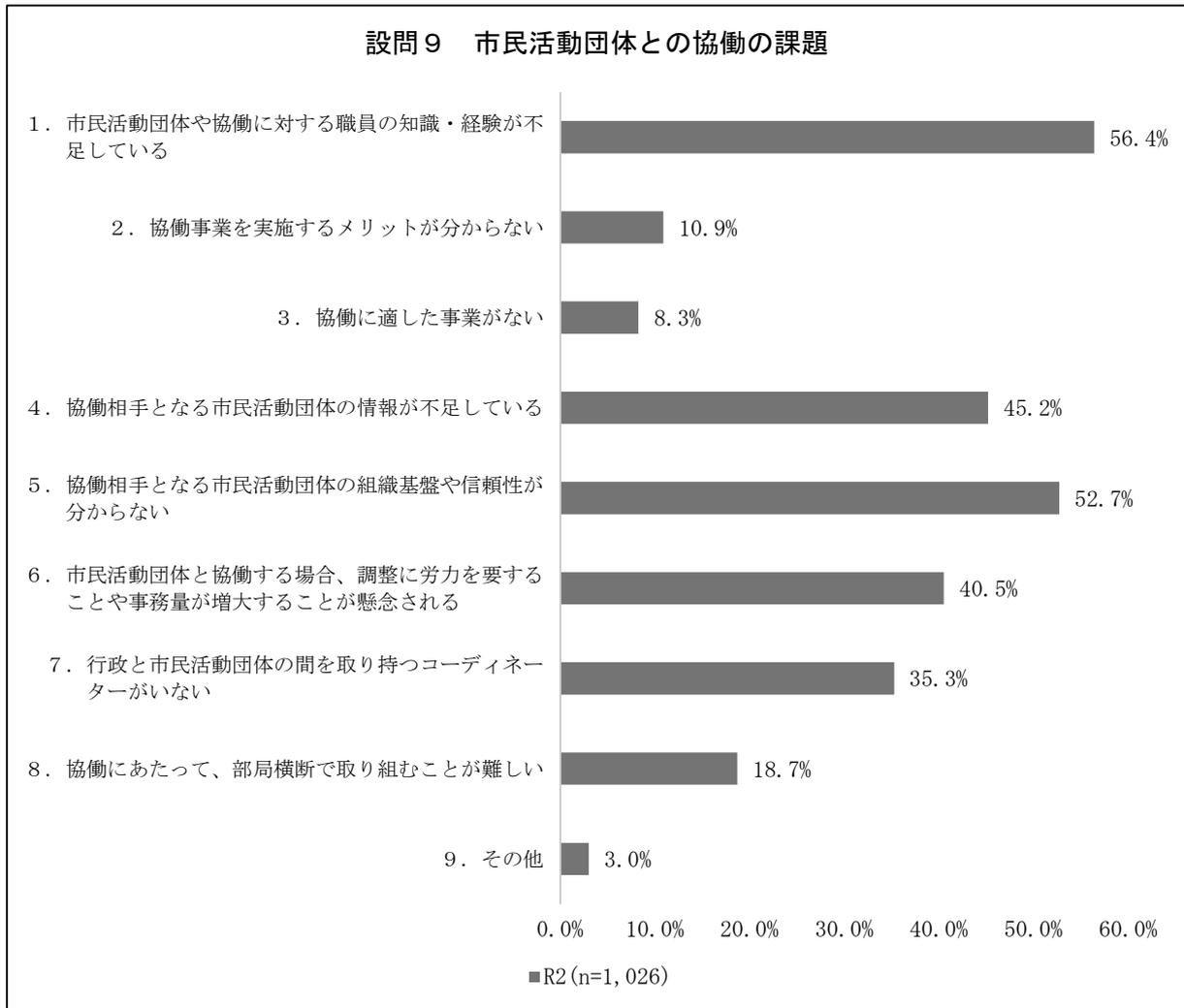


(結果概要)

市民活動団体との協働に期待することについては、「地域社会の活性化が期待できる」が60.0%と最も多く、前回調査から大きな変化はない。

〔市民活動団体との協働の課題〕

設問9 市民活動団体との協働事業を行うに際して、課題に感じることはどのようなことですか。
あてはまる番号すべてを選択してください。

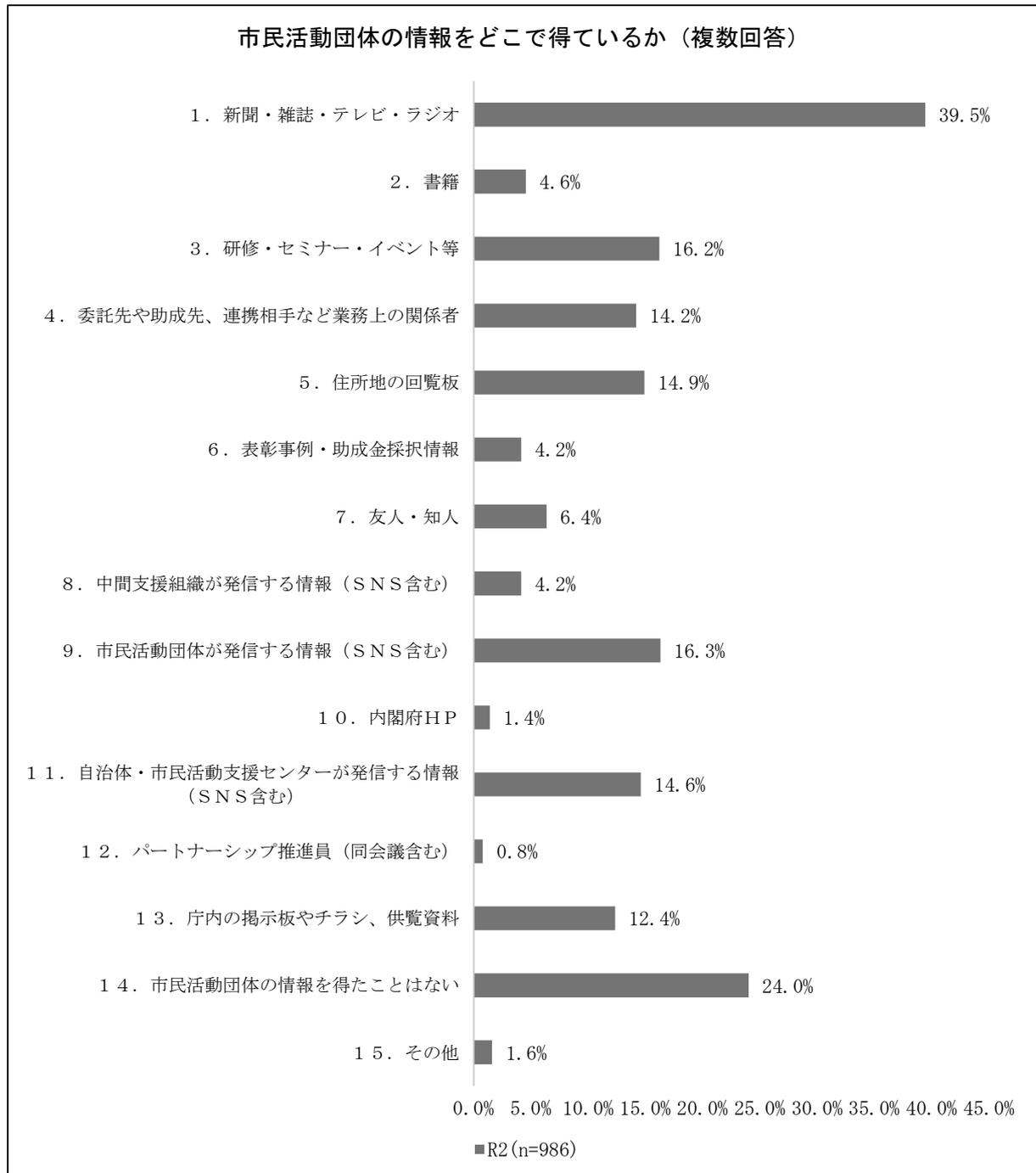


(結果概要)

市民活動団体との協働の課題については、「市民活動団体や協働に対する職員の知識・経験が不足している」が56.4%と最も多い。

〔市民活動団体の情報取得手段〕

設問10 市民活動団体の情報をどのように得ていますか。(社会貢献活動の情報収集やボランティアへ参加、協働相手の情報収集) あてはまる番号すべてを選択してください。



(結果概要)

市民活動団体の情報取得手段については、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が39.5%と最も多い。

2 (5) 市町村アンケート調査結果

○調査の概要

県内市町村市民活動担当課に対し、協働の成果や課題、課題解決のために必要なこと等に関する実態調査を実施。

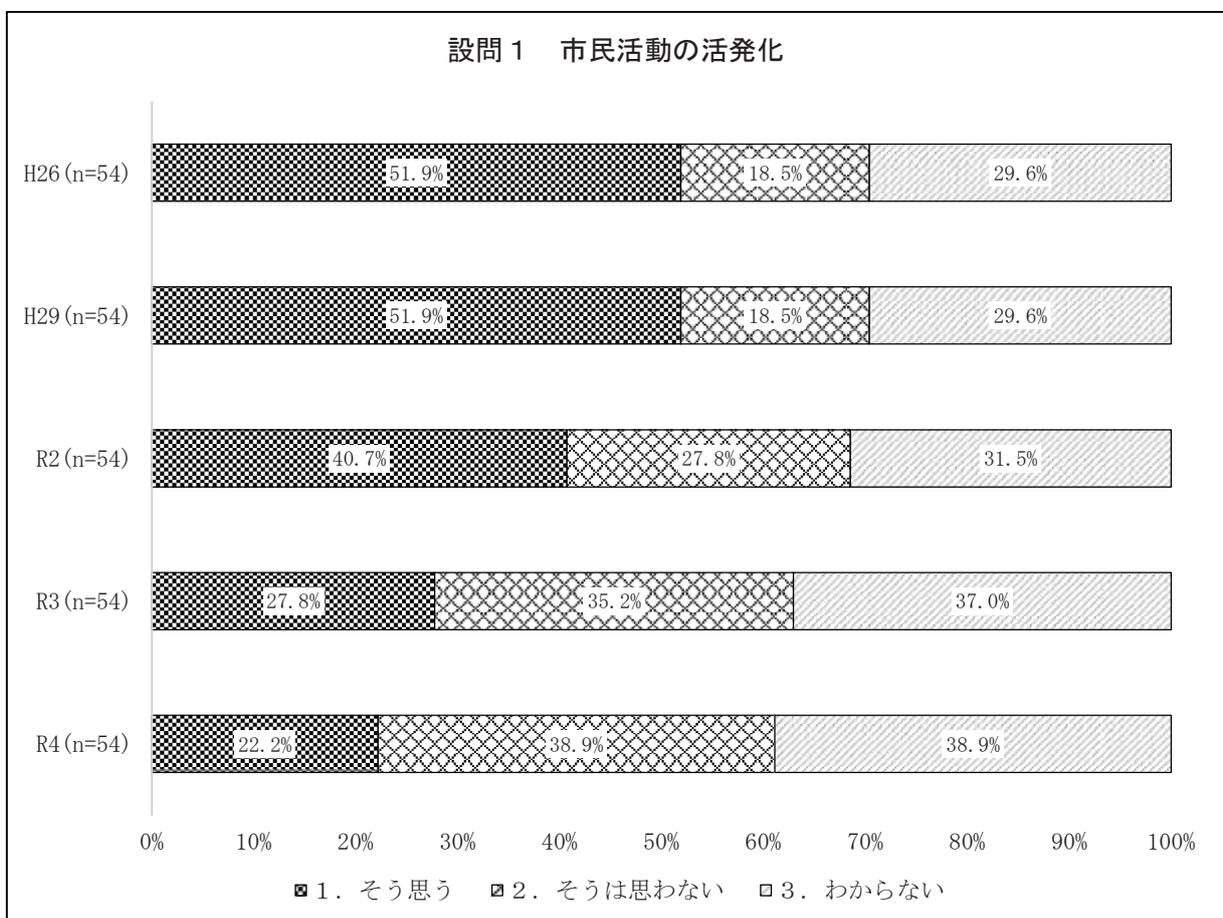
実施期間：令和5年2月6日～令和5年3月3日

回答数：54市町村（回収率100%）

○調査結果

〔市民活動の活発化〕

設問1 ここ数年(3年程度)で市民活動が活発になってきたと思いますか。該当する番号1つを選択してください。

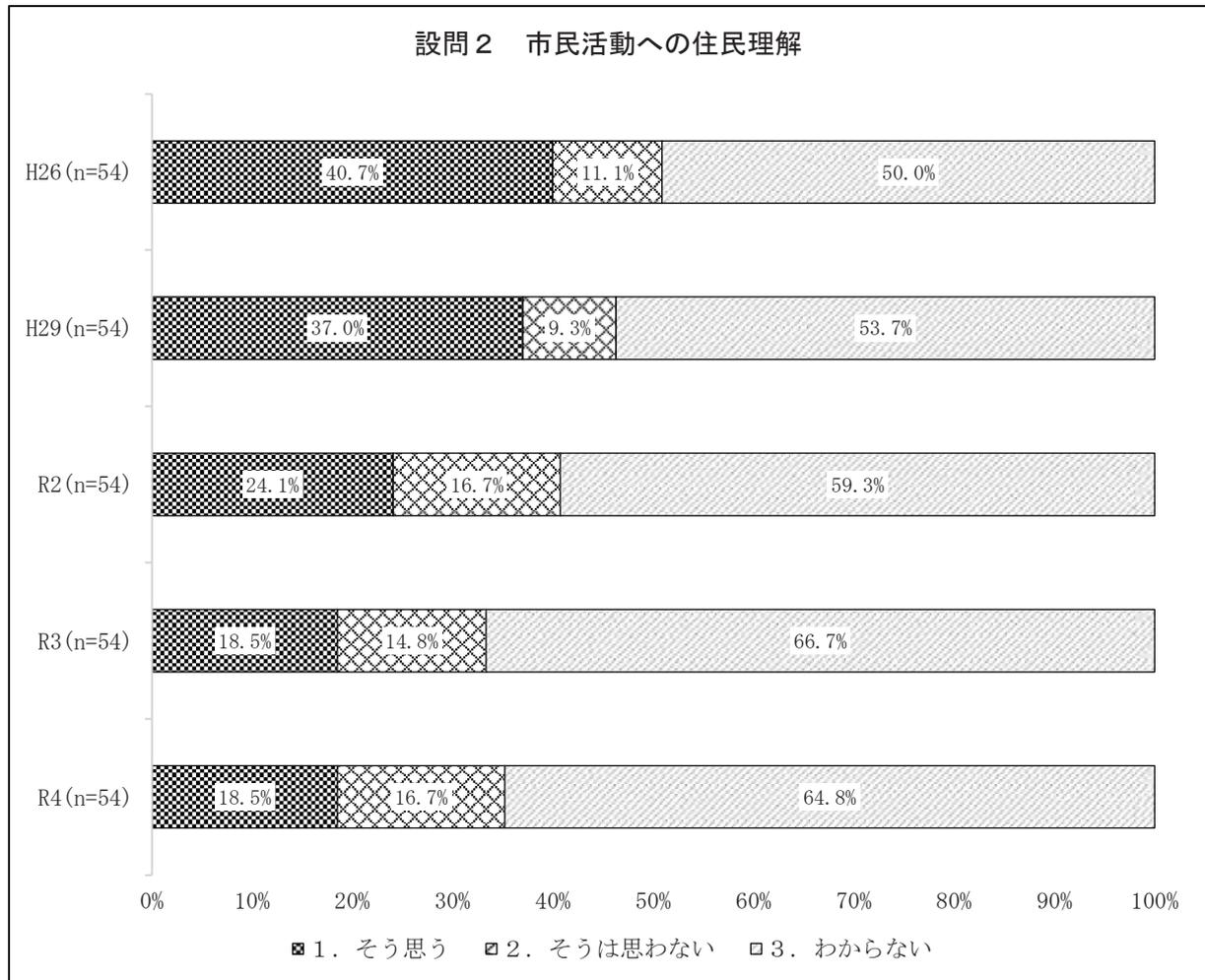


(結果概要)

ここ数年で市民活動が活発化しているかについて、22.2%の市町村が「そう思う」、38.9%の市町村が「そうは思わない」、38.9%の市町村が「わからない」と回答しており、「そう思う」と回答した市町村は5.6ポイント減少した。

〔市民活動への住民理解〕

設問2 ここ数年(3年程度)で市民活動への住民理解は深まりましたか。該当する番号1つを選択してください。

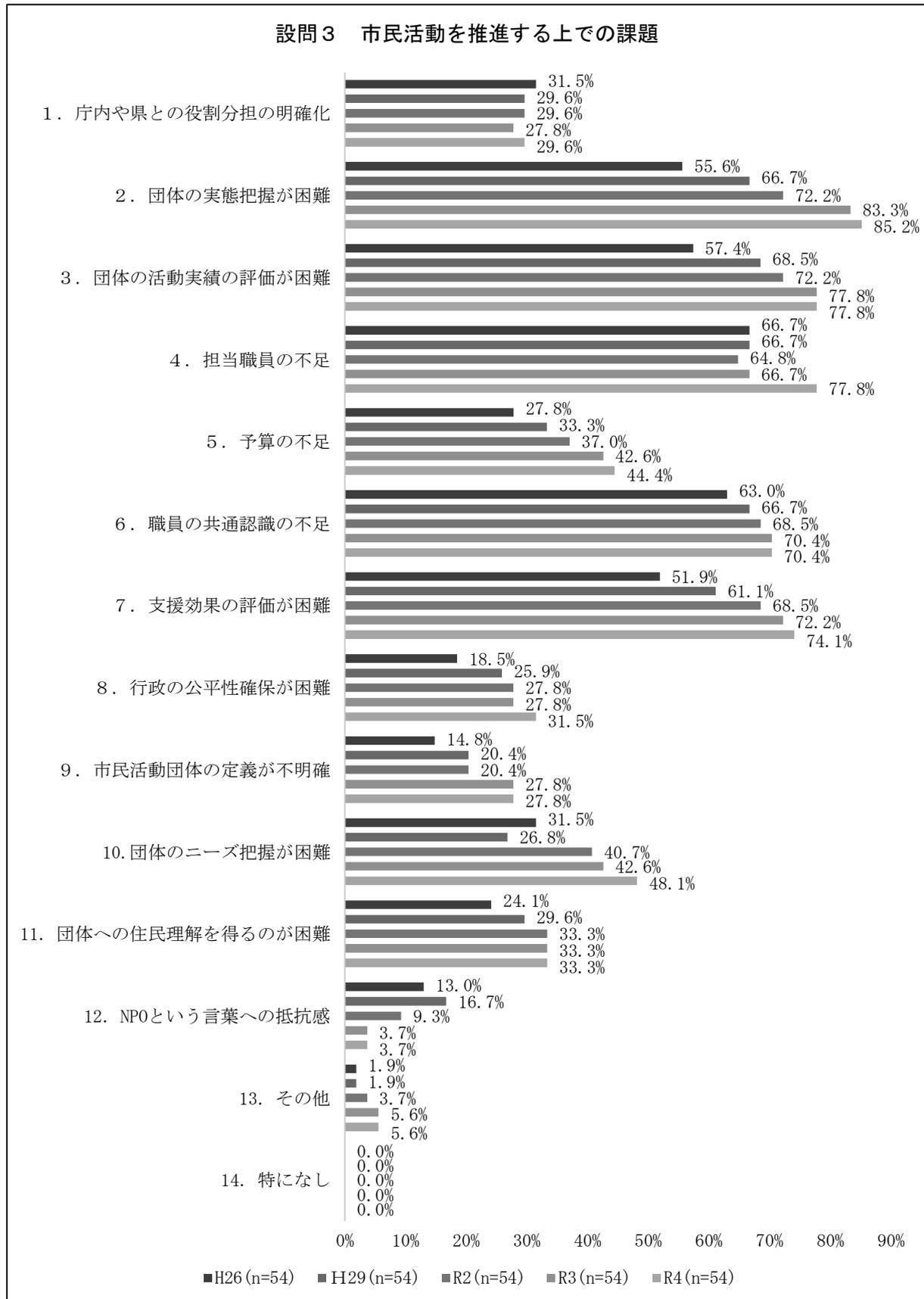


(結果概要)

ここ数年で市民活動の住民理解が深まったかについて、18.5%の市町村が「そう思う」、16.7%の市町村が「そうは思わない」、64.8%の市町村が「わからない」と回答しており、前回調査から大きな変化は見られない。

〔市民活動を推進する上での課題〕

設問3 市民活動を推進する上での課題について、あてはまる番号すべて選択してください。

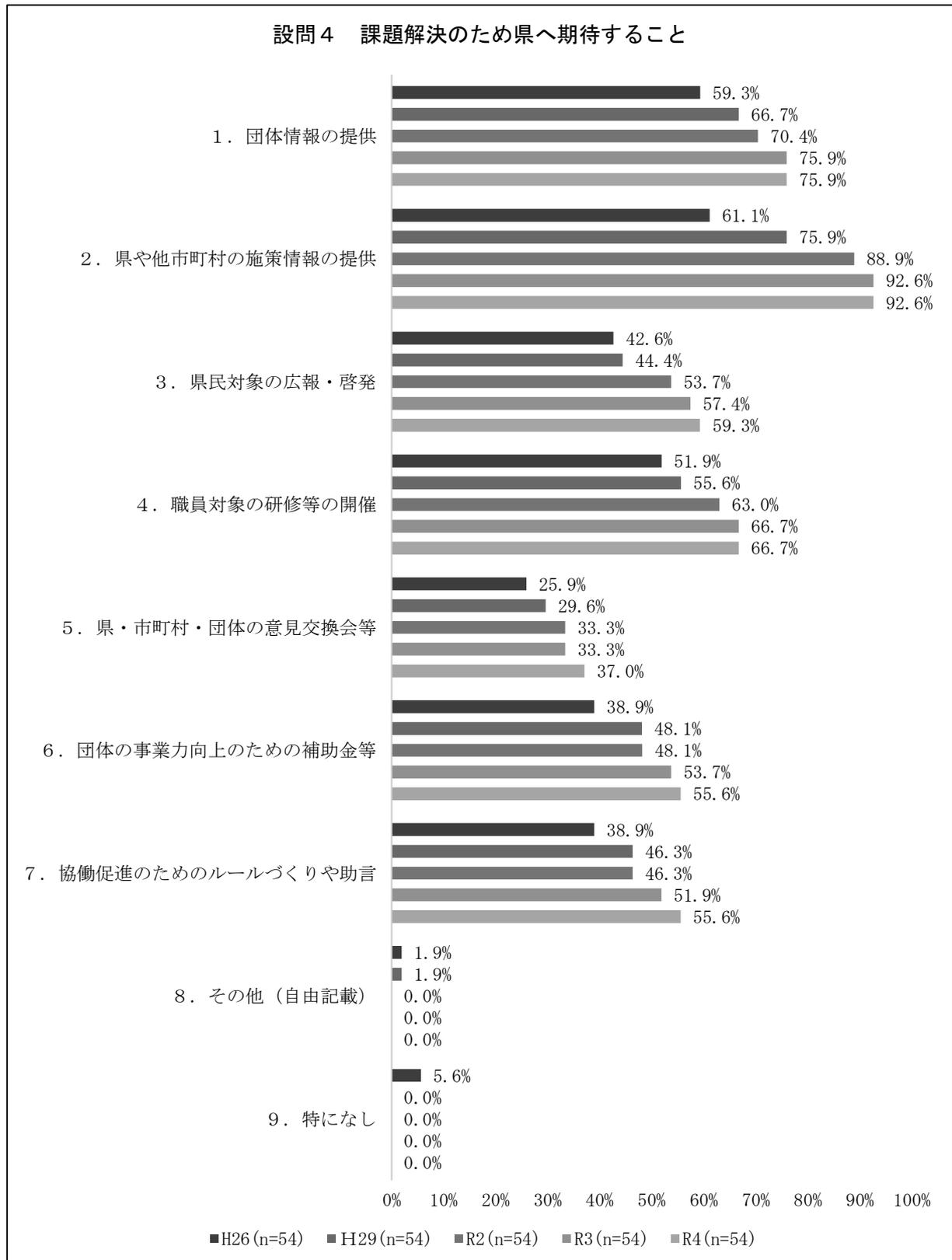


(結果概要)

市民活動を推進する上での課題については、「団体の実態把握が困難」が85.2%と最も多い。

〔課題解決のため県へ期待すること〕

設問4 設問3で挙げた課題解決のために県に期待することについて、あてはまる番号すべてを選択してください。

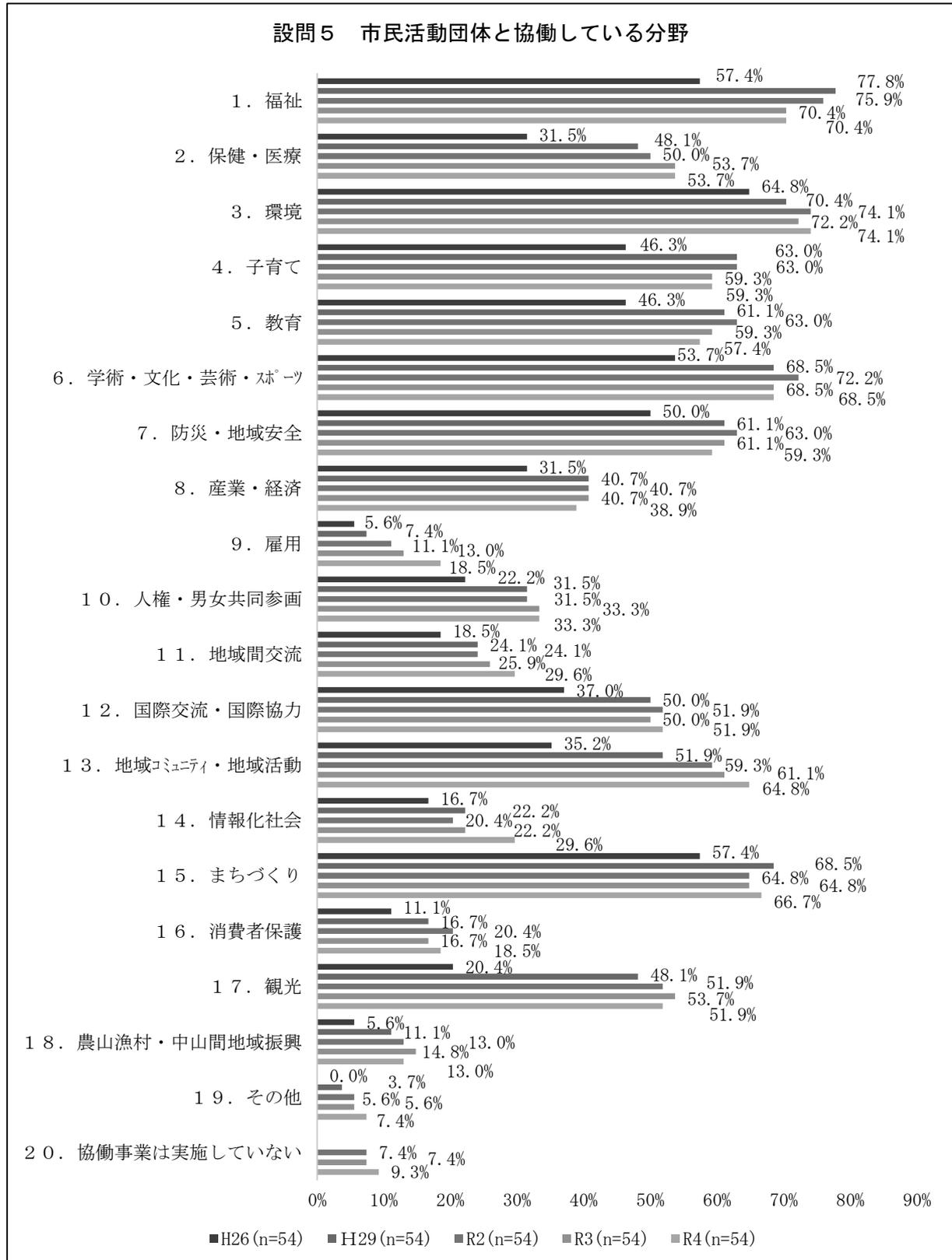


(結果概要)

市民活動推進上の課題に対して県に期待することについては、「県や他市町村の施策情報の提供」が92.6%と最も多く、前回調査から大きく変化はない。

〔市民活動団体との協働経験〕

設問5 市民活動団体との協働している分野について、あてはまる番号すべてを選択してください。

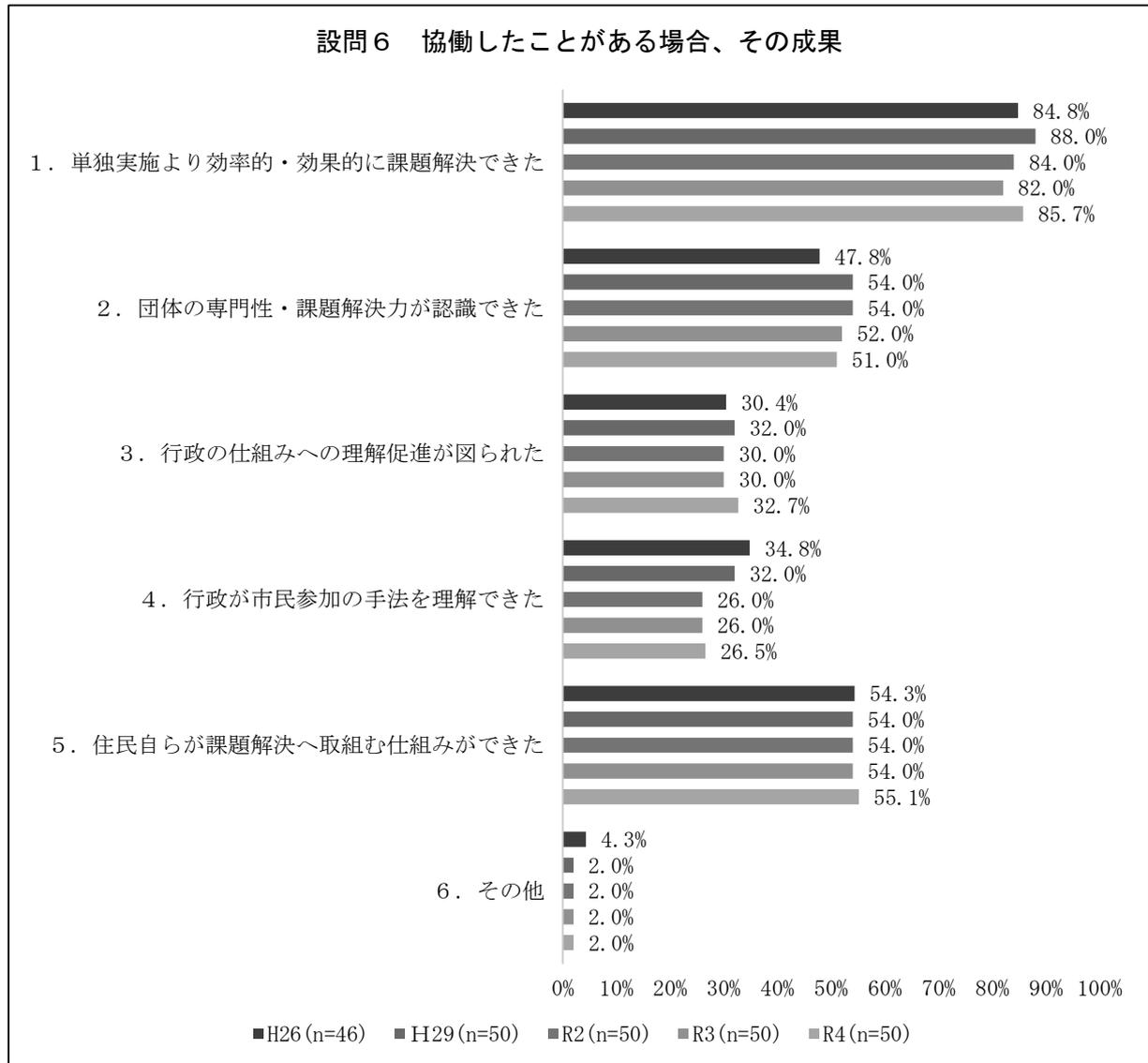


(結果概要)

市民活動団体と協働している分野については、「福祉」「環境」が70%を超える高い値となっている。

【協働の成果】

設問6 市民活動団体と協働したことがある場合の成果について、あてはまる番号すべてを選択してください。

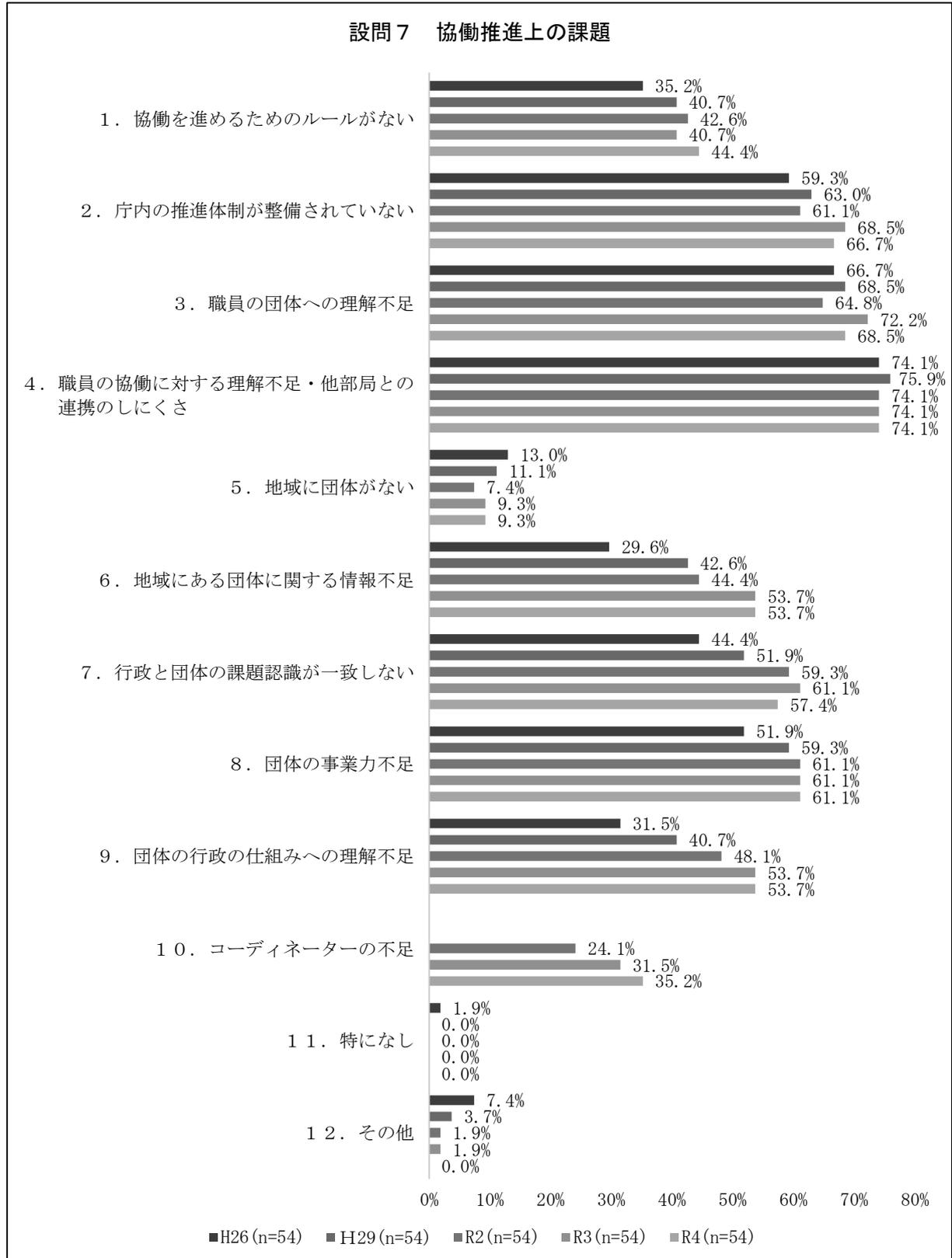


(結果概要)

市民活動団体との協働の成果については、「単独実施より効率的・効果的に課題解決できた」が85.7%と最も多く、前回調査から大きな変化は見られない。

〔協働推進上の課題〕

設問7 市民活動団体との協働を推進する上での課題について、あてはまる番号すべてを選択してください。

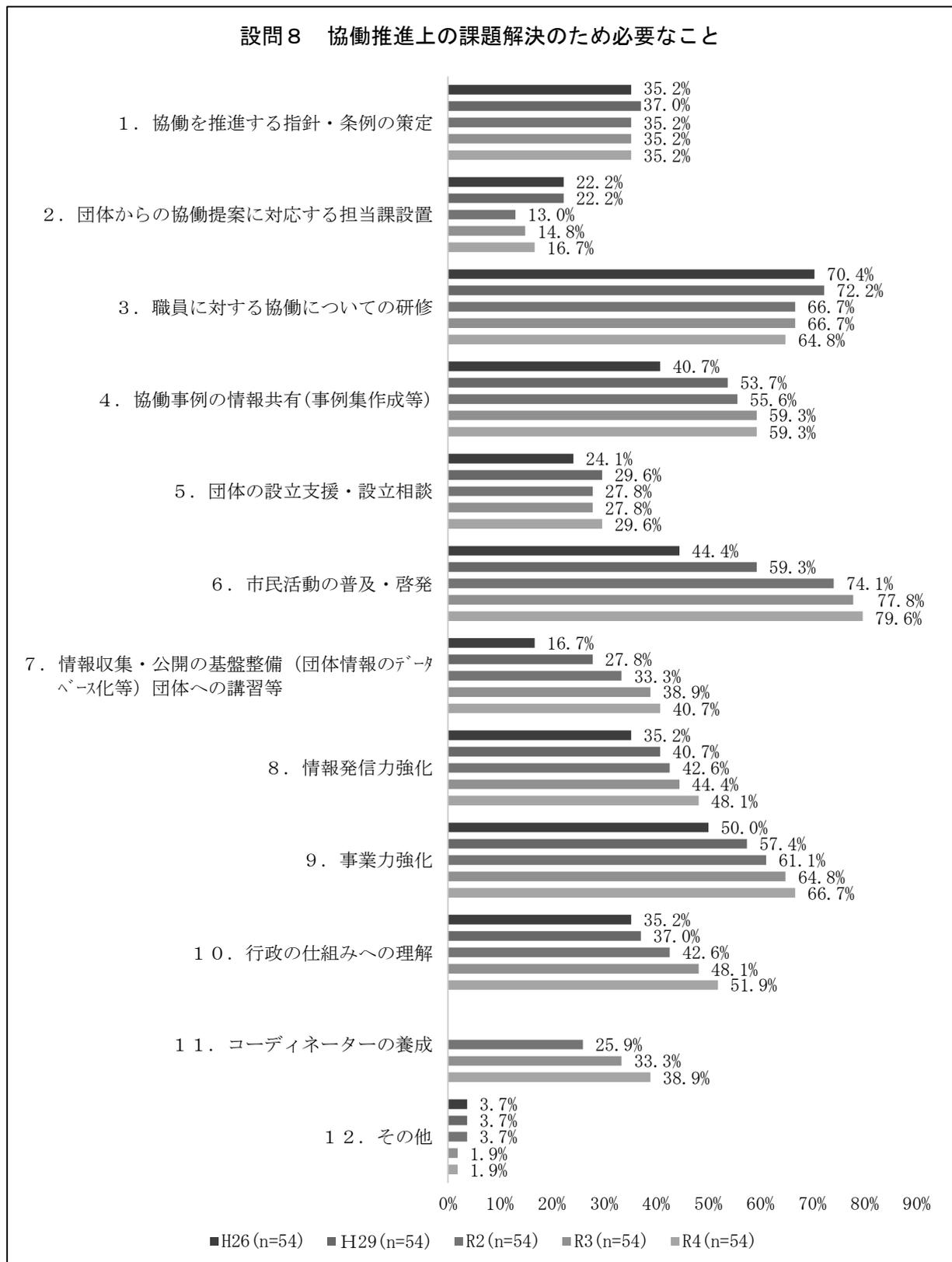


(結果概要)

市民活動団体との協働推進上の課題については、「職員の協働に対する理解不足・他部局との連携のしにくさ」が74.1%と最も多く、前回調査から大きな変化は見られない。

〔課題解決のため必要なこと〕

設問8 設問7で挙げた協働推進上の課題を解決するため必要なことについて、あてはまる番号すべてを選択してください。



(結果概要)

協働推進上の課題解決に必要なことについては、「市民活動の普及・啓発」が79.6%と最も多い。また、この割合は増加傾向にある。

3 県内市町村市民活動担当課一覧

【令和4年4月1日現在】

市町村名	担当課名	所在地	電話番号
千葉市	市民自治推進課	千葉市中央区千葉港 1-1	043-245-5664(直)
銚子市	総務課	銚子市若宮町 1-1	0479-24-8794(直)
市川市	ボランティア・NPO課	市川市八幡 1-1-1	047-712-8704(直)
船橋市	市民協働課	船橋市湊町 2-10-25	047-436-3201(直)
館山市	市民協働課	館山市北条 1145-1	0470-22-3142(直)
木更津市	市民活動支援課	木更津市朝日 3-10-19	0438-23-8610(直)
松戸市	市民自治課	松戸市根本 387-5	047-366-7318(直)
野田市	市民生活課	野田市鶴奉 7-1	04-7125-1111(代) 内線 3125
茂原市	生活課	茂原市道表 1	0475-20-1505(直)
成田市	市民協働課	成田市花崎町 760	0476-20-1507(直)
佐倉市	自治人権推進課	佐倉市海隣寺町 97	043-484-6686(直)
東金市	地域振興課	東金市東岩崎 1-1	0475-50-1115(直)
旭市	市民生活課	旭市二 2132	0479-62-5396(直)
習志野市	協働政策課	習志野市鷺沼 2-1-1	047-407-3185(直)
柏市	市民活動支援課	柏市柏 5-10-1	04-7167-1126(直)
勝浦市	総務課	勝浦市新官 1343-1	0470-73-6646(直)
市原市	地域連携推進課	市原市 国分寺台中央 1-1-1	0436-23-9998(直)
流山市	コミュニティ課	流山市平和台 1-1-1	04-7150-6076(直)
八千代市	コミュニティ推進課	八千代市 大和田新田 312-5	047-483-1151(代)
我孫子市	市民協働推進課	我孫子市我孫子 1858	04-7185-1467(直)
鴨川市	市民生活課	鴨川市横渚 1450	04-7093-7822(直)
鎌ヶ谷市	市民活動推進課	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1	047-445-1274(直)
君津市	市民活動支援課	君津市久保 2-13-1	0439-56-1483(直)
富津市	市民課	富津市下飯野 2443	0439-80-1252(直)
浦安市	市民参加推進課	浦安市猫実 1-1-1	047-712-6059(直)
四街道市	政策推進課	四街道市鹿渡無番地	(月曜日)043-421-6161・6162(直) (火曜日～金曜日)043-379-7553(直)

3 県内市町村市民活動担当課一覧

市町村名	担当課名	所在地	電話番号
袖ヶ浦市	市民協働推進課	袖ヶ浦市坂戸市場 1-1	0438-62-3102(直)
八街市	市民協働推進課	八街市八街ほ 35-29	043-312-1140(直)
印西市	市民活動推進課	印西市大森 2364-2	0476-33-4431(直)
白井市	市民活動支援課	白井市復 1123	047-401-4078(直)
富里市	市民活動推進課	富里市七栄 652-1	0476-93-1117(直)
南房総市	市民課	南房総市富浦町青木 28	0470-33-1005(直)
匝瑳市	環境生活課	匝瑳市八日市場ハ 793-2	0479-73-0088(直)
香取市	市民協働課	香取市佐原口 2127	0478-50-1261(直)
山武市	市民自治支援課	山武市殿台 296	0475-80-0151(直)
いすみ市	企画政策課	いすみ市大原 7400-1	0470-62-1382(直)
大網白里市	地域づくり課	大網白里市大網 115-2	0475-70-0342(直)
酒々井町	住民協働課	印旛郡酒々井町 中央台 4-11	043-496-1171(代) 内線 361・362
栄町	環境協働課	印旛郡栄町安食台 1-2	0476-33-7710(直)
神崎町	まちづくり課	香取郡神崎町 神崎本宿 163	0478-72-2114(直)
多古町	企画政策課	香取郡多古町多古 584	0479-76-5417(直)
東庄町	総務課	香取郡東庄町 笹川い 4713-131	0478-86-6084(直)
九十九里町	総務課	山武郡九十九里町 片貝 4099	0475-70-3106(直)
芝山町	企画空港政策課	山武郡芝山町小池 992	0479-77-3926(直)
横芝光町	企画空港課	山武郡横芝光町 宮川 11902	0479-84-1279(直)
一宮町	企画広報課	長生郡一宮町一宮 2457	0475-42-2113(直)
睦沢町	企画財政課	長生郡睦沢町 下之郷 1650-1	0475-44-2501(直)
長生村	企画財政課	長生郡長生村本郷 1-77	0475-32-4743(直)
白子町	企画財政課	長生郡白子町関 5074-2	0475-33-2180(直)
長柄町	企画財政課	長生郡長柄町桜谷 712	0475-35-2110(直)
長南町	企画政策課	長生郡長南町長南 2110	0475-46-2113(直)
大多喜町	総務課	夷隅郡大多喜町大多喜 93	0470-82-2111(直)
御宿町	企画財政課	夷隅郡御宿町須賀 1522	0470-68-2512(直)
鋸南町	総務企画課	安房郡鋸南町 下佐久間 3458	0470-55-4801(直)

4 県民活動推進に係る市町村基本データ

県民活動の推進に係る市町村ごとの基本データを掲載します。

なお、本データは、令和4年度に市町村に対して行った調査結果を基に作成しています。

[各市町村の掲載ページ]

- ・ 千葉市、銚子市、市川市 . . . 115 ページ
- ・ 船橋市、館山市、木更津市 . . . 116 ページ
- ・ 松戸市、野田市、茂原市 . . . 117 ページ
- ・ 成田市、佐倉市、東金市 . . . 118 ページ
- ・ 旭市、習志野市、柏市 . . . 119 ページ
- ・ 勝浦市、市原市、流山市 . . . 120 ページ
- ・ 八千代市、我孫子市、鴨川市 . . . 121 ページ
- ・ 鎌ヶ谷市、君津市、富津市 . . . 122 ページ
- ・ 浦安市、四街道市、袖ヶ浦市 . . . 123 ページ
- ・ 八街市、印西市、白井市 . . . 124 ページ
- ・ 富里市、南房総市、匝瑳市 . . . 125 ページ
- ・ 香取市、山武市、いすみ市 . . . 126 ページ
- ・ 大網白里市、酒々井町、栄町 . . . 127 ページ
- ・ 神崎町、多古町、東庄町 . . . 128 ページ
- ・ 九十九里町、芝山町、横芝光町 . . . 129 ページ
- ・ 一宮町、睦沢町、長生村 . . . 130 ページ
- ・ 白子町、長柄町、長南町 . . . 131 ページ
- ・ 大多喜町、御宿町、鋸南町 . . . 132 ページ

* 建制順で掲載しています

4 県民活動推進に係る市町村基本データ

令和5年1月1日現在（注記のあるものを除く）

建制順

市町村名		千葉市	銚子市	市川市	
団体把握状況	自治会・町内会	数	1,100団体	225団体	227団体
		加入率	61.80%	79.36%	52.76%
	自治会・町内会の連合組織	地区版	地区町内自治会連絡協議会（50組織）	－	地区連合会（14組織）
		全体版	千葉市各区町内自治会連絡協議会（6組織）	銚子市町内会連合協議会	市川市自治会連合協議会
	地域の諸団体による協議会	地区版	有（地域運営委員会）	－	－
		全体版	－	－	－
	市民活動団体	団体数	936団体	34団体	473団体
		団体数の回答根拠	NPO法人：千葉市認証件数 任意団体：市民活動支援センター登録団体	銚子市まちづくりサポートルーム利用登録団体ほか	・千葉県NPO法人認証状況等 ・いちかわボランティア・NPO Web登録団体 ・補助金交付団体
	市民活動団体の連合組織（加入団体数）		－	－	－
	行政側の配置	出張所等の出先機関（設置数）* 地域活動の支援機能をもつもの		各区地域振興課(6)	－
地域担当職員制度（職員数）		地域担当職員（13）	－	－	
市民活動支援施設		名称	千葉市民活動支援センター	銚子市まちづくりサポートルーム	①市川市市民活動支援センター ②市川市市民活動支援センター行徳
		設置主体	千葉市	銚子市	市川市
		運営主体	特定非営利活動法人まちづくり千葉	銚子市	市川市
	運営形態	指定管理	直営	直営	
根拠・理念	地域活動・市民活動に係る 条例・計画・方針等		千葉市市民自治によるまちづくり条例	－	－
			市民公益活動の促進に関する基本指針	－	－
			－	－	－
協働提案事業	協働提案制度の導入状況	実施根拠	千葉市協働事業提案制度実施要綱	－	市川市協働事業提案制度実施要領
		名称	千葉市協働事業提案制度	－	市川市協働事業提案制度
		創設時期	平成23年6月	－	平成18年10月
	協働事業評価制度の実施状況	名称	－	－	－
		創設時期	－	－	－
ボランティア促進	ボランティア補償制度		ボランティア活動補償制度	－	ふれあい保険（市民活動災害保障保険）
	参加体験イベント		千葉市民活動フェスタ	－	－

4 県民活動推進に係る市町村基本データ

令和5年1月1日現在（注記のあるものを除く）

建制順

市町村名		船橋市	館山市	木更津市	
団体把握状況	自治会・町内会	数	886団体	156団体	226団体
		加入率	70.50%	85.88%	59.40%
	自治会・町内会の連合組織	地区版	地区連絡協議会（24組織）	連合町内会、連合区長会、区長会、連合区（15組織）	地区区長会（16組織）
		全体版	有	館山市町内会連合協議会	木更津市区長会連合会
	地域の諸団体による協議会	地区版	－	－	まちづくり協議会（13団体）
		全体版	－	－	－
	市民活動団体	団体数	561団体	48団体	125団体
		団体数の回答根拠	ふなばし市民力発見サイトの登録団体（市外の団体を含む）	・市HPに情報掲載の依頼があった団体（団体からの申告による） ・社会福祉協議会で把握している団体	木更津市市民活動支援センター登録団体
	市民活動団体の連合組織（加入団体数）		－	－	－
	行政側の配置	出張所等の出先機関（設置数）* 地域活動の支援機能をもつもの		－	－
地域担当職員制度（職員数）		－	－	地区担当職員（946）	
市民活動支援施設		名称	船橋市市民活動サポートセンター	－	木更津市市民活動支援センター「きさらづみらいラボ」
		設置主体	船橋市	－	木更津市
		運営主体	船橋市	－	三幸株式会社南総支店
	運営形態	直営	－	指定管理	
根拠・理念	地域活動・市民活動に係る 条例・計画・方針等		市民参加と協働のまち船橋～市民力でまちづくりをすすめる基本指針～	「NPOと行政との協働」マニュアルQ & A	木更津市協働のまちづくり条例
			－	館山市市民協働条例	－
			－	－	－
協働提案事業	協働提案制度の導入状況	実施根拠	－	館山市市民協働条例	木更津市協働のまちづくり条例
		名称	－	市民協働まちづくり支援事業	－
		創設時期	－	令和元年6月	－
	協働事業評価制度の実施状況	名称	－	－	－
		創設時期	－	－	－
ボランティア促進	ボランティア補償制度		船橋市市民活動総合補償制度	－	木更津市市民活動災害補償制度
	参加体験イベント		ふなばし市民活動フェア 地域に飛び出せ！！ふなばし夏のボランティア体験事業	－	みらいラボフェスタ

4 県民活動推進に係る市町村基本データ

令和5年1月1日現在（注記のあるものを除く）

建制順

市町村名		松戸市	野田市	茂原市	
団体把握状況	自治会・町内会	数	347団体	407団体	237団体
		加入率	67.21%	62.20%	53.45%
	自治会・町内会の 連合組織	地区版	松戸市町会・自治会連合会 ○○地区会（15地区）	地区連合会（17組織）	地区自治会長連合会（10組織）
		全体版	松戸市町会・自治会連合会	野田市自治会連合会	茂原市自治会長連合会
	地域の諸団体 による協議会	地区版	－	－	地域まちづくり協議会（豊田地区・五郷地区・東郷地区）
		全体版	－	－	－
	市民活動団体	団体数	①799団体 ②116団体 ※重複有	136団体	73団体
団体数の回答根拠		①まつど市民活動サポートセンター利用登録団体 ②市民活動登録団体	野田市市民活動支援センター登録団体	「もばら市民活動ガイド」掲載内容	
市民活動団体の連合組織 （加入団体数）		－	－	－	
行政側の配置	出張所等の出先機関（設置数）* 地域活動の支援機能をもつもの		－	－	
	地域担当職員制度（職員数）		－	－	
	市民活動支援施設	名称	まつど市民活動サポートセンター	野田市市民活動支援センター	茂原市市民活動支援センター「まちびとCaffe」
		設置主体	松戸市	野田市	茂原市
		運営主体	特定非営利活動法人まつどNPO協議会	野田市	茂原市
運営形態		指定管理	直営	直営	
根拠・理念	地域活動・市民活動に係る 条例・計画・方針等		第4次協働推進計画	－	茂原市市民活動（ボランティア・NPO）支援指針
			松戸市協働のまちづくり条例	－	茂原市まちづくり条例
			－	－	－
協働提案事業	協働提案制度の 導入状況	実施根拠	松戸市協働のまちづくり条例	－	茂原市協働提案事業補助金交付要綱
		名称	松戸市協働事業提案制度	－	茂原市協働提案事業補助金交付
		創設時期	平成19年	－	平成29年8月
	協働事業評価制度の 実施状況	名称	事業成果報告会における松戸市協働のまちづくり協議会による評価	－	茂原市協働提案事業補助金（事後評価）
		創設時期	平成19年	－	平成29年8月
ボランティア促進	ボランティア補償制度		松戸市市民活動総合補償制度 ※条件あり	－	－
	参加体験イベント		①まつど地域活躍塾公開講演会 ②夏のボランティア体験講座「Let's体験」 ③大人のためのボランティア体験 ④NPO・市民活動見本市(まつどみらい会議・みらいフェスタ)	①市民活動元気アップふえすた ②こまめカフェ	①地域まちづくり協議会設立支援講座 ②もばら市民活動フェスタ

4 県民活動推進に係る市町村基本データ

令和5年1月1日現在（注記のあるものを除く）

建制順

市町村名		成田市	佐倉市	東金市	
団体把握状況	自治会・町内会	数	286団体	254団体	77団体
		加入率	48.24%	66.64%	61.29%
	自治会・町内会の 連合組織	地区版	地区区長会（9組織）、地区自治会連合会（1組織）	自治会・町内会等連合協議会	区長会（11組織）
		全体版	成田市区長会	－	区長会連合会
	地域の諸団体 による協議会	地区版	－	地域まちづくり事業実施団体	地区振興協議会
		全体版	－	－	－
	市民活動団体	団体数	927団体	167団体	111団体
		団体数の回答根拠	①千葉県NPO法人認証状況 ②「成田市まなび&ボランティアサイト」登録団体	市民公益活動サポートセンター登録団体	ボランティアセンター登録団体数および市発行の市民活動ガイドブック登録団体数（重複除く）
	市民活動団体の連合組織（加入団体数）		－	－	－
	行政側の配置	出張所等の出先機関（設置数）* 地域活動の支援機能をもつもの		－	－
地域担当職員制度（職員数）		－	－	－	
市民活動支援施設		名称	－	佐倉市市民公益活動サポートセンター	東金市ボランティア・市民活動センター
		設置主体	－	佐倉市	東金市社会福祉協議会、東金市
		運営主体	－	佐倉市	東金市社会福祉協議会
	運営形態	－	直営	直営	
根拠・理念	地域活動・市民活動に係る 条例・計画・方針等		成田市協働推進の基本指針	市民協働の推進に関する条例	－
			－	市民協働型自治運営の推進指針	－
			－	市民公益活動推進のための基本指針	－
協働提案事業	協働提案制度の 導入状況	実施根拠	－	市民協働の推進に関する条例	－
		名称	－	市民協働事業	－
		創設時期	－	平成19年4月	－
	協働事業評価制度の 実施状況	名称	－	事業関係部局及び関係部局長検討会による評価	－
創設時期		－	平成30年4月	－	
ボランティア促進	ボランティア補償制度	成田市住民活動総合災害補償制度	佐倉市市民公益活動補償制度	市民活動総合補償制度	
	参加体験イベント	－	市民公益活動ポスター展	－	

4 県民活動推進に係る市町村基本データ

令和5年1月1日現在（注記のあるものを除く）

建制順

市町村名		旭市	習志野市	柏市	
団体把握状況	自治会・町内会	数	155団体	250団体	295団体
		加入率	57.70%	63.80%	64.88%
	自治会・町内会の 連合組織	地区版	－	地区連合町会（16組織）	－
		全体版	旭市区長会	習志野市連合町会連絡協議会	－
	地域の諸団体 による協議会	地区版	－	地区まちづくり会議	ふるさと協議会（21組織）
		全体版	－	－	ふるさと協議会連合会
	市民活動団体	団体数	61団体	67団体	393団体
		団体数の回答根拠	・旭市社会福祉協議会ボランティア連絡協議会登録団体 ・旭市市民まちづくり活動登録団体	団体登録制	市の登録団体
	市民活動団体の連合組織 （加入団体数）		旭市社会福祉協議会ボランティア連絡協議会（23団体）	－	－
	行政側の配置	出張所等の出先機関（設置数）* 地域活動の支援機能をもつもの		－	－
地域担当職員制度（職員数）		行政連絡員（155）	地区担当職員（576）	各地域担当職員(9), 市民協働支援員(1), 地域づくりコーディネーター(6)	
市民活動支援施設		名称	－	習志野市市民協働インフォメーションルーム	柏市市民活動サポートコーナー
		設置主体	－	習志野市	柏市
		運営主体	－	習志野市	柏市
	運営形態	－	直営	直営	
根拠・理念	地域活動・市民活動に係る 条例・計画・方針等		－	習志野市市民協働基本方針	柏市民公益活動促進条例
			－	－	－
			－	－	－
協働提案事業	協働提案制度の 導入状況	実施根拠	旭市市民まちづくり活動支援事業補助金交付要綱	習志野市公共サービス市民協働提案制度	柏市民公益活動促進条例
		名称	－	①習志野市まちづくり応援事業提案制度 ②習志野市市民協働型委託事業	柏市協働まちづくり提案制度
		創設時期	－	平成30年4月	令和2年4月
	協働事業評価制度の 実施状況	名称	－	－	－
		創設時期	－	－	－
ボランティア促進	ボランティア補償制度		－	－	市民活動災害補償保険
	参加体験イベント		－	みんなで市民活動交流会	①市民活動フェスタ ②市民活動講座 ③協働まちづくりサロン ④市民活動フリーマーケット「ぼかぼか市」

4 県民活動推進に係る市町村基本データ

令和5年1月1日現在（注記のあるものを除く）

建制順

市町村名		勝浦市	市原市	流山市	
団体把握状況	自治会・町内会	数	49団体	515団体	185団体
		加入率	74.41%	55.3%	61.41%
	自治会・町内会の 連合組織	地区版	－	市原市町会長連合会地区会（11地区）	自治会連合会（8組織）
		全体版	－	市原市町会長連合会	－
	地域の諸団体 による協議会	地区版	－	まちづくり協議会（10地区）	有（2団体）
		全体版	－	－	－
	市民活動団体	団体数	不明	354団体	236団体（NPO法人58、任意団体178）
		団体数の回答根拠	－	・市原市社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体 ・まちサポに登録団体	市民活動推進センター登録団体及び千葉県NPO法人認証状況等（重複除く）
	市民活動団体の連合組織 （加入団体数）		－	・いちばら市民活動協議会（15団体） ・市原市ボランティア連絡協議会（46団体）	－
	行政側の配置	出張所等の出先機関（設置数）* 地域活動の支援機能をもつもの		－	－
地域担当職員制度（職員数）		－	－		
市民活動支援 施設		名称	－	いちばら市民活動サポートコーナー	流山市市民活動推進センター
		設置主体	－	市原市	流山市
		運営主体	－	市原市	街活性室 株式会社
	運営形態	－	直営	委託	
根拠・理念	地域活動・市民活動に係る 条例・計画・方針等		－	市民公益活動促進に関する基本指針	市民と行政の協働まちづくりのための指針
			－	－	－
			－	－	－
協働提案 事業	協働提案制度の 導入状況	実施根拠	－	－	流山市市民活動団体公益事業補助金交付要綱
		名称	－	－	①流山市市民活動団体公益事業補助金（おおたか補助金） ②流山市市民活動団体公益事業補助金（ひなどり補助金）
		創設時期	－	－	①平成17年11月 ②令和4年4月
	協働事業評価制度の 実施状況	名称	－	－	流山市協働まちづくり提案調整会議
		創設時期	－	－	平成17年11月
ボラン ティア 促進	ボランティア補償制度		－	市原市市民活動補償制度	流山市市民活動災害補償保険制度
	参加体験イベント		－	地域住民主体のまちづくりシンポジウム	流山市市民まつり

4 県民活動推進に係る市町村基本データ

令和5年1月1日現在（注記のあるものを除く）

建制順

市町村名		八千代市	我孫子市	鴨川市	
団体把握状況	自治会・町内会	数	250団体	189団体	879団体（令和4年6月1日現在）
		加入率	52.00%	68.90%	55.1%（令和4年6月1日現在）
	自治会・町内会の 連合組織	地区版	小板橋連合町会ほか7団体	地区自治会長連合会（3組織）	－
		全体版	八千代市自治会連合会	－	－
	地域の諸団体 による協議会	地区版	－	－	－
		全体版	－	－	－
	市民活動団体	団体数	102団体	367団体	73団体
		団体数の回答根拠	八千代市市民活動サポートセンター登録団体	市民活動ステーションの利用団体 社会福祉協議会が把握している団体など	鴨川市市民活動団体一覧調査票に回答のあった団体
	市民活動団体の連合組織 （加入団体数）		－	あびこ市民活動ネットワーク 48団体	－
	行政側の配置	出張所等の出先機関（設置数）* 地域活動の支援機能をもつもの		－	－
地域担当職員制度（職員数）		－	－	－	
市民活動支援 施設		名称	八千代市市民活動サポートセンター	あびこ市民活動ステーション	－
		設置主体	八千代市	我孫子市	－
		運営主体	八千代市	株式会社 東京ドームファシリティーズ	－
	運営形態	直営	指定管理	－	
根拠・理念	地域活動・市民活動に係る 条例・計画・方針等		－	我孫子市市民公益活動支援指針	－
			－	－	－
			－	－	－
協働 提案 事業	協働提案制度の 導入状況	実施根拠	－	我孫子市補助金等を受ける公募団体の選定 及び手続等に関する要綱	鴨川市市民提案によるまちづくり支援事業 実施要綱
		名称	－	市民活動担当部署が仲介	みんなで育て鯛！まちづくり支援補助金
		創設時期	－	－	平成22年6月
	協働事業評価制度の 実施状況	名称	－	全庁的な政策評価	－
		創設時期	－	－	－
ボラン ティア 促進	ボランティア補償制度		－	我孫子市市民公益活動補償制度	－
	参加体験イベント		－	①市民のチカラまつり ②子ども＆若者NPO・ボランティア体験事業 ③地域活動インターンシップ・プログラム ④市民向け講座	「みんなで育て鯛！まちづくり支援事業」 公開プレゼンテーション

4 県民活動推進に係る市町村基本データ

令和5年1月1日現在（注記のあるものを除く）

建制順

市町村名		鎌ヶ谷市	君津市	富津市	
団体把握状況	自治会・町内会	数	100団体	204団体	107団体
		加入率	55.34%	62.90%	80.72%
	自治会・町内会の連合組織	地区版	－	地区自治会長連合会（10組織）	代表区長会
		全体版	鎌ヶ谷市自治会連合協議会	有	－
	地域の諸団体による協議会	地区版	－	－	－
		全体版	－	－	－
	市民活動団体	団体数	90団体	11団体	16団体
		団体数の回答根拠	・鎌ヶ谷市市民活動推進センターに登録している団体 ・内閣府NPOホームページで存在が確認できる団体	君津市民が主役のまちづくり事業実施団体	富津市市民活動団体登録制度
	市民活動団体の連合組織（加入団体数）		－	－	－
	行政側の配置	出張所等の出先機関（設置数）＊ 地域活動の支援機能をもつもの		－	公民館（8） コミュニティセンター（5）
地域担当職員制度（職員数）		－	－	－	
市民活動支援施設		名称	鎌ヶ谷市市民活動推進センター	－	－
		設置主体	鎌ヶ谷市	－	－
		運営主体	鎌ヶ谷市	－	－
	運営形態	直営	－	－	
根拠・理念	地域活動・市民活動に係る 条例・計画・方針等		鎌ヶ谷市協働のためのアクションプラン2 2	君津市市民協働のまちづくり条例	－
			－	－	－
			－	－	－
協働提案事業	協働提案制度の導入状況	実施根拠	－	－	－
		名称	－	－	－
		創設時期	－	－	－
	協働事業評価制度の実施状況	名称	－	－	－
創設時期		－	－	－	
ボランティア促進	ボランティア補償制度	鎌ヶ谷市市民活動総合保険	君津市市民活動災害補償制度	富津市市民活動災害補償制度	
	参加体験イベント	①かまがや市民活動・男女きらりフェスタ ②かまがや地域づくりコーディネーター養成講座 ③ロゲイニングカードで知る私たちの街・鎌ヶ谷市	－	－	

4 県民活動推進に係る市町村基本データ

令和5年1月1日現在（注記のあるものを除く）

建制順

市町村名		浦安市	四街道市	袖ヶ浦市	
団体把握状況	自治会・町内会	数	83団体	87団体	190団体
		加入率	44.30%	61.07%	57.90%
	自治会・町内会の 連合組織	地区版	－	連合会(2組織)	地区自治連絡会（5地区）
		全体版	浦安市自治会連合会（83組織）	－	袖ヶ浦市自治連絡協議会
	地域の諸団体 による協議会	地区版	－	－	まちづくり協議会（1団体）
		全体版	－	－	－
	市民活動団体	団体数	233団体	78団体	95団体
		団体数の回答根拠	市民活動センター利用承認団体	四街道市みんなで地域づくりセンターホームページ掲載団体	市民活動情報サイト登録団体
	市民活動団体の連合組織 （加入団体数）		－	－	－
	行政側の配置	出張所等の出先機関（設置数）* 地域活動の支援機能をもつもの		－	－
地域担当職員制度（職員数）		－	自治連絡員(43)	－	
市民活動支援 施設		名称	浦安市市民活動センター	四街道市みんなで地域づくりセンター	－
		設置主体	浦安市	四街道市	－
		運営主体	特定非営利活動法人浦安まちづくりネット	四街道市、NPO法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ	－
	運営形態	委託	委託	－	
根拠・理念	地域活動・市民活動に係る 条例・計画・方針等		第3期市民参加推進計画	四街道市みんなで地域づくり指針	袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例
			浦安市市民参加推進条例	－	袖ヶ浦市協働のまちづくり推進計画
			－	－	－
協働提案 事業	協働提案制度の 導入状況	実施根拠	浦安市まちづくり活動補助金制度実施要綱	みんなで地域づくり事業提案制度実施要綱	袖ヶ浦市協働事業提案制度実施要綱
		名称	まちづくり活動補助金	みんなで地域づくり事業提案制度	袖ヶ浦市協働事業提案制度
		創設時期	令和元年7月	平成24年9月	平成24年7月
	協働事業評価制 度の実施状況	名称	浦安市市民活動補助金及びまちづくり活動補助金選定委員会による事業評価	みんなで地域づくり事業提案制度	－
		創設時期	令和元年9月	平成24年9月	－
ボラン ティア 促進	ボランティア補償制度		浦安市市民総合補償保険	市民総合賠償補償保険 ボランティア活動補償制度保険	－
	参加体験イベント		①若者のための夏休みボランティア ②まちづくりフェスタwith ③まちづくり講座 ④うらやすNPOウィーク～市民活動に出会う日	福祉施設 紹介・販売フェア「大きなテーブル」 ちばユニバーサル農業フェスタ	まちづくり講座講座（ステップアップ）全7回

4 県民活動推進に係る市町村基本データ

令和5年1月1日現在（注記のあるものを除く）

建制順

市町村名		八街市	印西市	白井市	
団体把握状況	自治会・町内会	数	39団体	194団体	97団体
		加入率	41.1%	61.46%	60.35%
	自治会・町内会の連合組織	地区版	－	町内会等地區連絡会	白井市自治連合会（9小学校区支部）
		全体版	八街市区長会	町内会自治会連合会	－
	地域の諸団体による協議会	地区版	－	－	－
		全体版	－	－	－
	市民活動団体	団体数	19団体	234団体	98団体
		団体数の回答根拠	千葉県NPO法人認証状況等（千葉県オープンデータサイト掲載データ）	市民活動支援センター登録団体	団体登録制
	市民活動団体の連合組織（加入団体数）		－	－	NPO法人白井市ボランティア連絡協議会（12団体）
	行政側の配置	出張所等の出先機関（設置数）* 地域活動の支援機能をもつもの		－	支所（2）
地域担当職員制度（職員数）		－	－	小学校区別地域担当職員（9）	
市民活動支援施設		名称	－	印西市市民活動支援センター	しろい市民まちづくりサポートセンター
		設置主体	－	印西市	白井市
		運営主体	－	株式会社 東京ドームファシリティーズ	白井市
		運営形態	－	指定管理	直営
根拠・理念	地域活動・市民活動に係る 条例・計画・方針等		八街市協働のまちづくり指針	印西市市民活動推進条例	白井市市民参加条例
			八街市協働のまちづくり条例	印西市地域コミュニティ基本方針	白井市市民参加・協働のまちづくりプラン
			第2次八街市協働のまちづくり推進計画	－	－
協働提案事業	協働提案制度の導入状況	実施根拠	八街市協働のまちづくり条例	印西市市民活動推進条例	－
		名称	八街市市民政策提案制度	企画提案型協働事業	市民活動担当部署が仲介
		創設時期	平成29年7月	平成17年4月	－
	協働事業評価制度の実施状況	名称	－	企画提案型協働事業評価シート	－
		創設時期	－	平成22年4月	－
ボランティア促進	ボランティア補償制度		－	印西市市民活動総合補償制度	白井市市民活動総合補償制度
	参加体験イベント		未定	①夏休みボランティア体験プログラム ②巡回パネル展 ③ボランティア・NPO関連なんでも相談 ④市民活動交流会	まちサポひ・ろ・ば

4 県民活動推進に係る市町村基本データ

令和5年1月1日現在（注記のあるものを除く）

建制順

市町村名		富里市	南房総市	匝瑳市	
団体把握状況	自治会・町内会	数	115団体	116団体	374団体
		加入率	46.6%（令和4年4月14日時点）	82.30%	64.50%
	自治会・町内会の連合組織	地区版	七栄連合区(1組織)	地区行政連絡協議会（7組織）	地区区長会（12組織）
		全体版	富里市区長会(74組織)	南房総市行政連絡協議会	匝瑳市区長会
	地域の諸団体による協議会	地区版	まちづくり協議会(6組織)	地区地域づくり協議会（6組織）	地域振興協議会
		全体版	-	-	-
	市民活動団体	団体数	97団体	68団体	20団体
		団体数の回答根拠	市民活動サポートセンター登録団体	団体登録（団体名・代表者名・主な活動など）	地域活動団体登録団体
	市民活動団体の連合組織（加入団体数）		-	-	-
	行政側の配置	出張所等の出先機関（設置数）* 地域活動の支援機能をもつもの		-	-
地域担当職員制度（職員数）		まちづくりコーディネーター（5）	地区担当職員（7） 地域づくり支援員（12）	-	
市民活動支援施設		名称	とみさと市民活動サポートセンター	-	匝瑳市市民活動サポートセンター
		設置主体	富里市	-	匝瑳市
		運営主体	富里市	-	匝瑳市
		運営形態	直営	-	直営
根拠・理念	地域活動・市民活動に係る 条例・計画・方針等		富里市協働のまちづくり条例	南房総市協働のまちづくり推進指針	匝瑳市市民協働指針
			第2次富里市協働のまちづくり推進計画 (改訂版)	-	匝瑳市市民協働推進条例
			-	-	-
協働提案事業	協働提案制度の 導入状況	実施根拠	富里市市民活動支援補助金交付要綱	①南房総市市民提案型まちづくりチャレンジ事業補助金交付要綱 ②南房総市地域力を育むモデル事業交付金交付要綱	匝瑳市市民協働推進条例
		名称	市民活動担当部署が仲介	①市民提案型まちづくりチャレンジ事業 ②地域力を育むモデル事業	匝瑳市市民提案型事業
		創設時期	-	①平成19年4月 ②平成21年9月	平成29年4月
	協働事業評価制度の実施状況	名称	富里市協働のまちづくり推進委員会	-	匝瑳市市民協働推進協議会
		創設時期	平成22年3月	-	平成28年3月
ボランティア促進	ボランティア補償制度	富里市市民活動総合補償制度	南房総市協働のまちづくり活動補償制度	全国市長会市民総合賠償補償保険	
	参加体験イベント	①とみさと協働塾 ②とみさと市民活動フェスタ	①市民提案型まちづくりチャレンジ事業公開審査会 ②市民活動発表会	ボランティアキャンペーン匝瑳	

4 県民活動推進に係る市町村基本データ

令和5年1月1日現在（注記のあるものを除く）

建制順

市町村名		香取市	山武市	いすみ市	
団体把握状況	自治会・町内会	数	310団体	265団体	91団体
		加入率	72.73%	約70%	80.00%
	自治会・町内会の連合組織	地区版	地区自治会連合会（22組織）	－	いすみ市行政区連合組織（3組織）
		全体版	香取市自治会連合会（年1回総会）	山武市区長会連合会	－
	地域の諸団体による協議会	地区版	－	①蓮沼まちづくり協議会 ②山武西まちづくり協議会 ③緑海まちづくり協議会	－
		全体版	－	－	－
	市民活動団体	団体数	162団体	145団体	17団体
		団体数の回答根拠	ボランティアセンター登録団体、市民活動団体活動状況調査、住民自治協議会登録団体、市民活動団体の紹介団体	補助金応募団体（H24～）、市民交流サロン利用団体、市民活動フェスタ参加団体、市民活動団体登録名簿掲載団体	団体登録（団体名、所在地、主な活動内容）
	市民活動団体の連合組織（加入団体数）		住民自治協議会（23団体）	市民活動フェスタ実行委員会（役員11団体）	－
	行政側の配置	出張所等の出先機関（設置数）* 地域活動の支援機能をもつもの		支所(3)	市民交流サロン（1）
地域担当職員制度（職員数）		地区担当職員(137)	－	－	
市民活動支援施設		名称	①佐原市民活動支援センター ②小見川市民活動支援センター ③山田市民活動支援センター ④栗原市民活動支援センター	①山武市市民交流サロン ②さんぶの森市民交流サロン	－
		設置主体	香取市	山武市	－
		運営主体	香取市	山武市	－
		運営形態	直営	直営	－
根拠・理念	地域活動・市民活動に係る 条例・計画・方針等		香取市まちづくり条例	－	－
			香取市市民協働指針「かとの風」	－	－
			－	－	－
協働提案事業	協働提案制度の導入状況	実施根拠	香取市地域振興事業補助金交付要綱	山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業補助金交付要綱	いすみ市まちづくり市民提案事業補助金交付要綱 （平成29年3月30日廃止）
		名称	－	山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業	市民活動担当部署が仲介
		創設時期	－	平成24年4月1日	－
	協働事業評価制度の実施状況	名称	－	－	－
		創設時期	－	－	－
	ボランティア促進	ボランティア補償制度		香取市市民活動総合補償制度	－
参加体験イベント		－	市民活動フェスタ	－	

4 県民活動推進に係る市町村基本データ

令和5年1月1日現在（注記のあるものを除く）

建制順

市町村名		大網白里市	酒々井町	栄町	
団体把握状況	自治会・町内会	数	116団体	34団体	38団体
		加入率	64.93%	75.92%	51.00%
	自治会・町内会の 連合組織	地区版	地区区長会	自治連合会議（1組織）	地区連絡協議会（1組織）
		全体版	有	－	－
	地域の諸団体 による協議会	地区版	－	－	－
		全体版	－	－	－
	市民活動団体	団体数	28団体	35団体	105団体
		団体数の回答根拠	市ホームページ「ボランティア団体情報」掲載分	・内閣府「NPO法人ポータルサイト」に登録されているNPO法人 ・「酒々井町 地域の活動団体紹介」に掲載を希望している団体	支援センターに登録している団体
	市民活動団体の連合組織 （加入団体数）		－	－	－
	行政側の配置	出張所等の出先機関（設置数）* 地域活動の支援機能をもつもの		－	－
地域担当職員制度（職員数）		－	地域担当員（16）	地区担当職員（38）	
市民活動支援 施設		名称	大網白里市市民活動支援センター	－	栄町住民活動支援センター
		設置主体	大網白里市	－	栄町
		運営主体	大網白里市	－	栄町
	運営形態	直営	－	直営	
根拠・理念	地域活動・市民活動に係る 条例・計画・方針等		－	－	栄町住民活動支援指針
			－	－	－
			－	－	－
協働提案 事業	協働提案制度の 導入状況	実施根拠	大網白里市住民協働事業補助金交付要綱	－	－
		名称	大網白里市住民協働事業	－	－
		創設時期	平成24年4月	－	－
	協働事業評価制度 の実施状況	名称	・全庁的な政策評価 ・協働事業成果報告会	－	－
創設時期		平成24年4月	－	－	
ボラン ティア 促進	ボランティア補償制度		－	－	栄町住民活動補償制度
	参加体験イベント		－	－	住民活動ふれあいまつり

4 県民活動推進に係る市町村基本データ

令和5年1月1日現在（注記のあるものを除く）

建制順

市町村名		神崎町	多古町	東庄町	
団体把握状況	自治会・町内会	数	23団体	53団体	34団体
		加入率	87.07%	約68.5%	73.00%
	自治会・町内会の連合組織	地区版	－	－	地区区長会
		全体版	－	区長会	東庄町区長会
	地域の諸団体による協議会	地区版	－	－	地区公識者会議
		全体版	－	－	－
	市民活動団体	団体数	7団体	18団体	39団体
		団体数の回答根拠	－	社会福祉協議会に登録しているボランティア団体および内閣府のNPOデータベースに登録されているNPO法人	社会福祉協議会の東庄町ボランティア団体名簿による
	市民活動団体の連合組織（加入団体数）		－	－	－
	行政側の配置	出張所等の出先機関（設置数）* 地域活動の支援機能をもつもの		－	－
地域担当職員制度（職員数）		－	－	－	
市民活動支援施設		名称	－	－	－
		設置主体	－	－	－
		運営主体	－	－	－
	運営形態	－	－	－	
根拠・理念	地域活動・市民活動に係る 条例・計画・方針等		－	－	－
			－	－	－
			－	－	－
協働提案事業	協働提案制度の導入状況	実施根拠	－	－	－
		名称	－	市民活動担当部署が仲介	－
		創設時期	－	－	－
	協働事業評価制度の実施状況	名称	－	－	－
		創設時期	－	－	－
ボランティア促進	ボランティア補償制度		－	全国町村会総合賠償補償保険	ボランティア活動保険
	参加体験イベント		－	多古町まちづくり志民活動助成事業審査会及び事業報告会	－

4 県民活動推進に係る市町村基本データ

令和5年1月1日現在（注記のあるものを除く）

建制順

市町村名		九十九里町	芝山町	横芝光町	
団体把握状況	自治会・町内会	数	45団体	57団体	98団体
		加入率	66.68%	72.00%	70.18%
	自治会・町内会の 連合組織	地区版	－	－	横芝光町行政総務員連絡会（89組織）
		全体版	九十九里町自治区連絡協議会	－	－
	地域の諸団体 による協議会	地区版	－	－	－
		全体版	－	－	－
	市民活動団体	団体数	不明	不明	29団体
		団体数の回答根拠	－	－	横芝光町社会福祉協議会への登録団体・県NPO情報・ボランティアセンター登録団体
	市民活動団体の連合組織 （加入団体数）		－	－	－
	行政側の配置	出張所等の出先機関（設置数）* 地域活動の支援機能をもつもの		－	－
地域担当職員制度（職員数）		－	－	－	
市民活動支援 施設		名称	－	－	－
		設置主体	－	－	－
		運営主体	－	－	－
	運営形態	－	－	－	
根拠・理念	地域活動・市民活動に係る 条例・計画・方針等		－	－	－
			－	－	－
			－	－	－
協働提案 事業	協働提案制度の 導入状況	実施根拠	－	－	－
		名称	－	－	－
		創設時期	－	－	－
	協働事業評価制度 の実施状況	名称	－	－	－
		創設時期	－	－	－
	ボラン ティア 促進	ボランティア補償制度		－	－
参加体験イベント		－	－	－	

4 県民活動推進に係る市町村基本データ

令和5年1月1日現在（注記のあるものを除く）

建制順

市町村名		一宮町	睦沢町	長生村	
団体把握状況	自治会・町内会	数	36団体	15団体	41団体
		加入率	70.70%	不明	46.72%
	自治会・町内会の連合組織	地区版	-	-	-
		全体版	-	-	-
	地域の諸団体による協議会	地区版	-	-	-
		全体版	-	-	-
	市民活動団体	団体数	42団体	9団体	5団体
		団体数の回答根拠	県NPO情報・ボランティアセンター登録団体	町が把握する活動団体	県NPO情報・ボランティアセンター登録団体
	市民活動団体の連合組織（加入団体数）		-	-	-
	行政側の配置	出張所等の出先機関（設置数）* 地域活動の支援機能をもつもの		-	-
地域担当職員制度（職員数）		-	-	-	
市民活動支援施設		名称	-	-	-
		設置主体	-	-	-
		運営主体	-	-	-
	運営形態	-	-	-	
根拠・理念	地域活動・市民活動に係る 条例・計画・方針等		-	-	-
			-	-	-
			-	-	-
協働提案事業	協働提案制度の導入状況	実施根拠	-	-	-
		名称	-	-	-
		創設時期	-	-	-
	協働事業評価制度の実施状況	名称	-	-	-
		創設時期	-	-	-
	ボランティア促進	ボランティア補償制度		-	-
参加体験イベント		-	-	-	

4 県民活動推進に係る市町村基本データ

令和5年1月1日現在（注記のあるものを除く）

建制順

市町村名		白子町	長柄町	長南町	
団体把握状況	自治会・町内会	数	32団体	48団体	27団体
		加入率	59.03%	62.45%	不明
	自治会・町内会の連合組織	地区版	-	-	-
		全体版	自治連合会	自治会長会	区長会
	地域の諸団体による協議会	地区版	-	-	-
		全体版	-	-	-
	市民活動団体	団体数	18団体	3団体	15団体
		団体数の回答根拠	県NPO情報・ボランティアセンター登録団体	県NPO情報	町が把握する活動団体
	市民活動団体の連合組織（加入団体数）		-	-	-
	行政側の配置	出張所等の出先機関（設置数）* 地域活動の支援機能をもつもの		-	-
地域担当職員制度（職員数）		-	-	-	
市民活動支援施設		名称	-	-	-
		設置主体	-	-	-
		運営主体	-	-	-
	運営形態	-	-	-	
根拠・理念	地域活動・市民活動に係る 条例・計画・方針等		-	-	協働に関する基本指針
			-	-	-
			-	-	-
協働提案事業	協働提案制度の導入状況	実施根拠	-	-	-
		名称	-	-	-
		創設時期	-	-	-
	協働事業評価制度の実施状況	名称	-	-	-
		創設時期	-	-	-
ボランティア促進	ボランティア補償制度		-	-	ボランティア活動保険
	参加体験イベント		-	-	-

4 県民活動推進に係る市町村基本データ

令和5年1月1日現在（注記のあるものを除く）

建制順

市町村名		大多喜町	御宿町	鋸南町	
団体把握状況	自治会・町内会	数	63団体	10団体	26団体
		加入率	不明	不明	不明
	自治会・町内会の連合組織	地区版	区長会(5組織)	行政区役員会議	-
		全体版	大多喜町区長会連合会	-	鋸南町区長会
	地域の諸団体による協議会	地区版	-	-	-
		全体版	-	-	-
	市民活動団体	団体数	9団体	8団体	不明
		団体数の回答根拠	県NPO情報・大多喜町社会福祉協議会情報	ボランティア活動支援を受けようとする申請済み団体・団体からの申告による	-
	市民活動団体の連合組織（加入団体数）		-	-	-
	行政側の配置	出張所等の出先機関（設置数）* 地域活動の支援機能をもつもの		-	-
地域担当職員制度（職員数）		-	-	-	
市民活動支援施設		名称	-	-	-
		設置主体	-	-	-
		運営主体	-	-	-
	運営形態	-	-	-	
根拠・理念	地域活動・市民活動に係る 条例・計画・方針等		-	第4次御宿町総合計画	-
			-	-	-
			-	-	-
協働提案事業	協働提案制度の導入状況	実施根拠	-	-	-
		名称	-	-	-
		創設時期	-	-	-
	協働事業評価制度の実施状況	名称	-	-	-
		創設時期	-	-	-
	ボランティア促進	ボランティア補償制度		-	-
参加体験イベント		-	-	-	

5 県内市町村市民活動支援センター一覧

【令和4年4月1日現在】

名称（五十音順）	所在地	電話番号
あびこ市民活動ステーション	我孫子市本町 3-1-2 けやきプラザ 10 階	04(7165)4370
市川市市民活動支援センター	市川市八幡 1-1-1	047(712)8706
市川市市民活動支援センター行徳	市川市末広 1-1-31 行徳支所 2 階	047(359)1146
いちほら市民活動サポートコーナー	市原市国分寺台中央 1-1-1	0436(23)9998
印西市市民活動支援センター	印西市中央南 1-4-1 中央駅前地域交流館 2 号館	0476(48)4500
浦安市市民活動センター	浦安市猫実 1-1-1 (市庁舎 10 階)	047(305)1721
大網白里市市民活動支援センター	大網白里市大網 115-2	0475(70)0342
小見川市民活動支援センター	香取市羽根川 38	0478(79)5710
柏市市民活動サポートコーナー	柏市柏 1-7-1-301	04(7163)1143
鎌ヶ谷市市民活動推進センター	鎌ヶ谷市富岡 1-1-3 ショッピングプラザ鎌ヶ谷 3 階	047(401)0891
木更津市市民活動支援センター 「きさらづみらいラボ」	木更津市中央 1-1-6 両総通運ビル内	0438(53)7070
栗源市民活動支援センター	香取市岩部 700	0478(75)2112
栄町住民活動支援センター	印旛郡栄町安食 938-1 (ふれあいプラザさかえ内)	0476(80)1733
佐倉市市民公益活動サポートセンター	佐倉市鐺木町 198-2 レインボープラザ佐倉 2 階	043(484)6686
佐原市民活動支援センター	香取市佐原口 2127	0478(50)1213
さんぶの森市民交流サロン	山武市埴谷 1884-1	0475(89)3630
山武市市民交流サロン	山武市殿台 296	0475(80)0151
しろい市民まちづくりサポートセンター	白井市堀込 1123 白井市役所東庁舎 1 階	047(401)3729
匝瑳市市民活動サポートセンター	匝瑳市八日市場ハ 793-2 (匝瑳市役所内)	0479(73)0088

名称（五十音順）	所在地	電話番号
千葉市民活動支援センター	千葉市中央区中央 2-5-1 千葉中央ツインビル 2 号館 9 階	043(227)3081
銚子市まちづくりサポートルーム	銚子市若宮町 1-1	0479(24)8794
東金市ボランティア・市民活動センター	東金市田間 3-9-1 ふれあいセンター 2 階	0475(52)5198
とみさと市民活動サポートセンター	富里市七栄 652-1	0476(93)4123
流山市民活動推進センター	流山市中 110 流山市生涯学習センター (流山エルズ) C 館 3 階	04(7150)4355
習志野市市民協働インフォメーション ルーム	習志野市津田沼 5-12-12 サンロード津田沼 5 階	047(453)9337
野田市市民活動支援センター	野田市鶴奉 5-1 野田市総合福祉会館 3 階	04(7197)1543
船橋市市民活動サポートセンター	船橋市本町 1-3-1 フェイスビル 5 階	047(423)3483
まつど市民活動サポートセンター	松戸市上矢切 299-1	047(365)5522
茂原市市民活動支援センター 「まちびと Caffé」	茂原市道表 1 (茂原市役所生活課内)	0475(20)1505
八千代市市民活動サポートセンター	八千代市ゆりのき台 5-30-6	047(481)3222
山田市民活動支援センター	香取市仁良 300-1	0478(79)7310
四街道市みんなで地域づくりセンター	四街道市大日 396 文化センター 1 階	043(304)7065

6 県内ボランティアセンター一覧

【令和4年4月1日現在】

名称	所在地	電話番号
千葉県ボランティア・市民活動センター	千葉市中央区千葉港 4-3	043-204-6010
千葉県体験活動ボランティア活動支援センター	柏市柏の葉 4-3-1 さわやかちば県民プラザ内	04-7135-2200
千葉市ボランティアセンター	千葉市中央区千葉寺町 1208-2 千葉市ハーモニープラザ B 棟 3 階	043-209-8850
中央区ボランティアセンター	千葉市中央区中央 4-5-1 Qiball (きぼーる) 15 階	043-221-2177
花見川区ボランティアセンター	千葉市花見川区瑞穂 1-1 花見川保健福祉センター 3 階	043-275-6438
稲毛区ボランティアセンター	千葉市稲毛区穴川 4-12-4 稲毛保健福祉センター 3 階	043-284-6160
若葉区ボランティアセンター	千葉市若葉区貝塚町 2-19-2 若葉保健福祉センター 3 階	043-233-8181
緑区ボランティアセンター	千葉市緑区鎌取町 226-1 緑保健福祉センター 2 階	043-292-8185
美浜区ボランティアセンター	千葉市美浜区真砂 5-15-2 美浜保健福祉センター 2 階	043-278-3252
ちば生涯学習ボランティアセンター	千葉市中央区弁天 3-7-7 千葉市生涯学習センター内	043-207-5815
市原市ボランティアセンター	市原市南国分寺台 4-1-4	0436-20-3100
市川市社会福祉協議会 地域福祉・ボランティアセンター	市川市東大和田 1-2-10	047-320-4002
市川市行徳ボランティアセンター	市川市末広 1-1-31 行徳支所 2 階	047-356-0007
船橋市ボランティアセンター	船橋市本町 2-7-8 船橋市福祉ビル 3 階	047-431-8808
習志野市ボランティア・市民活動センター	習志野市秋津 3-4-1	047-451-7899
八千代市社会福祉協議会 八千代市ボランティアセンター	八千代市大和田新田 312-5 八千代市福祉センター内	047-483-3021
浦安市ボランティアセンター	浦安市東野 1-7-1 総合福祉センター内	047-380-8864
松戸市社会福祉協議会ボランティアセンター	松戸市上矢切 299-1	047-362-5963
野田市社会福祉協議会 野田市ボランティアセンター	野田市鶴奉 5-1 野田市総合福祉会館内	04-7124-3939
柏市社会福祉協議会ボランティアセンター	柏市柏 5-8-12 教育福祉会館 3 階	04-7165-0880
流山市ボランティアセンター	流山市平和台 2-1-2 流山市ケアセンター 3 階	04-7159-4939

名称	所在地	電話番号
我孫子市ボランティア市民活動 相談窓口て・と・り・あ	我孫子市寿 2-27-41	04-7185-5233
鎌ヶ谷市社会福祉協議会 鎌ヶ谷市ボランティアセンター	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1 総合福祉保健センター5 階	047-442-2940
成田市社会福祉協議会ボランティアセンター	成田市赤坂 1-3-1	0476-27-8010
佐倉市ボランティアセンター	佐倉市海隣寺町 87	043-484-6198
四街道市ボランティアセンター	四街道市鹿渡無番地	043-421-6300
八街市ボランティアセンター	八街市八街ほ 35-29 市総合保健福祉センター3 階	043-443-1411
印西市ボランティアセンター	印西市竹袋 614-9	0476-42-0294
白井市ボランティアセンター	白井市復 1123 白井市保健福祉センター3 階	047-492-5716
富里市社会福祉協議会	富里市七栄 653-2 富里市福祉センター内	0476-92-8221
酒々井町社会福祉協議会	印旛郡酒々井町中央台 4-11 酒々井町役場西庁舎 1 階	043-496-6635
栄町社会福祉協議会	印旛郡栄町安食台 1-2	0476-95-1100
銚子市社会福祉協議会	銚子市若宮町 4-8 銚子市保健福祉センター内	0479-24-8189
旭市社会福祉協議会	旭市横根 3520 飯岡福祉センター内	0479-57-3133
匝瑳市社会福祉協議会	匝瑳市今泉 6491-1 野栄福祉センター内	0479-67-5200
香取市ボランティアセンター	香取市佐原口 2116-1	0478-54-4410
香取市生涯学習人材バンク事業推進協議会	香取市佐原口 2127 香取市役所内	0478-50-1224
神崎町社会福祉協議会	香取郡神崎町神崎本宿 96	0478-72-4031
多古町社会福祉協議会	香取郡多古町多古 777-1 多古町社会福祉協議会内	0479-76-5940
東庄町ボランティアセンター	香取郡東庄町石出 2692-4 東庄町社会福祉協議会事務所内	0478-86-4714
東金市ボランティア・市民活動センター	東金市田間 3-9-1	0475-52-5198
山武市ボランティア・市民活動センター	山武市埴谷 1868-14 山武福祉センター内	0475-89-2121
大網白里市社会福祉協議会	大網白里市大網 131-2・133 合併 1	0475-72-1995
九十九里町社会福祉協議会	山武郡九十九里町片貝 2910	0475-70-3163
芝山町社会福祉協議会	山武郡芝山町飯櫃 126-1 芝山町福祉センターやすらぎの里 内	0479-78-0850

6 県内ボランティアセンター一覧

名称	所在地	電話番号
横芝光町社会福祉協議会	山武郡横芝光町宮川 11902	0479-80-3611
茂原市ボランティアセンター	茂原市町保 13-20 茂原市総合市民センター内	0475-23-1969
勝浦市ボランティアセンター	勝浦市串浜 1191-1	0470-73-6101
いすみ市社会福祉協議会	いすみ市岬町東中滝 720-1 ふれあい会館内	0470-87-8857
一宮町ボランティアセンター	長生郡一宮町一宮 1865	0475-42-3424
睦沢町社会福祉協議会	長生郡睦沢町上市場 921-1	0475-44-2514
睦沢町体験活動ボランティア活動支援センター	長生郡睦沢町上之郷 1654-1 中央公民館内	0475-44-0211
長生村ボランティアセンター	長生郡長生村本郷 1-77 長生村総合福祉センター内	0475-32-3391
白子町ボランティアセンター	長生郡白子町関 92	0475-33-5746
長柄町社会福祉協議会	長生郡長柄町桜谷 712	0475-30-7200
長南町社会福祉協議会	長生郡長南町長南 2110	0475-46-3391
大多喜町社会福祉協議会	夷隅郡大多喜町大多喜 486-10 大多喜町立中央公民館内	0470-82-4969
御宿町ボランティアセンター	夷隅郡御宿町久保 1135-1	0470-68-6725
館山市ボランティア連絡協議会	館山市北条 402 市役所 4 号館内	0470-23-5068
木更津市社会福祉協議会ボランティアセンター	木更津市潮見 2-9	0438-25-2089
鴨川市社会福祉協議会	鴨川市八色 887-1 ふれあいセンター2 階	04-7093-0606
君津市ボランティアセンター	君津市久保 3-1-1 君津市保健福祉センター 「ふれあい館」3 階	0439-55-0294
富津市ボランティアセンター	富津市下飯野 2443 富津市社会福祉協議会内	0439-87-9611
袖ヶ浦市ボランティアセンター	袖ヶ浦市飯富 1604 袖ヶ浦市社会福祉センター内	0438-63-3988
南房総市社会福祉協議会ボランティアセンター	南房総市谷向 109-1 三芳農村環境改善センター内	0470-29-3729
鋸南町ボランティアセンター	安房郡鋸南町保田 560	0470-50-1174

7 計画の策定経緯

年月日	委員会等	主な内容
令和4年 7月27日(水)	第1回千葉県県民活動推進懇談会	計画の骨子について
11月17日(木)	第2回千葉県県民活動推進懇談会	計画素案について
令和5年 1月31日(火)	第3回千葉県県民活動推進懇談会	計画原案について
2月8日(水)	計画案公表	計画案について
2月8日(水) ～3月1日(水)	計画案パブリックコメント	
3月22日(水)	第4回千葉県県民活動推進懇談会	計画最終案について
3月30日(木)	計画策定	

8 千葉県民活動推進懇談会委員名簿

(令和4年4月1日現在。敬称略)

区 分	氏 名	所 属 団 体 等	備 考
有識者	鎌田 元弘	千葉工業大学創造工学部 教授	座 長
	関谷 昇	千葉大学大学院社会科学研究院 教授	
市民活動 団体関係者	牧野 昌子	特定非営利活動法人 ちば市民活動・市民事業サポートクラブ代表理事	副座長
	山本 佳美	特定非営利活動法人ちばMDエコネット事務局長	
社会福祉 協議会 関係者	榎本 豊	社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 副会長	
	白井 陽	社会福祉法人一宮町社会福祉協議会 会長	
企 業 関係者	山田 亮	株式会社千葉日報社 編集局次長兼デジタル編集統括	
	中嶋 貴大	有限会社津留八 専務取締役	
市町村 関係者	吉田 敬	柏市市民生活部市民活動支援課 課長	
	宮本 弘美	茂原市市民部 次長（生活課 課長事務取扱）	
合 計		10名	

NPO案内犬PONちゃん



千葉県県民活動推進計画 (令和5～7年度)

編集・発行
千葉県環境生活部県民生活課
〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号
TEL：043-223-4133・4147

